

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

258,174百万円（497,796百万円）

【25年度補正】 80,407百万円

水・大気環境局 放射性物質汚染対策担当参事官室  
総務課除染渉外広報室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、

- ① 除染特別地域における生活圏の除染の推進（34,564百万円）
- ② 除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き（65,375百万円）
- ③ 除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視（1,998百万円）
- ④ 除染実証事業（2,852百万円）
- ⑤ 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置（139,386百万円）
- ⑥ 正確かつ分かりやすい情報発信（1,208百万円）

等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

事項	H24	H25	H26	H27	H28
① 生活圏における除染				→	→
② 除去土壌等の減容化、仮置き					→
③ 放射線量の監視					→
④ 除染実証事業					→
⑤ 地方公共団体に対する財政措置					→
⑥ 正確かつ分かりやすい情報発信					→

3. 施策の効果

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減

# 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

平成26年度予算(案)額 258,174百万円(497,796百万円)  
平成25年度補正予算額 80,407百万円

## 【除染前】



目的：放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減

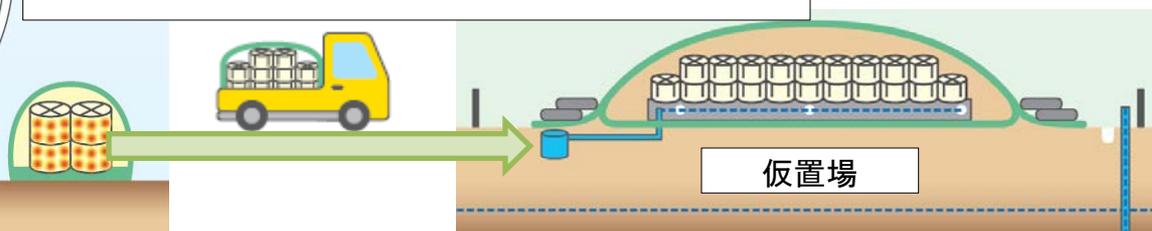
- 概要：
- ①除染特別地域における生活圏の除染の推進
  - ②除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き
  - ③除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
  - ④除染実証事業(帰還困難区域、森林、防火水槽、除染技術)
  - ⑤地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
  - ⑥正確かつ分かりやすい情報発信 等

除染により放射性物質を取り除く  
(①生活圏における除染・・・34,564百万円)

## 【除染後】



除去土壌等は減容化して仮置き  
(②除去土壌等の減容化・仮置き・・・65,375百万円)



除染後は空間線量率をモニタリング  
(③放射線量の監視・・・1,998百万円)

除染特別地域における①～③の取組を実施するとともに、市町村による除染等に対する財政措置を実施(⑤地方公共団体に対する財政措置(139,386百万円))。また、除染に関する知見の収集(④帰還困難区域や森林等の除染実証事業(2,852百万円))や除染に関する情報発信(⑥正確かつ分かりやすい情報発信(1,208百万円))等

## 中間貯蔵施設の整備

101,190百万円（14,645百万円）

水・大気環境局 中間貯蔵施設担当参事官室

### 1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法が議員立法により可決・成立し、公布された。また、平成23年10月に示された「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」において、「今後、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等、及び一定程度以上に汚染されている指定廃棄物等（以下、大量除去土壌等という）については、その量が膨大であって、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と位置づけ、その確保・運用を行う。その配置については、（中略）具体的には、大量除去土壌等が発生すると見込まれる福島県にのみ設置する。」とされている。

そこで、地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の建設等を進めることを目的として本事業を行う。

### 2. 事業計画（業務内容）

- （1）中間貯蔵施設の建設
- （2）施設の建設に必要な用地の取得、関連施設の整備等

### 3. 施策の効果

地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の整備を着実に実施することで、福島県内の除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、福島県の復興に資する。

# 中間貯蔵施設の整備

平成26年度予算(案)額 101,190百万円(14,645百万円)

## 背景・整備スケジュール

- 福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点で、これらの最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 除染後の土壌等は、各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消する必要。



福島県内で発生する放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設について、平成27年1月を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う。

## 平成26年度事業計画

- (1) 中間貯蔵施設の建設
- (2) 施設の建設に必要な用地の取得等、関連施設の整備等

## 施策の効果

地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の整備を着実に実施することで、福島県内の除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、福島県の復興に資する。

## 放射性物質汚染廃棄物処理事業

133,012百万円(97,100百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

### 1. 事業の必要性・概要

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月30日に、放射性物質汚染対処特措法が成立した。

当該法律に基づき、指定地域内の廃棄物（対策地域内廃棄物）及び、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準（8千Bq/kg）を超えるもの（指定廃棄物）については、国がその処理を行うこととなっている。

そのため、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を着実に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として本事業を行う。

また、従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染され、農林業系廃棄物となって大量に発生している。農林業等への影響の軽減や腐敗による生活環境の悪化等を避けるため市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援する。

### 2. 事業計画（業務内容）

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物を着実に処理するために、以下の業務等を行う。

- (1) 対策地域内廃棄物処理
- (2) 指定廃棄物処理（最終処分場の確保を含む）
- (3) 農林業系廃棄物処理の支援

### 3. 施策の効果

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理の着実な実施。

# 放射性物質汚染廃棄物処理事業

平成26年度予算(案)額 133,012百万円  
(97,100百万円)

## ○対策地域内廃棄物の処理

### 避難指示区域の概念図

平成25年8月8日時点



- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、環境省が直轄で処理を行う。
- 仮置場、仮設処理施設を整備し、順次処理を行う。
- 平成25年9月10日の総点検を踏まえ、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、処理を加速化する。

<汚染廃棄物対策地域内災害廃棄物撤去事例:福島県楢葉町前原地区>



撤去前(H25年5月9日撮影)



撤去後(H25年6月13日撮影)

## ○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、処分施設を整備する。

### 減容化事業の例



福島市・堀河町終末処理場  
下水汚泥仮設減容化施設



福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

## ○農林業系廃棄物の処理

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
- 補助対象者:市町村等  
補助率:1/2



牧草ロールの収集

## 1. 事業の必要性・概要

現在、避難している避難区域の住民は、今後の区域解除により帰還が可能となるが、帰還住民に対しては帰還後の健康影響に係る情報の一つとして被ばく線量を提示する必要があることから、帰還した住民に個人線量計を配布するとともにホールボディカウンターにより、今後の帰還住民の帰還地での被ばく線量を把握する。

また、国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島県外の汚染状況重点調査地域において、空間線量からの被ばく線量ではなく、個人線量計を配布して、個人の外部被ばく線量を正確に把握する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### (1) 避難指示解除準備区域での線量把握事業

避難指示解除準備区域において、避難住民の帰還地での被ばく線量を把握するため、帰還者に個人線量計を配布するとともにホールボディカウンターにより測定して、帰還地での被ばく線量の状況を把握する。

### (2) 汚染状況重点調査地域での線量把握事業

福島県外の汚染状況重点調査地域において、外部被ばく線量の状況を正確に把握するため、住民に個人線量計を配布する。

## 3. 施策の効果

個人線量計を配布して、被ばく線量をより正確に把握することにより、住民の健康不安を解消するとともに避難住民の帰還の促進に資する。

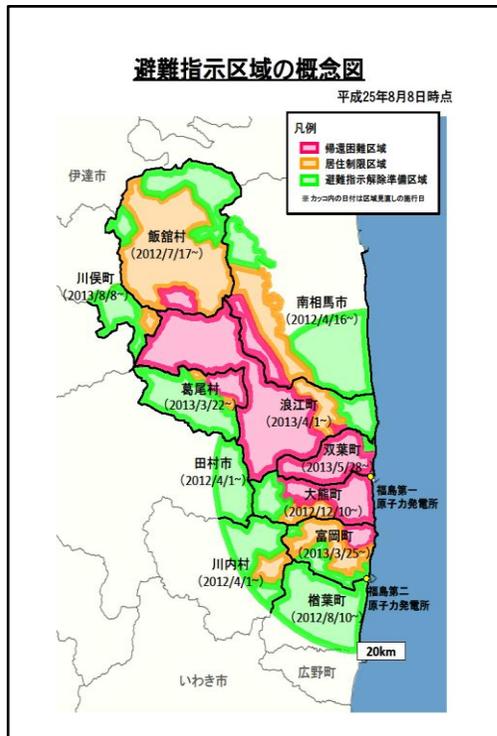
# 住民の個人被ばく線量把握事業

平成26年度予算（案）額 664百万円（0百万円）（委託費）  
支出予定先 民間団体等

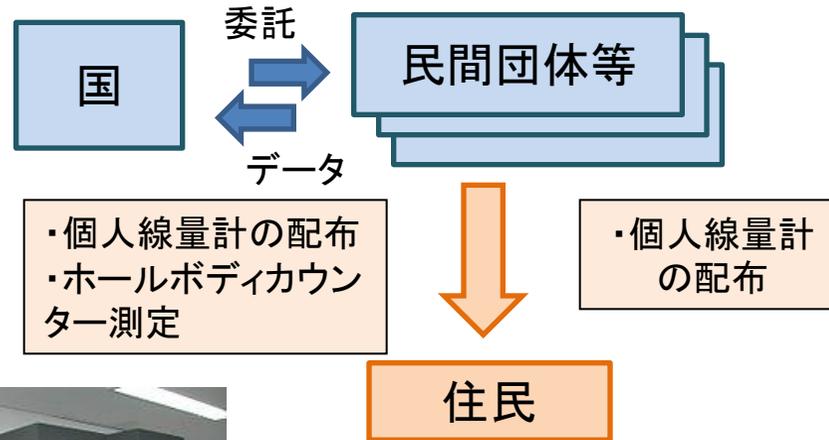
## <事業の背景・内容>

現在、避難している避難区域の住民は、今後の区域解除により帰還が可能となるものの、帰還後の健康影響に係る情報の一つとして被ばく線量を提示するため、帰還した住民に個人線量計を配布し、外部被ばく線量を測定するとともに、ホールボディカウンターで内部被ばく線量の測定を行い、帰還地での被ばく線量を把握する。

また、国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島県外の汚染状況重点調査地域において、空間線量からの被ばく線量ではなく、個人線量計を配布して、個人の外部被ばく線量を正確に把握する。



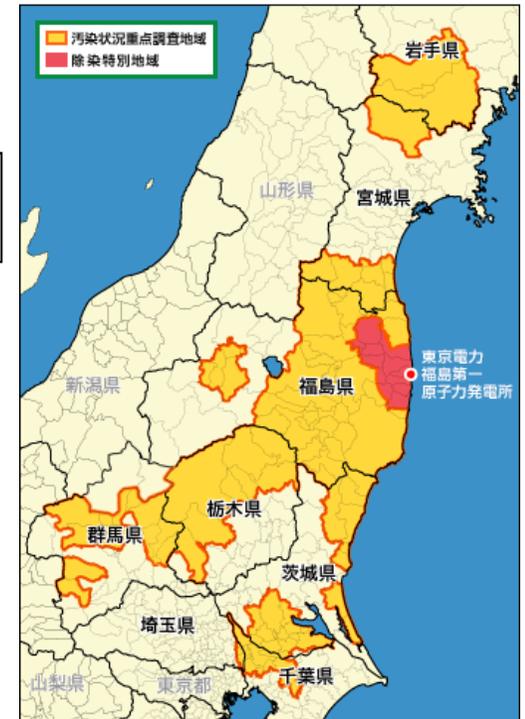
避難指示解除準備区域



ホールボディカウンター



個人線量計



汚染状況重点調査地域

(新) 放射線による健康不安対策事業

166百万円(0百万円)

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

### 1. 事業の必要性・概要

今回の福島第一原発事故に伴う放射線による住民への影響については、福島県民健康管理調査の結果等から次第に明らかになりつつあるが、放射線による健康影響についての不安がいまだに存在する。福島県外においても特に福島県との県境部やいわゆるホットスポット等では住民に対する健康管理の必要性から説明会の開催等が求められている。

### 2. 事業計画（業務内容）

福島県外において、地域住民に対して放射線の健康影響についての住民説明会やセミナー等を開催する。なお、住民説明会やセミナー等においては、個人線量計等による被ばく線量測定の体験等も実施する。

さらに、福島県や県内市町村が実施する内部被ばく線量測定が信頼性のあるものとするため、ホールボディカウンターの性能維持のための校正費用を交付する。

### 3. 施策の効果

きめ細かなリスクコミュニケーション等を行うことにより、放射線に対する健康不安の解消に資するものである。

# 放射線による健康不安対策事業

平成26年度予算(案)額 166百万円(0百万円)

【交付金44百万円(交付率:定額) 委託費122百万円 支出予定先:福島県、民間団体等】

## 福島第一原発事故による放射線の住民への健康影響

### (国際機関による評価)

- ・リスクは無視できる水準(世界保健機関(WHO),2013年2月報告)
- ・住民の被ばく量は少なく、今後も健康への影響が生じる可能性はない(国連科学委員会(UNSCEAR),2013年10月報告)

ホールボディカウンターの校正  
性能維持のための校正費用  
を交付



これらの事実関係を放射線による健康不安をもつ住民にわかりやすく、丁寧に説明していくことが重要。



### 1. 事業の必要性・概要

今般の原発事故による放射線健康不安は未だに続いており、復興や帰還の妨げに一因になっている。個人線量を把握することが、放射線の健康影響を理解するために有効とされており、個人線量計やホールボディカウンターを用いた個人線量を測定し、それらのデータを健康不安に対するリスクコミュニケーションに活用することが求められている。

### 2. 事業計画（業務内容）

福島県内において、一定の要件を満たす者に対して個人線量計を配布すること等により個人の被ばく線量を把握し、それらの測定結果を活用したリスクコミュニケーション等を行うことにより、放射線に関する正しい知識の普及を図る。

本事業では、これらの住民とのリスクコミュニケーション活動を実施する職員等の雇用や活動に対して必要な費用を交付する。

### 3. 施策の効果

個人線量計を配布して被ばく線量より正確に把握することとともに、福島県、市町村において、きめ細かなリスクコミュニケーションを行うことにより、放射線に対する健康不安の解消に資する。

# 個人線量に基づく放射線健康不安対策事業

平成25年度補正予算額 350百万円

今般の原発事故による放射線健康不安は未だに続いており、復興や帰還の妨げに一因になっている。個人線量を把握することが、放射線の健康影響を理解するために有効とされており、個人線量計やホールボディカウンター(WBC)を用いた個人線量を測定し、それらのデータをコミュニケーションに活用することが求められている。

本事業では福島県内の一定の要件を満たす者の個人線量計等により個人線量を把握するとともに、それらの測定結果を活用したリスクコミュニケーションを行い、放射線に関する正しい知識の普及を図るとともに、放射線健康不安の解消を図るものである。

## 福島第一原発事故による放射線の住民への健康影響

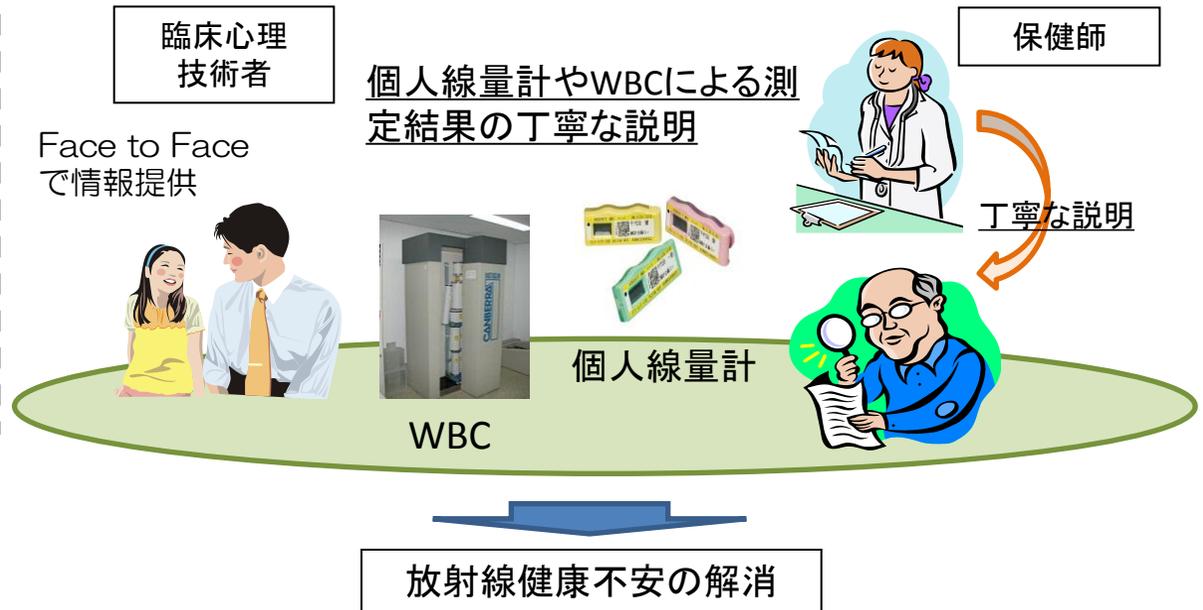
### (福島県内の実測データ)

- ・事故直後4か月の外部被ばくは99.8%が5mSv以下
- ・内部被ばくは、99.9%が検出限界以下  
(福島県県民健康管理調査 2013年11月報告)

### (国際機関による評価)

- ・リスクは無視できる水準〔世界保健機関(WHO),2013年2月報告〕
- ・住民の被ばく量は少なく、今後も健康への影響が生じる可能性はない〔国連科学委員会(UNSCEAR),2013年10月報告〕

個人線量計の配布、結果説明等の活動や住民とのリスクコミュニケーション活動を実施する職員等の雇用に対して支援



国

交付金

福島県

## 県民健康管理調査支援のための人材育成事業

377百万円（200百万円）

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

### 1. 事業の必要性・概要

福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で専門人材が不足しており、人材育成が不可欠となっている。このため、県民健康管理調査をバックアップする以下の講座を支援して、不足しているリスクコミュニケーションや甲状腺検査等を担う人材を育成する。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### （1）健康リスクコミュニケーション学講座

健康に関する住民理解の醸成を担う指導者を育成するため、福島県立医科大学に開設する「健康リスクコミュニケーション学講座」を支援し、科学的方法論に基づく効果的なリスクコミュニケーションに関する調査研究を行うとともに、住民に対応する人材の育成の他、車座集会のファシリテータを担うなどのリスクコミュニケーションを実践する。

#### （2）甲状腺内分泌学講座

県民健康管理調査において実施している甲状腺検査の長期にわたる円滑な実施のため、福島県立医科大学の「甲状腺内分泌学講座」を支援し、甲状腺検査に対応できる人材を育成するとともに、甲状腺検査の高度化を図る。

#### （3）放射線健康管理学講座

健康管理調査を進めるに当たって、低線量被ばくの影響やリスク管理などの健康管理に関する知見を有する専門家が少ないため、福島県立医科大学の「放射線健康管理学講座」を支援し、県民健康管理調査の結果解析とそれに基づく健康増進に当たる人材を育成して、健康管理調査の効果的な実施と調査結果の分析評価を行う。

### 3. 施策の効果

県民健康管理調査を円滑に実施する体制を整備し、住民の健康確保及び不安の解消に資する。

# 県民健康管理調査支援のための人材育成事業

平成26年度予算（案）額 377百万円（200百万円）  
（交付金：交付率 定額）支出予定先 福島県

## <事業の背景・内容>

○福島県立医科大学においては、ふくしま国際医療科学センター構想を立ち上げて、放射線医学に係る拠点を整備している。こうした中、福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材が不足しており、人材の育成が不可欠となっている。

### 1. 健康リスクコミュニケーション学講座

健康に関する住民理解の醸成を担う指導者を育成するため、「健康リスクコミュニケーション学講座」を支援し、科学的方法論に基づく効果的なリスクコミュニケーションに関する調査研究を行うとともに、住民に対応する人材の育成の他、車座集会等のリスクコミュニケーションを実践する。

### 2. 甲状腺内分泌学講座

県民健康管理調査において実施している甲状腺検査を行う人材が不足していることから、「甲状腺内分泌学講座」を支援し、精密検査にも対応できる人材を育成するとともに、放射線の甲状腺への影響を系統的に検証する。

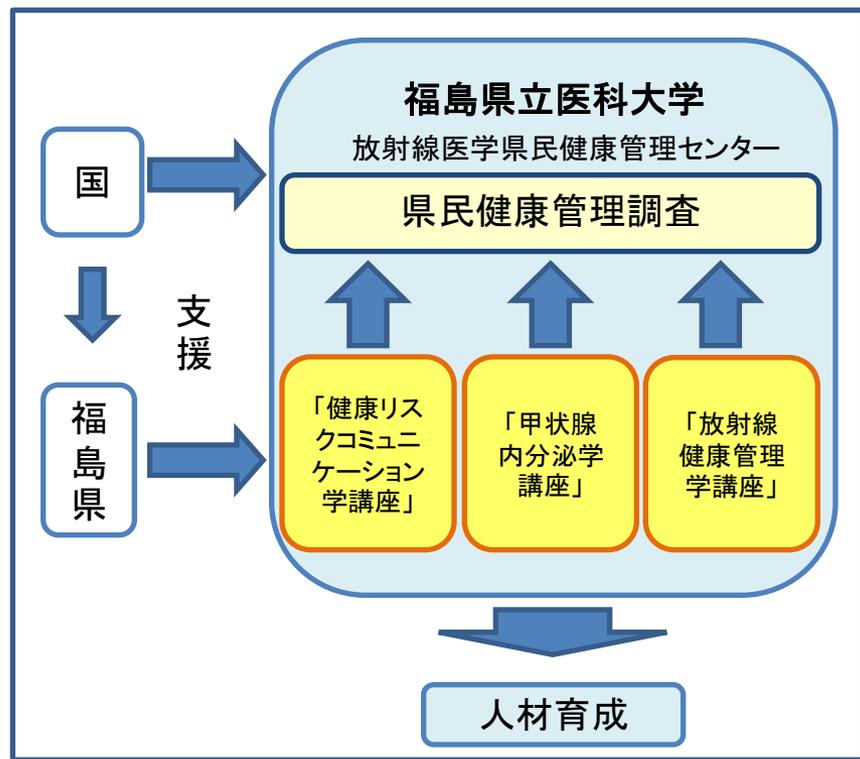
### 3. 放射線健康管理学講座

健康管理調査を進めるに当たって、低線量被ばくの健康影響やリスク管理などの健康管理に関する知見を有する専門家が少ないため、「放射線健康管理学講座」を支援し、県民健康管理調査の結果解析とそれに基づく健康増進に当たる人材を育成して、健康管理調査の効果的な実施と調査結果の分析評価を行う。

## <事業のスキーム、具体的な成果イメージ>



○県民健康管理調査をバックアップする講座を支援して、不足しているリスクコミュニケーションや甲状腺検査等を担う人材を育成する。



# 放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

1, 101百万円（1, 200百万円）

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

## 1. 事業の概要

原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行う。

また、平成26年度より新たに「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」（平成25年11月原子力規制委員会提言）で示された相談員の活動を支援する拠点を整備し、帰還を選択する住民を身近で支えるための事業を実施する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）放射線の健康影響に係る研究調査事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行う。

### （2）被ばく線量評価等に関する調査研究事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築する。

### （3）安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師により、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修を行うとともに統一的な基礎資料について検証を行う。

### （4）健康管理支援に係る調査等事業

県民健康管理調査の結果や既存統計等を活用した調査等を通じ、原子力被災者の健康管理等の現状や課題を把握するとともに、国や自治体等が行う今後の支援のあり方について検討する。

### （5）帰還住民向けの健康相談調査等事業

帰還を選択する住民を身近で支える相談員が受ける、健康不安等の相談についての科学的技術的な知見の提供を行えるよう、専用照会窓口の整備や研修の実施等相談員を支援するための支援拠点を整備し、相談内容の現状や課題を把握し、支援のあり方について検討する。

## 3. 施策の効果

本事業により、被ばく線量の評価が向上すること、放射線の健康影響に係る知見が得られること、リスクコミュニケーション事業において統一された対応ができるようになることにより、原子力被災者の健康確保及び不安の解消に資するものである。

# 放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

平成26年度予算(案)額 1,101百万円(1,200百万円)(委託費)  
支出予定先 民間団体等

## <事業の背景・内容>

### 1. 福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、平成24年7月13日に福島復興再生基本方針が閣議決定され、その中で国内外の叡智を結集した放射線の人体への影響等に関する調査の重要性等について指摘されている。

### 2. 原子力被災者に対する健康管理・健康調査

今般の福島第一原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(平成23年度二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備したところ。

平成26年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査等の国として実施すべき事業を行う。

また、新たに「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」(平成25年11月原子力規制委員会提言)で示された相談員の活動を支援する拠点を整備し、帰還を選択する住民を身近で支えるための事業を実施する。

## <事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

### 1. 放射線の健康影響に係る研究調査事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行う。

### 2. 被ばく線量評価等に関する調査研究事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築する。

### 3. 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師により、住民からの相談に対応する都道府県の保健医療従事者、学校関係者等への研修を行うとともに統一的な基礎資料について検証を行う。

### 4. 健康管理支援に係る調査等事業

県民健康管理調査の結果や既存統計等を活用した調査等を通じ、原子力被災者の健康管理等の現状や課題を把握するとともに、国や自治体等が行う今後の支援のあり方について検討する。

### 5. 帰還住民向けの健康相談調査等事業(新規)

帰還を選択する住民を身近で支える相談員が受ける、健康不安等の相談についての科学的技術的な知見の提供を行えるよう、専用照会窓口の整備や研修の実施等相談員を支援するための支援拠点を整備し、相談内容の現状や課題を把握し、支援のあり方について検討する。

住民の健康確保・不安解消

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）

	44,546百万円（35,448百万円）
＜うち復興特会＞	10,231百万円（8,194百万円）
【25年度補正】	60,423百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

### 1. 事業の必要性・概要

循環型社会形成推進交付金は、市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。

平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した一般廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある

また、東日本大震災で広域的に災害廃棄物が発生し、被災地のみならず全国的な処理体制を構築する必要が生じ、苦慮することとなった。また、南海トラフ巨大地震、首都直下型地震における災害廃棄物発生量は東日本大震災よりも膨大になることが予想されている。これらに鑑みれば、地方自治体との密接な連携協力の下で、廃棄物処理施設が地域の防災拠点ともなるように、災害廃棄物の処理を強化するための施策を強力に推進する必要がある。

東日本大震災により被災した市町村においては、膨大な災害廃棄物等を短時間で処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかっていること等から、更新を含めた処理体制の再構築が急務となっている。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### ＜一般会計＞

市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。また、地域の防災拠点となりうる施設等については、重点整備する。

#### ＜復興特会＞

特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。また、地域の防災拠点となりうる施設等については、重点整備する。

### 3. 施策の効果

老朽化した一般廃棄物処理施設の適切な更新等を行うことにより、地域住民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び災害に強い廃棄物処理システムの構築並びに被災地における廃棄物の処理体制の構築を図る。

# 循環型社会形成推進交付金

平成26年度予算(案)額44,546百万円  
(35,448百万円)  
平成25年度補正予算額60,423百万円

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- また、東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、今後想定される大規模災害(首都直下型地震、南海トラフ巨大地震)に備え、地域の防災拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を戦略的に支援。

ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化(全国約1,200施設のうち築20年超:406施設、築30年超:103施設、築40年超:4施設)し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。

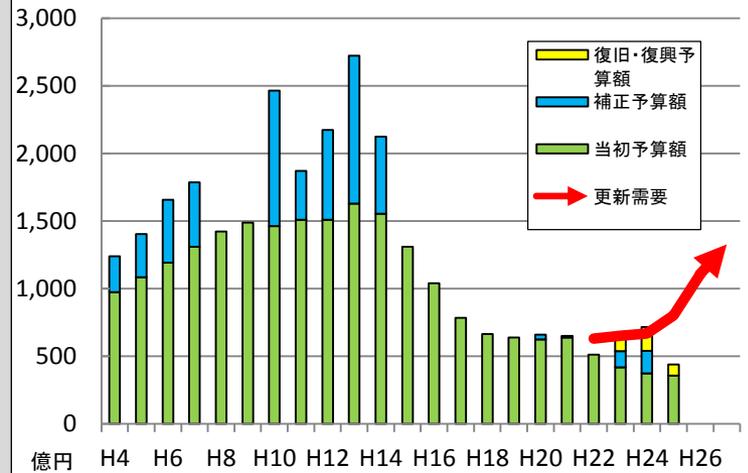


東日本大震災において、膨大な量の災害廃棄物(約1,900万t)を処理するための施設が不足。今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量は、それぞれ約5倍、約13倍と予想。



老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行うことにより、地域住民の安全・安心を確保。また、災害時においても施設の処理能力を確保するなど防災拠点として整備することにより、迅速な復旧・復興を可能とする。

廃棄物処理施設に係る予算額の推移及び更新需要



## 【交付先】

- ・特定被災地方公共団体以外の市町村(一般会計)
- ・特定被災地方公共団体の市町村(復興特会)

## 【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、浄化槽、既存施設の基幹的設備改良事業、等

## 【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設及び防災拠点施設については1/2。

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

8, 4 2 1 百万円（8, 4 2 1 百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

## 1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

### ○改正内容

#### ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

平成 22 年度から 25 年度にかけて実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO2 削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

## 2. 事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。

助成率：1 / 3（一部事業 1 / 2）、助成先：市町村等

## 3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

## 4. その他

上記の循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備以外に、他府省に別途計上された以下の国庫交付金により浄化槽の整備を推進。

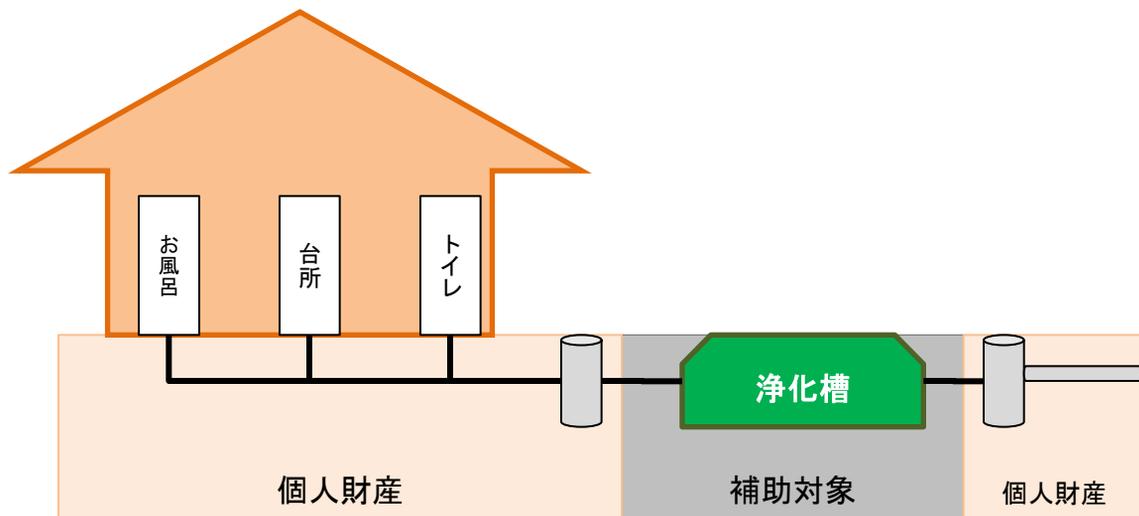
○内閣府計上 地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）

○復興庁計上 東日本大震災復興交付金（低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業）

# 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(公共)

平成26年度予算(案)額:8,421百万円  
(平成25年度予算額:8,421百万円)  
支出先:市町村



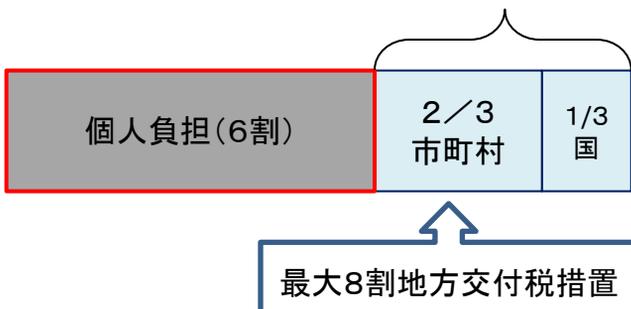
## 浄化槽設置整備事業 (S62~)

- 個人が設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業。
- 個人が維持管理を行う。

## 浄化槽市町村整備推進事業 (H6~)

- 市町村が個人の住宅に設置する。
- 市町村が維持管理を行う。

国庫助成対象額  
(4割)



国庫助成対象額  
(10割)



注) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、沖縄、離島地域において、助成率は1/2となっている。

# 大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

【25年度補正】 240百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

## 1. 事業の必要性・概要

南海トラフ巨大地震では、内閣府防災担当からの報告（第2次報告書：平成25年3月18日）によると、廃棄物が最大で約2億5千万トン、津波堆積物が最大で約6千万トン広範囲に発生することが想定されている。また、首都直下地震では、狭い地域に多量の災害廃棄物が約1億トン発生し、首都機能が麻痺することが想定されることから、首都機能の移転等も必要となる可能性がある。そこで、廃棄物分野において国が具体的な対策を検討することが求められている。

## 2. 事業計画（業務内容）

（1）巨大災害を想定したあるべき姿のグランドデザインを描くとともに、国としての行動指針の策定

巨大地震の発生に伴う大量の災害廃棄物の円滑な処理を行う為、一連の処理フローを総括的に示したグランドデザインを示し、国としての行動計画の策定につながる指針づくりを行う。

（2）巨大災害時に必要な国・自治体・事業者の広域連携による行動計画の策定

広域ブロック単位で都道府県・事業者・地方環境事務所による協議会を設置し、巨大災害時の災害廃棄物処理のための広域連携の方針を検討する。

（3）地域ブロック単位で整備すべき災害廃棄物対策機能の検討

地域ブロック毎に、自治体と分担して整備すべき災害廃棄物対応機能（備蓄等）を検討する。

（4）災害廃棄物広域輸送システムの検討

鉄道輸送、水運輸送等の広域輸送システムに必要な施設の整備方策を検討する。

## 3. 施策の効果

巨大災害の発生時においても、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理が実施され、生活圏の環境衛生が保たれ、早急に復旧・復興につながるができるよう、国及び広域ブロック単位での対策を意識した地方公共団体における事前の対策の検討がなされる。

# 大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

平成25年度補正予算額 240百万円

## 背景

東日本大震災

廃棄物処理施設整備計画の改定 (H25.5閣議決定)

災害廃棄物対策指針の改定 (H25年度中、H25.3暫定版周知)

改正災害対策基本法の公布 (H25.6.21)

国土強靱化基本法案 (H25.12.4成立)

## 想定される巨大地震被害

東日本大震災の5倍以上

### 首都直下型地震

- ・最大約**9,600万トン**の災害廃棄物が発生
- ・首都機能が麻痺し、日本経済大打撃
- ・首都機能移転と早期処理が必要
- ・廃棄物関連中枢機能喪失

東日本大震災の13倍以上

### 南海トラフ巨大地震

- ・最大約**2億5,000万トン**の災害廃棄物が発生
- ・最大約5,900万トンの津波堆積物が発生
- ・津波による広範囲な被害が発生 (24都府県)
- ・災害廃棄物等の輸送路・仮置き場・処分場等の確保が困難

### ■災害対策の強化

- ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直す  
→広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保
- ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保

### ■課題

従来の廃棄物処理システムの延長や処理施設の余力だけでは十分な対応が困難  
→既存制度の枠を超えた国としての具体的な対策等を調査・検討

## 廃棄物分野で展開する総合的な取組

### (1) 巨大地震を想定したあるべき姿のグランドデザインを描くとともに、国としての行動指針の策定

巨大地震の発生に伴う大量の災害廃棄物の円滑な処理を行う為、一連の処理フローを総括的に示したグランドデザインを示し、国としての行動計画の策定につながる指針づくりを行う

### (2) 巨大地震時に必要な国・自治体・事業者の広域連携による行動計画の策定

広域ブロック単位で都道府県・事業者・地方環境事務所による協議会を設置し、巨大地震時の災害廃棄物処理のための広域連携の方針を検討する

### (3) 地域ブロック単位で整備すべき災害廃棄物対策機能の検討

地域ブロック毎に、自治体と分担して整備すべき災害廃棄物対応機能(備蓄等)を検討する

### (4) 災害廃棄物広域輸送システムの検討

鉄道輸送、水運輸送等の広域輸送システムに必要な施設の整備方策を検討する

## 1. 事業の必要性・概要

汚水処理施設の長期間の停止は生活環境の保全及び公衆衛生上避けなければならない事象である。個別分散型の生活排水処理施設で地震に強い特性を持つ浄化槽の整備促進や、早期復旧方法の確立は重要な課題である。

東日本大震災の被災地においては、地理情報システム(GIS)を活用した浄化槽台帳が被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もあり、平時より、浄化槽の設置や維持管理の状況を把握し、管理体制を強化することは、国土の強靱化に資する重要なソフト対策である。

また、浄化槽台帳のシステム化に取り組むことは、災害対策のみならず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や法定検査の受検率の向上など浄化槽の信頼性を高める取組の基礎となるものである。このため、本事業では、GIS化を念頭に置いた浄化槽台帳システムの整備を促進し、併せてより効果的な法定検査体制の構築に取り組むことで、単独転換を含めた浄化槽の普及促進や適切な維持管理の確保のための管理基盤の強化を図り、浄化槽システムの災害への対応力を強化する。

## 2. 事業計画(業務内容)

- ① 浄化槽台帳システムの整備促進のため標準仕様を定め、マニュアル等の整備及び周知活動を行う。
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業

## 3. 施策の効果

全国における浄化槽台帳のシステム化の推進等、浄化槽の管理基盤の強化を図ることにより、災害への対応を強化し、下水道や集落排水事業とも連携し、汚水処理全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を目指す。

# 浄化槽情報基盤強化推進事業費

～個別分散型処理として災害に強い合併処理浄化槽の台帳システムの整備による早期復旧～

平成26年度予算(案)額:16百万円 (平成25年度予算額:0百万円) 支出予定先:民間団体等

## 災害に強い合併処理浄化槽

○個別分散型処理で災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽

※東日本大震災の調査で全損は**3.8%**【震度6弱以上又は津波被害地域の1099基を対象】



## 浄化槽台帳システムの整備(ソフト対策)

(非常時)GISを活用した台帳システムの利用により、

○被害状況を整理し、**早期復旧**に役立たせる

【仙台市における浄化槽台帳の災害時活用事例】

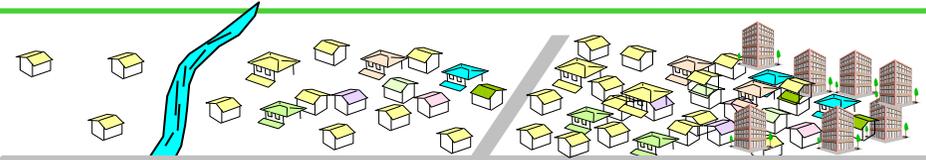
○使用可能なトイレを地図上で表示し、情報提供を行う

(平常時)浄化槽の設置状況等を把握し、

○単独処理浄化槽の転換促進対策への活用

○法定検査の未受検者対策に活用

事業連携:台帳システムの統合や災害時の情報共有に貢献



浄化槽事業

集落排水事業

下水道事業

## <浄化槽情報基盤強化推進事業費>

- ① 浄化槽台帳システムの整備促進のため標準仕様を定め、マニュアル等の整備及び周知活動を行う。
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業

台帳  
システム



汚水処理システム全体での災害対応の強化

## 1. 事業の必要性・概要

東北地方太平洋沿岸は生物多様性が高く、風光明媚な地域が多いことから、陸中海岸国立公園をはじめ、多くの自然公園が指定されており、多くの観光客が訪れる（約1,778万人（H21））。東日本大震災では、東北地方太平洋沿岸の自然環境が大きく改変されるとともに、自然公園の利用施設や自然体験プログラムの提供団体等にも大きな被害があった。

「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日。東日本大震災復興対策本部）」では、自然の景観、豊かな文化・『食』、国立公園等の地域資源（景観、野生生物、文化等）の活用、防災上の配慮をした公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備の検討、エコツーリズムの推進等の各種事業、津波の影響を受けた自然環境の現況調査と経年変化状況のモニタリング等を行うこととしている。これに基づき、中央環境審議会、地域での意見交換会等の結果を踏まえ、環境省は平成24年5月7日に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定した。

このビジョンに基づき、本事業において、自然環境変化状況の把握のための基礎調査、再編成のための公園計画の策定、長距離自然歩道（みちのく潮風トレイル）の路線計画、エコツアー等の公園利用プログラムの作成等を行うことでグリーン復興プロジェクトを具体的に推進する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ①国立公園再編成推進事業

平成24～26年度：自然公園の再編成を段階的に実施

### ②国立公園適正管理推進事業

平成25～27年度：国立公園の管理・運営体制構築

平成25～32年度：グリーン復興プロジェクトの推進

### ③自然環境変化状況の把握事業

平成24～32年度：自然環境のモニタリング（平成27年度に中間とりまとめ）

## 3. 施策の効果

グリーン復興プロジェクトの推進により、観光業の振興による復興への貢献と、自然と共生する地域の実現を目指す。

# 三陸復興国立公園再編成等推進事業費

平成26年度予算(案)額 522百万円(471百万円)



## <背景>

### ■東日本大震災

- ・自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- ・自然の脅威とのかかわり方の再考

### ■守り・育まれてきた自然と人とのかかわり

- ・豊かな自然に支えられた地域の暮らし、文化、産業、

里山・里海

## 三陸復興国立公園の創設を核とした グリーン復興を実施<7つのプロジェクト>

- ①三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)
- ②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅
- ④南北につなぎ交流を深める道・みちのく潮風トレイル
- ⑤森・里・川・海をつなぐの再生
- ⑥持続可能な社会を担う人づくりの推進
- ⑦地震・津波による自然環境への影響の把握

支出先:民間団体等

## 三陸復興国立公園等復興事業（公共）

1, 828百万円（2, 114百万円）

自然環境局 自然環境整備担当参事官室

### 1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により、東北地方太平洋岸に位置する自然公園の利用施設の多くが甚大な被害を受けた。これまで、陸中海岸国立公園の集団施設地区を中心に、被災施設の復旧・再整備を進め、観光拠点の利用再開を図ることで、地元雇用の創出や地域の再建に寄与してきた。

三陸復興国立公園の指定（平成25年5月）を受け、東日本大震災による大きな被害を受けた地域において、自然の恵みを最大限に活用した復興に資するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、三陸復興国立公園の集団施設地区、歩道、園地等及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点施設、全線統一標識の整備を実施する。

### 2. 事業計画（業務内容）

国立公園の集団施設地区、園地、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。なお、施設の整備に際しては、災害廃棄物由来の再生資材の積極的な活用を図ることとする。

### 3. 施策の効果

三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）は、地域の観光資源として重要な役割を担っており、利用施設等の復旧・復興は観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するものであり、東北地方の復興に資する。

# 三陸復興国立公園等復興事業

平成26年度予算(案)額 1,828百万円(2,114百万円)

●三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、平成25年度に指定した三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等における施設の整備を実施。

## ●事業実施箇所

従前からの国立公園指定地域の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 普代、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島

国立公園編入地域(青森県)の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 種差海岸

国立公園編入地域(宮城県)の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 戸倉、十三浜、登米

東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)(公園外)の利用拠点、

全線統一標識

## ●事業内容

被災した公園利用施設の復旧、観光の復興のための公園施設の整備、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等整備



公園編入地域の集団施設地区  
整備イメージ



被災施設の復旧整備、供用開始  
(浄土ヶ浜海岸歩道)



- 三陸復興国立公園
- 国立公園編入予定区域(宮城県)
- 東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)
- 事業実施箇所(継続)

## 1. 事業の必要性・概要

平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標を示すとともに、東日本大震災の経験を踏まえ目指すべき社会として掲げている「自然共生社会」のあり方を示しており、同戦略に基づき取組の充実・強化を図っているところである。

我が国が、愛知目標の達成に向けて引き続きリーダーシップを発揮し国際的に貢献していくためには、我が国の生物多様性の状況を継続的かつ適切に把握、評価、公表していくとともに、平成26年10月に開催されるCOP12において実施予定の愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえ、必要に応じて「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しを実施し、特に取組が遅れている分野について取組を加速させる必要がある。さらに、「自然共生社会」の実現のため、自然生態系の有する防災・減災機能を生かした国土利用や地域づくりが求められている。

このため①「生物多様性国家戦略2012-2020」の進捗状況に関する評価等、②同戦略の見直しの検討、③自然生態系が有する防災・減災機能の評価、検証を行うものである。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等

我が国の国別目標の達成状況や取組の進捗状況を把握、評価、公表する。

### （2）「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しの検討

COP12における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しを検討する。

### （3）自然生態系が有する防災・減災機能の評価、検証

東日本大震災の経験を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」において目指すべき社会として掲げている「自然共生社会」の実現のため、国内外において自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策が実施されている事例を収集するとともに、自然生態系が有する防災・減災機能の評価、検証を行う。

## 3. 施策の効果

上記の施策を実施することで、「生物多様性国家戦略2012-2020」に掲げる我が国の国別目標の達成とそれを通じた愛知目標達成への貢献、さらには我が国における自然共生社会の実現に資する。

# 生物多様性国家戦略推進費

平成26年度予算(案)額 28百万円(27百万円)

## 平成22年10月 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

- 愛知目標17:2015年までに、各締約国が効果的かつ参加型の改定生物多様性国家戦略を策定すること
- 2014年3月31日までに、生物多様性条約第26条に基づく条約履行に関する国別報告書を提出することが決定

## 平成24年9月 「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定

### 平成26年3月(予定) 国別報告書の提出

#### 【国家戦略の進捗評価】

「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づく国別目標の達成状況や取組の進捗状況を把握、評価、公表

### 平成26年10月 愛知目標中間評価(COP12)

#### 【国家戦略の見直し】

COP12において実施予定の愛知目標の中間評価の結果を踏まえ、各ステークホルダーとの意見交換等を行い、「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しを検討

### 国家戦略に基づき 取組を強化・推進

#### 【自然生態系が有する防災・減災機能の評価、検証】

- ・自然生態系がもつ機能を生かした防災減災対策事例を収集
- ・自然生態系が有する防災減災機能を評価、検証



### 平成27年度 COP12における中間評価を踏まえた国家戦略の見直し

## アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業

34百万円（96百万円）

自然環境局 国立公園課

### 1. 事業の必要性・概要

国立公園をはじめとする保護地域は、生物多様性の保全上重要なだけでなく、自然災害の軽減、観光振興などを通じて、地域に暮らす人々の生活を支えており、保護地域の面積拡大や管理水準の向上は、世界的な重要課題とされている。保護地域の拡大や管理向上などに、アジア各国が連携して取り組むため、「第1回アジア国立公園会議」が平成25年11月に仙台市において開催され、アジアの文化・伝統を保護地域制度に活かすための方策、アジアにおける保護地域に関する協力枠組み、自然災害からの復興や減災に対する保護地域の役割に関する提案などがまとめられた。

当該事業では、「第1回アジア国立公園会議」の成果を発展させ、世界に向けた発信やアジア各国との調整を進めるものである。

### 2. 事業計画（業務内容）

（事業内容）

#### ①「第6回世界国立公園会議」での情報発信及び議論の主導

「第6回世界国立公園会議」（平成26年11月・オーストラリア）において、「アジア国立公園会議」の成果を発信するとともに、「保護地域を活用した自然災害からの復興や減災」についての議論を主導する。

#### ②「保護地域を活用した復興・減災」の専門家ワークショップ

「国連防災世界会議」（平成27年3月・仙台）における議論に、生態系や保護地域の減災機能についてインプットするため、専門家ワークショップを開催する。

#### ③アジア保護地域パートナーシップの構築

アジアにおける保護地域のための協力枠組みについて、各国と調整を進める。

### 3. 施策の効果

アジアにおける保護地域に関する取組においてリーダーシップを発揮し、国際的な発言力を高めるとともに、人と自然が共生するという日本を含むアジア地域の考え方及びその魅力を積極的に発信することにより、海外からの我が国への国立公園への訪問者の増加につなげ、観光立国の推進及び東日本大震災からの復興にも貢献する。

# アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業(平成26年度予算(案)額 34百万円)

## 第1回アジア国立公園会議(平成25年11月13日～17日・仙台市)

- アジアではじめての国立公園などの保護地域関係者の会議
- テーマ「Parks Connect」(人と自然をつなぐ、人と人をつなぐとの趣旨)
- アジアを中心に40の国と地域から約800名の参加者
- 「自然災害と保護地域」「文化・伝統と保護地域」など6つのワーキンググループ(WG)で議論

## 期待される主な成果

アジアの文化・伝統と近代的な保護地域制度に活かす考え方を示す「アジア保護地域憲章(仙台憲章)」

「自然災害からの復興や減災に対する保護地域の役割」についての提案、アジア地域における保護地域に関する協力体制のあり方についての提案  
など各WGの成果

アジアの若者による意見表明である「アジア国立公園会議ユース宣言」

## 26年度の事業

### 生物多様性条約第12回締約国会議(平成26年10月・韓国)の場を活用した調整

- アジア地域の各国が保護地域に関する情報交換を行い、保護地域の拡大・管理向上を図るための協力の枠組みの構築を推進(生物多様性条約締約国会議の場などを活用)

### 第6回世界国立公園会議(平成26年11月・オーストラリア)における発信

- 「アジア国立公園会議」の成果や、日本の三陸復興国立公園の取組などを発信
- 「自然災害からの復興や減災に対する保護地域の役割」についてのガイドラインのとりまとめ

### 国連防災世界会議(平成27年3月・仙台)における発信

- 国連防災世界会議(平成27年3月・仙台)の議論に、生態系や保護地域の減災機能についてインプットするため、ワークショップを開催

## 地域低炭素投資促進ファンド創設事業

4,600百万円（1,400百万円）

総合環境政策局環境経済課

### 1. 事業の必要性・概要

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠である。

例えば、中央環境審議会は、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの追加投資額として2030年までに135兆円から163兆円の追加投資額を必要とするが、当該投資による回収額は205兆円から241兆円が見込まれる。グリーン成長の実現のため、低炭素投資を促進する施策の実施が重要である。」と指摘している（2013年以降の対策・施策に関する報告書（平成24年6月））。

一方、地域において低炭素化プロジェクトを実施しようとする事業者は、資金調達面で苦慮しているのが現状である。「出資」により資金調達を円滑化することにより、優良なプロジェクトの実現を推進する必要がある。その際、低炭素化プロジェクトに投資するサブファンドを通じて出資を行うことにより、地域の「目利き力」を活用して全国に支援を展開することが有効である。

### 2. 事業計画（業務内容）

一定の採算性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図り、サブファンドを通じた出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。

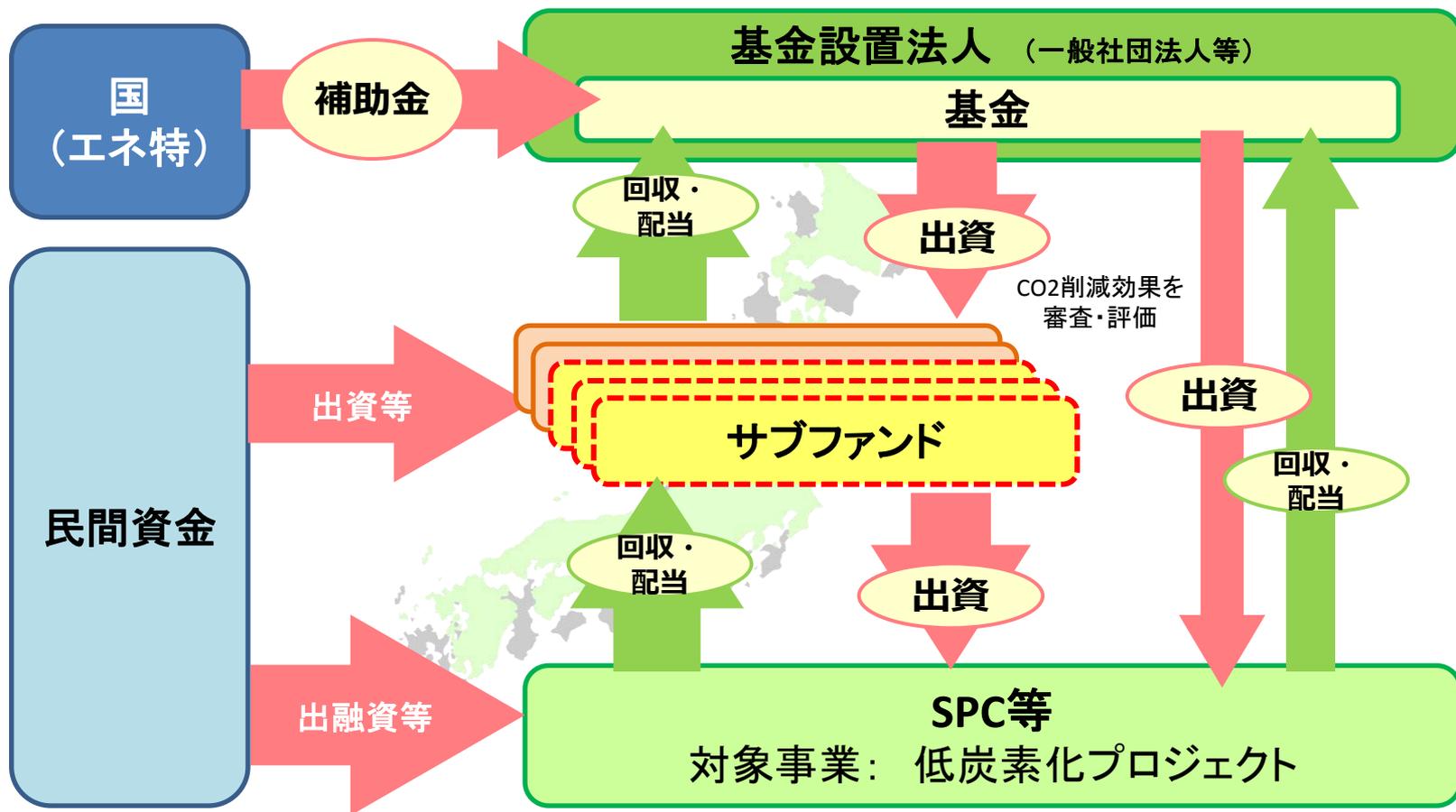
### 3. 施策の効果

地域における低炭素化プロジェクトへの民間の出融資を促し、低炭素化プロジェクトの資金調達の円滑化が図られる。

# 地域低炭素投資促進ファンド創設事業

平成26年度予算(案)額  
4,600百万円(1,400百万円)  
支出予定先: 民間団体等

- 2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠。
- 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する基金を造成。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図る。
- 民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。



## 環境金融の拡大に向けた利子補給事業

1, 200百万円（700百万円）

総合環境政策局環境経済課

### 1. 事業の必要性・概要

「金融」は、経済活動の血流であり、経済活動全体に大きな影響力を有する。「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その大きな影響力を通じ、事業活動など様々な経済活動における環境配慮や環境ビジネスを大きく誘導・促進することができる。また、2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現していくためには、金融のツールを総動員して、地球温暖化対策を加速化する必要がある。

そこで、金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### ○ 環境配慮型融資促進利子補給事業

金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO<sub>2</sub>排出を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減することを条件として、年利〔（契約時の貸付金利）×2/3〕%（ただし1%を限度とする。）の利子補給を行う。

※環境配慮型融資…民間金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。

#### ○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資について、当該プロジェクトにおけるCO<sub>2</sub>排出量の削減・抑制状況を、利子補給期間中に定期的に金融機関がモニタリングすることを条件として、年利2%を限度として利子補給を行う。

※環境リスク調査融資…将来の環境問題を予防する観点から、民間金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。

### 3. 施策の効果

地球温暖化対策のための投資に対し、環境配慮を組み込んだ融資が実施されることにより、環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進につながる。

# 環境金融の拡大に向けた利子補給事業

平成26年度予算(案)額  
1,200百万円(700百万円)  
支出予定先:民間団体等

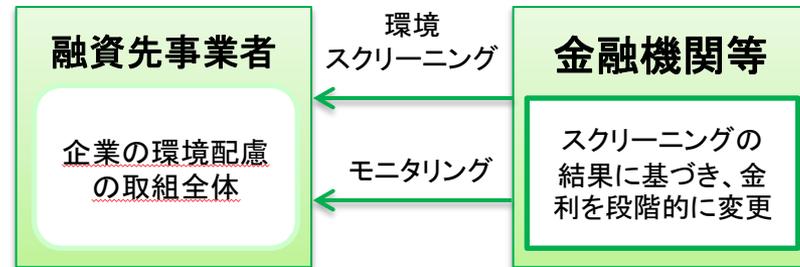
金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る。

## 環境配慮型融資促進利子補給事業

## 環境リスク調査融資促進利子補給事業

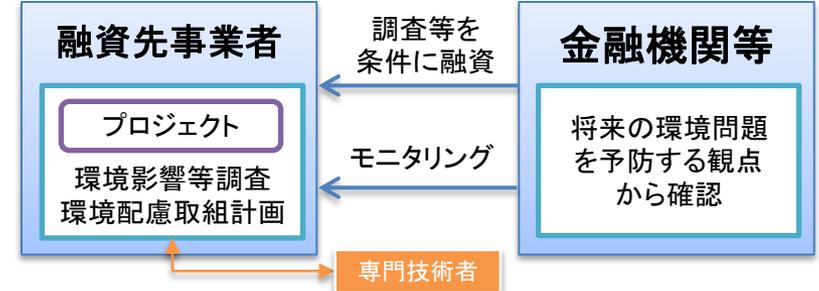
### コーポレートベース 環境配慮型融資の概要

民間金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。



### 環境リスク調査融資の概要 プロジェクトベース

民間金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を民間金融機関が行う融資制度。



**融資対象** 地球温暖化対策のための設備投資  
**利子補給条件** CO2排出量を3カ年以内に3% (又は5カ年以内に5%)削減  
※ 事業者単位 or 事業所単位

**利子補給** 貸付金利×2/3% (1%を限度)  
↓  
(貸付金利 - 上記年利)の金利優遇

**融資対象** 地球温暖化対策のためのプロジェクト  
**利子補給条件** ・調査や計画の策定、環境配慮の取組の実施  
・CO2削減状況のモニタリング

**利子補給** 年利2%を限度  
↓  
(貸付金利 - 2%)の金利優遇

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

## 家庭・事業者向けエコリース促進事業

1,800百万円（1,800百万円）

総合環境政策局環境経済課

### 1. 事業の必要性・概要

今後の中長期的な温室効果ガスの大幅削減のためには、特に家庭、業務、運輸部門の大幅な排出削減が急務である。さらに、東日本大震災の影響を受け、電力需給対策、節電対策及び再生可能エネルギーの導入推進が求められている。

このため、これらの部門における低炭素機器（使用段階においてCO<sub>2</sub>の削減に資する機器）導入に向けて追加的な投資が必要であるが、特に家庭・中小企業ではその導入に伴う多額の初期投資費用（頭金）負担がネックとなる。

こうした多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」を活用することが有効である。

しかしながら、リース手法への家庭における馴染みのなさといった理由から、これまで低炭素機器の普及のためにリースは必ずしも活用されておらず、リースによる低炭素機器の普及促進を図るための政策的な後押しが必要である。

特に家庭・業務部門における地球温暖化対策を更に進めていく上で、低炭素機器のリースを広く普及させ、低炭素機器の普及を加速化していくために、引き続き本事業を実施することが必要である。

### 2. 事業計画（業務内容）

リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の3%又は5%をリース事業者に対して助成する。ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を10%とする。

なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者（資本金10億円未満の事業者に限る。）とし、他に補助制度がある場合には本制度といずれかを選択することとする。

### 3. 施策の効果

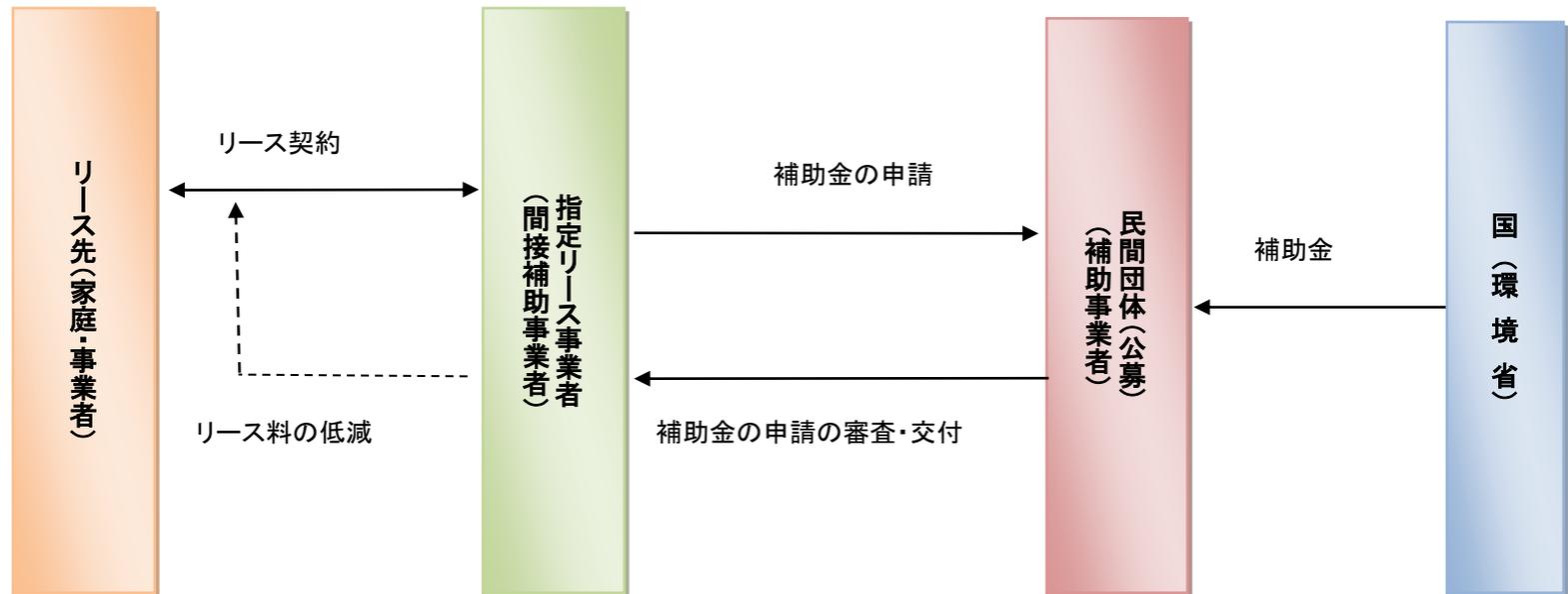
○本事業による温室効果ガスの削減効果は約3万t-CO<sub>2</sub>/年を見込んでいる。

○経済効果として、約430億円の低炭素機器の設備導入を創出。

## 概要

- 導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図る。
- 具体的には、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の3%又は5%（ただし東北3県に係るリース契約は10%）を指定リース事業者に助成（他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。）。支出予定先は民間団体。
- 対象機器の例  
家庭向け：住宅向け太陽光パネル等（家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象外。）  
事業者向け：高効率ボイラー、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機、太陽光パネル等

## スキーム



### 1. 事業の必要性・概要

グリーン経済への転換を進めるためには、環境分野への資源配分の加速化が不可欠であり、経済の血流である「金融」への期待は大きい。環境に配慮した金融（環境金融）が有する「環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資」、「企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資」という2つの役割が重要である。

しかし、我が国における環境分野への投融資の規模は、欧米に比べ小さいのが現状である。例えば、機関投資家や個人においては、ファンド等を通じた環境分野への投資は一部に留まっており、その背景として、投資先の中長期的なリスクの把握・評価の困難さや投資市場としての未成熟さ等が考えられる。

よって、我が国における環境金融の普及促進を図るため、環境負荷の低減に直接的に資する投融資のボトルネックを解消するとともに、金融機関が環境に配慮した経済主体を評価・支援する取組を促進し、環境金融の裾野の拡大・質の向上を進める必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

- (1) 機関投資家や個人を含めた幅広い投資家による環境投資を促進する市場を創出するため、再生可能エネルギーを対象とした投資証券等の金融商品化、個人による小口投資を促進する仕組み等について、実態調査、課題の抽出・分析、方策の検討を行う。 10百万円（0百万円）
- (2) 金融機関が環境経営や環境配慮に積極的に取り組む企業等を評価・支援する取組を促進する。 6百万円（7百万円）
- (3) 地域金融機関を含め、多くの金融機関における環境金融の裾野拡大を進めるため、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進を図るとともに、関係者の環境金融に係るリテラシーの向上を図る。 11百万円（12百万円）

### 3. 施策の効果

環境金融の拡大を通じ、環境ビジネスや環境配慮型の企業活動、プロジェクトが適切に評価され、機関投資家や個人等による環境分野への資金提供が促進されることにより、環境分野への資源配分の充実が図られる。

# 金融のグリーン化推進事業

平成26年度予算（案）額  
27百万円（19百万円）  
支出予定先：民間団体等

グリーン経済への転換を進めるためには、環境分野への資源配分の加速化が不可欠であり、経済の血流である「金融」への期待は大きい。環境に配慮した金融（環境金融）の普及促進を図ることが必要である。

## 環境金融の2つの 具体的役割

環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資

企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資

**金融 = 経済活動の血流**

環境負荷の低減に  
直接的に資する投融資

(1) 機関投資家、  
個人等の幅広い投資家による環境投資促進のための市場創出

**環境分野への投融資が加速**

**グリーン経済への転換**

環境配慮の取組を  
評価・支援する投融資

(2) 金融機関による環境経営企業等の評価・支援の取組促進

(3) 「**持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則**」の普及促進  
環境金融に係るリテラシーの向上

### 1. 事業の必要性・概要

省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の地球温暖化対策を強化し、低炭素社会を実現するためには、民間が自主的に行う対策だけでは必ずしも十分ではないことが想定され、将来的に地球温暖化対策を強化するための制度構築等による誘導が必要である。そのためには、対策強化・制度構築等に当たり前提となるCO2排出削減効果の高い技術を開発し社会に導入していくことが不可欠である。

本事業では、将来的に大幅なCO2排出削減に資する技術を社会に導入するため、民間の開発インセンティブが小さく、将来の地球温暖化対策強化につながる技術開発・実証事業を国の主導により強力に進め、CO2排出量の大幅な削減を目指す。

### 2. 事業計画（業務内容）

交通、建築物、再生可能エネルギー・自立分散型エネルギー、バイオマス・循環資源等の分野における将来の規制等温暖化対策強化のシナリオに基づき、本事業で開発・実証する技術課題を設定する。

個々の技術課題について実施主体の公募を行い、現状の技術成熟レベルの判定と目標レベルの設定を行うとともに、実施体制・計画やCO2排出削減効果等も含め、外部専門家の評価・審査により事業実施主体を決定する。

また、進捗管理を強化し技術目標到達の確度を高めるため、事業の実施中、毎年度技術成熟レベルを判定し、必要に応じて開発・実証上の課題の特定とその対策の指導・助言、実施計画の変更等を行うことにより、効果的・効率的な技術開発・実証の執行を図る。

### 3. 施策の効果

本事業の成果を受け、将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を生みだし、これらの技術が社会に導入されることにより、二酸化炭素排出量が大幅に削減され、低炭素社会の構築の実現に資する。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 地球温暖化対策技術については、民間に委ねるだけでは、大幅なCO2削減に必要な技術の開発が必ずしも進まない状況。民間の開発インセンティブが小さいCO2排出削減技術の開発・実証が必要不可欠。
- 将来の規制等対策強化につながるCO2削減効果の大きい技術の開発・実証を国の主導により強力に進め、早期の実用化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を目指す。

### 事業概要

- 民生・需要分野を中心に将来の規制等地球温暖化対策強化のシナリオに基づき課題を設定し、早期に社会実装を目指す技術開発・実証を行う（最長3年間）。
- 技術の新規性・成熟度、CO2削減効果、実施体制・計画、目標、効率性等を外部専門家により審査し、事業実施主体を選定。進捗管理を強化し技術目標到達の確度を高めるため、開発の各段階で技術成熟レベルを判定し、改善点等があれば指導助言、計画の変更等を行うことにより、効果的・効率的な執行を図る。

### 事業スキーム

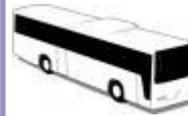
- 委託・補助対象：民間団体、公的研究機関、大学等
- 実施期間：平成25年度～
- 補助率：最大1/2

### 期待される効果

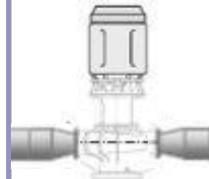
- 将来の規制等対策強化につながる効果的な地球温暖化対策技術の確立及びこれら技術が社会に導入されることによるCO2の大幅排出削減・低炭素社会の実現。

## イメージ

### 規制等対策強化につながる技術開発・実証の例

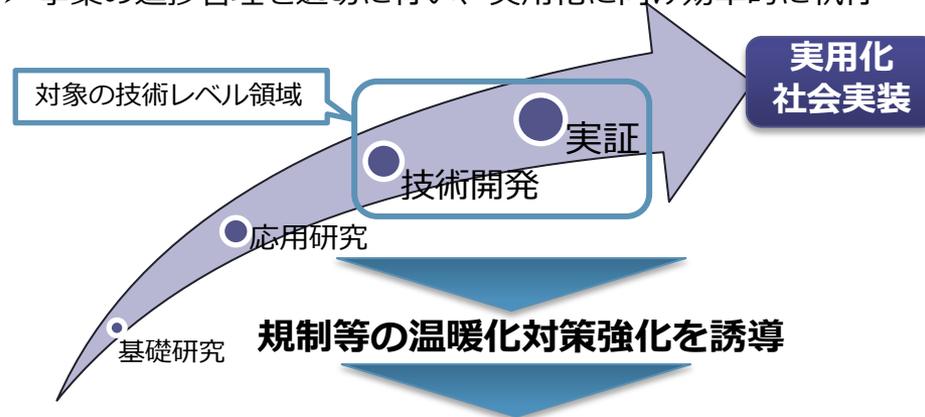


- 目的：重量車の単体対策（FCV）の強化  
内容：大型路線用燃料電池バスの技術開発
- ✓ 信頼性・耐久性を確保した燃料電池システムの開発
  - ✓ 燃料電池搭載のためのボディ構造の開発



- 目的：上水道分野の減エネルギー対策強化（浄水場等の未利用エネルギーの活用）  
内容：管路用高効率インラインポンプの開発
- ✓ 管水路用水車の高効率化・低コスト化
  - ✓ 発電コントローラのパッケージ化

- 早期に社会実装が可能であり、実用化の確度が高い技術開発／実証段階にある技術を対象
- 技術成熟レベルを判定し事業期間中の到達目標を設定
- 事業の進捗管理を適切に行い、実用化に向け効率的に執行



CO2排出大幅削減を通じた低炭素社会の実現

### 1. 事業の必要性・概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により電力供給設備が大きな影響を受けたことにより、電力系を中心とした省エネルギーが求められるとともに、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進が、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保を同時に実現可能な施策として期待されている。

また、総合科学技術会議が平成 24 年 7 月に公表した、「平成 25 年度科学技術重要施策アクションプラン」においても、重点対象として「グリーンイノベーション」が挙げられ、「技術革新による再生可能エネルギーの飛躍的拡大」等の取組を重点的に実施するとされたところ。

こうした背景を踏まえ、本事業では、再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する技術開発・実証研究のうち早期の実用化が可能かつ必要な技術であって、その後の社会実装が期待される課題を広く公募し、優れた提案を行い確実な実施体制を有する民間企業や公的研究機関等に委託・補助（補助率：1/2）して実施する。

### 2. 事業計画（業務内容）

交通低炭素化技術開発分野、住宅オフィス等低炭素化技術開発分野、再生可能・分散型エネルギー技術開発分野、バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野の 4 分野の課題を実施する。平成 26 年度事業においては、新規課題の採択は行わない。

### 3. 施策の効果

本事業の成果を受け、エネルギー起源 CO2 の削減に資する優良な再生可能エネルギー技術及び省エネルギー技術が社会実装されることにより、二酸化炭素排出量の削減及びエネルギーセキュリティの向上が達成される。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- エネルギー起源二酸化炭素削減技術の開発成果の社会還元を加速しグリーンイノベーションを推進するため、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち、現状の取組が不足している開発等を通じて、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

### 事業概要

- 早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究について、民間企業、公的研究機関、大学等からの提案を募集し、外部専門家が選定した優れた提案の技術開発・実証研究を支援する（26年度は継続課題のみ実施）。

### 事業スキーム

- 委託・補助対象：民間団体、大学、研究機関等
- 実施期間：平成16年度～平成26年度
- 補助割合：最大 1 / 2

### 期待される効果

- 効果的な地球温暖化対策技術の確立。
- 技術が社会に導入されることによるCO2の大幅排出削減・低炭素社会の実現。

## イメージ

### これまでの地球温暖化対策技術開発分野及び成果

#### 交通低炭素化技術開発分野

- 開発成果の例：電気自動車用大容量リチウムイオン電池
- ・エネルギー密度160Wh/kg
  - ・2010年市販のEVに搭載



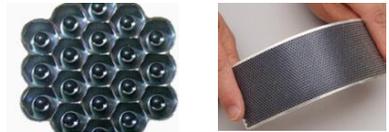
#### 住宅・オフィス等低炭素化技術開発分野

- 開発成果の例：白色LEDを用いた高効率照明システム
- ・消費電力：約1/5倍
  - ・価格：約1/7



#### 再生可能・分散型エネルギー低炭素化技術開発分野

- 開発成果の例：球状シリコンを用いた太陽電池
- ・シリコン使用量1/5
  - ・低コスト15万円/kW



#### バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野

- 開発成果の例：乾式メタン発酵法による都市型バイオマスエネルギーシステムの実用化



(新) 未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業  
600百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

### 1. 事業の必要性・概要

従来は、現状の技術を元に将来の姿を描くフォアキャストにより社会やライフスタイル等を作りだしてきたが、今後は、将来の社会・環境制約等を見据え、バックキャストによって未来のあるべき社会やライフスタイルを示した上で、それを実現するために必要不可欠な技術を開発・実証し、将来に向けて着実に社会に定着させることが必要である。

特に、東日本大震災を経験した我が国では、将来・現在のエネルギー制約を踏まえ、エネルギーの消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現することが不可欠であり、その実現のため、社会・ライフスタイルに関係の深いエネルギー消費機器に係る技術イノベーションを早急に進めることが必要である。

### 2. 事業計画（業務内容）

民生・業務部門を中心に多種多様な電気機器（照明、空調、サーバー、動力モーター等）に組み込まれている各種デバイスの高効率化を図ることにより、大幅なエネルギー消費削減を実現することを目的とする技術開発・実証を、当該技術開発の確実な実施体制を有する民間企業や公的研究機関等に委託して実施する。

現行の技術の成熟度を3年間で大幅に引き上げる目標を設定し、事業終了後の早期実用化につなげる。

平成26年度は、電力損失が極めて小さく耐久性・信頼性が高い基板を用い、用途に応じた超高効率デバイスの設計・開発・検証を行う。

平成27年度以降、上記の電気機器に実装し、エネルギー消費量の削減効果、耐久性、安定性等を検証し、早期の実用化を実現する。

### 3. 施策の効果

従来の単なるエネルギー使用の合理化を超えた大幅なエネルギー消費の削減が実現される。

本事業により生み出された技術が社会に普及することにより社会全体のエネルギー消費の大幅削減をもたらすとともに、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルが創造される。

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 従来は、現状の技術を元に将来の姿を描くフォアキャストによりライフスタイル等を作りだしてきた。
- 今後は、将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを示した上で、それを実現するための技術を開発・実証し、将来に向けて着実に社会に定着させることが必要。
- 特に、震災を経た現在、制約となるエネルギーの消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現することが不可欠。実現のための技術イノベーションを目標とすることが必要。

### 事業概要

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、空調、サーバー、動力モーター等）に組み込まれている各種デバイスの高効率化を図ることにより、徹底したエネルギー消費量を削減する技術開発・実証を行う。
- 平成26年度は電力損失が極めて小さく耐久性・信頼性が高い基板を用い、設計・開発・検証を行う。平成27年度以降に実装し、削減効果、耐久性、安定性等を検証する。

### 事業スキーム

- 委託対象：民間団体、大学、公的研究機関
- 事業実施期間：平成26年度～28年度

### 期待される効果

- 単なるエネルギー使用の合理化を超えた大幅なエネルギー消費の削減を実現。
- 本事業により生み出された技術により、未来のあるべき社会・ライフスタイルを提示し、その変革につなげる。

## イメージ

### 技術開発の対象例



- 超高効率デバイスを用い、ライフスタイルに関連の深い電気機器の大幅な減エネを実現する技術開発・実証を推進
- 技術開発終了後、製品の早期の市場投入を目指す
- 製品の普及展開により社会全体のエネルギー消費の大幅削減をもたらすと同時に、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルを提示

### 本事業の技術成熟度目標



本事業により技術成熟度を着実かつ大幅に引き上げ  
その後の早期実用化を実現

技術イノベーションにより、少ないエネルギー消費でも豊かな暮らし・ライフスタイルを実現する

環境研究総合推進費

5, 387百万円（5, 387百万円）

総合環境政策局総務課環境研究技術室

## 1. 事業の必要性・概要

環境省が必要とする研究開発テーマ（以下「行政ニーズ」という。）を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部専門家・有識者等からなる評価委員会による事前評価を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的研究資金。

行政ニーズに適合する研究・技術開発等を着実に進めることにより、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進し、ひいてはグリーンイノベーション及び持続可能な社会の構築に貢献する。

環境政策への貢献をより一層強化するため、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成22年6月、中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に沿った評価委員会の組織再編、審査時の「行政ニーズへの適合性」評価の強化、行政ニーズを有する原課の研究管理への参画促進、「政策決定者向けサマリー」による研究成果の活用促進等に取り組んでいる。

## 2. 事業計画（業務内容）

行政ニーズを提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価で高い評価を受けた研究提案を採択・実施する。中間・事後評価を行い、結果を公表するとともに、中間評価結果は次年度以降の継続可否や予算額に反映し、資源配分の効率化・適正化を図る。

### （1）研究領域

#### ①戦略的研究開発領域（戦略研究プロジェクト）

先導的に重点化を図り、統合的な研究又は社会に適用するためのシナリオを提示するプロジェクト。平成26年度は、継続4件に加え、新規2件を立ち上げ、行政ニーズに立脚した戦略的な研究開発を強力に推進する。

- 温室効果ガス及び短寿命気候因子（SLCP）緩和策が引き起こす環境影響の能動的評価（新規・仮題）
- 持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発（新規・仮題）
- 資源環境制約のもとでの持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合研究プロジェクト（S-11）
- 地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究（S-10）
- アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究（S-9）
- 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（S-8）

## ②環境問題対応型研究領域

年度毎の推進戦略フォローアップ結果及び省内各部局の提案等を踏まえ、環境政策上特に必要とされている研究テーマを提示して公募を行い、個別又は複数領域に係る環境問題の解決に資する研究を行う。

## ③革新型研究開発領域

若手研究者による特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究や、先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究を行う。

## ④循環型社会形成推進研究

環境政策上特に必要とされている研究テーマを提示して公募を行い、廃棄物の適正処理、循環型社会の構築技術等に関する研究を行う。

## (2) 研究分野

推進戦略の構成に沿った5つの分野（全領域共通・領域横断、脱温暖化社会、循環型社会、自然共生型社会、安全が確保される社会）を対象とし、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資する技術開発等を除き、環境研究・環境技術開発のほぼ全分野をカバーしている。

## 3. 施策の効果

- 環境行政上直面している課題の解決に資する研究課題を優先的に採択し、研究成果の周知を図ることにより、環境政策の推進に貢献する。
- 地球環境問題や越境汚染問題に係る機構解明・影響予測等の成果を国際的組織に提供する等により、国際協力の枠組み構築に科学的根拠を与えるとともに、国際的な施策形成過程における我が国の影響力向上に貢献する。
- 領域横断的な研究の強化により、共便益の実現、トレードオフの解消、研究成果の社会実装（社会インフラやライフスタイルへの埋め込み）の促進が図られる。
- 放射性物質による汚染土壌の除染技術、災害廃棄物の処理技術・システムの開発等により、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生に貢献する。

# 環境研究総合推進費

平成26年度予算(案)額 5,387百万円( 5,387百万円)

## 公募・審査の実施

必要性・有効性・効率性等の観点から審査を実施。「行政ニーズへの適合性」評価を強化。

[研究部会(研究分野毎)]  
・全領域共通・領域横断部会  
・脱温暖化社会部会  
・循環型社会部会  
・自然共生型社会部会  
・安全が確保される社会部会  
・戦略研究プロジェクト専門部会

「行政ニーズ」を提示して公募を実施

## 行政ニーズの特定

公募要領に掲載する「行政ニーズ」を決定

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」  
(H22.6中環審答申)  
フォローアップ

評価委員会で討議  
(提案原課も出席)

省内原課から研究テーマ提案を募集

## 研究成果の評価・活用

研究成果を評価し結果を公表。中間評価結果は次年度予算に反映。

政策決定者向けサマリー等を用い研究成果を原課にフィードバック。

## 研究開発の実施

- ◆「行政ニーズ」に適合する研究課題を実施し、環境政策の推進に貢献。
- ◆H26年度は継続研究(戦略4件、その他83件)に加え、以下の新規研究に着手。

[戦略的研究開発領域] (H25年度に事前検討を実施中。)

- 温室効果ガス及び短寿命気候因子緩和策が引き起こす環境影響の能動的評価
- 持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発

[環境問題対応型研究領域 等] (省内全部局より36件の行政ニーズ提案あり。)

【共通横断分野】 環境アセスメント制度における環境保全オフセット手法に係る研究／2020～2050年に社会実装が期待される技術・システムの特定等に係る研究／途上国における適応支援のための保険メカニズム／2020年以降の世界及び日本の温室効果ガス排出経路等に関する研究 等

【脱温暖化分野】 緩和と適応の統合的実施による気候変動対策に関する研究／統合的観測・評価システムの構築による全球の炭素収支の評価／地域インベントリ解析による複合的な環境価値創造拠点と環境都市の計画と評価モデルに関する研究 等

【循環分野】 大規模地震に伴う災害廃棄物処理対策に関する研究／都市規模を考慮に入れた廃棄物からのエネルギー回収の最大化に向けたシステム研究／使用済電子機器等からの有用金属等の効果的な回収技術及び残渣処理システム等の技術開発 等

【自然共生分野】 自然資本及び生態系サービスの経済価値評価技術の開発／自然生態系の防災・減災機能の評価・活用に関する研究エコツーリズムが与える地域社会への貢献に関する指標開発とその実証 等

【安全確保分野】 環境中水銀の動態解析のための全球多媒体モデルの開発／化学物質の複合影響評価手法の開発／農薬の環境への流出による昆虫類に対する影響の解析・管理手法の開発／PM2.5・黄砂等の大気汚染による健康影響のメカニズム解明 等

## エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業

4, 000百万円（2, 580百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室  
総合環境政策局総務課環境研究技術室・環境計画課  
地球環境局地球温暖化対策課  
水・大気環境局地下水・地盤環境室

### 1. 事業の概要・必要性

エネルギー対策特別会計の効果的な実施に当たり、事業の効果測定、重複排除、優先順位付け等を行うことが必要である。

また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築を効果的・効率的に推進するためには、実証事業を通じて各種のCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠である。

このため、エネルギー対策特別会計における事業の効果測定及びCO2削減対策の有効性を検証する実証事業等を行う。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### （1）事業の効果測定等

##### ①事業の効果検証

エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査、事業実施後の効果の検証・把握を行う。

##### ②CO2削減技術の評価（CO2テクノロジーアセスメント）

CO2削減効果が大きく、将来的な導入普及が見込まれる技術について、その効果や環境への影響等の評価を行う。

#### （2）対策・技術の有効性の検証（実証事業）

交通体系整備、ライフライン施設等の整備、次世代インフラ等整備、地域技術シーズの活用といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。

### 3. 施策の効果

エネルギー対策特別会計における効果的な事業の推進及びそれを通じたエネルギー起源CO2削減対策の一層の普及



## 背景・目的

- エネルギー対策特別会計の事業の効果的な実施に当たり、予算要求段階から事業の実施中、終了段階における効果測定、重複排除、追跡調査、優先順位付け等を実施するための基盤整備が必要。
- また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築を効果的・効率的に推進するため、交通体系整備、ライフライン施設等の整備、次世代社会インフラ等整備等の分野において、実証事業を通じてCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠。

## 事業概要

- (1) 事業の効果検証 (11億円)  
エネルギー対策特別会計における事業の効果検証、導入普及が見込まれる技術のCO2削減効果・環境への影響等の評価を実施。
- (2) 対策・技術の有効性の検証 (実証事業) (29億円)  
実証事業を通じて、社会システムの整備に当たってのCO2削減対策・技術の効果の検証等を実施。

## 期待される効果

- エネルギー対策特別会計における効果的な事業の推進及びそれを通じたエネルギー起源CO2削減対策の一層の普及

## 事業スキーム

委託対象：民間団体等      実施期間：平成25年度～

### 事業の効果測定等

- (1) 事業の効果検証
  - ①事業効果算定手法の検討 (事業効果算定ガイドラインによる事業効果の算定等)
  - ②技術動向調査 (国内外のエネルギー起源CO2排出削減技術等の調査)
  - ③事業実施後の効果の検証・把握 (補助事業完了後のCO2削減効果の検証・把握)
- (2) CO2削減技術の評価 (CO2テクノロジーアセスメント)

## イメージ

### 対策・技術の有効性の検証 (実証事業)

#### 【内容】

- ①CO2削減対策の手法の検証 (個別手法のCO2削減効果の検証)
- ②対策・技術の削減ポテンシャルの検証 (対策・技術のCO2削減ポテンシャルの詳細把握)
- ③対策・技術の事業性の検証 (対策・技術に要するコスト等の検証)

#### 【対象分野】

- 交通体系整備：** 物流システム低炭素化(国交省連携)、鉄道輸送システム低炭素化(ICレールライ)(国交省連携)、港湾地域の低炭素化(国交省連携)
- ライフライン施設等整備：** 都市等の廃熱を利用した低炭素化、港湾地域の低炭素化(国交省連携)
- 次世代社会インフラ整備：** データセンター省エネ技術(総務省連携)、地中熱利用ヒートポンプ技術、下水熱等未利用熱利用技術(国交省連携)、3R技術・システムの低炭素化技術、農業機械の省エネ技術(農水省連携)
- 地域技術シーズ活用：** 地域企業の先端技術シーズを活かした再エネ・省エネ

(新) CCSによるゼロカーボン電力導入促進事業（一部経済産業省連携）

1, 243百万円（0百万円）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

### 1. 事業の必要性・概要

我が国では、2012（平成24）年度には発電電力量の約9割を火力発電が占めるなど、東日本大震災以降、火力発電の拡大によりCO<sub>2</sub>排出量が大幅に増加している。

他方で、2050（平成62）年温室効果ガス80%排出削減を実現するためには、今後、従来の省エネ・再エネの最大限の導入に加えて、電力のゼロカーボン化等の抜本的なCO<sub>2</sub>排出削減技術を普及させることが不可欠である。とりわけ、CO<sub>2</sub>を大量に排出し、長期間にわたって稼働が見込まれる石炭火力発電所等の大規模排出源には、CCS（二酸化炭素回収・貯留）の導入が求められる。

このため、大規模排出源が全国各地に分散しており、また、沿岸海域が高度に利用されているという我が国の状況を踏まえ、沖合域（浅海域より深い海域）を含めた我が国周辺水域におけるCO<sub>2</sub>貯留適地の確保、沖合域におけるCO<sub>2</sub>圧入技術などのシャトルシップを活用したCO<sub>2</sub>輸送・貯留システムの確立等を進め、環境に配慮しつつ、我が国に適したCCS導入に早急に目途をつける必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

（1）貯留適地調査事業（経済産業省連携事業） 700百万円（0百万円）

沖合域を含めた我が国周辺水域におけるCO<sub>2</sub>貯留適地調査を行う。26年度は、3か所程度の広域的な地質調査を行い、適地候補の抽出を進める。

（2）環境配慮型CCS導入検討事業 543百万円（0百万円）

沖合域における貯留や複数の排出源からの輸送を効率的に実現することが可能な技術として、シャトルシップを活用した輸送・貯留システムの要素技術及びトータルシステムの検討を行う。

また、CO<sub>2</sub>を分離・回収するために使われる回収液の環境負荷の評価、CCSの円滑な導入手法の検討、経済性の評価等を行う。

### 3. 施策の効果

- ・環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入
- ・CCSの導入によるCO<sub>2</sub>排出量の大幅削減



## 背景・目的

- 我が国が掲げる**長期目標(2050年温室効果ガス80%排出削減)**を実現するためには、電力のゼロカーボン化が必要不可欠。
- とりわけ、CO2を大量に排出し、一度建設されると長期間にわたって稼働が見込まれる石炭火力発電所等の大規模排出源には、**CCS(二酸化炭素回収・貯留)**の導入が求められる。
- 大規模排出源が全国各地に分散しており、また、沿岸海域が高度に利用されている我が国の状況を踏まえ、以下の取組が必要。
  - ・**沖合域を含めた我が国周辺水域におけるCO2貯留適地の確保**
  - ・沖合域におけるCO2圧入技術などの**シャトルシップを活用したCO2輸送・貯留システムの確立**
  - ・CO2を分離・回収するために使われる**回収液の環境負荷の評価**
  - ・CCSの円滑な**導入手法の検討、経済性の評価**等

## 事業概要

- (1) **貯留適地調査事業(700百万円)【経済産業省連携事業】**  
沖合域を含めた我が国周辺水域のCO2貯留適地を調査
- (2) **環境配慮型CCS導入検討事業(543百万円)**  
環境に配慮し、かつ我が国に適した効率的なシステムを検討

## 事業スキーム

- (1)(2)委託対象:民間団体
- 実施期間:フェーズ1 26~27年度  
フェーズ2 28年度~(実証等)

## 期待される効果

- ・環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入
- ・CCSの導入によるCO2排出量の大幅削減

## イメージ

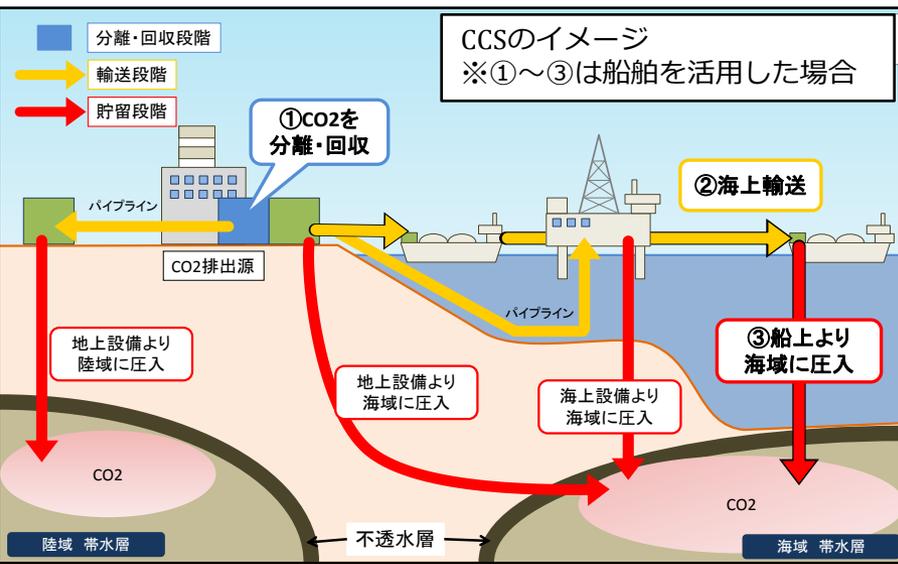
### 【技術課題】

- ①分離・回収: CO2回収液による環境負荷 → 環境負荷の評価
- ②輸送: パイプラインでは沖合域での貯留が困難  
→ シャトルシップを活用したCO2輸送・貯留システムの要素技術及びトータルシステムの検討
- ③貯留: 適地が確保されていない → 貯留適地の調査
- ◎全般: 適切かつ円滑な実施 → 導入手法の検討、経済性の評価



CCS導入実現のブレイクスルーを図るとともに、我が国のCCS技術の信頼性を確保し、環境に配慮しつつ、我が国に適した効率的なCCSシステムを確立する。

CCSのイメージ  
※①~③は船舶を活用した場合



(新) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業

82百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

## 1. 事業の必要性・概要

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県並びに指定都市、中核都市及び特例市（以下「都道府県等」という。）は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画を定め、また、特例市未満の地方公共団体についても、実行計画の策定は努力義務となっており、地域の特性に応じた対策・施策を進めることが期待されている（法第20条第2項）。

しかし、現状では、都道府県等の実行計画の策定率は8割を超えるものの、特例市未満の市町村の策定率は13.7%に過ぎず、全自治体の策定率は2割に留まる。また、策定された計画についても、事業の具体性や実効性の確保が課題になっている。

一方で、政府は今後新たな温暖化対策計画の策定を予定しており、同計画を踏まえた地方公共団体の実行計画策定・改定が、地域の低炭素化により効果的なものとなるよう、実行計画の詳細分析や自治体間での比較評価、自治体職員の育成、有識者による低炭素地域づくり戦略の検討などを実施し、実行計画を核とした地域の低炭素化の基盤（実効的な実行計画、事業の着実な実施、それらを支える人材育成及び全体戦略、国の支援事業の評価・分析）の整備を図り、地域の低炭素化を推進する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）実行計画調査・分析・格付け・フィードバック

全国の地方公共団体における実行計画の策定状況を調査するとともに、計画内容の分析を行う。その上で、分析結果を踏まえて、各自治体の計画及びその実施状況について検証・評価を行い、取組のレベルの格付けを行う。その結果を各自治体へフィードバックし、実行計画の「質」の向上を図る。

### （2）自治体職員向け低炭素塾の開催

自治体における実行計画策定ならびに計画に基づく対策・施策の事業推進を実際に担う職員の能力向上を目的に、温暖化対策に関わる自治体職員を対象とした集中講座（低炭素塾）を開催し、計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識を効率的・効果的に習得させる。

### (3) 有識者による低炭素地域づくり戦略の検討と各種支援措置評価

地域の現状分析や将来想定される諸課題、地域の将来像、具体的な低炭素地域づくり戦略やそのための仕組みづくり、低炭素化への取組による多様なベネフィットの定量評価手法等を検討する。その結果を踏まえてマニュアル等を随時更新し、自治体の取組を促す。

また、上記の検討結果を踏まえ、国の実行計画に係る支援措置の在り方について、評価・チェック等を行い、より効果的な支援措置を実現する。

## 3. 施策の効果

実行計画（区域施策編）の量（策定率）と質（具体的な事業推進等）の向上が図られ、また、実行計画を核とした地域の低炭素化の基盤（実効性のある実行計画、事業の着実な実施、それらを支える人材育成及び全体戦略、国の支援事業の評価・分析）が整備されることで、地域の低炭素化が実現する。



## 背景・目的

- 低炭素社会の実現に向け、法定計画である地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策への取組が不可欠。
- しかし、現状の自治体の実行計画の策定率は、2割程度に留まる。また、策定された計画も、具体的な対策・施策に乏しく、実効性の確保が課題。
- 一方で、政府は今後、25年度以降の地球温暖化対策計画を策定する予定であり、同計画を踏まえ、実行計画の策定・改定が進む見込み。
- この機会をとらえ、実行計画の策定率向上や計画に基づく対策・施策の取組向上を実現し、地域における低炭素社会を実現

## 事業スキーム

- ◆ 委託先：民間事業者
- ◆ 実施期間：平成26年度～27年度

## イメージ

### 1. 実行計画調査・分析・格付け・フィードバック

自治体における実行計画策定状況を調査し、その計画内容について詳細に分析・評価を実施。その結果を格付けし、自治体に対してフィードバック。取組みが遅れている自治体の対応を促す。



### 3. 有識者による低炭素地域づくり戦略の検討と各種支援措置評価

有識者を集め、具体的な低炭素地域づくり戦略やそのための仕組みづくり、自治体の取組の定量評価手法等を検討。その結果を踏まえてマニュアル等を随時更新し、自治体の取組を促すとともに、国による各種支援措置等の取組の効果をチェック。



## 事業概要

1. 地方公共団体実行計画の施行状況調査・分析・格付け・フィードバック
2. 自治体職員向け低炭素塾（集中的研修）の開催
3. 有識者による低炭素地域づくり戦略の検討と各種支援措置評価

## 期待される効果

- 実行計画（区域施策編）の量（策定率向上）と質（具体的な事業推進等）向上
- 実行計画を核とした地域の低炭素化の基盤（実効的な実行計画、事業の着実な実施、それらを支える人材育成及び全体戦略、国の支援事業の評価・分析）の整備による地域の低炭素化の実現

### 2. 自治体職員向け低炭素塾の開催

自治体職員を対象として集中講座を開催し、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識（調整・技術・交渉・法体系・金融等）を効率的・効果的に習得させる。塾生にはフォローアップの課題を課し、各自治体内部でのその後の成果を公表。



計画策定のための協議会や庁内調整、議会・住民対応のノウハウ

法体系や技術に関する基本的知識

実際に事業を実施するための事業発掘、資金調達、法的手続等の事務的知識

(新) 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業

5,300百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課・環境経済課  
地球環境局地球温暖化対策課  
廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室  
自然環境局自然環境計画課・国立公園課

1. 事業の必要性・概要

徹底的なエネルギー消費量の削減や再生可能エネルギーの活用には地域特性に応じた施策の推進が不可欠。

地域主導の対策の検討・実施を円滑に進めるためには、再生可能エネルギー等の普及拡大を迅速化するための基礎情報の整備や、関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化にあたっての支援等を一貫して提供することが必要。

このため、再エネ導入のポテンシャル等の調査・整備、低炭素地域づくりのための事業化計画の策定、実現可能性(FS)調査の支援及び事業化計画の策定等にあたっての専門家派遣や人材育成等の支援、事業の実施に必要な再エネ・省エネ設備の導入支援を行う。

2. 事業計画(業務内容)

(1)再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託事業)

事業化検討に必要な地域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等の調査・整備・発信

委託先:民間団体等

(2)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業

(補助事業(継続分は委託事業))

再エネ等低炭素地域づくり事業化計画の策定。FS調査等の支援

補助先・補助率:地方公共団体 定額、民間 1/2

委託先:民間団体等

(3)地域主導型事業形成支援事業(委託事業)

計画策定やFS調査に対する専門的知見の提供や専門家派遣・人材育成等

委託先:民間団体等

(4)再エネ・省エネ設備導入支援事業(補助事業)

地方公共団体地域実行計画の計上事業等に係る設備導入支援

補助先:地方公共団体(1/2~2/3)、民間団体 1/2 (間接補助)

3. 施策の効果

地方公共団体や事業者等様々な主体の連携による地域の低炭素化事業の推進。



## 背景・目的

- 第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の統合的達成を挙げており、そのためには、地域特性を活かした地域づくりが不可欠とされる。
- 特に地域主導の地域資源を最大限活用した統合的取組が必要。
- 関係府省とも協力しつつ、事業化計画策定から設備等の導入まで一貫した支援プログラムを提供する。

## 事業スキーム

- (1)、(2)①、②ア、(3)：委託
- (2)②ウ：補助 地方公共団体(定額) 民間団体等(1/2)
- (2)②イ、(4)：間接補助  
地方公共団体(定額、1/2～2/3) 民間団体等(1/2)

## 事業概要

- (1)再生可能エネルギーの基盤整備事業  
地域の再エネの導入ポテンシャル等の調査・整備・発信
- (2)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業  
再エネ等低炭素地域づくり事業化計画の策定、FS調査の支援
- (3)地域主導型事業形成支援事業  
(2)の計画策定やFS調査等に対する専門的知見の提供や専門家派遣・人材育成等
- (4)再エネ・省エネ設備導入支援事業  
地域の地球温暖化対策事業に対して設備等の導入を支援

## 期待される効果

- 地域における自立的・持続的な低炭素化事業の推進
- 事業経験の蓄積による、環境政策を担う地域の人材・組織育成

(1)基盤情報整備事業(委託)：再生可能エネルギー導入ポテンシャル等の調査・整備

(2)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業

①事業化計画策定・FS調査実証事業(委託)：自然公園地域における再エネ等導入事業化計画、自然共生型低炭素地域づくり計画

②事業化計画策定・FS調査支援事業

- ア 地域主導型再生可能エネルギー等の事業化(継続分)(委託)：再生可能エネルギー等の事業化検討・事業化計画策定
- イ 地域協働による低炭素地域づくり事業(間接補助)：地方公共団体実行計画に位置づけられた事業等の事業化検討支援
- ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助)：エコタウンにおける再エネや熱の効率的利用等の検討支援

(3)地域主導型事業形成支援事業(委託)：(2)の事業等に対する専門家派遣や人材育成、専門的なセミナー等の開催

(4)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助)

①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくり事業  
・地方公共団体実行計画に位置づけられた事業等に係る設備導入等への支援  
(農林水産省や文部科学省等と協力して実施)

②自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業

- ・自然公園における再エネ等導入への支援
- ・里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援

## 補助対象となる設備の例

- 再生可能エネルギー関係(FIT併用不可)  
・再生可能エネルギーによる発電・熱利用等の設備
- 省エネルギー関係  
・高効率な面的エネルギー利用設備の導入  
・建築物の断熱、高効率設備の導入  
・交通対策に必要な低炭素車両等

(新) 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

1, 600百万円 ( 0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課  
水・大気環境局地下水・地盤環境室  
自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災以降、分散型、自立型、災害に強い等の特徴を有する再生可能エネルギーの推進は、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保を同時に実現することが可能な施策として期待されている。

我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約 28,000 の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要である。また、外気温との温度差を利用した地中熱利用の普及促進を一層図っていく必要がある。しかしながら、地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。

このため、地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

2. 事業計画（業務内容）

環境配慮型の地熱利用を推進するため、地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等を支援。

(1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定

地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援

(補助先・補助率) 地方公共団体 定額 (1, 000万円上限)

民間事業者等 2 / 3

(2) 地熱・地中熱等利用事業

地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、集中管理システム、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援

(補助先・補助率) 地方公共団体 1 / 2、2 / 3

民間事業者等 1 / 3、1 / 2、定額

3. 施策の効果

地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化

環境に配慮したエネルギーの地産地消による自立分散型社会の構築

地盤環境へ配慮した地中熱利用による、地盤環境の保全と熱利用効率の維持を両立する事業の普及

## 背景・目的

- 我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要。また、外気温との温度差を利用した地中熱の利用の普及促進を一層図っていく必要がある。
- 地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。
- 地域特性を活かすとともに**環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進**し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

## 事業スキーム

- (1) 補助対象：①民間事業者等、②地方公共団体  
補助割合：①2/3、②定額/1000万円上限
- (2) 補助対象：①民間事業者等、②地方公共団体  
補助割合：①1/2、1/3、モニタリング装置等 定額  
②1/2、2/3

## 事業概要

環境配慮型の地熱利用を推進するため、**地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用**や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等を支援。

### (1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定

地方公共団体や民間事業者等による、地熱・地中熱を利用し、**環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業**の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援。

### (2) 地熱・地中熱等利用事業

地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱を利用し、低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、集中管理システム、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援。

## 期待される効果

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギー地産地消による自立分散型社会構築
- **地盤環境へ配慮した地中熱利用のガイドラインをとりまとめ**、地盤環境の保全と熱利用効率維持を両立する事業を普及

## イメージ



(新) 離島の低炭素地域づくり推進事業

2, 800百万円 ( 0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課  
自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の必要性・概要

本土と系統連系がない（オフグリッド）離島は、CO2 排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存している。更に、系統が脆弱のため、再生可能エネルギー（再エネ）の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にある。

自立・分散型低炭素エネルギー社会に不可欠な再エネの大幅な導入拡大のためには、離島の特性を踏まえた新たな蓄電池の効果的な活用方法の実証により、蓄電池の導入を促進することが必要である。

このため、離島において、蓄電池の活用方法の実証を行うとともに、再エネ、需要側のエネルギー消費削減（減エネ）等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速する。これにより、低炭素な離島のモデルを確立し、他地域や海外の島嶼国への展開を図る。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定

再エネの導入や減エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定を補助する。

〔 補助先・補助率：  
地方公共団体・民間事業者等 定額（上限1, 000万円） 〕

(2) 低炭素地域づくりのための設備の導入等

離島の地域特性を踏まえた先導的な再エネの導入や減エネの強化等低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入等を補助する。

（補助先・補助率：地方公共団体・民間事業者等 2／3）

(3) 再エネ導入拡大に向けたハイブリッド蓄電池システム制御技術実証

離島の短周期及び長周期変動の両方に対応するため、複数の蓄電池を組み合わせることで協調制御手法等を確立する技術実証を行い、全国の離島や海外での展開を図る。

（補助先・補助率：民間事業者等 3／4）

3. 施策の効果

- ・ 離島向け蓄電池による出力安定化・系統安定化等を通じた再エネ導入量拡大
- ・ 離島発の低炭素地域づくり、地域活力の向上及び防災性の強化の実現



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 本土と系統連系されていない離島（オフグリッド）はCO2排出量が大きく高コストのディーゼル発電に依存。更に、系統が脆弱のため、再エネの大幅な導入拡大が極めて困難。
- 自立・分散型低炭素エネルギー社会に不可欠な再エネの大幅な導入拡大のためには、離島の特性を踏まえた新たな蓄電池の効果的な活用方法の実証により、蓄電池の導入促進が必要。
- 再エネに加え、需要側のエネルギー消費削減（減エネ）等もパッケージで導入し、離島の活性化、防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速。低炭素な離島のモデルを確立し、他地域や海外の島嶼国への展開を図る。

### 事業概要

- (1) 再エネの導入や減エネの強化等離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査（FS調査）を補助する。(0.5億)
- (2) 離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や減エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助する。(8億)
- (3) 離島の短周期及び長周期変動の両方の特性に対応する新たな蓄電池の活用方法を確立し、効率的な管理・制御による再エネ導入量の最大化と蓄電池容量の削減による経済性の向上を同時に実現する技術実証を行う。(19億)

### 事業スキーム



補助割合：(1) 定額（上限1000万円） (2) 2/3 (3) 3/4

### 期待される効果

- 離島における再エネ導入拡大・減エネの強化により、CO2排出削減のみならず、地域活性化や防災性の強化等の効果が期待される。
- 蓄電池の効果的・効率的な活用方法の普及により、他の離島や海外の島嶼国等における再生可能エネルギーの導入可能量の更なる拡大が期待される。

## 離島まるごと自立・分散型低炭素エネルギー社会構築

### 離島の地域資源を活用した再エネ導入



- 低炭素地域づくり事業化計画策定支援
- 再エネ・減エネ等設備導入支援

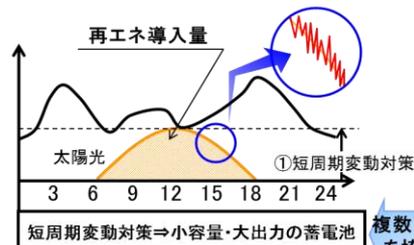
- 蓄電池の活用等を含めた地域資源の再エネ導入、主要施設への減エネ設備の導入等により、地産地消の自立・分散型低炭素エネルギー社会を構築

## 支える技術の確立

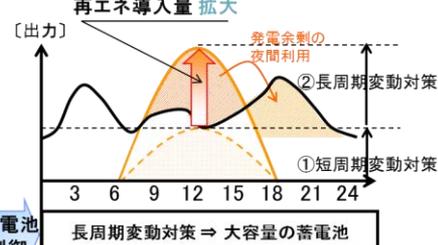
### 離島向けハイブリッド蓄電池システム技術実証

離島特有の短周期（再エネの出力変動）・長周期（余剰電力等）変動に対処するため、特性の異なる蓄電池の組み合わせ・協調制御等と全体としての蓄電池容量の削減により、再エネ導入可能量の更なる拡大と経済性の向上を図る。

#### 短周期変動対策



#### 長周期変動対策



複数の蓄電池を協調制御

## 1. 事業の必要性・概要

本土と系統連系されていない（オフグリッド）離島は、CO<sub>2</sub>排出量が大きく、高コストのディーゼル発電等の化石燃料由来のエネルギーに依存しており、化石燃料の価格高騰等により、地域経済に悪影響が生じている。

このため、離島において、地域資源を活用した再エネの導入促進に加え、需要側のエネルギー消費削減（減エネ）を推進し、離島のエネルギーコストの削減、地域経済の活性化等を図る。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）低炭素地域づくり事業化計画策定支援

再エネの導入や減エネの推進など、離島の低炭素地域づくり事業の計画策定や実現可能性調査（FS調査）を支援する。

（補助先）地方公共団体・民間団体等

（補助率）定額（上限1,000万円）

### （2）再エネ・減エネ等設備導入支援

離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・減エネ設備の導入を支援し、エネルギーコストの削減・地域経済活性化を図る。

（補助先）地方公共団体・民間団体等

（補助率）2/3

## 3. 施策の効果

- ・離島における再エネ導入・減エネ推進により、CO<sub>2</sub>排出削減の実現及び化石燃料の価格高騰や消費税増税によるエネルギーコスト増がもたらす地域経済への悪影響を軽減。
- ・地域の再エネ事業数の増大等により、地域内の資金循環の拡大及び一過性に終わらない地域産業の活性化、雇用者数の増大等地域の持続的な経済成長を実現。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 本土と系統連系されていない離島は、CO2排出量が大きく高コストのディーゼル発電等の化石燃料由来のエネルギーに依存。化石燃料の価格高騰等により、地域経済に悪影響が生じている。
- このため、地域資源を活用した再エネの導入促進に加え、需要側のエネルギー消費削減（減エネ）を推進し、離島のエネルギーコストの削減、地域経済の活性化等を図る。

### 事業概要

- (1) **低炭素地域づくり事業化計画策定支援** (0.6億)  
再エネの導入や減エネの推進など、離島の低炭素地域づくり事業の計画策定や実現可能性調査（FS調査）を支援する。
- (2) **再エネ・減エネ等設備導入支援** (3.2億)  
離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・減エネ設備の導入を支援し、エネルギーコストの削減・地域経済活性化を図る。（FITとの併用不可）

### 事業スキーム



### 期待される効果

- 離島における再エネ導入・減エネ推進により、CO2排出削減の実現及び化石燃料の価格高騰や消費税増税によるエネルギーコスト増がもたらす地域経済への悪影響を軽減。
- 更に、地域の再エネ事業数の増大等を図ることにより、地域内の資金循環を拡大し、一過性に終わらない地域産業の活性化、雇用者数の増大等地域の持続的な経済成長を実現。

## 離島の再エネ・減エネの加速化



### 再エネ設備導入の例

中小事業者等の高コストな電気料金負担



風力+蓄電池



蓄電池等を含めた再エネの導入

### 減エネ設備導入の例



重油炊きボイラー  
(給湯・暖房用等)



高効率ガスコジェネ  
ヒートポンプ冷暖房



非効率なボイラー等  
を高効率な機器に置き換え

- 対象設備の例  
再エネ：太陽光、風力、地熱、海洋、バイオマス 等  
減エネ：廃熱利用、ヒートポンプ、高効率ガスコジェネ 等

## 1. 事業の必要性・概要

今後、公共事業の多面的な展開が想定される中、21世紀型の国際規範となりつつある「低炭素社会」としての付加価値を併せて創出することが必要である。

社会システムの構築は、公共性が高く、投資回収の考え方に馴染まない一方で、社会基盤の寿命は長いため、今を逃すと長期にわたるCO<sub>2</sub>排出型システムのロックインが懸念されることから、低炭素価値向上のための財政支援が不可欠である。また、今後、国際交渉において2020年以降の目標を検討する際には、社会システムとしてどれだけCO<sub>2</sub>が削減可能かを分析し、国際交渉カードとして最大限活用することが戦略的な対応として必要となる。

このため、公共性が高く、投資回収の考え方に馴染まない社会システムの整備に当たり、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

（1）の基本的要件に該当する（2）の分野の事業に対して補助を行う「低炭素価値向上基金」を造成するための補助金を交付する。

### （1）対象事業の基本的要件

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ② 公益性が高く、資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③ モデル・実証的な性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④ 波及効果も含めたCO<sub>2</sub>の削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

### （2）対象事業の分野

- ① 交通体系の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
- ② 災害時等対応型のライフライン施設等の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
- ③ 次世代型社会インフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

## 3. 施策の効果

社会システムの構築に当たっての「低炭素社会」としての付加価値の創出



# 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金

平成26年度予算(案)額  
9,400百万円 (7,600百万円)

## 背景・目的

- 今後、公共事業の多面的な展開が想定される中、**21世紀型の国際規範**となりつつある「**低炭素社会**」としての**付加価値を合わせて創出**することが必要。
- **社会システム構築**は公共性が高く**投資回収の考え方に馴染まない**一方で、今を逃すと長期にわたり**CO2大排出型システムのロックイン**が懸念されることから、**低炭素価値向上のための国による財政支援が不可欠**。
- 今後国際交渉の主戦場と想定される2020年以降の目標を検討する際には、社会システムとしてどれだけCO2が削減可能かを分析し**国際交渉カードとして最大限活用することが戦略的対応**。
- **日本の優れた・尖った技術**を用いることで経済活性化を狙う。

## 事業スキーム

- (1)国からの補助 補助対象：非営利型法人、補助割合：定額
- (2)基金からの補助 補助対象：地方公共団体、民間団体等 補助割合：1/3、1/2、定額 等

## 事業概要

低炭素価値向上基金を造成し、同基金を活用して、公共性が高い社会システムの整備に当たりエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための技術等を導入する事業に対して補助金を交付する事業を実施する。

## 期待される効果

- 社会システムの構築に当たっての「低炭素社会」としての付加価値の創出

### 【対象事業の基本的要件】

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業 (規制等対策強化につなげる成果目標を設定)
- ② 公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③ モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④ 波及効果も含めたCO2削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

イメージ



交通体系整備に当たっての低炭素価値向上	災害時等対応型ライフライン施設等整備に当たっての低炭素価値向上	次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上
<具体的な事業> ● 鉄道活用型の低炭素物流事業(国交省連携) ● 物流システム低炭素化事業(国交省連携) ● 鉄道輸送システム低炭素化(ICレールイ)事業(国交省連携) ● 航空分野の低炭素化促進事業(国交省連携) ● 港湾地域の低炭素化・災害時対応型事業(国交省連携)	<具体的な事業> ● 病院等の低炭素化・災害時対応型事業(厚労省連携) ● 再エネ等を活用した自立分散型地域づくり事業 ● 信号機の省電力化等推進事業(警察庁連携) ● 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業	<具体的な事業> ● 省エネ型データセンター構築事業(総務省連携) ● 上水道システムにおける革新的技術導入事業(厚労省連携) ● 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業 ● 漁港の省エネ化実証事業(農水省連携)

環境省ガイドラインに基づき、補助事業の当初段階&終了段階でCO2削減効果を分析・定量化(規制等による対策強化につなげる)

再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）

22,000百万円（24,500百万円）

総合環境政策局環境計画課

## 1. 事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故が発生し、東北地方を中心として甚大な被害をもたらすとともに、エネルギー需給の逼迫を生じさせている。こうした中、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開することが必要である。

## 2. 事業計画（業務内容）

平成21年度に造成した地域グリーンニューディール基金制度を活用し、都道府県及び政令指定都市が行う以下の事業を支援するための基金を造成する（基金による事業期間は3カ年とする）。

### （1）地域資源活用詳細調査事業

地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための事業精査、実施設計等

### （2）公共施設における再生可能エネルギー等導入事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器（照明、空調）の導入

### （3）民間施設における再生可能エネルギー等導入促進事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器（照明、空調）の導入支援

### （4）風力・地熱発電事業等支援事業

大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

## 3. 施策の効果

再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域」を全国に展開する。



## 背景・目的

東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題

地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援し、「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を全国的に展開する。

## 事業スキーム

- 補助対象：都道府県・指定都市  
(補助対象者が基金を造成し、同基金を取り崩して、右記①～④の基金事業を実施)
- 補助率：定額  
(基金事業のうち、右記①・②は定額(高効率省エネは2/3)、③は1/3又は3%の利子補給(高効率省エネは1/3)、④は1/2又は3%の利子補給)
- 実施期間：平成26年度～平成28年度(3か年)

## 事業概要

交付を受けた自治体は、基金を造成し、基金事業として以下の事業を実施。

- 地域資源活用詳細調査事業  
地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための事業精査、実施設計等
- 公共施設における再エネ等導入事業  
防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器(照明、空調)の導入
- 民間施設における再エネ等導入促進事業  
防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器(照明、空調)の導入支援
- 風力・地熱発電事業等支援事業  
大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

## 期待される効果

- 災害にも対応できる自立分散型のエネルギー供給体制の構築
- 全国的な低炭素な地域づくり

環境省

事業計画

補助金

事業実績報告

交付対象は、  
都道府県・指定都市

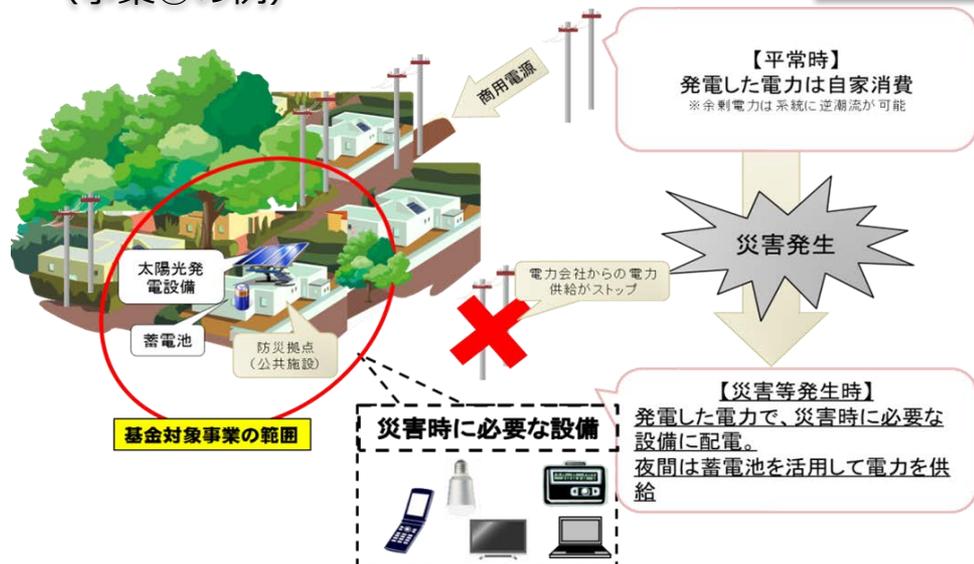
「基金」として  
積み立て

取崩して事業を実施  
(事業期間は3年)



イメージ

(事業②の例)



## “一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援

7, 200百万円(1, 200百万円)

地球環境局国際連携課国際協力室  
地球温暖化対策課市場メカニズム室

### 1. 事業の必要性・概要

- 2050(平成62)年に温室効果ガス(GHG)排出を世界で半減させるとの長期目標達成のためには、2030(平成42)年には全世界のエネルギー関連の排出量の半分(45%)を排出すると予測されるアジア地域における低炭素化が不可欠である。
- 温室効果ガスの世界的な排出削減・吸収に貢献するため、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(JCM)を構築・実施し、更に拡大していくことが必要。このため、具体的な排出削減・吸収事業を推進しながら、制度を実施するための手続き・ルール等の整備や途上国における実施体制の整備を行っていくことが不可欠。
- このため本事業においては、国際協力機構(JICA)やアジア開発銀行(ADB)等の開発機関と連携し、JCMも活用した資金支援策(事業補助)を展開することにより、我が国の優れた低炭素技術を活用したアジア各国での低炭素型開発を推進する。
- また、JCMを活用して、我が国企業が有する技術等を用いて実施する排出削減プロジェクトに対する設備補助(補助率:1/2)を行い、途上国等で多くのJCMプロジェクトを立ち上げ、世界的な排出削減を実現する。

### 2. 事業計画(業務内容)

- JICAなど我が国機関が支援するプロジェクト等のうち、二酸化炭素排出削減効果の高い事業を支援するための基金を設置し、かかる資金の運用を通じ、初期コストは高価であっても排出削減効果が高い、我が国の先進的な低炭素技術の普及を図る。
- また、アジア開発銀行の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高などにより採用が阻害されている先進的な低炭素技術の費用について協調資金支援を行う。これにより、アジア開発銀行による途上国の開発支援

を一足飛びの低炭素型社会への移行の加速につなげる。

- JCMを開始するための二国間文書に署名した国や先行して政府間協議が進む東アジアを中心とした途上国において、我が国企業が有する排出削減技術等を活用するJCMプロジェクトの投資費用に補助を行い、発行されたクレジットの一定分を日本政府として獲得する。

### 3. 施策の効果

- 従来よりも幅広い分野で、都市や地域全体をまるごと低炭素化することにより世界的なCO<sub>2</sub>排出削減に繋がる。
- 日本の優れた低炭素技術や製品等によるJCMプロジェクトを実施することにより、日本政府としてクレジットを獲得し、日本の排出削減目標の達成に活用できる。



# “一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援（基金）

26年度予算(案)額  
4,200百万円（新規）

## 背景・目的

我が国の優れた低炭素技術を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。

## 事業スキーム

- （1）国からの基金造成に対する補助金  
補助対象：非営利法人 補助割合：定額
- （2）事業期間：平成26～32年度

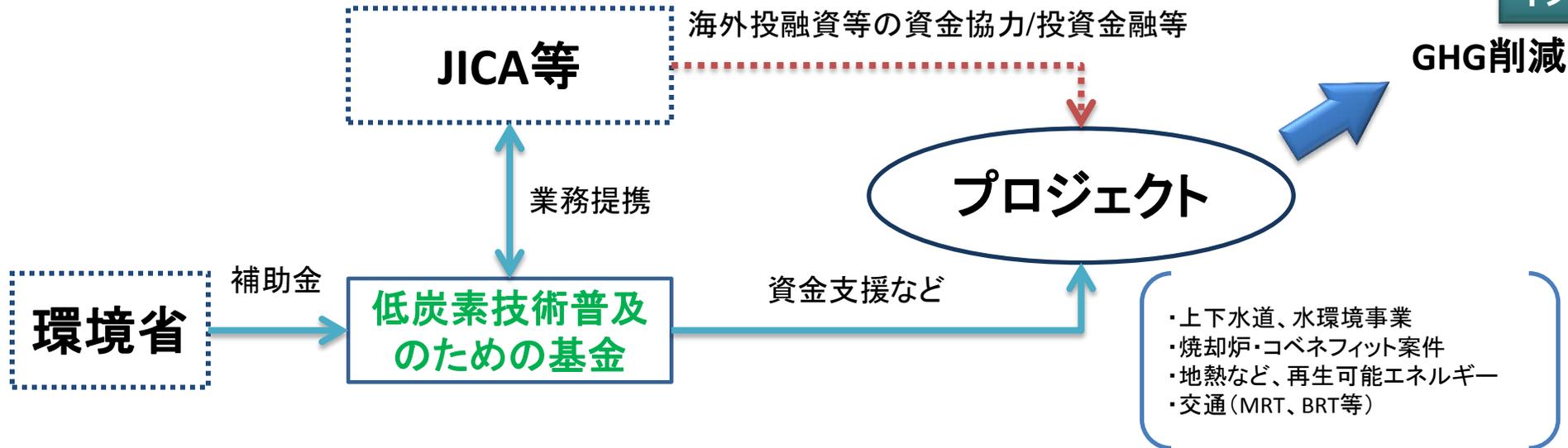
## 事業概要

JICAなど我が国機関が支援するプロジェクトのうち、排出削減効果の高い事業を支援するための基金を設置。この運用を通じ、初期コストは高価であっても、排出削減効果が高い、我が国の先進的な低炭素技術の普及を図る。従来よりも幅広い分野で、都市や地域全体をまるごと低炭素化し、JCMでのクレジット化を図る。

## 期待される効果

- 途上国における温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。
- 日本企業の優れた技術が海外へ普及する。

イメージ





# “一足飛び”型発展の実現に向けた資金支援 (ADB拠出金)

26年度予算(案)額  
1,800百万円 (新規)

## 背景・目的

我が国の優れた低炭素技術を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。

## 事業スキーム

拠出先：アジア開発銀行信託基金  
事業期間：平成26～32年度

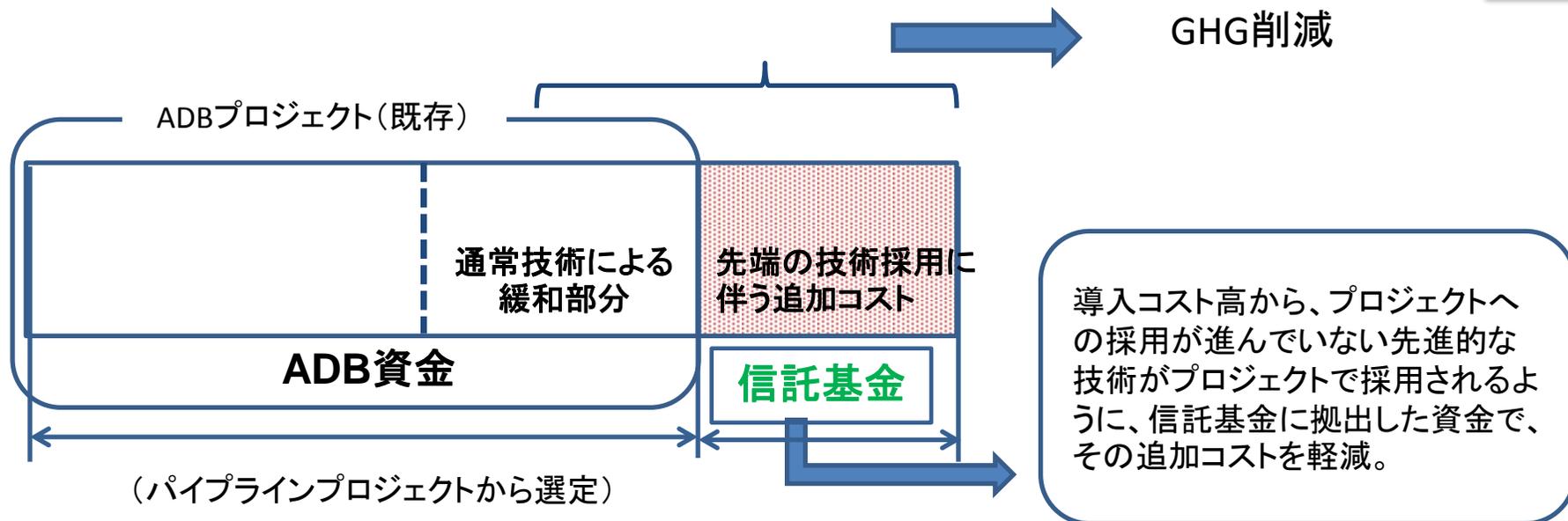
## 事業概要

導入コスト高から、ADBのプロジェクトで採用が進んでいない先進的な技術がプロジェクトで採用されるように、ADBの信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する。ADBによる開発支援を一足飛びの低炭素社会への移行につなげるとともに、JCMでのクレジット化を図る。

## 期待される効果

- 導入コスト高から、採用が進んでいない先進的な技術がADBプロジェクトで採用されるようになる。
- 途上国における温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。

## イメージ





# 二国間クレジット制度 (JCM) プロジェクト設備補助事業

平成26年度予算(案)額  
1,200百万円 (1,200百万円)

## 背景・目的

- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。
- 自身で全額資金調達して設備投資を行う事が困難な事業者に対して、JCMで支援することにより、削減事業を実現する。

## 事業スキーム



## 事業概要

JCMに合意している、及び合意が見込まれる途上国において、我が国企業が保有する優れた技術等を活用したエネルギー起源CO2の排出を削減するための設備・機器等の導入（複数年度にまたがる契約も可）に対して補助を行い、導入後、JCM登録及び測定・報告・検証（MRV）を実施し、補助割合以上のクレジットを日本国政府口座へ納入する。

## 期待される効果

- 投資段階で資金を提供する事前支援によって、低炭素技術導入の後押しをすることができる。
- 我が国企業等の優れた低炭素技術等を支援することにより、企業が裨益する。

## イメージ

環境省

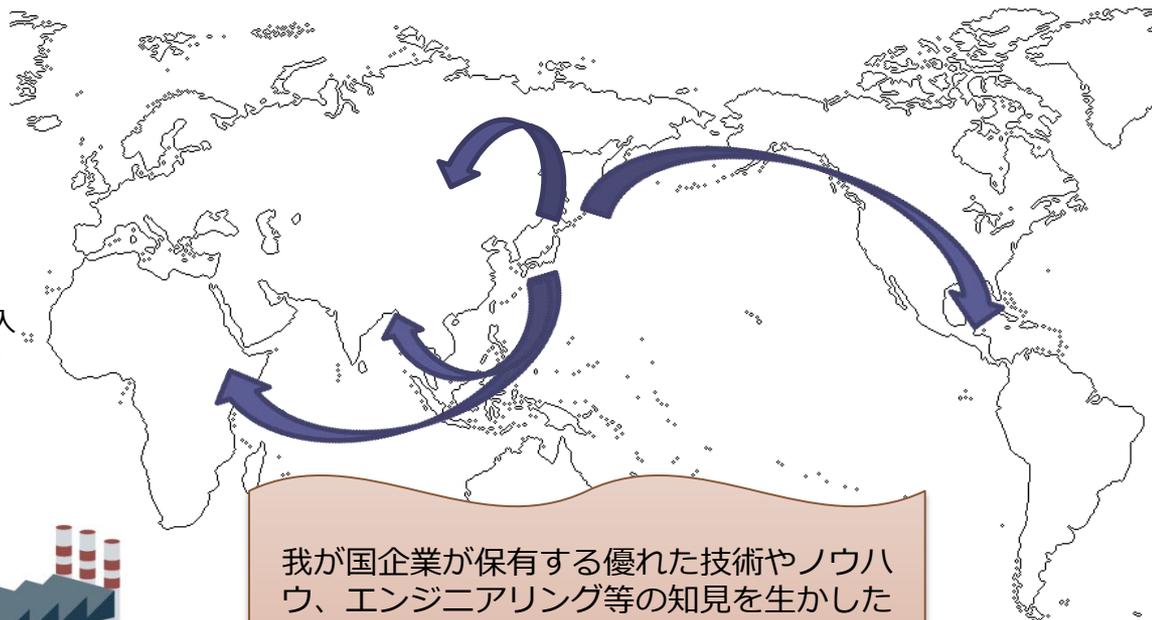
非営利法人

国際コンソーシアム

(日本法人と外国法人により構成)

JCM登録のための設備・機器等の導入に対する補助

導入後、補助率以上のクレジットを納入 (MRVの実施・報告)



我が国企業が保有する優れた技術やノウハウ、エンジニアリング等の知見を生かした  
**世界全体の低炭素社会の実現！！**

## 二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業

3,761百万円(3,405百万円)

エネルギー対策特別会計 3,697百万円(3,335百万円)  
一般会計 64百万円( 70百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室  
国際連携課国際協力室  
国際連携課国際地球温暖化対策室

### 1. 事業の必要性・概要

- 温室効果ガスの世界的な排出削減・吸収に貢献するため、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、我が国の排出削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(JCM)を構築・実施し、更に拡大していくことが必要。このため、具体的な排出削減・吸収事業を推進するとともに、制度を実施するための手続き・ルール等の整備や途上国における実施体制の整備を行っていくことが不可欠。
- 本事業は、JCMについて途上国等の更なる参加を促しつつ、制度設計の詳細化及び運用、案件組成等調査、途上国等向けの人材育成・MRV(測定・報告・検証)体制構築支援等を実施するものである。
- また、都市や地域などの面的かつパッケージでJCMの大規模実施案件形成するための委託事業等を実施し、以ってJCMの本格実施につなげることが重要である。
- 更に、平成24年末のCOP18において、気候変動対策技術の開発・移転を促進する気候技術センター・ネットワーク(CTCN)のホスト機関が承認され、今後本格的に始動していく。ここでは、気候変動技術に関する途上国のニーズと先進国のもつ環境技術とのマッチングが行われるようになることから、ここに日本技術をインプットすることで日本技術の海外展開が促進され、日本の技術の事業がJCMプロジェクト形成・実施につながることを期待されるため、CTCNの活動を支援する。

### 2. 事業計画(業務内容)

- 「JCM制度構築・実施等事業」として、以下の事業を実施し、これら事業から得られる知見・成果をもとに、制度設計の詳細化や国際交渉へのインプット等を行っていく。

### (1) 制度設計・運用等

JCMに関して、ルール・ガイドラインの整備やMRV方法論の開発を行うとともに、相手国との間で設置される合同委員会の運営等を行う。また、制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相談の受付を行う。更に排出削減量の記録・管理のためのシステムを構築・運用する。

### (2) プロジェクト開発のための案件組成等調査

JCMプロジェクト組成のための詳細計画の策定や既存案件を活用した実測に基づく方法論の構築、有望案件の発掘のための調査を実施する。

### (3) JCMの実施に係る途上国政府・事業者の支援

現地でのワークショップの開催等を通じた、途上国等における制度実施のための人材育成、削減・吸収事業の案件発掘・形成能力の強化等を行う。また、排出削減・吸収量のMRVを実施する検証機関の育成を支援する等により、途上国等においてJCMに対応できる堅固な審査・MRV体制の構築支援を行う。

○ 「アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模形成支援事業」として、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、アジアの都市や地域などに面的かつパッケージでのJCM大規模実施案件形成するための委託事業を実施するとともに、調査事業を実際の具体的な事業につなげていくため、低炭素計画(NAMA)づくりなど相手国のJCMへの受容性を高めるパッケージ化した支援ツールを作成・運用するとともに、各支援調査事業の相手国・相手国の都市・国内のステークホルダーの連携を強化する広域的なプラットフォームを運営する。

○ 気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の活動を拠出金により支援する。

## 3. 施策の効果

日本の優れた低炭素技術や製品等による排出削減・吸収への貢献が適切に評価されるJCMが構築・実施され、世界的な排出削減・吸収に繋げる。



## 背景・目的

我が国は、途上国における日本の優れた温室効果ガス削減技術等の普及や対策実施による温室効果ガスの排出削減への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施している。

## 事業概要

JCMの本格的な運用のための制度構築、JCMに関する国際的な理解の醸成やJCMの実施対象国の拡大に向けた取組、及び、アジア・アフリカ・中南米等の途上国における排出削減プロジェクトの形成・実施のための支援を行う。

## 期待される効果

JCMを多くの国で構築・実施し、我が国の優れた技術等の移転や普及、及び世界的な低炭素社会の実現に貢献する。

## 事業スキーム

委託対象：民間企業等

## イメージ

### 制度設計・運用に係る取組

#### 【制度設計・運用】

- ルール・ガイドラインの整備やMRV方法論の開発、合同委員会の運営等

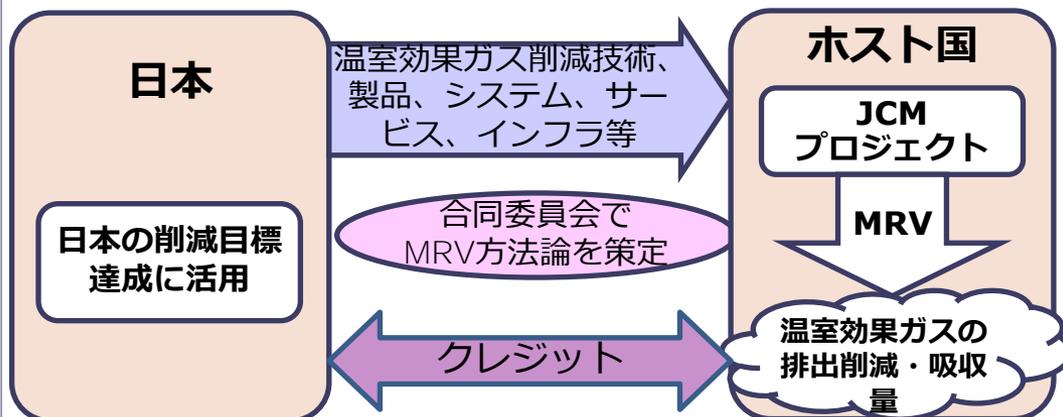
#### 【情報普及】

- 制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相談の受付

#### 【登録簿の構築・運用】

- 排出削減量の記録・管理のためのシステムの構築・運用

### 二国間クレジット制度のイメージ



※MRV：Measurement（測定）、Reporting（報告）、Verification（検証）

### プロジェクト開発に向けた取組

#### 【案件組成等調査】

- JCMプロジェクト組成のための詳細計画の策定や方法論の構築、有望案件の発掘のための調査の実施
  - 案件組成調査
  - MRV方法論の実証調査
  - 実現可能性調査

### 途上国政府・事業者の支援

#### 【途上国等人材育成支援】

- 制度実施のための現地の人材育成、案件発掘・形成のためのワークショップ開催等

#### 【審査・MRV体制の構築支援】

- 途上国等においてMRVを実施する検証機関の育成支援
- 専門家派遣による個別事業の審査や現地人材を招聘する研修プログラムの実施



## 背景・目的

我が国の優れた低炭素技術を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。

## 事業スキーム

委託対象：民間団体等  
事業期間：平成26～32年度

## 事業概要

- (1) JCM大規模案件形成支援：従来よりも幅広い分野で、生活スタイルなども含めて、都市や地域全体をまるごと低炭素化することを目指す。
- (2) 低炭素社会づくり計画（NAMA）策定支援
- (3) 島嶼国における適応型低炭素社会の構築【新規】

## 期待される効果

- 途上国における温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。
- 日本企業の優れた技術が海外へ普及する。

イメージ

## JCMに対する需要発掘のための低炭素社会づくり計画・制度支援

### 日本のツール・ノウハウの共有

- 低炭素社会・都市づくり計画策定支援
  - ・進捗管理（PDCA）支援
  - ・将来排出量の推計・政策評価分析支援
  - ・低炭素社会のビジョン・ロードマップの策定
- 低炭素社会・都市づくり制度構築支援
  - ・算定報告公表制度
  - ・排出抑制指針策定支援
  - ・トップランナー基準導入支援
  - ・環境教育・コミュニケーション

## JCMプロジェクト形成・実施の加速化

都市・地域の低炭素化  
+  
都市環境問題の改善

JCMプロジェクト  
案件形成需要 ↑

## JCM案件大規模発掘形成支援

- 都市や地域の面的JCM案件発掘にむけた調査支援
    - ・実現可能性調査
- 例：交通インフラ構築
- 地域内輸送の大部分を占めるトラック輸送において、共同輸配送を実証し、物流を低炭素化

## アジア太平洋低炭素社会づくりのための基金を通じた貢献

- ・“一足飛び”型発展の実現に向けた『資金支援方策』（基金）（再掲）
- ・“一足飛び”型発展の実現に向けた『資金支援方策』（ADB拠出金）（再掲）

## 島嶼国における適応型低炭素社会の構築支援【新規】

日本の優れた技術でリードする先進的な低炭素社会実現アプローチ

- 適応対策強化と地域の環境問題解決にも貢献する低炭素社会づくり



## 背景・目的

- 2010年末のカンクン合意において、気候変動対策技術の開発・移転を促進するためにCTCNの設立に合意。2012年末のCOP18でUNEP等13機関からなるコンソーシアムがCTCNの要となる気候技術センターのホスト機関として承認された。
- CTCNの活動に日本の優れた環境技術をインプットすることにより、日本の環境技術の国際標準化を見据えつつ活用機会の拡大を図る。

## 事業スキーム

支出予定先：気候技術センター・ネットワーク (CTCN)

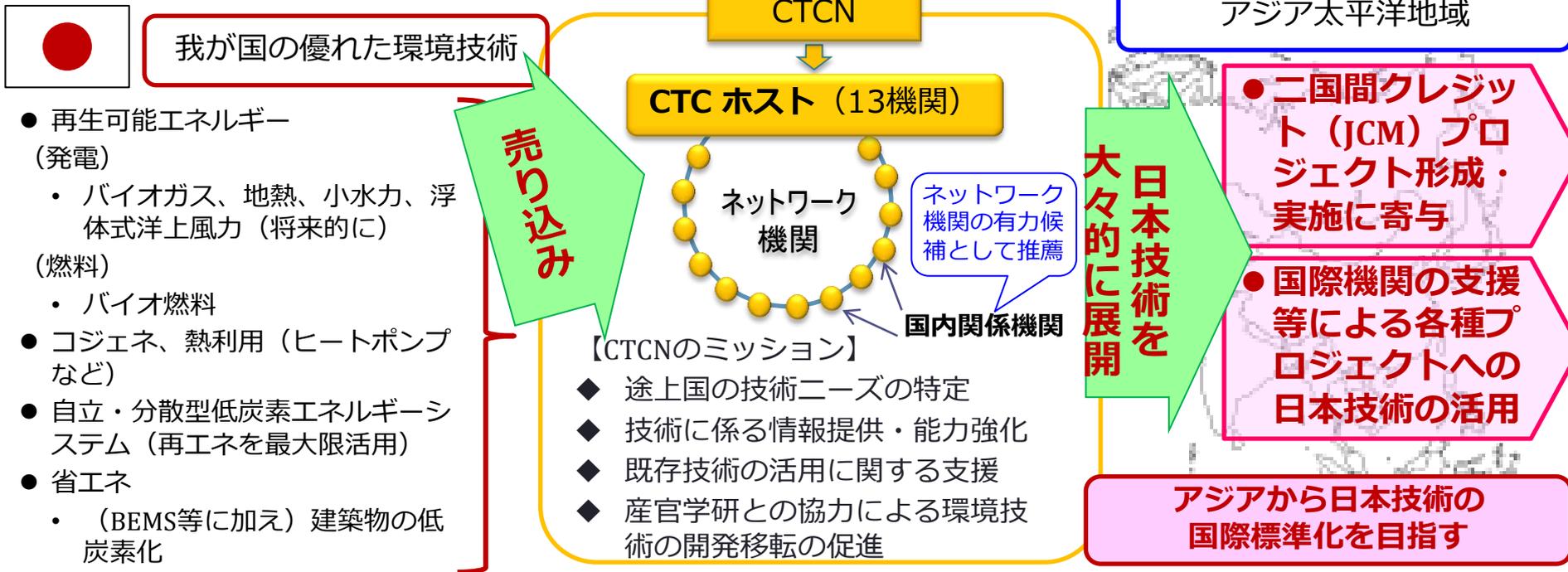
## 事業概要

気候変動対策技術の開発・移転を促進するCTCNの活動を拠出金により支援

## 期待される効果

- CTCNの活動を通じて日本の優れた環境技術の移転・普及を促進し、日本の技術の国際スタンダード化の活用機会の拡大を図る。
- 日本国内の関係機関によるネットワーク機関としての参加や、我が国がリードしてきた既存ナレッジプラットフォームの知見や経験の活用を通じて、日本の存在感を高める。

## イメージ



(新) 二国間クレジット制度 (JCM) 推進のためのMRV等関連する技術 高度化事業	2, 900百万円 (0百万円)
--	------------------

地球環境局総務課研究調査室

## 1. 事業の必要性・概要

アジア太平洋地域をはじめとする途上国においては、温室効果ガスインベントリの整備が不十分で、十分なデータが得られない場合がある。一方、人工衛星により、宇宙から観測を行えば、二酸化炭素等の排出を面的により詳細に把握することが可能である。

## 2. 事業計画 (業務内容)

### (1) GOSAT の後継機に搭載する観測センサの開発

都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、JCM 実施の効果検証に資することを実現するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) 後継機に搭載する観測センサの高度化を行う。

### (2) JCM 推進のための MRV 等関連する技術高度化

#### ①GOSAT 後継機を補完する地上観測等事業

二国間クレジット制度 (JCM) 推進のための衛星による都市レベルの算定・報告・検証 (MRV) 等の精度向上に向けて、詳細な地上観測等による実測データを用いて衛星データを補完し吸排出量計算の精度向上を行うために、地上等における二酸化炭素、一酸化炭素、ブラックカーボン (BC) 等の短寿命気候汚染物質 (SLCP) 等の観測設備の整備を行う。

#### ②低炭素システムの効果検証

日本の要素技術をもとに、アジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計し、提案する。平成 26 年度は、インドネシアにおいて都市型の、モンゴルにおいて農村型の検証事業を行う。なお将来的には、(1) で開発した GOSAT 後継機等の人工衛星と、(2) ①で整備した地上観測設備等を用い、当検証事業において実施する低炭素システムによるエネルギー起源二酸化炭素排出削減効果の検証を行う。

### 3. 施策の効果

- ・都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等における JCM 実施の効果検証に資する。
- ・国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- ・エネルギー起源二酸化炭素排出削減に加え、ブラックカーボン（BC）等の短寿命気候汚染物質（SLCP）の都市単位の総合的な測定を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- ・日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、我が国との連携によるアジア諸国等の低炭素化を推進するとともに、そのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の効果を検証する。
- ・GOSAT 後継機により、日本の技術で世界の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な経済社会の実現に貢献すると同時に、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力的に推進する。



## 1. GOSATの後継機の開発

26年度予算(案)額  
2,900百万円(新規)  
(うち2,139百万円)

### 事業目的・概要等

#### 背景・目的

- アジア太平洋地域の途上国においては、温室効果ガス排出インベントリの整備が不十分で、十分なデータが得られない場合がある。一方、人工衛星により、宇宙から観測を行えば、二酸化炭素等の排出を面的により詳細に把握することが可能である。
- そこで、GOSAT後継機の衛星データ等を利用して二酸化炭素等の排出を都市単位、大規模排出源単位で把握し、二国間クレジット制度 (JCM) 等の効果をマクロな規模で検証し、JCM対象事業の実施を後押しする。

#### 事業概要

観測を高度化したGOSAT後継機の開発

※特会ではJCM推進に貢献するセンサ開発部分を要求

#### 事業スキーム

委託対象：民間団体等

実施期間：開発・打上げ=4年間 (平成25年度～平成29年度)

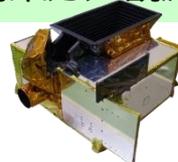
※平成25年度は一般会計で実施

#### 期待される効果

- 都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等におけるJCM実施の効果検証に資する。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- GOSAT後継機により、日本の技術で世界の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な経済社会の実現に貢献する。

### イメージ

#### 温室効果ガス観測技術衛星後継機 (GOSAT後継機)



GOSAT フーリエ変換分光計  
+一酸化炭素バンドの追加等



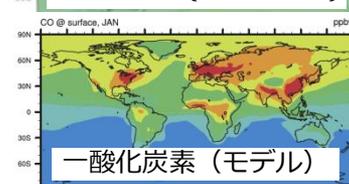
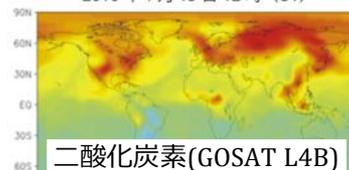
GOSAT 雲・エアロゾルセンサ  
+エアロゾル観測機能の強化

#### GOSAT後継機の成果イメージ

##### 低炭素社会構築

-GOSATの継続課題-

2010年1月15日 12時 (UT)



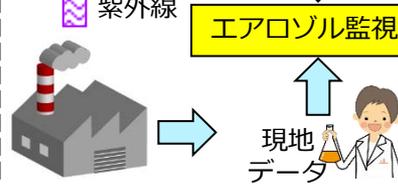
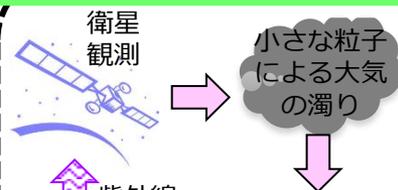
二酸化炭素と一酸化炭素 (新規)等の全球同時観測を行い、都市・発電所、森林火災等の大規模排出源の監視を行う。

##### 国際的枠組みへの貢献

気候変動枠組み条約  
短寿命気候汚染物質削減のための  
気候と大気浄化のコアリション

##### エアロゾル等大気汚染軽減

-GOSAT後継機の新規課題-



##### アジア諸国の低炭素化・大気汚染改善



## アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業

630百万円(215百万円)

水・大気環境局総務課、大気環境課、環境管理技術室

### 1. 事業の必要性・概要

アジア各国では、急速な経済発展・都市化の進展に伴い、微小粒子状物質(PM2.5)を含む大気汚染や水質汚濁等の環境汚染が一層深刻な課題となっているが、対策実施のための政策、技術、資金が大幅に不足している。他方、CO2削減に具体的に取り組むことが国際的に求められており、温室効果ガス削減と地域環境改善の双方に効果を有するコベネフィット対策の必要性が高い。

我が国は、公害克服経験と環境技術を有しており、アジア各国の環境改善を支援することは我が国にふさわしい役割である。特に、大気汚染問題については、平成25年3月15日に安倍総理から石原環境大臣に対し、その解決に向けた取組を進めることが指示された。また、平成25年5月に開催された第15回日中韓三カ国環境大臣会合においては、既存の地域的な取組を更に活用すべく協力を強化することが合意された。

具体的には、我が国への越境大気汚染の影響を緩和する観点からは、公害を克服してきた経験を有する我が国の地方公共団体を中心とした関係機関がフォーラムをつくり、中国をはじめとしたアジア地域の主要な都市を対象に、大気汚染対策と低炭素化の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立案支援等の協力活動を強化・促進することが有用である。

また、コベネフィット型対策導入戦略の策定、及び導入実証等については、二国間クレジット制度に基づく将来の本格的な技術導入を念頭におきつつ、日本企業の有する技術の実証試験やモデル工場での対策等を、制度・人材育成面の課題の解決と併せて行うことにより、我が国の技術展開を促進していくことが有用である。

さらに、既存の地域的な取組については、国連環境計画(UNEP)やクリーン・エア・アジア(CAA)は大気環境に関する多様な主体(援助機関、国、都市、企業、研究機関等)と協力関係を形成し、国・都市の大気汚染対策や能力構築等に貢献してきた。これらとの連携により、効率的な協力を推進することが可能となる。

以上を踏まえ、環境の保全及び地域の連携の強化に我が国のリーダーシップを発揮し、アジア各国に我が国の技術を戦略的に展開することにより、ア

アジア地域の環境改善と温室効果ガス削減に貢献するとともに、我が国の環境ビジネスの活性化につなげることを目指す。

## 2. 事業計画(業務内容)

調査項目	H26	H27	H28	H29	H30～
(2) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業		(大規模都市での事業実施)			
			(中規模都市での事業実施)		
(3) (ア) コベネフィット型環境汚染対策戦略策定・国内連携会議の実施					
(3) (イ) コベネフィット型事業導入戦略の策定					
(3) (ウ) コベネフィット技術の先導的導入実証					
(3) (エ) 「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施					
(3) (オ) 国内環境産業等への情報発信					

### (1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用

- (ア) 国連環境計画(UNEP) 拠出金
- (イ) クリーン・エア・アジア(CAA) 拠出金

### (2) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業

### (3) 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業

- (ア) コベネフィット型環境汚染対策戦略策定・連携会議の実施
- (イ) コベネフィット型対策導入戦略の策定
- (ウ) コベネフィット技術の先導的導入実証の実施・技術導入指針作成
- (エ) 「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施
- (オ) 国内環境産業等への情報発信・共有

## 3. 施策の効果

○既存の地域的な取組の活用及び我が国の公害克服経験の共有と環境技術の展開を通じた、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善

○エネルギー起源 CO2 の一体的削減による気候変動緩和への貢献と二国間クレジット創出への展開



## 背景・目的

- 中国のPM2.5問題を始め、急速な経済発展・都市化に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染、エネルギー消費の急増はアジア各国における深刻な課題。
- 環境改善、温室効果ガス削減の双方に効果を有するコベネフィット・アプローチが有効。
- 二国間クレジットの創出への展開を念頭におき、既存の地域的な取組の活用、我が国の経験や技術を活用したコベネフィット型の能力構築や汚染対策を戦略的に促進。

## 事業概要及びスキーム

- 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用（1.5億円：UNEP及びClean Air Asia拠出金）
- 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業（1.3億円：民間及び地方公共団体委託）
- 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業（3.5億円：民間団体委託）

## 期待される効果

- アジア地域の能力構築と日本の環境技術の途上国への展開
- アジア地域の環境汚染緩和・低炭素化と日本の大気汚染の改善
- 二国間クレジットの創出への環境整備

### 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用

#### 【UNEPへの拠出】

- 科学的知見をレビューし、政策決定者に提供
- 政府、研究者のネットワーク形成の促進、等

#### 【CAAへの拠出】

- 国・都市別の大気環境管理の評価
- アジアにおける都市間協力の推進、等

### 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備

我が国の地方自治体を中心とし、中国等の主要な都市を対象に、大気汚染対策と低炭素化の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立案支援等の協力活動を強化・促進

国内の自治体・企業等の連携体制の構築

### 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業

以下の取組について、二国間政府会合を通じ、方針の決定、進捗管理を行いつつ実施し、水平展開を図る。

- コベネフィット型対策導入戦略の策定
- コベネフィット技術の先導的導入実証の実施・技術導入指針作成
- 「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施
- 国内環境産業等への情報発信・共有

二国間クレジットへの展開、アジアの低炭素化・大気汚染緩和等

コベネフィット・アプローチ推進事業費 116百万円（105百万円）

水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室

## 1. 事業の必要性・概要

アジアを主とする途上国においては、著しい経済成長に伴い環境汚染（大気汚染、水質汚濁等）への対策が課題となっている。また、気候変動枠組条約に係る国際交渉においては、途上国による温室効果ガス削減行動の重要性が再認識されている。

環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減を同時に達成するコベネフィット（共通便益）・アプローチは、途上国が温暖化対策へ参画するために有効であり、我が国がその実施を促進することは、我が国が温室効果ガスの排出削減に対して国際的な責任を果たす上でも重要である。また、最近では、短期的なコベネフィット効果が期待できる短期寿命気候汚染物質（SLCPs注）対策についても国際協力の枠組みが立ち上がるなど関心が高まっている。

本事業は、アジアの途上国の環境所管官庁、国際機関等の関係者と連携し、コベネフィット・アプローチを推進するための情報共有、共同研究、研修等を通じた国際協力を行うとともに、科学的知見を有する国際的な研究機関への支援を通じて、コベネフィット・アプローチの環境施策への主流化を目指した取組を展開する。

注）SLCPsとは、ブラックカーボン、メタン等短期寿命の温室効果ガス等を指す。SLCPsの排出削減はCO2削減を肩代わりすることにはならないが、特定地域における短期的な温暖化対策としては有効であると評価されている。

## 2. 事業計画（業務内容）

調査項目	H25	H26	H27	H28
(1) コベネフィット・アプローチの普及				
(2) コベネフィット型対策に向けた協力推進				
(3) 国際応用分析システム研究所（IIASA）の研究活動支援				

### (1) コベネフィット・アプローチの普及

多国間の枠組であるアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動を

支援し、優良事例の共有やコベネフィット・アプローチの推進方策の立案支援等を行う。

(2) コベネフィット型対策に向けた協力推進

二国間の覚書に基づき実施しているアジア諸国との協力において、コベネフィット効果の定量評価に関する共同研究や政府関係者の研修を行う。

(3) 国際応用分析システム研究所（IIASA）の研究活動支援

越境大気汚染、SLCPs 排出量の将来予測、大気汚染物質と温室効果ガスを同時に削減することを目的とした解析モデル等の研究蓄積を有する国際的な研究機関の活動を支援する。

3. 施策の効果

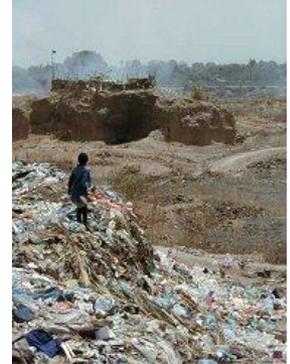
- 地球規模での温室効果ガス削減及び途上国の環境改善並びに越境汚染の低減により我が国の環境改善への貢献
- 応用分析の国際的専門機関を支援することによる、気候変動及び環境保全に関する科学的知見の蓄積への寄与

# コベネフィット・アプローチ推進事業費

平成26年度予算(案)額 116百万円(105百万円)

## 背景

- 地球温暖化に代表されるグローバルな環境問題の拡大と多様化
- 急速な成長を続けるアジアにおける環境問題(大気汚染、水質汚濁等)の顕在化
- 短期寿命気候汚染物質削減対策への国際的な取組への関心



## 事業概要(一般会計)

### ● 普及・啓発活動

アジアの環境所管官庁・国際機関関係者から構成されるアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動支援。環境施策におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目指す。

### ● 対策実現に向けた協力

コベネフィット効果の定量評価手法の検討(共同研究)、キャパシティ・ビルディング(研修)の実施。

### ● 研究活動支援

解析モデルの開発支援等を通じた、気候変動・環境保全に関する科学的知見の蓄積及び日本の環境行政への貢献を実現。

(支出先:民間団体、国際応用分析システム研究所)

## コベネフィット・アプローチとは

### 環境汚染対策

環境汚染対策と温室効果ガス排出削減対策とを同時に実現する対策

温室効果ガス削減対策

## 事業概要(特別会計)

### ● 調査・事業支援

二国間オフセット・クレジット制度に基づく将来の本格的な技術導入を念頭におきつつ、技術の実証試験やモデル工場での対策等を、途上国が抱える制度・人材育成面の課題の解決と併せて実施

## 効果

途上国の環境汚染の改善

低炭素社会形成

我が国の環境技術の海外移転

途上国の温暖化対策への積極的な参加の促進

我が国の中長期目標への貢献

(新) 循環産業の国際展開に係る海外でのCO<sub>2</sub>削減に向けた実証支援事業

150百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室  
企画課リサイクル推進室

## 1. 事業の必要性・概要

本事業は、アジア太平洋地域の途上国において、廃棄物の適正処理によりCO<sub>2</sub>を削減するコベネフィットを目的に、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を支援するものである。本事業により、世界規模でのCO<sub>2</sub>排出抑制や3Rの普及を実現し、アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮していくことを目的としている。

2013年3月に開催されたアジア3R推進フォーラム第4回会合で「ハノイ3R宣言」が採択され、アジア太平洋地域において廃棄物対策への注目が高まっているほか、2012年2月に米国等の主導により設立された国際パートナーシップである短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション(CCAC)との連携で求められるブラックカーボンやメタン等の短期寿命気候汚染物質(SLCP)削減につながる廃棄物のエネルギー代替利用促進への支援など、地球温暖化対策として廃棄物処理に係る協力への世界的な要望が高まっている。

そのため、本事業では、CO<sub>2</sub>の排出抑制とともに、廃棄物処理問題等の環境汚染対策にも資する廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を促進するため、技術確立に必要な実証研究を実施するものである。さらに廃棄物の適正処理に係る二国間協力、アジア3R推進フォーラムやCCACなどの多国間協力、新たに開始するJCMなどの資金メカニズムと有機的に結びつけることにより、戦略的な支援を行うことが可能になる。

## 2. 事業計画(業務内容)

### I. 循環産業のCO<sub>2</sub>排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究事業【エネ特】

<150百万円(0百万円)>

## 3. 施策の効果

- ① エネルギー代替利用(ごみ発電、メタン利用など)を国際的に推進し、CO<sub>2</sub>削減を図る。本事業の実証研究のCO<sub>2</sub>削減量は、13,068t/年と試算される。
- ② 廃棄物処理・3Rの実施を効率的に進め、世界の環境負荷を低減するとともに、我が国経済の活性化に繋げる。
- ③ アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮する。



## 背景・目的

- 途上国を中心に廃棄物問題が深刻化
- 廃棄物のエネルギー代替利用等による地球温暖化対策への期待の高まり
- 海外における廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス削減技術（コベネフィット技術）の確立が必要
- 本事業の成果を将来のJCM事業につなげるなど、廃棄物の適正処理とCO<sub>2</sub>削減の同時推進（コベネフィット）
- 我が国の先進的な循環産業の国際展開を促進

## 事業概要

- (1) 循環産業のCO<sub>2</sub>排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究事業（1.5億円：1.5億円×1件）

## 事業スキーム

- (1) 委託対象：民間事業者 実施期間：最大3年間

## 期待される効果

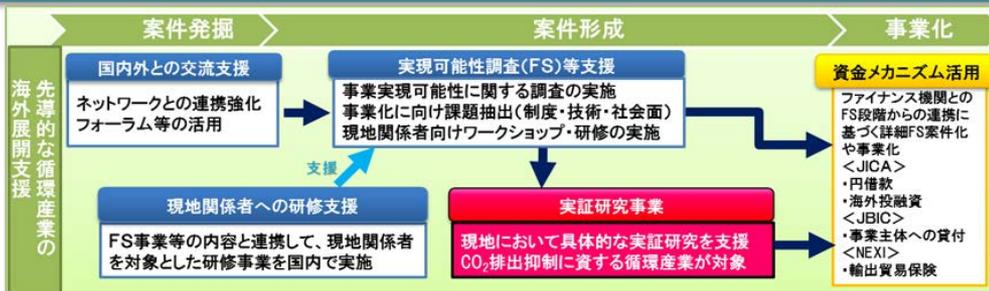
- 世界規模での廃棄物問題の解消とCO<sub>2</sub>排出削減
- 我が国循環産業の認知度の向上、及び我が国経済の活性化

## 【必要性】

- ・ 途上国の都市部を中心に、廃棄物問題の深刻化と先進的な処理技術への期待の高まり  
例：東南アジアにおける焼却処分場建設計画の増加（シンガポール、ベトナム、マレーシアなど）
- ・ CCACなど廃棄物分野における地球温暖化対策への期待の国際的な高まり
- ・ 我が国循環産業の国際展開に関する経験不足

## 【事業詳細】

- ・ 対象は、廃棄物処理・リサイクル分野のコベネフィット技術（ごみ発電、メタン利用、燃料化など）
- ・ 小型施設のリースにより、コベネフィット技術の確立・実証に向けた試験調査を支援
- ・ 実現可能性調査等への支援事業と連携し、効率性と効果性を高める



## イメージ

### 【各事業の効果】

- (1) “現地の事情・ニーズ”と“我が国循環産業の強み”を照らし合わせた効果的なコベネフィット技術を確立・実証
- (2) 本事業の成果を将来のJCM案件形成に活用するなど、世界的な廃棄物問題の解消とCO<sub>2</sub>削減に貢献
- (3) 我が国循環産業技術の有効性を証明し、認知度を高めることにより、我が国循環産業の国際展開を促進
- (4) 我が国循環産業の国際展開増加に伴う我が国経済の活性化



野積みされたごみの中を裸足で有価物を回収する人  
出典：（財）日本産業廃棄物処理振興センター資料

## 1. 事業の必要性・概要

現在、途上国では経済成長に伴う廃棄物問題が大きな問題となっている。一方で、我が国では時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、先進的な技術・システムを有している。この先進的な我が国循環産業を戦略的に国際展開することは、途上国の求める廃棄物処理・3Rを効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国経済の活性化にもつながる。

具体的には、平成23年度から平成25年度まで実施してきた循環産業の国際展開支援事業の成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、平成26年度以降の3年間を拡充期として、戦略的に支援を実施していく。さらに、廃棄物の適正処理に関する二国間協力、アジア3R推進フォーラムや2012年2月に米国等の主導により設立された国際パートナーシップである短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）などの多国間協力と結びつけるとともに、国内リサイクル産業とも連携した国際資源循環にも資する事業（世界都市鉱山）の掘り起しとも有機的に結びつけることにより、戦略的な支援を実施していく。また、今後途上国が廃棄物最終処分場問題に直面した際の技術支援に向け、使用済ペットボトルからペットボトルを再生する技術等の我が国が有する処理・リサイクル技術の高度化や、エコタウン等既存3R施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築について戦略的に支援する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）我が国循環産業海外展開支援基盤整備事業【一般】

<58百万円（45百万円）>

### （2）我が国循環産業海外展開事業化促進事業【一般】

<388百万円（371百万円）>

### （3）民間企業の新たな循環ビジネスモデル支援事業【一般】

<212百万円（206百万円）>

## 3. 施策の効果

- ① 循環産業の国際展開を促進することで、廃棄物処理・3Rの実施により、世界的な環境負荷に貢献し、我が国経済の活性化に繋げる。
- ② 国際的な資源循環の確立を進め、各国の技術水準に応じた適切な役割分担のもと国際的な資源制約の緩和に貢献する。
- ③ 我が国における次世代循環産業の育成を通じ、世界の廃棄物処理、環境保全及び我が国経済の活性化に資する。

# 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

## 効果

平成26年度予算(案)額658百万円  
(640百万円)

## 3R 海外 展開

お先に

離陸



◆廃棄物処理・リサイクルシステム・技術がアジアに普及

▶ アジアにおける環境負荷低減

◆循環産業のアジア展開

▶ 我が国経済の活性化

## 先行グループ

## 次世代グループ

### 我が国循環産業海外展開事業化促進事業

388百万円  
(371百万円)

### 次世代循環産業の育成

212百万円  
(206百万円)

○ 大臣合意など政府レベルの基本的枠組みのある国に対する先行グループの海外展開促進

- ① 具体的な海外事業展開や国際資源循環(世界都市鉱山開発)を想定したフィージビリティ調査支援
- ② 現地での協力枠組み構築のための関係者合同ワークショップ
- ③ 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への研修

○ 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援

- ① ペットボトルの再ボトル化
- ② 容器包装プラスチックのアップサイクルモデル
- ③ 離島、過疎地域におけるリサイクル費用低減
- ④ エコタウン等既存3R施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築

### 我が国循環産業 海外展開支援基盤整備事業

58百万円  
(45百万円)

- (1) 循環産業の海外展開に資する情報収集・発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 現地セミナー、展示会の開催

### 循環産業の海外展開に資する技術開発 ※環境研究総合推進費にて計上

○ 途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムの低コスト化・高度化等の技術の開発

- 経費の性質: 請負費    ○ 交付先: 民間団体等    ○ 用途: 上記施策に係る調査費、分析費、人件費、旅費、処理費、整備費等  
○ 自民党 J-ファイル 24. 我が国発国家プロジェクトの世界的躍進、159.地球規模の課題への取組み強化

## 1. 事業の必要性・概要

我が国は、水洗トイレに活用できる衛生的な個別生活排水処理施設である浄化槽や、し尿を衛生的に集中処理できるし尿処理施設など、海外では例を見ない日本発の優れた技術を有するとともに、途上国で普及する場合に必要な低コスト技術についても独自の経験と技術を有している。

アジア地域などの発展途上国においては、水道の普及と経済発展に伴いトイレの水洗化が進む一方で、し尿処理の技術・体制は衛生面からみて不十分であり、汚泥の有効な処分も行われず、衛生上の問題が解決できない状況にある。そのため、途上国における乳幼児死亡率が低下せず、旅行者等が途上国において下痢などの健康被害を受ける原因ともなっているため、途上国における浄化槽等日本のし尿処理システムの普及が重要である。

本業務では、発展途上国において、し尿処理に関する現地調査や日本の污水处理技術の情報発信を実施するとともに、日本の污水处理技術の国際展開の具体化に関する検討を行い、我が国のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

## 2. 事業計画（業務内容）

- ① 日本サニテーションコンソーシアム（JSC）や国際協力機関（JICA）と連携し、し尿処理に関する現地調査及び日本の污水处理技術の情報発信
- ② 分散型污水处理技術の国際展開の方向性や具体化に関する検討

## 3. 施策の効果

国連ミレニアム開発目標（ターゲット 10「平成 27 年度(2015 年度)までに、衛生施設（トイレ）を継続的に利用できない人々の割合を半減する」）に貢献するとともに、途上国の水環境の向上に寄与する。

# し尿処理システム国際普及の推進

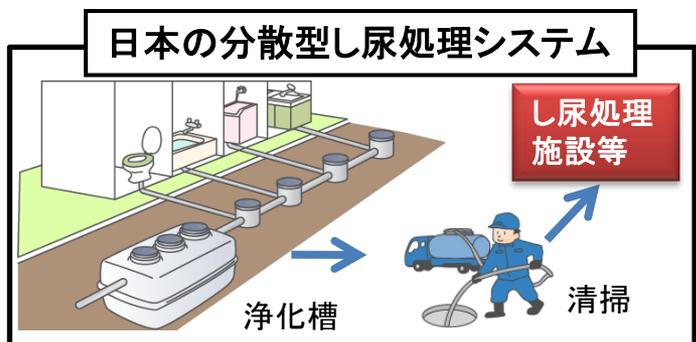
## 現状

平成26年度予算(案)額:15百万円 (平成25年度予算額:14百万円) 支出予定先:民間団体等

衛生施設へアクセスできない人口 (2011):25億人 WHO/UNICEF(2013)より

### ①し尿処理に関する現地調査及び日本の汚水処理技術の情報発信

- 日本サニテーションコンソーシアム(JSC)や国際協力機関(JICA)と連携し、し尿処理に関する現地調査
- パンフレットや技術仕様書を用い、日本の分散型し尿処理システムの情報発信



#### <浄化槽の特長>

早く省スペースで設置でき、処理水質が良い

浄化槽技術仕様書(案)  
国内の浄化槽に関する基準を取りまとめ



「日本におけるし尿処理・分散型汚水処理システム」  
パンフレット (日本語版, 英語版, 中国語版)

JSC  
(日本サニテーションコンソーシアム)



JICA  
(国際協力機構)

### ②分散型汚水処理技術の国際展開の方向性や具体化に関する検討

- 世界の汚水処理に精通する学識経験者等をメンバーとする検討会を設置し、分散型汚水処理技術の国際展開における課題への対応や今後の方向性を検討

国連ミレニアム開発目標 「2015年(H27年)までに、安全な飲料水と基礎的な衛生施設を持続可能な形で利用できない人々の割合を半減させる」に貢献し、途上国の水環境の向上に寄与する。

ポストMDGsにおいて排水処理に関する目標が検討されており、浄化槽等の普及の重要性は増している

## 1. 事業の必要性・概要

我が国の民間企業による、水質汚濁が深刻化するアジアをはじめとする海外への水処理技術（中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化等）の展開促進を通じ、世界の水環境改善に貢献する。

具体的には、公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査（FS）や現地実証試験等を支援するとともに、現地のビジネス環境の改善（環境規制執行改善も含めた相手国政府への働きかけなど）、国内企業（特に高い技術を有する一方で情報、人材面等の理由で海外展開を躊躇する中小企業）に対する現地の環境規制やプロジェクト情報の提供、現地企業とのマッチングの機会提供など、継続的に我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するための施策を実施する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ①水処理技術海外展開に関する実施可能性調査

公募を経て選定された海外展開を検討する事業者による実施可能性調査を実施。具体的には、事業対象地域の現状調査（水質、排水処理の現状、規制やその執行体制など）、関係政府・企業等との連携体制の構築を経て、事業計画書を作成するとともに、当該案件の技術面、制度面及びビジネスモデルとしての課題等を明らかにする。

### ②水処理効果実証試験

①に基づき、現地で水処理技術の効果検証するための小規模な実証試験を実施。

### ③我が国の水処理技術の海外展開促進施策の実施

①②より明らかになった課題等を踏まえ、アジアをはじめとする海外への展開促進に資する支援施策（対象国における規制の遵守徹底に関する指導、現地セミナーの開催等を通じたマッチングの機会創出支援、プロジェクト情報の提供等）を実施。

## 3. 施策の効果

我が国企業（特に中小）のアジアをはじめとする海外市場への展開促進上記を通じた世界の水質汚濁問題の解決

# 我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

平成26年度予算(案)額  
79百万円(73百万円)

## 目的

- 高成長が見込まれる途上国の水ビジネス市場への、我が国の優れた水処理技術の海外展開を支援する。**(成長戦略の一環)**
- 途上国における深刻な衛生状況や水環境問題の改善を支援し、**衛生に関するポストMDGsへの動きに対応する。**

## 背景

### 高成長が見込まれる水ビジネス市場



### 世界水ビジネス市場の地域別成長見通し

経済成長を通じた海外の水環境の改善のため、日本企業による水ビジネスの海外展開を積極的に支援する必要がある。

出典: 水ビジネス国際展開研究会報告書(経産省)

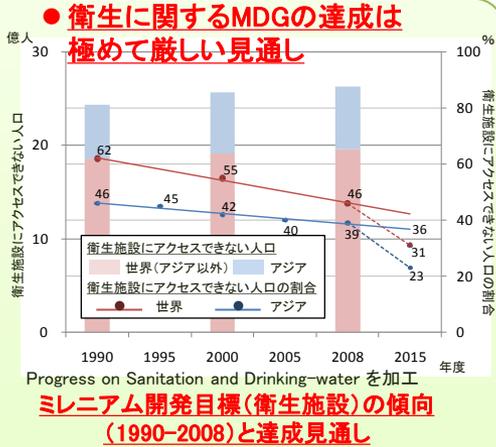
### 日本再興戦略(H25.6.14) 三. 国際展開戦略2. ①

「インフラシステム輸出戦略」を迅速かつ着実に実施する。

### インフラシステム輸出戦略(H25.5.17)

2. インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援

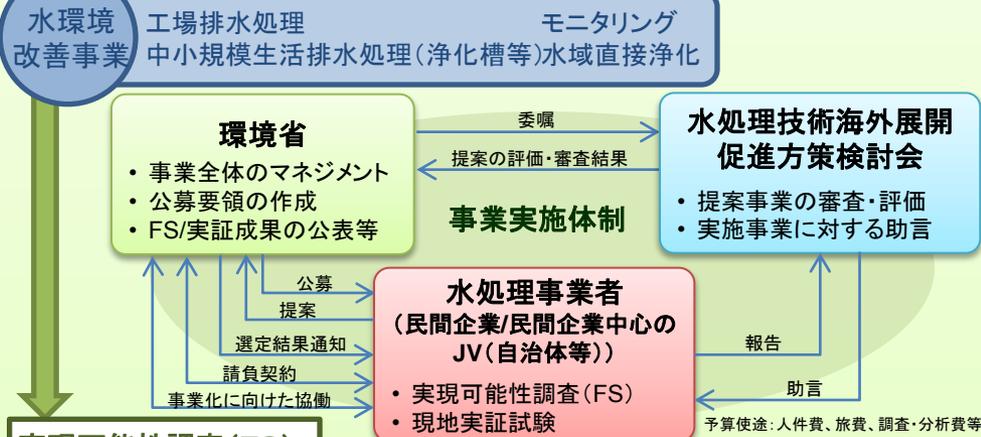
(1) 中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進  
・中小・中堅企業及び地方自治体の優れた水処理技術等の海外展開支援(F/Sや現地実証試験の実施を支援し、ビジネスモデル形成を促進する) <環境省>



ポストMDGsに「生活排水・産業排水の処理」が位置付けられ、さらなる取り組みが求められる見通し  
“Recycle or treat all municipal and industrial wastewater prior to discharge”

## モデル事業の概要

### 水処理技術等の海外展開事業を公募



### 実現可能性調査(FS)

- 事業計画書の作成

### 現地実証試験

- 「効果を見せて売る」スタイル

### 事業効果・ビジネスモデル適用性検証

- 様々な国における多様な形態のビジネスモデル形成を支援

### モデル事業のサイクルを通じ

- ① 海外展開対象国の情報収集・分析
- ② ビジネス化に向けた課題抽出

- ③ 実現可能性向上のための行政施策の検討(アジア水環境パートナーシップ(WEPA)等の枠組みを通じ相手国政府への働きかけ)
- ④ 実証試験を通じた事業実績の構築



アジア水環境改善ビジネスセミナー(H25.8.22 於東京、約100名が参加)

## 期待する成果

- ① 支援した事業の海外ビジネス展開への発展
- ② モデル事業を通じ得られた知見に基づき、水処理技術海外ビジネス推進戦略を策定
- ③ 事業成果を国内企業に還元することによる水処理技術の海外展開活性化
- ④ 上記を通じた海外の水環境改善

# アジア水環境改善モデル事業 実施案件一覧

名称 【事業者】	分類	技術	H23	H24	H25
インド工業排水処理施設の総合的改善と再利用促進事業 【東洋エンジニアリング 他】	産業排水	MBR(膜分離活性汚泥法)	FS	—	—
ダナン市工業団地排水処理事業(ベトナム) 【鹿島建設、前田建設工業、日立プラントテクノロジー 他】	産業排水	凝集沈殿+膜分離(MF,UF) 包括固定化窒素除去システム、加圧浮上方式	FS	—	—
バイオトイレ導入による水環境改善事業(ベトナム) 【(株)長大、北海道大学、明星大学、お茶の水女子大学、正和電工(株) 他】	生活排水	バイオトイレ	FS	—	—
養豚場廃水のゼロエミッション化水処理システム(マレーシア) 【(株)アクア、(株)エックス都市研究所 他】	畜産排水	クロレラ連続培養装置 (MIYABIシステム)	FS	実証	—
ジャカルタ浄化槽試験面整備による水質改善事業(インドネシア) 【(株)クボタ 他】	生活排水	浄化槽	FS	実証	実証
中国 遼寧省瀋陽市における水質改善および資源回収事業 【アタカ大機(株) 他】	リン回収	フォスニックス(MAP法)	—	FS	—
中国 連雲港市の農村地域における面源汚染浄化システム 【(株)建設技術研究所、ティービーアール(株)、(株)マサキ・エンヴェック 他】	面源対策、 直接浄化	ひも状接触酸化法 生産型バイオマニピュレータ	—	FS	実証
ベトナム国・省エネ型有機性産業排水処理による水環境改善 【積水アキアシステム(株)、サン・エンジニアリング(株)、大阪府、大阪産業大学 他】	有機性産 業排水	生物膜(回転接触体)法	—	FS	実証
ソロモン諸島における環境配慮型トイレ普及事業 【オリジナル設計(株)、大成工業(株)、日本環境衛生センター、埼玉県 他】	生活排水	環境配慮型トイレTSS (土壌処理・蒸発散)	—	—	FS
ベトナム国 染色産業における排水処理適正化の推進 【(株)神鋼環境ソリューション 他】	染色産 業排水	生物処理(USDB,MBBR) 酸化・還元処理(重金属) 物理化学処理(色度)	—	—	FS

FS:実現可能性調査、実証:現地実証試験

## 1. 事業の必要性・概要

日本再興戦略においては、クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会を実現するため、石炭火力等の火力発電所が最新鋭の技術を採用しているか等の観点により適切に審査を行うとともに、火力発電所のリプレース（設備更新）や再生可能エネルギー導入等のための環境アセスメントの迅速化を図ることとしている。

このため、火力発電技術に係る最新の技術動向に関する調査や環境アセスメントの迅速化に係る国内外の動向の調査を行い、環境アセスメントにおける適切な審査及び迅速化を推進するとともに、アジア各国との対話により共通の課題や我が国の経験を共有し、各国の課題解決及び我が国の技術展開に貢献する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）火力発電に必要な要素技術に係る開発動向の調査

火力発電所を構成するタービン、燃焼技術、排ガス処理等の個々の要素技術について、国内外の最新鋭の技術動向及び今後の展望、研究開発の状況、実証機の展開動向等の調査を行う。

### （2）環境アセスメントの迅速化に係る動向の調査

火力発電所のリプレースや再生可能エネルギー導入等のための環境アセスメントの迅速化に関する政策目標、ゾーニングの導入、既存制度との調整等、迅速化の推進に参考となる国内外の動向について調査を行う。

### （3）アジアにおける環境アセスメントの高度化支援・連携

アジア各国における環境アセスメントの運用実態について情報収集を行うとともに、各国が抱える課題、我が国の経験を共有するための対話の場を設置する。

## 3. 施策の効果

最新の技術動向、政策動向に関する情報収集等により、最新鋭の技術を用いた火力発電所へのリプレース、再生可能エネルギー導入等のための環境アセスメントの迅速化を図り、日本再興戦略が掲げるクリーンで経済的なエネルギーが供給される社会の実現及びノウハウ等の国際展開戦略に資する。

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

日本再興戦略等において求められている、火力発電所のリブレースや再生可能エネルギー導入等のための環境アセスメント迅速化を図るため、最新の技術動向や政策動向に関する調査を行い、環境アセスメントにおける適切な審査及び迅速化を推進することによりクリーンで経済的なエネルギー供給を図り競争力強化を実現するとともに、アジア各国との対話により共通の課題や我が国の経験を共有し、各国の課題解決及び我が国の技術展開に貢献する。

### <該当戦略>

日本再興戦略, 経済財政運営と改革の基本方針, インフラシステム輸出戦略

### 事業概要

- (1) 火力発電に必要な要素技術に係る開発動向の調査(新規)
- (2) 環境アセスメントの迅速化に係る動向の調査(新規)
- (3) アジアにおける環境アセスメントの高度化支援・連携(新規)

### 事業スキーム

受託対象：民間団体

### 期待される効果

最新の技術動向、政策動向に関する情報収集等により、最新鋭の技術を用いた火力発電所へのリブレース、再生可能エネルギー導入等のための環境アセスメントの迅速化を図り、クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会の実現・エネルギー選択肢の多様化による競争力強化及び我が国企業のノウハウ等の国際展開戦略に資する。

## イメージ

### 日本再興戦略

再生可能エネルギー・高効率な火力発電(石炭・LNG)導入のための、**環境アセスメントの明確化・迅速化**

再生可能エネルギー（風力・地熱等）、火力発電に係る国内外の技術動向、政策動向を調査・分析

制度・運用

要素技術

評価手法



**環境アセスメントの迅速化**

**産業再興と環境配慮の両立！**

**アジアへの  
国際展開に貢献**



## 1. 事業の必要性・概要

国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品等の流通を促進させることが必要であり、日本の優れた環境技術を用いた製品・サービスや制度を海外に広めることにより、温室効果ガスの削減をはじめとした環境負荷の低減が期待される。

しかしながら、現状は、各国が独自の基準に基づきグリーン公共調達や環境ラベルの制度を展開しており、環境配慮型製品等の流通を進める上で課題となっている。

このため、環境配慮型製品等を国際的に流通促進させるために、各国の基準の調和・整合化を目指した取組を進めるとともに、企業の各国環境ラベル取得を後押ししていく。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ①海外のグリーン公共調達、環境ラベル基準の調査

欧米中韓を中心とした主要国の最新のグリーン公共調達及び環境ラベルの制度・基準等を調査、分析し、世界における日本の制度・基準の位置付けを明確にして国際整合性を図る検討を行うとともに、各国環境ラベルの制度・基準の情報提供等による企業の環境ラベル取得の支援を行う。

### ②国際整合化に向けた主要国との会合の開催

グリーン公共調達及び環境ラベルの制度・基準について国際整合化を図るために、EU、米国、中国、韓国等の主要国のグリーン公共調達担当当局及び環境ラベル所管機関と対応策を議論する会合（ワークショップ）を開催する。

### ③新興国への展開

ASEAN 各国の環境ラベル事業を運営する機関やグリーン購入を推進する組織等に対するヒアリングを行い、国際展開に向けての対応策を検討する。また、UNEP が主導しているグリーン公共調達及び環境ラベルに関する ASEAN+3 プロジェクトの国際会議へ参加し、ASEAN におけるグリーン公共調達の普及に貢献し、我が国の優れた環境配慮型製品の国際展開を推進する。

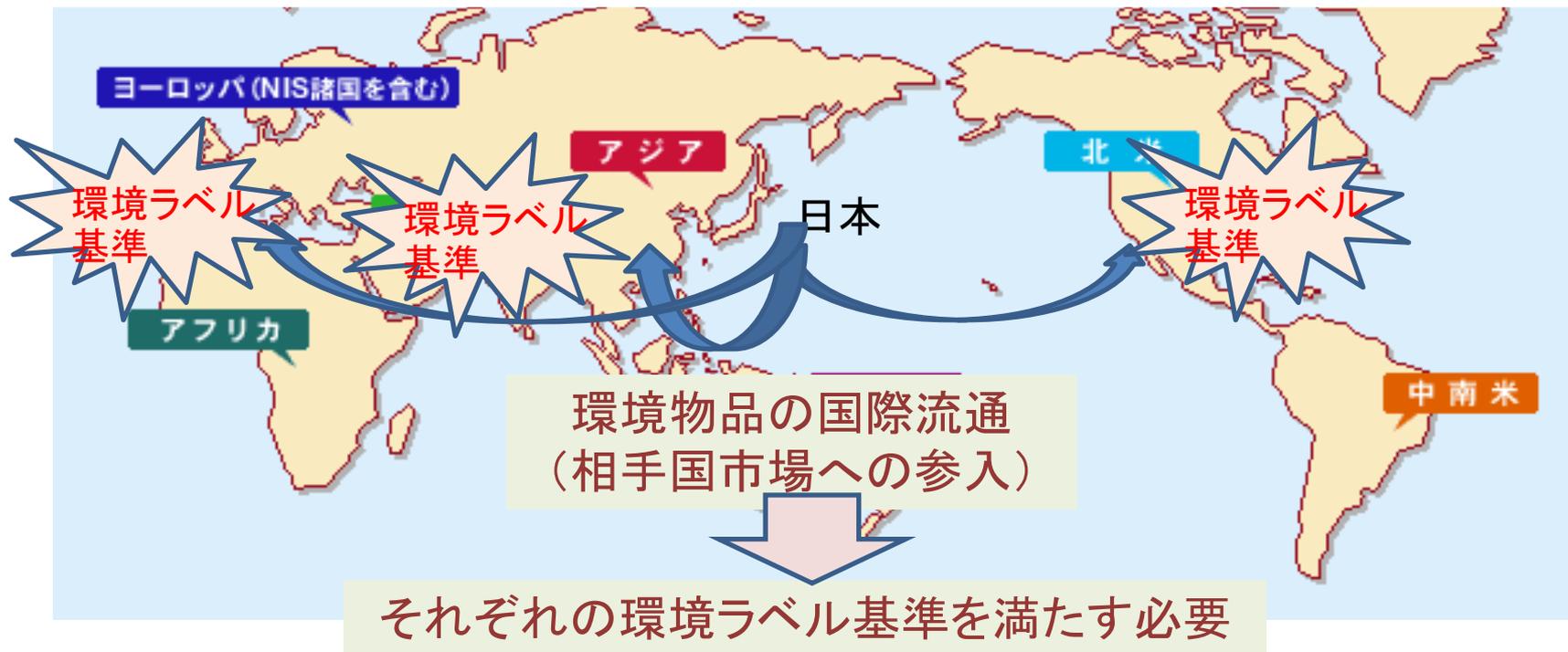
### 3. 施策の効果

- ・各国の基準の調和を図ることにより、国際的な市場のグリーン化へ貢献するとともに日本の優れた環境配慮型製品の海外展開が促進される。
- ・新興国におけるグリーンマーケットの創出を支援し、国際的枠組みづくりにおけるアジアでのイニシアチブを確立できる。

# 環境配慮型製品の国際展開促進経費

平成26年度予算(案)額:27百万円(25百万円)

支出予定先:民間団体等



**現状** 国・地域毎に満たすべき基準、規制が異なる(事実上の市場参入条件)

**課題** ・それぞれの基準等に関する情報把握、手続きに係る企業の負担が大  
・各基準を満たすために製品仕様を変えなければならない

**目指す姿** 国際的に基準の整合がとれており、日本がその潮流に乗り遅れていない  
(ガラパゴス化していない)

**施策** (中長期的) 国際的整合性を図る枠組み作り(我が国のビジョン、行動計画策定)  
(短期的) 企業の各国ラベル取得支援(各基準の情報提供、手続き支援の仕組み)

(新) 自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

700百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により浮き彫りとなった、現在の大規模集中型の電力システムが抱える、災害に対する脆弱性や出力変動を有する再生可能エネルギーの導入が困難であることなどの課題を克服し、かつ、再生可能エネルギーの最大限の導入により、低炭素なエネルギーへの転換を実現し、低炭素社会の創出につなげることが重要な政策課題となっている。

地域においても、地域資源である再生可能エネルギーを最大限導入しつつ、低炭素で強靱かつ柔軟なエネルギー供給を実現し、あるべきエネルギー社会を実現することが求められている。

このためには、既存の電力システムを活用しつつも、再生可能エネルギー等の供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通を実現することで、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステムを確立することが必要である。

このような状況の下、日米協カイニシアティブに基づき、環境省と米国エネルギー省及び附属研究機関の間でパートナーシップを構築し、米国がこれまで蓄積してきた自立型のマイクログリッド(電力の地産地消が可能な、分散型電源を有する小規模の電力供給システム)に関する知見を活用しつつ、自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築に向け、本格的な技術実証及び知見の集積を行う。更に、国内や海外へのシステムの展開を目指す。

2. 事業計画(業務内容)

大規模な住宅コミュニティや複数の公共施設等において、実事業を想定した実証規模・エリアでの長期間の運用、既存電力システムへの悪影響の低減、蓄電池の集中/分散化などの最適配置・容量適正化の検証、複数建物・街区間の直流電力融通、交流・直流のハイブリッド制御等の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術実証を行う。

	26年度	27年度	28年度
自立・分散型エネルギーシステムの技術実証	←		→
事業成果・全国的展開に必要な制度改正等のとりまとめ			←→

3. 施策の効果

世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術的な確立、全国的な導入普及に向けた基盤整備及び今後の制度改革に向けた知見の集積を通じた国内外への展開により、CO2削減や地域の防災性の強化を実現。



## 背景・目的

- 東日本大震災により浮き彫りとなった、現在の大規模集中型の電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入困難性などの課題を克服し、低炭素社会を創出することが極めて重要。
- 地域においても、東北の被災地をはじめとして、災害に強いエネルギーシステムの構築へのニーズが高まっている。米国エネルギー省と協力し、米国が有する知見を活用しつつ、本事業を通じて、災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギー社会の構築に貢献することを目的とする。

## 事業スキーム

- 補助対象：地方公共団体・民間団体等
- 補助割合：3/4
- 実施期間：最大3年間

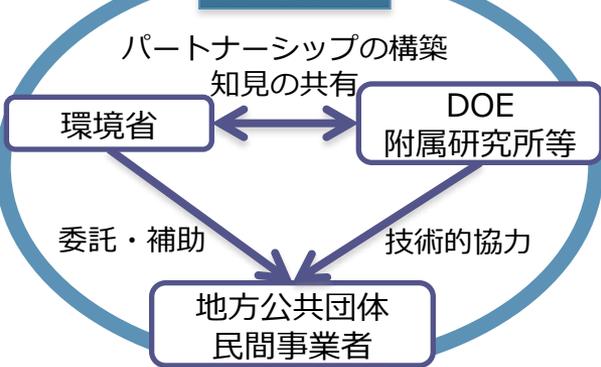
## 事業概要

- 基幹系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給できる防災性の高い地域づくりと再生可能エネルギーの最大限の導入拡大によるエネルギーの低炭素化を実現するため、コミュニティや住居レベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行う。
- 環境省・米国エネルギー省(DOE)間でパートナーシップを結び、日米両国の協力により、世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指す。

## 期待される効果

地域資源である分散型の再生可能エネルギーをベースとする自立・分散型低炭素エネルギーシステムの導入を全国的に展開し、防災性を向上させつつ、地域活性化と低炭素化を同時に実現。

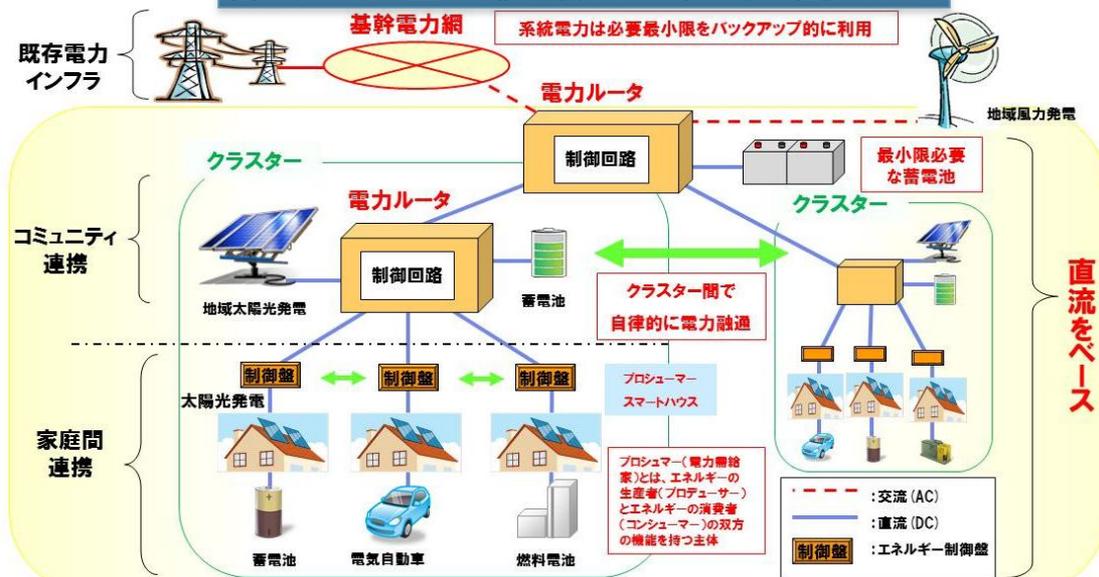
### 実施体制



本格実証

- 日米協カイニシアティブに基づき、DOEのマイクログリッド(小規模システム)に関する知見を共有。
- 既存の電力システムより防災性と省CO2の強化を実現する給配蓄電システム及び制御技術等の実証を行う。  
(主要公共施設や大規模住居コミュニティ等での実証を想定)

### 目指すべき自立・分散型低炭素エネルギー社会の実証



災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギーシステムの技術実証により、低炭素社会の創出と地域活性化を同時実現





## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 洋上の膨大な風力ポテンシャルを生かすため、2010年度から浮体式洋上風力発電の実証事業を実施。2012年にパイロットスケール、2013年には商用スケールの実証機を設置・運転し、2015年度までに関連技術・システムの確立等を行う。これらの実証を通じて2020年に洋上風力を100万kW以上に拡大することを目指している。
- 一方、離島など系統が脆弱な地域においては、洋上風力由来の電力を十分に活用できないケースが想定される。これを解決するため、系統強化・安定化対策に加え、水素等により地産地消のエネルギーの最大限の活用方策を確立し、離島型自立・分散型エネルギー社会の実現を目指す。

### 事業概要

平成24年度の成果を踏まえ25年度に設置する2000kWの商用スケール機の本格的な運転・発電、環境影響、気象条件への適応、安全性等に関する情報を収集し、実用化に向けた知見を得る。また、離島の自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、運転時に発生する余剰電力を水素に変換・貯蔵し、離島内のエネルギーとして利活用する技術・システムを実証する。

### 事業スキーム

委託対象：民間団体等  
実施期間：平成22年度～平成27年度

### 期待される効果

- 浮体式洋上風力発電における台風への耐性、漁業関係者との調整、環境アセスメント等の確立
- 浮体式洋上風力発電を活用した効率的な水素エネルギー利活用のシステム・技術を確立
- 2015年度以降早期の浮体式洋上風力発電の実用化

## イメージ

- ✓ 我が国は、排他的経済水域世界第6位の海洋国であり、洋上は陸上に比べて大きな導入ポテンシャルを有する
- ✓ 洋上は風速が高く、安定かつ効率的な発電が見込まれる
- ✓ 推進が浅い海域が少ない我が国では、深い海域（50m以深）に適用可能な「浮体式」に大きな期待

### 我が国初となる、商用スケールの「浮体式」洋上風力発電機の建造・設置・運転・評価



商用スケール実証機  
[H25年10月に運転開始]

- 長崎県五島市栴島沖にて本格実証
- 世界初のハイブリッド・スパーク型  
[我が国の技術を生かし大幅なコスト低減を実現]

- 台風等への耐性を有する浮体の設計・建造
- 漁業関係者との調整・漁業協調型システム
- 環境アセスメント手法の確立等を実証

さらに、発電時に生じる余剰電力を地産地消のエネルギーとして利活用する技術・システムを実証

	H24	H25	H26	H27
環境調査	→			
小規模試験機（100kW）の実海域設置・運転		→ H24年6月に設置 8月に運転を開始		
実証機（2MW）の実海域設置・運転		→ 成果を反映（設置・制御等）	→	
事業性等の評価				→

2015年度以降早期の浮体式洋上風力発電の実用化  
2020年には洋上風力を100万kW以上に拡大

(新) 潮流発電技術実用化推進事業 (経済産業省連携事業)

550百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災による一部原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進は、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティの確保を同時に実現可能な施策として期待されている。

こうした再生可能エネルギーの中でも海洋再生可能エネルギーは、我が国が排他的経済水域世界第6位の海洋国であることから大きなポテンシャルを有している。特に潮流発電は太陽光等と異なり、一定した潮汐力によって年間を通じて安定した発電や系統に与える影響が小さいなどの利点がある。

潮流発電は、欧州では商用規模の実証段階に入っているが、我が国では海峡・瀬戸を中心として沿岸域に適地が存在する一方で、技術的に未確立であることから、実用化の事例がない。このため、潮流発電システムの早期実用化を見据え、技術の完成度を高め、実証を通じて国内外の知見を集積することで、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を目指す必要がある。

一方、潮流発電の実用化に当たっては、漁業者等の理解を得ることが不可欠であり、海洋環境負荷を低減させた漁業協調型システム開発が導入の必須条件となっている。

こうした背景を踏まえ、本事業では漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの要素技術開発・実証や事業性評価を実施し、平成30年度以降早期の実用化を目指す。

2. 事業計画 (業務内容)

漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの技術開発を行う。更に、商用スケールの漁業協調型の潮流発電の実証を行い、国内の導入に向けた潮流発電技術及び発電システムを確立する。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
メンテナンス性向上環境負荷低減に向けた技術開発	←	→			
施工・運転時における環境影響調査等		←			→
発電技術・システム実証			←	→	
事業性の評価				←	→

3. 施策の効果

大きなポテンシャルを有する潮流発電システムの早期実用化により、我が国の潮流発電の導入量が拡大し、CO2排出量の大幅削減を実現する。



## 背景・目的

- 我が国は、海洋再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを有するが、技術的にも未確立で国内の実用化の例はない。
- 一年中安定した発電が見込まれる潮流発電は、欧州では商用規模の実証実験の段階。日本での早期実用化を見据え、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を目指す必要。

## 事業スキーム

委託対象：民間団体等 実施期間：最大5年間

## 事業概要

漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの技術開発を行う。更に、商用スケールの漁業協調型の潮流発電の実証を行い、国内の導入に向けた潮流発電技術及び発電システムを確立する。

## 期待される効果

- 技術開発から実証まで一気通貫の支援による潮流発電の国内での早期実用化
- 潮流発電の導入による再エネ導入拡大及び導入地域における自立・分散型低炭素エネルギー社会への移行

## 潮流発電は世界で大きな期待を集める海洋再生可能エネルギー

- ❖ 潮流発電は、太陽光等と異なり、一定した潮汐力により年間を通じて安定した発電が可能で、系統に与える影響も少ない
- ❖ 日本では海峡・瀬戸を中心として沿岸域に適地が存在。
- ❖ 欧州等の海外で開発・実証が先行。日本での早期の商用化を見据え、国内外での知見を集積する必要。

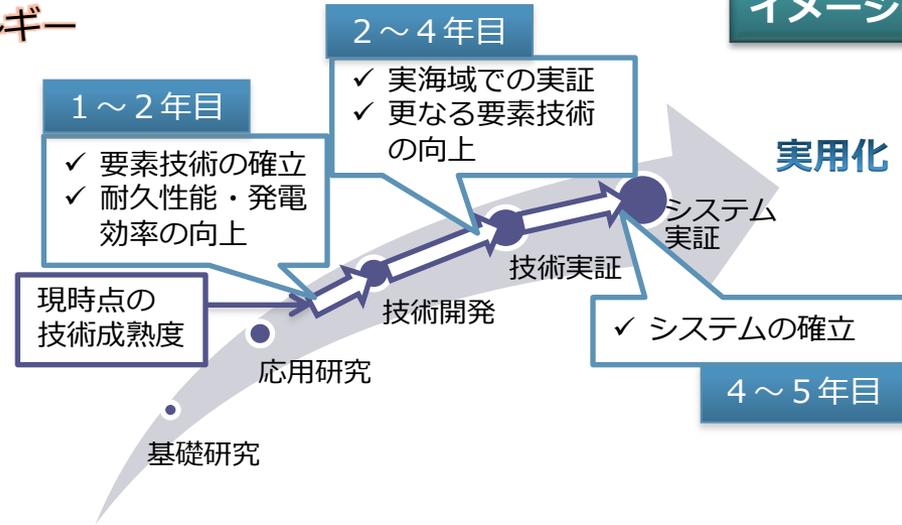
本事業により

- ✓ 我が国の海象に適した潮流発電技術・メンテナンス手法
- ✓ 漁業協調型の発電システム、建設方法等
- ✓ 環境負荷の低減及び環境アセスメント手法の確立を目指す。

## 潮流発電イメージ



## イメージ



事業計画	2014	2015	2016	2017	2018
要素技術開発	→				
環境影響等調査		→			
技術実証		→			
事業性の評価				→	

## 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業

(農林水産省連携事業)

1, 800百万円 (1, 200百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

### 1. 事業の必要性・概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によりエネルギー供給設備が大きな影響を受け、原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムは、温室効果ガスの排出削減やエネルギーの地産地消に加え、エネルギーセキュリティ確保の観点からも注目されている。

他方、我が国には、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等が毎年約 2,000 万 $m^3$ 発生しており、これらを持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっている。

このため、森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりの推進を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

以下のとおり3事業を行うこととしている。

- ① 原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、先導的技術やシステムを実証する事業を行う。

（平成 26 年度は 9 箇所程度実施、うち平成 25 年度からの継続は 6 箇所）

- ② ①の実証事業を行った箇所等において、施設の導入・運用を通じ、課題の整理やその克服方法の検討等を行う。（平成 26 年度～）
- ③ 上記①～②の取組を通じて得られたメリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表する。（平成 28 年度）

### 3. 施策の効果

本事業において木質バイオマスエネルギー利用の技術実証を行い、木質モデル地域づくりの優良事例の形成を行うことで、他地域での波及効果が期待され、木質バイオマスエネルギーの飛躍的な導入拡大が達成される。



# 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 (農林水産省連携事業)

平成26年度予算(案)額  
1,800百万円(1,200百万円)

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

我が国では、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等を持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっている。これらの森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりを推進する。

### 事業スキーム

委託対象：民間団体、地方公共団体等  
実施期間：平成25年度～平成28年度

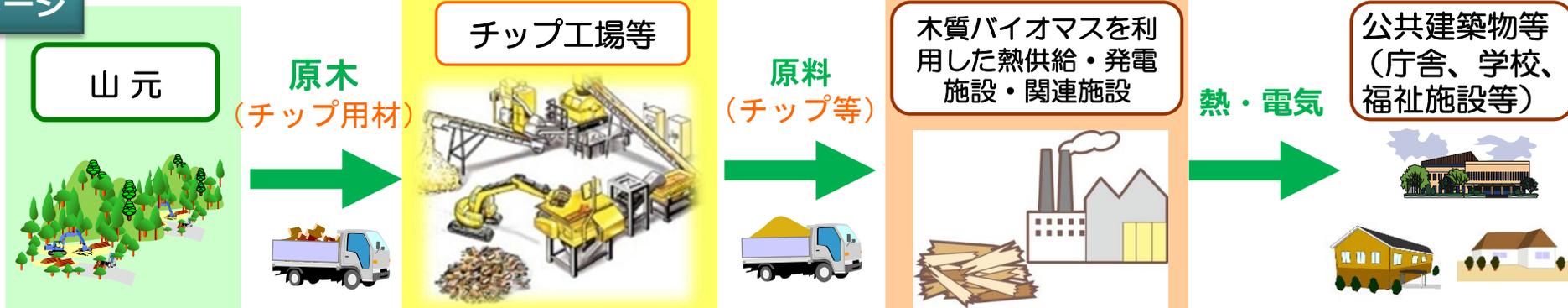
### 事業概要

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、モデル地域づくりの実証事業を実施。

### 期待される効果

施設の導入・運用を通じて得られたメリット、課題その克服方法等の成果をとりまとめて公表することにより、全国において木質バイオマスを活用したまちづくりの推進が図られる。

## イメージ



「木質モデル地域」において、山元から発電まで  
木質バイオマスエネルギーの利活用に関する技術を実証

地域資源の循環  
(森林資源の有効活用と再生)

低炭素社会の実現  
(カーボンニュートラルの木質資源利用)

地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）

800百万円（500百万円）

総合環境政策局環境計画課

## 1. 事業の必要性・概要

これまでも農山漁村地域では、地域産業から発生する食品廃棄物や家畜排泄物を活用して得られるメタン等のバイオガスを有効活用する取組が進められてきたが、多くは自家消費に留まっていた。

しかし、一昨年の中東大震災や原子力発電所事故を契機に、地域資源を活用した防災性の高い自立・分散型エネルギーによる地域づくりへの取組が重要となっている。

このため、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを、自家使用だけでなく広く地域で利用し、自立分散型エネルギー供給の一翼を担う資源として、広く地域で循環利用するシステムを構築していく必要がある。また、水産系残さ物などのバイオマス資源の幅広い活用を図るとともに、地下水汚染の原因となるバイオガス生成の際の副産物（消化液等）の適正利用を一層促進し、農山漁村における低炭素化・資源循環・地下水の水質改善等の同時達成を図る。

## 2. 事業計画（業務内容）

これまで主に自家消費として使用されてきたバイオガスを、地域への熱供給等の持続的な利用に活用するため、地域のバイオマス資源を活用して得られるバイオガスを地域でエネルギーとして利用する事業を支援し、その事業性や採算性等を評価する。平成26年度は、食品廃棄物や家畜排泄物を活用したバイオガス製造・供給のモデルシステム（ガス・熱・自家用電気を供給）の構築に加え、新たに、水産系廃棄物等の幅広い地域のバイオマス資源を活用したモデルや、地方公共団体が主体となってバイオガス生成の際の副産物（消化液等）の積極的利用をも図るモデルを構築する。

## 3. 施策の効果

地域のバイオマス資源である食品廃棄物や家畜排泄物等の活用による自立・分散型エネルギー供給システムの構築・普及によって、地域の低炭素化、資源循環、地下水の水質改善等を同時に実現するとともに、地域資源を活用したグリーン産業を創出し、農山漁村地域における地域活性化、雇用創出等を推進する。



## 背景・目的

- これまで農山漁村では、食品廃棄物や家畜排泄物を活用して得られるメタン等のバイオガスを有効活用する取組が進められてきたが、多くは自家消費に留まっていた。
- しかし、一昨年の東日本大震災や原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型のエネルギーを確保する地域づくりの取組が重要となった。
- このため、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを、自家使用だけでなく広く地域で利用し、自立分散型エネルギー供給の一翼を担う循環利用システムを構築していくことが必要。
- 今回、新たに水産系残さ物などの新たなバイオマス資源の活用を図るとともに、地下水汚染の原因となる消化液等の残さの適正利用を一層促進し、農山漁村における低炭素化・資源循環・地下水の水質改善の同時達成を図る。

## 事業スキーム

委託対象：①・②民間事業者／③地方公共団体  
(①は2地域 ②・③は併せて4地域で実施)

## 事業概要

- ①食品廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜廃棄物を利用したバイオガス事業(継続)
- ②水産系廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜ふん尿と食品廃棄物、あるいは食品廃棄物と水産系廃棄物を組み合わせたバイオガス事業(新規)
- ③地下水汚染地域において、自治体を中心となって、家畜ふん尿等を利用するバイオガス事業であって、消化液等の適正利用を推進するもの(新規)

※但し、再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象施設は不可

## 期待される効果

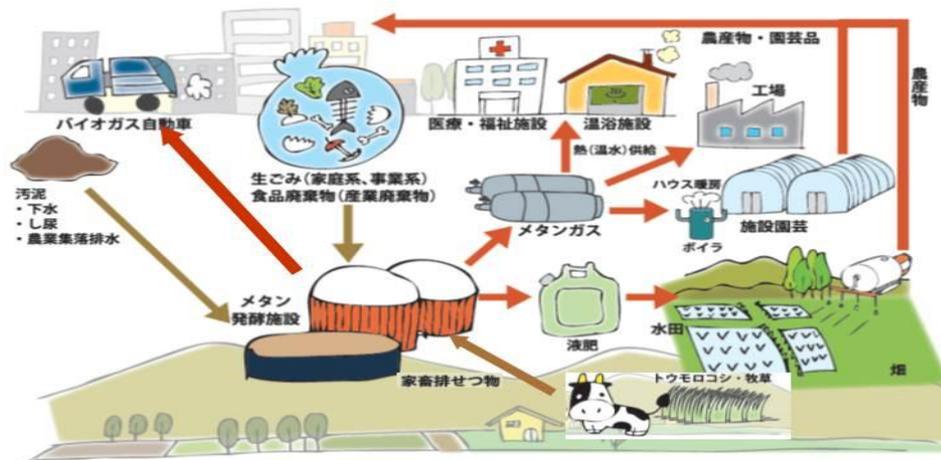
- 地域の未利用資源である食品廃棄物及び家畜排泄物のウェット系バイオマス等地域資源の循環による自立・分散型エネルギー供給システムの構築・普及
- 家畜ふん尿や食品廃棄物、消化液等の利用による地域の資源循環推進・地下水の水質改善
- 地域活性化、雇用創出、温室効果ガス削減、地域エネルギー源の強化による環境負荷の少ないまちづくり・むらづくりの推進
- 本事業によるCO2削減効果は、約1,792t-CO2/年を見込む。

## イメージ

農山漁村における食品廃棄物や家畜排泄物、水産系廃棄物を活用して得られるバイオガスを、自家利用に留まらず広く地域で利用する事業をモデル的に実施し、全国へと取組を波及させる。



**地域活性化と地産地消型の低炭素社会  
／資源循環型社会の構築**



風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業  
(経済産業省連携事業)

1, 430百万円 (1, 000百万円)

総合環境政策局環境影響審査室

### 1. 事業の必要性・概要

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められている。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電や地熱発電（以下「風力発電等」という。）については、騒音・低周波音、動植物（バードストライク等）、景観及び温泉等への環境影響が懸念されている。

風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境アセスメントに活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。

### 2. 事業計画（業務内容）

風況・賦存量調査等により風力発電等の早期立地の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない地区を、地方自治体とも連携の上、情報整備モデル地区として選定し、当該地区において環境基礎情報を調査・収集し、データベースとして整備する。

平成 26 年度は、導入ポテンシャルの大きい洋上風力の調査面積を拡充する。また、環境基礎情報データベースについては、格納情報の更新や保守等を実施する。

### 3. 施策の効果

本事業により、風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにすることができ、環境影響を回避・低減するとともに、事業者が環境アセスメントを実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供することにより、質の高い環境アセスメントを効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資する。



## 背景・目的

- 環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。

<該当戦略> ③低炭素・循環・自然共生の実現を通じた活力と魅力あふれる地域づくり

(施策展開) 自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築

## 事業スキーム

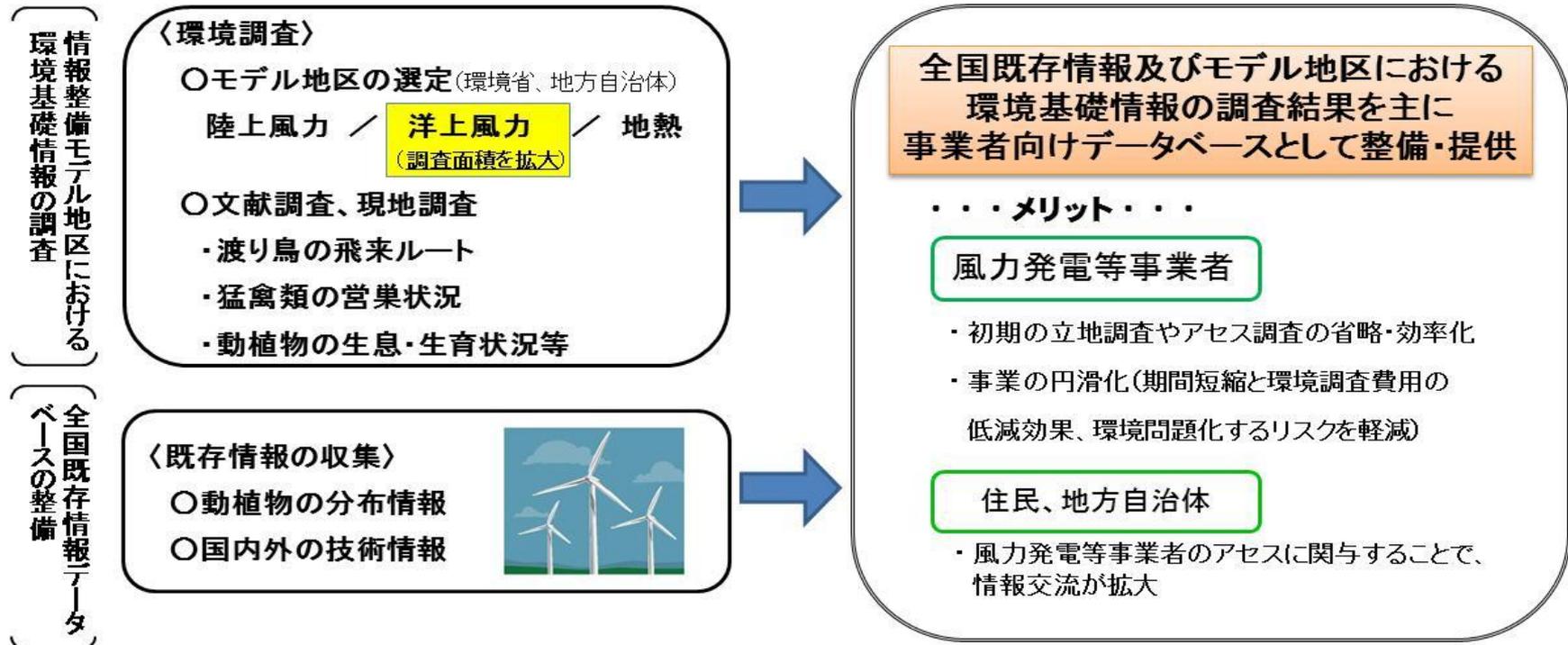
- (1) 委託対象: 民間団体 実施期間: 平成24~28年度
- (2) 委託対象: 民間団体 実施期間: 平成24~28年度

## 事業概要

- (1) 環境基礎情報データベースの提供等
- (2) 情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査

## 期待される効果

- 風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにすることによる環境影響の回避・低減。
- 事業者が情報を活用することによる質の高い環境アセスメントの効率的な(=環境調査期間の短縮化)実施が可能。  
⇒ 風力発電等の早期大規模導入に資する。



## 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

1,095百万円（818百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

### 1. 事業の必要性・概要

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及びバイオマスエネルギー利用施設の整備事業への補助を行う。

平成26年度より、小規模熱回収施設の普及促進と廃棄物処理施設建屋の省エネ化を促進する。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### ○補助対象

・民間事業者（一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等）

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ①廃棄物高効率熱回収       | ④廃棄物燃料製造   |
| ②バイオマス熱供給        | ⑤バイオマス燃料製造 |
| ③バイオマスコージェネレーション | ⑥熱輸送システム   |

#### ○補助率等

- ①～⑤：施設の高効率化にともない追加的に生じる施設整備費  
（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度）
- ⑥：補助対象となる施設整備費の1/2

### 3. 施策の効果

高効率熱回収の促進等廃棄物エネルギーの更なる利用拡大により、廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス排出量が削減される。

また、安定的な処理システムが構築されることにより、将来再生可能エネルギーが大量導入される際も、円滑な処理を進めることが可能となる。これらにより、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 廃棄物分野に関する地球温暖化対策として、廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用による未利用のエネルギーの有効活用を促進する。

<該当戦略>

- ③低炭素・循環・自然共生の実現を通じた活力と魅力あふれる地域づくり  
(施策展開)  
再エネ熱などを地域づくりとセットで導入。

### 事業概要

- (1) 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業  
(12億円)  
廃棄物エネルギー導入事業  
(拡充) 小規模熱回収施設の普及促進、  
廃棄物処理施設建屋の省エネ化促進

### 事業スキーム

補助対象：民間事業者等

補助割合：1 / 3

(※熱輸送システムについては1 / 2)

### 期待される効果

- 未利用エネルギーの有効活用とエネルギー起源CO<sub>2</sub>削減を進める地球環境の保全に資する。
- 小規模な施設の熱回収施設整備を促進する、また、熱回収等と省エネ化を一体的に促進し、CO<sub>2</sub>削減を加速させる。

## イメージ

### 廃棄物エネルギー導入事業

①廃棄物高効率熱回収  
※小規模施設の熱回収促進

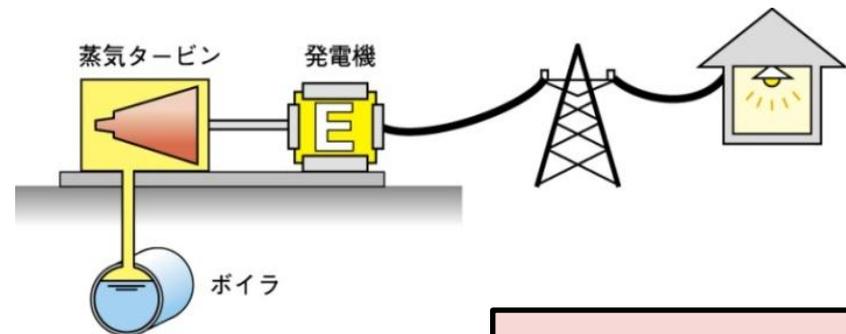
④廃棄物燃料製造

②バイオマス熱供給

⑤バイオマス燃料製造

③バイオマスコージェネレーション

⑥熱輸送システム



小規模熱回収施設の普及促進、  
廃棄物処理施設建屋の  
省エネ化促進

## 1. 事業の必要性・概要

- ・既存の業務ビル、特に中小ビルにおいては下記のような課題があり、低炭素化に向けた省エネ改修が進んでいない。
  - ①光熱費はテナントが負担するため、オーナー側では光熱費削減につながる環境性能の向上が促進されない。
  - ②環境性能に関する情報が少なく、また長期利用のテナントでなければ環境性能のメリットの享受が少ない。
  - ③投資回収年数が長期に渡り、省エネ改修による稼働率の向上等のメリットが不透明のため、投資家や金融機関等の投融資が促進されない。
- ・本事業では、中小ビルの省エネ改修によるCO<sub>2</sub>削減余地の分析等により、ビル改修をモデル的に支援する。また、中小ビルは簡易なチューニングによる削減効果が特に大きいことから、CO<sub>2</sub>排出量・削減効果を調査・分析することにより、改修・チューニングによる付加価値を算定し、市場におけるビルの環境性能評価の実績を作る。
- ・事業終了後も民間主体による改修促進のための環境性能評価が可能となる基盤を構築し、ビルの環境性能向上に対する民間の省エネ改修への持続的な投資を誘導するよう、波及効果を狙う。また、業種毎のCO<sub>2</sub>排出量等については地方公共団体等にも情報提供し、温暖化対策の地域計画策定等に貢献する。

## 2. 事業計画（業務内容）

- ①中小ビルのCO<sub>2</sub>排出実態調査  
様々な地域・業種・性能のビルを対象にCO<sub>2</sub>排出実態について把握。
- ②中小ビルの環境性能に関する消費動向調査  
ビルの環境性能がテナントの入居意欲に与える効果や金融機関の投融資判断に与える影響等に関する調査を実施。
- ③中小ビル改修効果モデル事業  
改修予定の中小ビルを対象に、CO<sub>2</sub>排出削減余地の分析・アドバイス・改修効果の実測調査を行うとともに、改修済の中小ビルについては、当該ビルの改修前後の効果を測定するなど、低炭素化に向けたビル改修をモデル的に支援。
- ④中小ビル改修による価値向上評価事業
  - ①～③の分析を通じ、ビルのCO<sub>2</sub>排出量・光熱費等について目安となる参考値や改修ビルの付加価値の算定を検討。

## 3. 施策の効果

- ・環境価値提示により中小ビル改修を促進し、1棟あたりCO<sub>2</sub>排出量を平均約20%削減



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- オーナー：光熱費はテナントが負担するため、環境性能向上による**光熱費削減のメリットを感じにくい。**
- テナント：**環境性能に関する情報が少なく**、また、長期利用のテナントでなければ環境性能のメリットの享受が少ない。  
(オーナーテナント問題)
- 金融機関：投資回収が長期に渡り、また**省エネ改修による効果が不透明**(稼働率の向上等)のため、投融資が促進されない。

### 事業概要

中小ビルの低炭素化に向け、

- ① 異なる地域・業種別に 既存ビルの**CO2排出実態を調査**  
(設備・運用状況等)
- ② ビルの環境性能に関する**消費動向を調査**  
(テナントの入居意欲、金融機関の投融資判断への影響等)
- ③ 改修予定の**ビルにおける個別分析・アドバイス、改修効果の実測調査**
- ④ **改修による付加価値を算定**  
(CO2や光熱費削減等、目安となる参考値を検討)

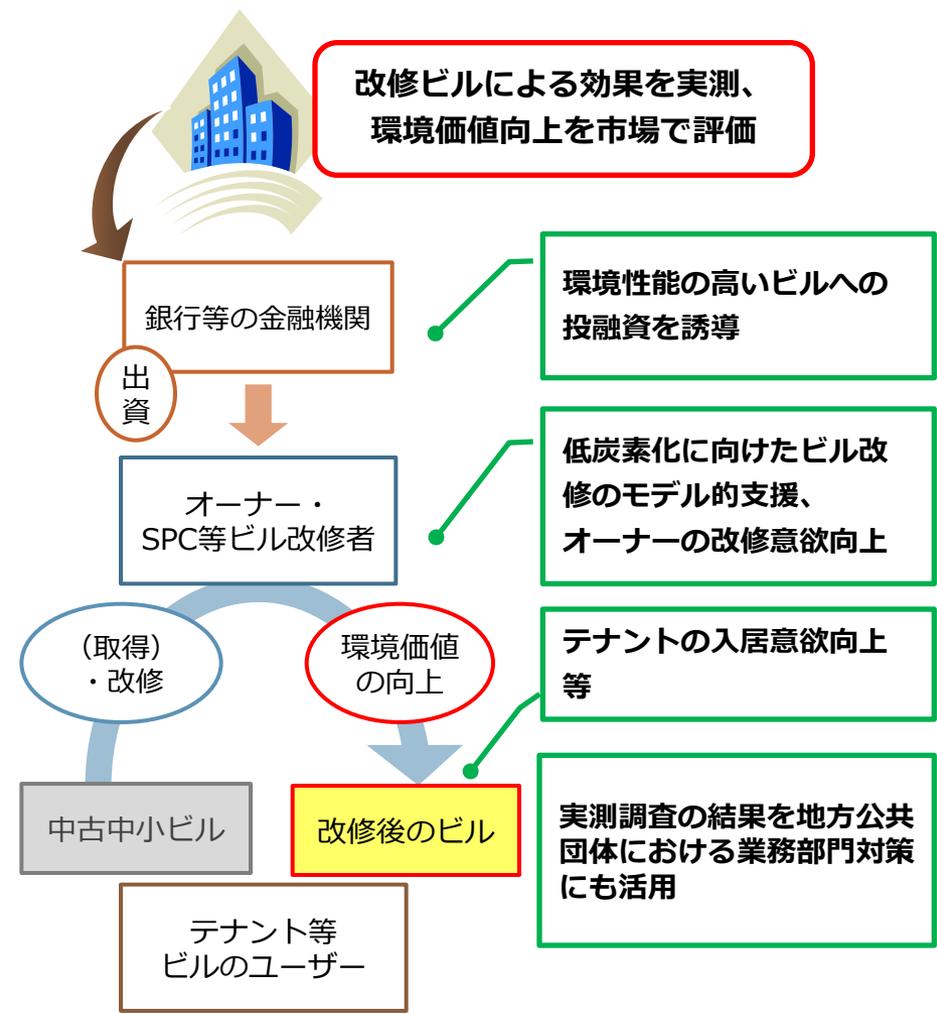
### 事業スキーム

- ・ 委託対象： 民間団体等
- ・ 実施機関： 平成25年度 - 平成27年度

### 期待される効果

▶ **テナントがビルを選択する際の評価基盤を構築することで、CO2削減につながる改修が促進される。**

## イメージ



○SPC (Special Purpose Company)  
: 出資を受けるための特別目的会社及び改修代行者

## 1. 事業の必要性・概要

我が国の家庭部門からの二酸化炭素排出量は、2012（平成24）年度には1990（平成2）年度比約6割増加しており、効果的な削減対策を行うことが喫緊の課題となっている。多くの諸外国では、家庭部門における各種データを公的統計として整備しているが、我が国では家庭におけるエネルギー消費実態、エネルギー機器の使用状況など、家庭部門における二酸化炭素排出削減対策の立案や対策の実施状況の評価のために重要な情報が不足しており、今後の地球温暖化対策の推進にあたっては、早急にこれらの情報を系統立てて整備していく必要がある。

## 2. 事業計画（業務内容）

家庭からの二酸化炭素排出実態を把握する統計調査について、全国規模の試験調査を通年で行い、平成28年度以降の本格実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証等を行う。また、自家発電、蓄電池、電気自動車等の普及が進んだ場合の二酸化炭素排出・エネルギー消費の実態把握の方法及び統計のあり方についての検討等を実施する。

## 3. 施策の効果

これまで十分に把握できていなかった家庭からの二酸化炭素排出実態を正確に把握することにより、家庭部門における地球温暖化対策・施策の効果や課題を明らかにし、効果的・効率的な政策立案・実施を実現することができる。

## 背景・目的

- 家庭部門からのCO2排出量は**右肩上がり**（90年度比**60%増**）。早急に実効ある対策を打つ必要。
- 一方で、家庭部門においては、生活スタイル・家電製品等の使い方が多様化され、**実態は把握できていない**。対策の進捗把握や削減ポテンシャル評価等も不十分。
- **家庭部門における実効ある対策**の検討・実施・効果検証のため、CO2排出実態を継続的に把握する**統計整備が急務**。

## 事業概要

家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務（2億円）

## 事業スキーム

委託対象：民間団体

実施期間：H24～H27年度 試験調査、H28年度～ 本格実施

## 期待される効果

排出構造に基づいた**抜本的対策**の実施

H22～23年度

事前  
検討

- 基礎調査  
⇒ ・統計のあり方の検討  
・調査サンプル数の検討  
・設問項目の検討

- 既存の関連統計の調査
- 既存統計を活用した情報整備の可能性検討

H24～25年度

試験  
調査

- 試験調査(政府統計)  
(北海道700世帯、関東甲信1,000世帯)  
⇒ ・必要サンプル数の検証  
・調査項目の優先度の評価
- 実測調査（北海道20世帯、首都圏35世帯）  
⇒CO2排出・エネルギー用途分析のための基礎情報整備

- 家計調査の元データの活用による、実態把握の実現可能性の検証  
⇒家計調査では実現不可能であることを確認
- 既存統計への相乗り調査実現可能性の検討

H26～27年度

- 最終検証調査の実施（全国8,000世帯）  
⇒平成28年度以降の本格実施に向けた課題の抽出、必要な標本数の検証等
- 自家発電・蓄電池・電気自動車等の統計への反映検討

- 調査の合理化・効率化の検討
- エアコン等の実態把握調査  
⇒消費電力の大きい家電を対象に、スペック、保有数、電力消費量、使用方法等を調査し、CO2排出実態を把握

H28年度～

本格  
実施

- 新たに、家庭部門に関する統計（政府統計）を整備  
⇒定期的かつ継続的に、世帯類型等の属性別の詳細なCO2排出・エネルギー消費実態を把握  
⇒実効的な対策の立案・実施・進捗の把握、効果検証

基礎情報

進捗把握  
効果検証

家庭部門  
温暖化対策

## 先進対策の効率的実施によるCO2 排出量大幅削減事業

2, 815百万円（1, 240百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

### 1. 事業の必要性・概要

- 我が国が低炭素社会を構築し、中長期的に温室効果ガスの大幅削減を行うためには、産業部門及び業務部門における既存ストック（工場や業務ビルなど）の更新等の対策による低炭素化が急務となっている。
- 産業界の2013年以降の温暖化対策の取組をまとめた低炭素社会実行計画には、「参加業種は、（中略）設備の新設・更新時に利用可能な最先端技術（BAT：Best Available Technology）を最大限導入することを前提に、2020年のCO2排出削減目標を設定する」ことが掲げられているが、実際には技術に関する情報不足や投資リスクの存在等により、高効率設備への投資が阻害されていることが分かっている。こうした阻害要因を踏まえ、大幅削減を行うためには、事業者が導入すべきBATを見定め、投資リスクを抑えながらそれを効果的・効率的に導入するとともに、事業場・工場全体で実現できる削減量を見極め、実際の排出量を正確に算定する等して確実な排出削減を担保できることが極めて重要であり、そうした基盤を整備する必要がある。
- こうしたことを踏まえ、本事業では、率先してBAT導入に取り組む事業者が、①環境省が指定するBATの中から設備を選択し、②当該BAT設備等の導入等を加味した適切な削減目標を設定、③削減量1トンCO2当たりの導入補助金額に応じて採択を行い（リバースオークション）、④設備導入以外にも事業場・工場全体での削減努力としてテナントや従業員等による運用改善の取組も行いつつ、⑤本事業参加者全体で排出枠の調整を行うことで、制度全体として確実な排出削減を担保する。
- また、本事業への参加を通じて事業者が得た知見を優良事例として関連の深い業界や広く社会一般に共有することで、本事業参加者以外にも同様の取組を促し、面的な広がりを目指す。

### 2. 事業計画（業務内容）

- 事業者は、設備導入と運用改善によるCO2削減目標を掲げ、環境省が指定するBATの効率水準を満たす高効率設備等の導入に係る補助金（補助率1/3）を申請する。
- 削減量1トン当たりの補助金額 [円/t-CO2]（補助額/CO2排出削減目標量）の小さい事業から順番に採択（リバースオークション方式）することに

より、費用効率性の高い削減対策の実施を促進する。

- 事業者は、採択後は以下に取り組む。
  - 初年度：設備導入及び基準年度排出量の確定（第三者検証機関による検証を必須とする）を行う。
  - 二年度目（削減目標年度）：①排出枠の初期割当量の交付を受ける、②初年度に行った設備導入及び運用改善により排出削減の達成に取り組む。
  - 三年度目（調整年度）：二年度目の実排出量について第三者検証の受検により確定し、目標量の遵守状況を確認する。
- 事業者が削減約束量を超過達成した場合には排出枠の売却を、未達成の場合には、他の参加者の超過削減量に相当する排出枠を調達し目標を遵守することとし、削減総量を担保しつつ、個々のテナントや従業員の削減努力を促す。

### 3. 施策の効果

- BATの普及による温室効果ガス排出量の大幅削減
- リバースオークションを活用した費用効率性の高い事業の採択と、排出枠の取引を活用した、制度全体での柔軟かつ確実な総量削減の実施
- 削減に関し得られたデータを削減ポテンシャル把握やベストプラクティス共有に活用。

## 背景・目的

低炭素社会実行計画では、設備の新設・更新時に“**利用可能な最高水準の技術**” (BAT) を最大限導入することを前提に、2020年のCO2削減目標を設定することが掲げられている。

→ ただし、BATは通常、費用が高いため、**導入支援及び費用効率性向上を促す仕組み**が必要。  
また、BAT導入に取り組む**事業者の裾野を広げていく**ことも必要。

## 事業概要

- ① ASSETシステムの運用、削減量の検証業務等  
1.2億円 (1.2億円)
- ② 対象BAT設備の導入補助業務  
27.0億円 (11.2億円)

## 事業スキーム

- ① 委託対象：民間企業等 実施期間：平成24年度開始
- ② 補助対象：



## 期待される効果

- 先進対策と運用改善による大幅排出量削減
- ベストプラクティスの共有

電気代が高くなったけど  
設備更新ができない……



高効率設備の  
情報は少なく、  
高コスト

## 環境省BATリスト

- ・リジェネバーナー(燃焼装置)
- ・ターボ冷凍機
- ・氷蓄熱型パッケージエアコン
- ・潜熱回収型真空ボイラー

など

環境省



店舗や工場で  
目標を立てて  
削減しましょう!

創意工夫



事業者



グループ参加

共同購入で安く  
導入できるわ!  
一緒に頑張りま  
しょう!

イメージ

対象BAT設備の  
導入補助  
(採択基準:  
削減の費用対効果)

費用を抑えて大幅削減するぞ!

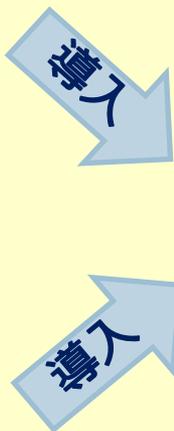
大幅削減の  
目標達成  
(クレジット  
活用等を  
含む)

## 先進対策

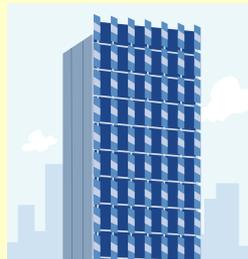
BAT (Best Available Technology : 利用可能な最良の技術)  
= 大幅なCO2削減効果が期待できる！

- ✓ パッケージエアコン
- ✓ ヒートポンプ給湯器
- ✓ 吸収式冷温水器
- ✓ ボイラ
- ✓ コージェネレーション
- ✓ バーナー

Etc....



既存事業場/  
工場



大幅排出削減を実現！  
1トンの削減に必要な補助金の小さい額から採用することで、費用効率的な削減対策を選出

CO2排出量

先進対策  
運用改善

Before After

## 運用改善

例1



見える化機器などを活用

例3



省エネ対策

例2



削減ポテンシャルの見直し、  
排出権削減に対する従業員や  
テナントの意識向上

例4



削減約束量を上回る削減を達成した場合、他の制度参加者へ売却できる排出枠を付与

上記二つのアプローチ( )をとる事で、既存事業場における削減ポテンシャルを十分に活用し、CO2排出量大幅削減を実現する。

(新) 省CO<sub>2</sub>加速化・基盤整備事業

400百万円 ( 0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

地球温暖化対策課市場メカニズム室

## 1. 事業の概要・必要性

大幅な省エネを進め、エネルギー消費を抜本的に削減（減エネ）することは、低炭素社会の創出に不可欠。更に、近年、特にエネルギーコストの負担が増大傾向にあることから、省CO<sub>2</sub>の推進により企業の競争力を強化することが重要。

一方、例えば、業務部門におけるエネルギー消費の大幅な削減は、長期的には経済的メリットがあるものの、初期投資コストが高いことから導入が進んでいない。また、今後の省CO<sub>2</sub>の大幅な導入の鍵を握る水素についても、利用システム全体の成熟度が低いため、利用が大きく進んでいない状況。

これらのボトルネックを解消するため、新しい省エネ導入手法やシステム実証、最先端技術（BAT）の体系的整理等を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### (1) リースを活用した業務部門等の省CO<sub>2</sub>改修加速化モデル事業

リースを活用した手法により、中小自治体や事業者が初期投資の課題を解決しつつ省CO<sub>2</sub>効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業を行い、省CO<sub>2</sub>改修の導入を加速化させる。

### (2) 水素利用の統合的システム確立に向けたFS調査事業

業務用向け燃料電池（FC）やFCバス等を用いた統合的システムを確立し、地域の抜本的な省CO<sub>2</sub>を図るための調査を行う。

### (3) BATの最大限の導入のための基礎情報整備事業

部門横断的にBATを体系的に整理し、環境省BATリストの作成やBAT導入状況調査の実施等により、幅広い分野においてBATの導入を促進する。

## 3. 施策の効果

単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体の大幅なエネルギー消費削減のための基盤を整備することにより、省CO<sub>2</sub>の加速化を進める。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 大幅な省エネを進め、エネルギー消費を抜本的に削減することは、低炭素社会の創出に不可欠。更に、近年、特にエネルギーコストの負担が増大傾向にあることから、省CO2の推進により企業の競争力を強化することが重要。
- 一方、例えば、業務部門におけるエネルギー消費の大幅な削減は、長期的には経済的メリットがあるものの、最先端の技術になるほど初期投資コストが高いこと等の課題があり、導入が進んでいない。また、今後の省CO2の大幅な導入の鍵を握る水素利用についても、利用システム全体の成熟度が低いため、大きく進んでいない状況。
- これらのボトルネックを解消するため、新しい省エネ導入手法やシステム実証、最先端技術(BAT)の体系的整理等を行う。

### 事業概要

#### (1) リースを活用した業務部門等の省CO2改修加速化モデル事業

リースを活用した手法により、中小自治体や事業者が初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業を行い、省CO2改修の導入を加速化させる。

#### (2) 水素利用の統合的システム確立に向けたFS調査事業

業務用向け燃料電池(FC)やFCバス等を用いた統合的システムを確立し、地域の抜本的な省CO2を図るための調査を行う。

#### (3) BATの最大限の導入のための基礎情報整備事業

BATの体系的な情報整備を進め、BATリストの作成等により、幅広い分野でBATの導入を促進。

### 事業スキーム

委託対象: 民間団体等

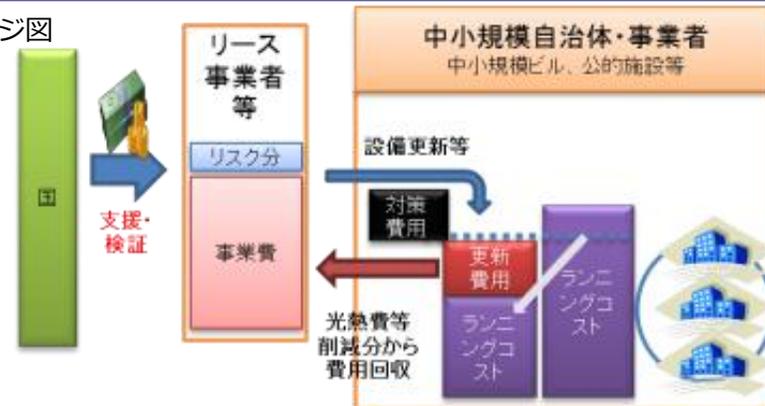
事業期間: 3年間

### 期待される効果

- 単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体の大幅なエネルギー消費削減のための基盤を整備することにより、省CO2の加速化を進める。

## リースを活用した業務部門等の省CO2改修加速化モデル事業

イメージ図



省CO2改修は**初期投資コストがネック**となり、特に**中小自治体や事業者における導入が進んでいない**。このため、初期投資の課題を解決しつつ中小案件の改修を進め、省CO2効果・経済的メリットがある事を検証する実証事業を行うことにより、モデルを確立し、**省CO2改修を加速化**させる。

## 水素利用の統合的システム確立に向けたFS調査事業

今後市場の急激な拡大が期待される大規模な燃料電池等の活用のため、水素の供給から利用までの**統合的なシステムを確立するためのFS調査等を行う**。



## BATの最大限の導入のための基礎情報整備事業

- 部門横断的にBATを体系的に整理し、**環境省BATリストを作成**。
- 各部門のBAT導入の進捗状況を調査し、取組の強化策を検討。
- これにより、温室効果ガス排出抑制等指針のさらなる活用促進も含め、あらゆる部門における対策の強化を促す。また、日本のBATを海外にも広く情報発信することで、優れた低炭素技術を有する日本企業の国際競争力の強化等に資する。

## 1. 事業の必要性・概要

- 電力価格の上昇や火力発電量の増加によるCO2排出量の増加により、更なるCO2削減対策が急務であることから、効果的なCO2削減と投資回収期間等の経済性等の視点から、事業者が導入しやすい対策を具体的に示す必要がある。また、CO2の一層の大幅削減のためには、これまで手つかずとなっている大規模な削減余地を把握し、同様の視点から効果的対策を導出する必要がある。
- 本事業では、事業者の設備の設置・運用状況の改善による削減ポテンシャル調査を実施し、有効な技術や効果的かつ経済性のある対策を具体的に示す。また、こうした具体的な対策を参考により多くの事業者が自ら、CO2削減対策ができるよう、様々な情報提供を行う。
- また、大規模なCO2削減効果が見込まれる地下街や温泉街等について、削減ポテンシャル調査により培ってきたノウハウを活用し、効率的かつ経済的なCO2削減に効果的な対策を推進する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）削減ポテンシャル調査

環境省が派遣する専門機関が、排出量の大きい（例：年間排出量 3,000t-CO2以上）事業者に対して、設備の設置・運用状況等を計測・調査し、事業者の特徴に合わせ経済性の高いCO2削減対策メニューを提案するとともに、調査対象事業所において導入した場合の費用や削減効果等に関する情報を提供する。また、提案する対策メニューの改善及び対策導入率向上を図るため、過年度に実施した診断事業のフォローアップ調査を行う。

### （2）CO2削減対策分析・実施支援

削減ポテンシャル調査によって得られたデータを分析し、①効果的なCO2削減対策メニューの精査、②メニュー毎の投資額と削減効果の算出、更には、③対策実施に際し活用可能な補助事業等の支援施策に関する情報等の取りまとめを行い、これらの情報を活用して調査対象者に限らず、できるだけ多くの事業者がCO2削減対策を更に実施できるよう、広く情報発信を行うとともに、事業者向けの講習会を開催し、効果的な対策に関する助言・提案を行い、対策導入

への活用を促進する。

### (3) 大規模削減ポテンシャル調査・対策評価

上記(1)及び(2)の手法を活用し、大規模な削減効果が見込まれる分野として、まずは地下街・温泉街等において対策を実施する場合の削減ポテンシャルを調査し、対策提案・情報提供を行う。更に、調査により得られたデータを基に新たな効果的かつ経済的CO<sub>2</sub>削減方策を導出し、必要な支援施策につなげる。

## 3. 施策の効果

- CO<sub>2</sub>削減余地の把握により、情報不足の解消や投資リスクを低減させ省エネ設備への投資を促進
- データの活用により、単体及び事業者の連携による具体的かつ効果的なCO<sub>2</sub>削減対策を導出し、社会全体で経済性に優れた対策を広く促進



# 経済性を重視したCO2削減対策支援事業

(CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業より名称変更)

平成26年度予算(案)額  
750百万円 (246百万円)

## 背景・目的

- 電力価格の上昇や火力発電量の増加によるCO2排出量の増加により、さらなるCO2削減が急務。
- 2050年に80%排出削減を実現するためには、これまで手つかずだった大規模な削減余地を把握し、具体的・効果的なCO2削減対策を打つ必要がある。
- このためには、事業者にとって課題となる省CO2対策の効果・費用に関する適切な情報提供や投資リスクの低減が必要。また、単体での取組のみならず、**事業者の連携**による新たな大幅削減の可能性を提示していくことも重要。
- この課題を解決するため、
  - (1) 引き続き、企業の設備設置・運用状況の改善による削減ポテンシャルを調査により明らかにし、対策に向けた情報不足の解消や、投資リスク低減を提案する。
  - (2) 更に(1)のデータ等を活用し、CO2削減に効果的な対策を活用できるような取組を行う。
  - (3) 上記(1)、(2)のノウハウを更に活用し、大規模なCO2削減効果が見込まれる分野での削減ポテンシャルを調査し、効果的かつ経済的なCO2削減方策を導出する。
- 本事業により、様々な**社会システムからのCO2削減ポテンシャルを洗い出し、経済性を重視した効果的なCO2削減対策を具体的に推進**する。

## 事業スキーム

- (1) 補助金 : **国** - (補助金) → **非営利法人** - (補助金) → **民間企業等**
- (2) (3) 委託対象: **民間団体等**
- 実施期間: 2カ年(平成27年度まで)

## 期待される効果

- CO2削減余地の把握により、情報不足の解消や投資リスクを低減させ省エネ設備への投資を促進
- データの活用により、単体及び事業者の連携による具体的かつ効果的なCO2削減対策を導出し、社会全体で経済性に優れた対策を広く促進

## 事業概要

### (1) 削減ポテンシャル調査 (継続)

- 工場やビル等の事業所における削減ポテンシャルを調査し、調査対象事業所に対してCO2削減対策の提案、情報提供を行う。  
(対象事業所: 年間排出量 3,000t-CO2以上 約250件)
- 対策実施に際し活用可能な補助事業等の支援施策に関する情報等を取りまとめる。

### (2) CO2削減対策分析・実施支援 (新規・一部継続)

- 上記データを活用し、効果的なCO2削減対策メニューを精査するとともに、メニュー毎の投資額と削減効果を算出する。
- 対策導入率向上を図るため、過年度に実施した診断事業のフォローアップ調査を行う。
- 事業者向けの講習会等により事業者のCO2削減対策導入を促進する。

### (3) 大規模削減ポテンシャル調査・対策評価 (新規)

- (1)(2)の手法を活用し、大規模な削減効果が見込まれる地下街・温泉街等において対策を実施する場合の削減ポテンシャルを調査し、対策提案・情報提供を行う。
- 新たな効果的かつ経済的CO2削減方策を導出し、必要な支援施策につなげる。

#### (1) CO2削減ポテンシャル調査

- 対策の提案
- 情報不足の解消

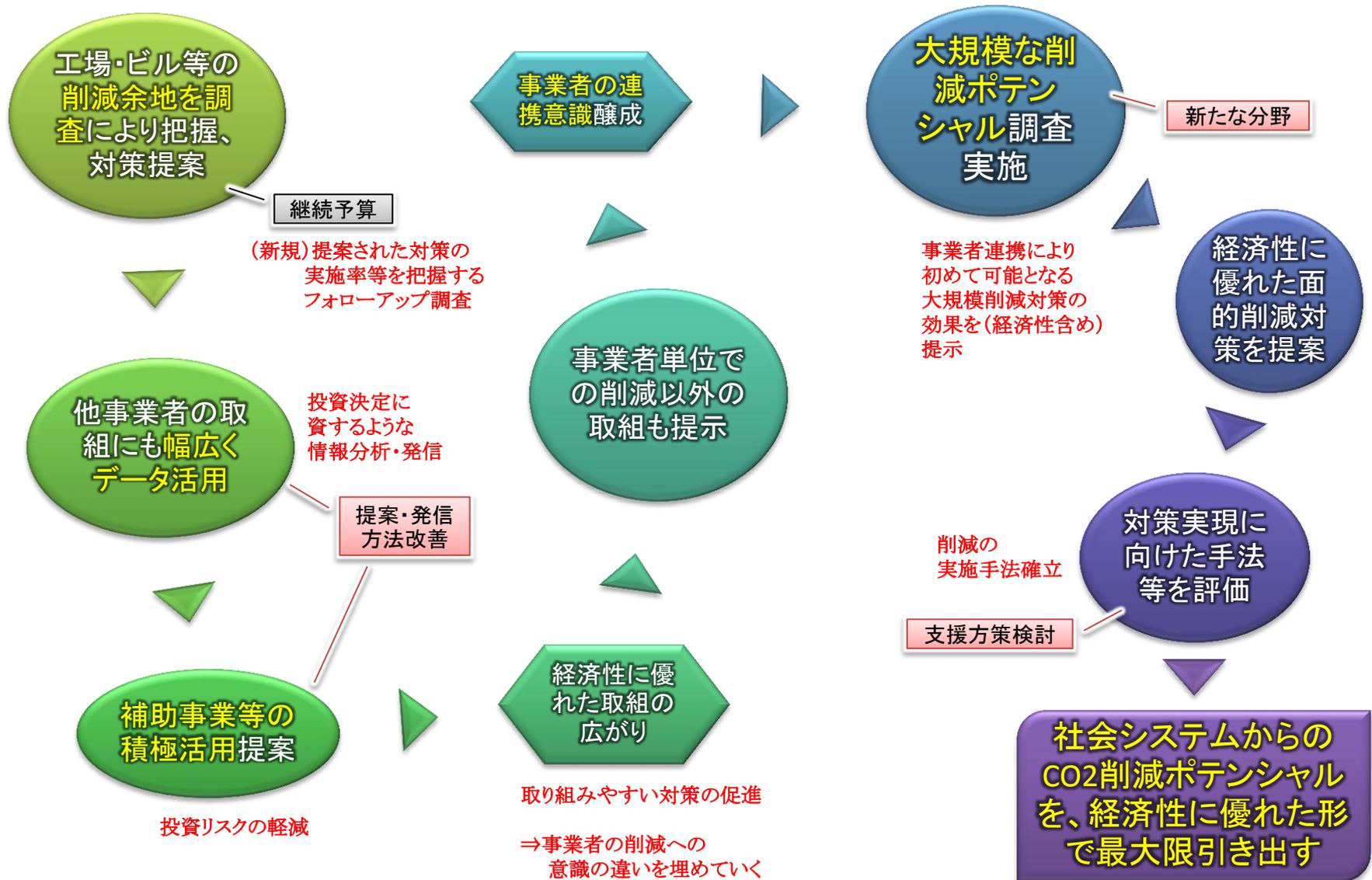
#### (2) 効果的な省CO2対策の分析

- 対策メニュー精査
- 効果・投資回収を算出
- 投資リスクを低減

#### (3) 大規模削減に向けた具体的対策を導出

社会システムの  
低炭素イノベーション

# (参考) 経済性を重視したCO2削減対策支援事業 (支援の流れについて)



## 温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業

【25年度補正】1, 280百万円

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

### 1. 事業の必要性・概要

- 日本の貿易赤字に対する化石燃料輸入の影響は大きく、経済活性化のためには社会全体のエネルギーコスト低下のための対策が急務。また、個々の事業者にとってもエネルギーコスト削減により経営強化を図り、消費税率引き上げの反動に備えることは極めて重要。さらに、設備投資による競争力強化により、我が国の経済を一段と活性化させて、成長軌道への早期復帰を実現できる。一方、地球温暖化対策の観点からも、これまで対策が十分に進んでいない中小企業における省エネの深掘り・再エネの推進が必要不可欠。

### 2. 事業計画（業務内容）

- 本事業では、設備の老朽化が進む一方で設備の更新が十分に進められていない中小事業所を対象に、温室効果ガス排出抑制等指針に基づくCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断・対策提案を行うとともに、提案に基づく設備更新や運用改善等の対策実施をワンストップで支援する。これにより、産業・業務部門におけるエネルギーコスト削減と地球温暖化対策を同時に追求するとともに、設備投資の促進及び生産効率性の向上による経済活性化に資する。

#### （1）CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断の実施

事業所における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、その結果に基づき効果的なCO<sub>2</sub>削減対策を提案する。

（補助先・補助率）民間団体等・定額

#### （2）CO<sub>2</sub>削減対策実施支援

CO<sub>2</sub>の削減に資する設備更新等の事業に対する補助。

（補助先・補助率）民間団体等・2／3

### 3. 施策の効果

- 消費税率引上げによる反動減をエネルギーコストの削減によって埋め合わせるとともに、設備投資を通じた民間需要の誘発及び生産効率性の向上によって経済成長の底上げを図る。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 日本の貿易赤字に対する化石燃料輸入の影響は大きく、経済活性化のためにはエネルギーコスト低下のための対策が急務
- 地球温暖化の観点からは、民間企業による省エネの深掘り・再エネの推進が必要不可欠

### 事業概要

#### 1. 診断・対策提案（定額補助）

主に中小事業所を対象に、温室効果ガス排出抑制等指針に基づくCO2削減ポテンシャル診断・対策提案を行う。

#### 2. 運用改善・設備更新（補助率2/3）

提案に基づく設備更新や運用改善等の対策を支援する。

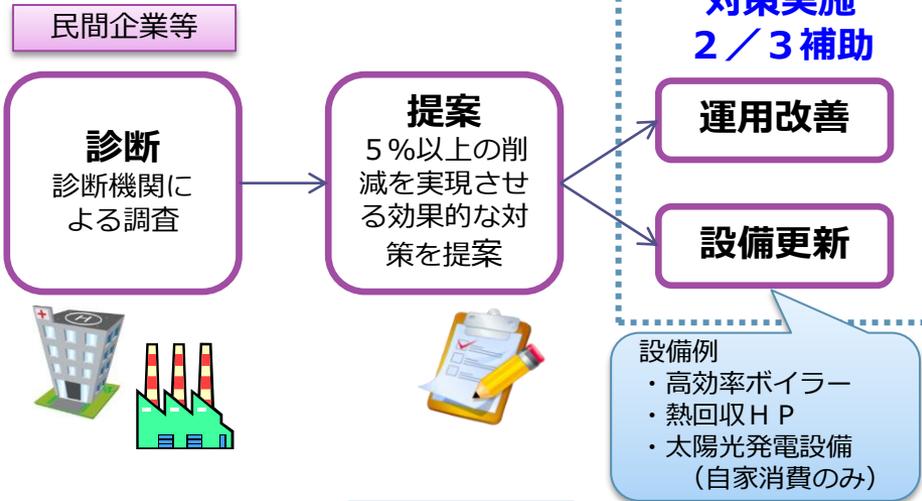
### 事業スキーム



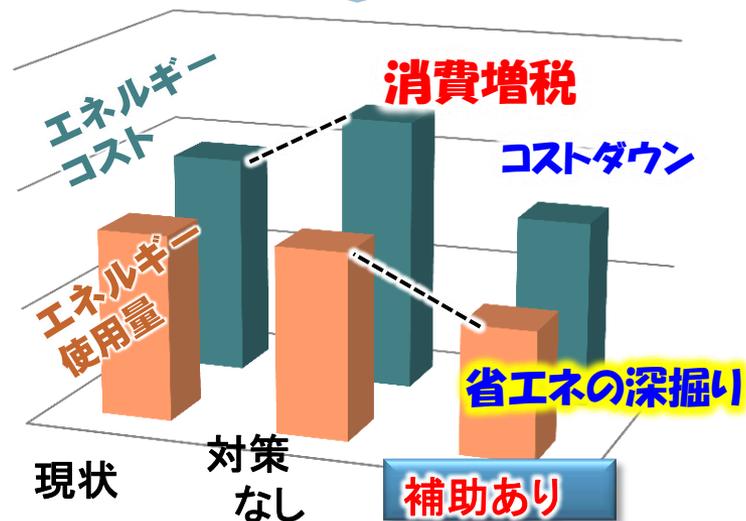
### 期待される効果

- 産業・業務部門におけるエネルギーコスト削減と温室効果ガス削減の同時追求を図るとともに、地域経済活性化に資する。

## イメージ



## 診断から対策実施をワンストップで支援



(新) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業  
(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

5, 046百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

## 1. 事業の必要性・概要

地球温暖化対策のためには、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> とともに、温室効果の高い代替フロン(HFC(ハイドロフルオロカーボン))の削減が必要である。

業務用冷凍空調機器については、従来 HFC を冷媒とする機器が多く使用されてきたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO<sub>2</sub>等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されている。また、平成25年6月に成立した、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(以下「フロン類法」という。)により、今後、フロン類の使用の合理化として、冷媒を環境影響度の低いものに転換する制度が導入されることから、各機器メーカーが GWP(地球温暖化係数)の低い冷媒を用いた機器を開発し、市場の自然冷媒・低 GWP 化が進むことが期待される。

このため、本事業は、フロン類法を円滑に運用するため、省エネ型自然冷媒機器の普及啓発を図るとともに、機器導入の補助を行うものである。

## 2. 事業計画(業務内容)

### ○ 省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発

省エネ性能を始めとする自然冷媒機器の情報を事業者に普及するため、省エネ性能、安全性、法制度等の情報を盛り込んだ事業者向け導入マニュアルを策定し、説明会を開催する。

### ○ 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及のための補助

先端技術を用いた省エネ型自然冷媒機器が既に関発され、フロン類法で低 GWP・自然冷媒化を促進する指定製品となる可能性が特に高い冷凍冷蔵倉庫及び小売店舗のショーケースについて、当該機器の導入に必要な事業費の 1/3~1/2 を補助する。

## 3. 施策の効果

事業者への普及啓発や省エネ型自然冷媒機器の製造数の増加による生産の効率化・低価格化の促進により、当該機器の更なる普及を図り、省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減すると同時に、温室効果の高いフロン類冷媒の使用合理化を促進する。



# 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業 (一部国土交通省・経済産業省連携事業)

平成26年度予算(案)額  
5,046百万円(新規)

## 背景・目的

- ▶ 現在、冷凍空調機器の冷媒としては、主に温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)が使用されており、排出が急増。
- ▶ このため、近年技術開発が進んでいる自然冷媒を使用し、かつエネルギー効率の高い機器を普及させることが重要。
- ▶ 平成25年6月に成立した「フロン回収・破壊法」の改正において、指定製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減に関する制度が導入されることを踏まえ、省エネ型自然冷媒機器の普及を急ぐ必要。

## 事業スキーム

- (1) 委託対象：民間団体  
実施機関：平成26年度～平成28年度
- (2) 補助対象：①補助金の交付事業を行う民間団体等  
②①の法人を経由して省エネ自然冷媒の冷凍冷蔵倉庫及びショーケースを導入しようとする民間団体等
- 補助割合：①国から法人への補助 定額  
②法人から事業実施者への補助 1/2又は1/3

## 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入事例 (超低温冷蔵保管庫)



外観



空気冷凍システム

## 事業概要

- (1) 省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発(経済産業省連携)(0.5億円)  
省エネ型自然冷媒機器導入マニュアルの策定、説明会の開催
- (2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及のための補助(50億円)  
改正フロン類法で指定製品となる可能性が高く、本事業により高い効果が期待できる機器の導入補助

### ○冷凍冷蔵倉庫(国土交通省連携)

- ▶ 1台あたりの規模が大きく、効率的に省エネ対策を促進できることに加え、冷媒転換による温室効果ガスの削減効果も大きい。
- ▶ 「総合物流施策大綱」にもCO2排出量の削減と冷媒の自然冷媒化が位置づけられており、社会基盤の一つとして重要。

### ○ショーケース

- ▶ ある程度同仕様の機器であるため、生産台数の増加に伴い機器生産の効率化され、価格の低下につながる。

## 期待される効果

- ▶ 事業者への普及啓発や機器製造数の増加による生産の効率化・低価格化の促進により、更なる省エネ型自然冷媒機器の普及を図る。
- ▶ 省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減すると同時に、温室効果の高いフロン類冷媒の使用合理化を促進する。

### 《省エネルギー効果》

エネルギー削減量年間：1,115,063 kWh/年  
(従来比34%削減)

### 《温室効果ガス削減効果》

559 t-CO<sub>2</sub>/年

(内訳)

- エネルギー起源CO<sub>2</sub>削減量：380 t/年  
\*電気0.341 kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- 冷媒漏洩CO<sub>2</sub>削減量：179 t/年

(新) モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業  
(国土交通省連携事業)

350百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

## 1. 事業の必要性・概要

運賃負担力が小さく「急がない貨物」(納期の制約が少ない)である循環資源は、本来海上輸送に適しているにもかかわらず、循環資源の輸送形態は陸送(トラック輸送)が約9割を占めており、モーダルシフトは進んでいない。

本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフトを推進し、温室効果ガスの削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与する。

## 2. 事業計画(業務内容)

### 【補助】

静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を推進するため、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備の導入経費について補助を行う。

補助対象：民間団体

補助率：モデル事業実施に要する経費の2/3(初年度)

循環資源取扱設備導入経費の1/2

## 3. 施策の効果

静脈物流のモーダルシフトや輸送効率化を支援することにより、温室効果ガス排出量の削減を目指す。また、静脈物流コストの削減による未利用循環資源のリサイクルや高次利用の推進、資源循環ビジネスの発展に寄与する。



# モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業

平成26年度予算（案）額  
350百万円（新規）

（国土交通省連携事業）

## 背景・目的

- 運賃負担力が小さく、納期の制約が少ない循環資源は、本来海上輸送に適しているにもかかわらず、循環資源の輸送形態は陸送（トラック輸送）が約9割を占めており、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素化の余地が大きい。
- 輸送効率化を通じた静脈物流コストの削減により、従来最終処分等されていた循環資源の広域リサイクルが経済的に可能となり、リサイクル率の向上や最終処分量の削減が期待される。
- 本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を推進し、低炭素社会と循環型社会の統合的実現に寄与する。

## 事業概要

海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備（循環資源専用輸送容器、運搬設備、集積・保管設備等）の導入経費について補助を行う。

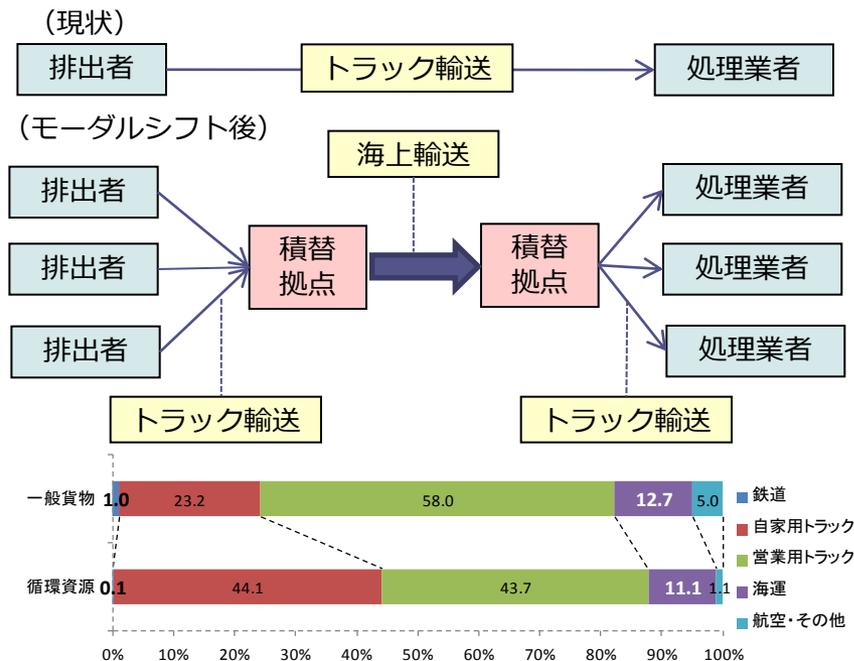
## 事業スキーム

補助対象：民間団体

補助割合：モデル事業実施経費の最大 2 / 3（初年度）  
循環資源取扱設備導入経費の最大 1 / 2

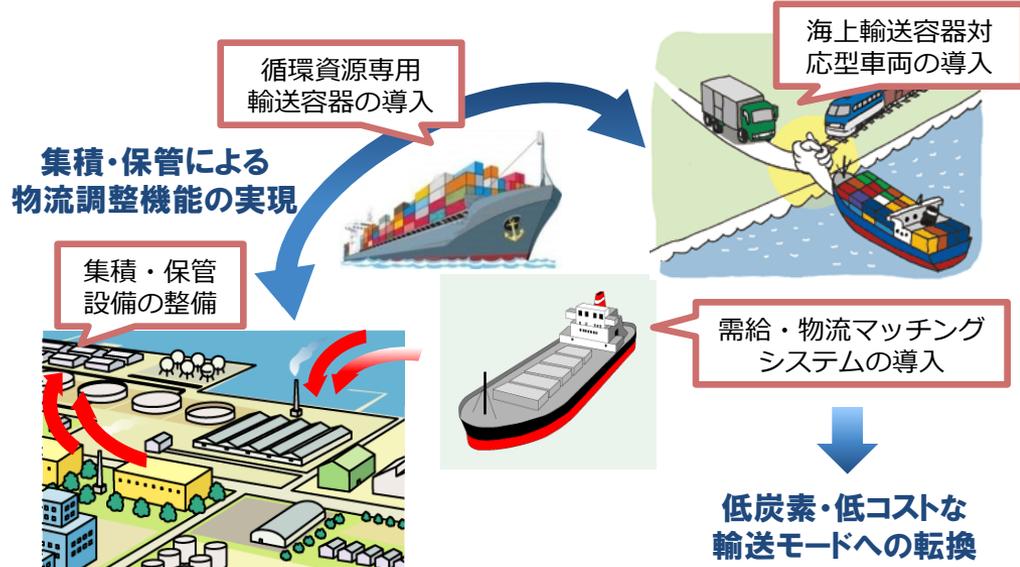
## 期待される効果

- 静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化によるCO2削減
- 未利用循環資源のリサイクルや高次利用の推進
- 資源循環ビジネスの発展



一般貨物及び循環資源の代表輸送機関分担率の比較

出典：全国貨物純流動調査（物流センサス）（国土交通省）



## 既存インフラの活用

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

リサイクル施設の広域的立地に対応した循環資源の広域流動の拠点となる港湾を国土交通省港湾局が指定

イメージ

(新) 低炭素交通システム構築事業 (国土交通省・警察庁連携事業)

1, 150百万円 (0百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

## 1. 事業の必要性・概要

自家用自動車への依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの改革を面的に支援し、低炭素型の豊かなライフスタイルへの転換を行う。

## 2. 事業計画 (業務内容)

### (1) 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業

・低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組みを支援し、マイカーから CO2 排出量の少ない公共交通へのシフトを推進。

・地域の協議会における省 CO2 を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組みの経費について支援

#### 【支援の対象となる取組】

#### ①ネットワークの再編・拡充

(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等)

#### ②基幹ネットワークの充実・利便性向上

(BRT (バス高速輸送)・LRT (次世代型路面電車システム) の導入等)

### (2) アイドリングストップ高度化支援システムの実証実験事業

・交通管制と連携して、アイドリングストップを高度化するシステムやプローブ情報を活用した信号制御の開発に係る実証実験を実施。

## 3. 施策の効果

自動車の使用抑制及びアイドリングストップ高度化等による CO2 削減



## 背景・目的

- 自家用自動車への依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの改革を面的に支援し、低炭素型の豊かなライフスタイルへの転換を行う。

## 事業スキーム

- (1) 計画策定支援、計画に基づく取組みの支援  
補助対象：温対法や低炭素まちづくり法に基づく協議会等  
補助割合：計画策定支援 1/3  
                  計画に基づく取組みの支援 1/2
- (2) 委託：主として都道府県警察  
実施期間：平成26年度

## 事業概要

- (1) 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業 (6.5億円)
- (2) アイドリングストップ高度化支援システムの実証実験事業 (5.0億円)

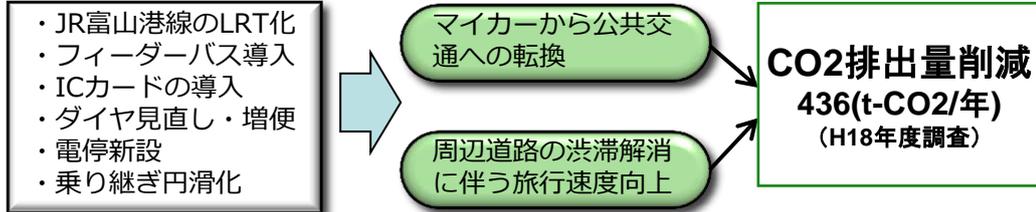
## 期待される効果

- 自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2削減



富山県高岡市  
撮影：(公財)とやま環境財団

### 例：富山ライトレール導入によるCO2削減効果



- 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業
  - ・低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組みを支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進
  - ・地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組みの経費について支援。

### 【支援の対象となる取組み】

1. ネットワークの再編・拡充  
(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等)
2. 基幹ネットワークの充実・利便性向上  
(BRT・LRTの導入等)

- アイドリングストップ高度化支援システムの実証実験事業
  - ・交通管制と連携して、アイドリングストップを高度化するシステムやプローブ情報を活用した信号制御の開発に係る実証実験を実施。





# 低炭素交通システム構築事業のうち アイドリングストップ高度化支援システムの実証実験事業（警察庁連携事業）

平成26年度予算（案）額  
500百万円（新規）

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 自動車からの温室効果ガスの排出量削減のため、アイドリングストップが推進されている。
- しかしながら、現在のアイドリングストップシステムは、信号とは無関係に、一定の速度以下等となった場合に自動的にエンジンを停止するものであり、信号が赤からまもなく青に変わる場合には、停止したエンジンをすぐに再起動させる必要がある。
- エンジン起動時には、燃料消費が増えるため、温室効果ガス排出削減の支障となっている。

### 事業概要

- 信号が赤から青に変わるタイミングの情報を提供することで、エンジンを止めない方が適切な場合の判断が可能となる高度なアイドリングストップを支援するシステムの実証実験を行う。
- 具体的には、都道府県警察交通管制センターで生成されている信号情報を情報提供装置（光ビーコン）を通じてカーナビへ提供するシステムを整備し、アイドリングストップの高度化による温室効果ガス排出削減、燃費向上等の効果を測定する。

### 事業スキーム

- 委託事業：主として都道府県警察への委託
- 実施期間：平成26年度

### 期待される効果

- 二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減
- 自動車の燃費向上

## イメージ



- 従来のアイドリングストップシステムと比べ、10%程度の燃費向上が実験で確認されている。  
→ 温室効果ガス排出削減効果 約100万t-CO<sub>2</sub>/年  
(参考：日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2013年4月))

(新) 中小トラック運送業者における低炭素化推進事業 (国土交通省連携事業)

2, 965百万円(0百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

### 1. 事業の必要性・概要

投資余力の少ない中小トラック運送業者を対象に、燃費性能の高い環境対応車両への買い換えを促進することにより、国内物流において大きな役割を果たしているトラック輸送におけるCO2排出削減を図る。

### 2. 事業計画 (業務内容)

- ・ 中小トラック運送事業者が保有する旧型車両の環境対応車両への買い換えを進めるため、補助金を交付する。
- ・ 交付に当たっては、エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績を求める。これにより、エコドライブに対する事業者の意識の向上等を図る。

### 3. 施策の効果

燃費性能の低い長期経年車から環境対応車両への代替促進及びエコドライブに対する事業者の意識の向上等によるCO2削減



## 背景・目的

- 国内物流において大きな役割を果たすトラック輸送におけるCO2排出量を削減するための取組が必要とされている。
- しかしながら、特に投資余力の少ない中小事業者においては、次世代車両は、価格が高価であること、インフラ上の制約があること等の理由から、一定の者はディーゼルトラックを使用し続けることとなる。
- これらの者が燃費性能の低い長期経年車を使用し続けているところ、中小事業者のCO2排出削減対策として、燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進することでトラック輸送におけるCO2排出削減を図ることを目的とする。

## 事業概要

- 中小トラック運送業者について、燃費性能の高い環境対応車両への代替を支援する。

## 事業スキーム

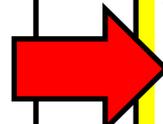
実施期間：平成26年度から3年間 補助スキーム：間接補助  
 補助対象：トラック運送業者（中小事業者に限る。）  
 補助額：大型車…100万円 中型車…70万円 小型車…40万円  
 補助要件：平成16年以前の新規登録車から環境対応車への買い替えに限る。  
 エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績報告を求める。  
 事業目標：営業用貨物車のうち、平成16年以前（新長期規制前）に新規登録された車両の割合を平成24年度末比で20%以上低減する。（平成24年度末：57%）

## 期待される効果

- 長期間使用されている経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進し、トラック輸送における低炭素化を実現。
- エコドライブの実施を計画に盛り込むことにより、エコドライブに対する事業者の意識の向上等が期待され、更なる低炭素化が期待される。

## 中小事業者のCO2排出削減対策 （中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）

（例）  
 ・小型トラック 2台  
 ・使用年数の長い古いトラック



環境対応車  
への代替



省エネ法において  
 輸送事業者の目標とされている  
 1%以上の燃費改善効果

## 事業目標

ディーゼルトラックを使用し続ける中小トラック運送業者について、長期間使用されている経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進することで、営業用トラックのうち、平成16年以前に新規登録された車両の割合を平成28年度末までに平成24年度比で20%以上低減し、トラック輸送における低炭素化を推進。（平成24年度末57%）

## (新) 低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

320百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

### 1. 事業の必要性・概要

家庭部門における温室効果ガス排出量は、2012(平成24)年度には1990(平成2年)年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠である。一方、各家庭での意識向上からCO2削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが効果的であり、1家庭あたり約2割のCO2排出削減効果が試行により示されている。そこで、本事業では、さらなる低炭素ライフスタイルへの転換を促進するため、民間企業や地域主体のネットワークを活用し、家庭における大幅な省エネを着実に実行するためのサポート事業を行い、家庭部門からのCO2削減を実現する。

### 2. 事業計画(業務内容)

#### ○家庭向けエコ診断への補助事業

家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業(実施機関として民間企業・地方公共団体等を想定)に対して補助を行う。

(補助対象: 地方公共団体・民間団体等 補助率: 1/2)

事業実施機関は、家庭に診断員の派遣を行う主体機関として、診断員の養成、派遣、診断の管理、結果のとりまとめ等を行う。

#### ○診断体制整備

また、診断を実施する上での体制整備として、環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。

具体的には、家庭に診断員の派遣を行う事業実施機関の認定、診断ソフトの管理・改善、診断効果の分析、運用課題改善の検討を行う。

### 3. 施策の効果

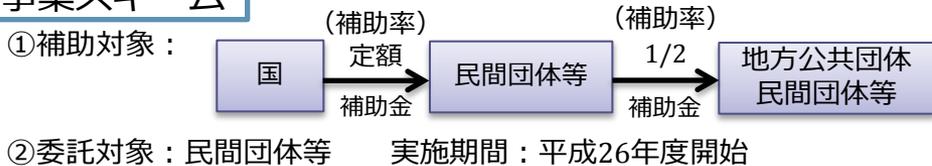
家庭向けの低炭素ライフスタイル提案を通じて、現状から20%以上のCO2削減を実現し、家庭部門の地球温暖化対策を着実に促進するとともに、低炭素機器の市場拡大、家庭向け大幅省エネサービスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。



## 背景・目的

- 家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠。
- 一方、各家庭での意識向上からCO<sub>2</sub>削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要。
- 本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO<sub>2</sub>削減実現を目指す。

## 事業スキーム

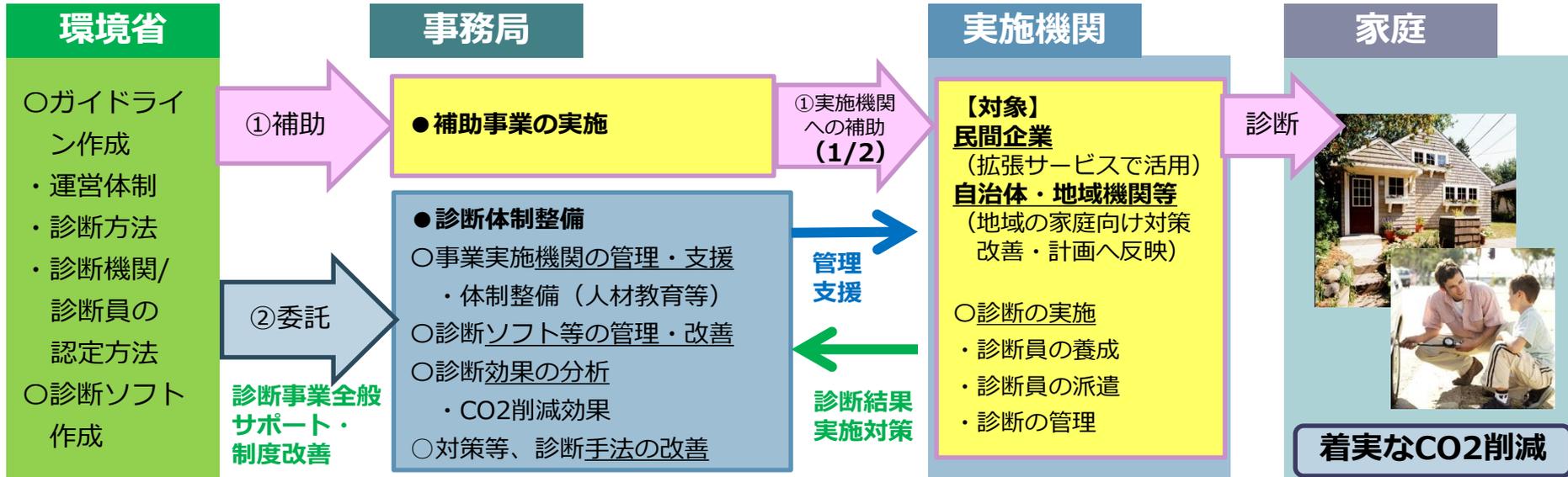


## 事業概要

- ①家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行う。
- ②診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。

## 期待される効果

- ・家庭における温室効果ガス削減の着実な促進とそれを支援する人材の育成により低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの減エネコンサルティングビジネスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。



※診断ソフト・診断方法等のガイドラインは、平成25年度までに基盤整備予定  
 ※個別の診断員については、別途資格試験において認定

## 1. 事業の必要性・概要

家庭における温暖化対策を一層推進するためには、ドラスティックなライフスタイルの転換が必要。これまでのモノ・エネルギーの大量消費型生活ではなく、真に豊かで持続可能なライフスタイルのためには、先進技術の導入だけではなく、地域の気候特性や社会構造の変化に応じた生活スタイル転換への検討が求められている。

本事業では、伝統的技術等も活かし、少ないエネルギーでも豊かに暮らせる低炭素ライフスタイル（New Low-Carbon Life Style）を描き出すことを目指すとともに、新たなライフスタイルを展開するための評価尺度を検討し、地域に応じた真の生活の豊かさに着目した NEB (Non-energy benefits) 指標の確立を目指す。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ●低炭素ライフスタイルの効果実証

エネルギー使用を削減させながら豊かな暮らしを目指す各種の未来型ライフスタイルを一定期間フィールドで試行・改善することにより、生活の豊かさとCO2削減効果を定量的に評価・実証する。

### ●住まい方・自然の力を活用した技術等の評価手法構築

上記の結果も踏まえ、快適性、健康性、知的生産性等、環境以外の価値として生活の豊かさの定量的な評価（NEB 指標）を検証し、受容性の高い低炭素な暮らし方を家庭向けに提案するための評価手法を構築する。また、これらの低炭素ライフスタイルの実現のための仕組みを検討する。

●例えば、自然や地域の気候特性を活用したパッシブ手法の効果や住まい方の工夫等による効果等を検証する。

## 3. 施策の効果

我が国が目指すべき社会像として、生活の質を向上させ、真の豊かさを創出する低炭素ライフスタイルを提案し、展開するための評価指標を制度へ反映させるとともに、ビジネス市場創出に繋げる。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 家庭における温暖化対策を一層推進するためには、ドラスティックなライフスタイルの転換が必要。
- 高効率機器等効果的な先進技術の導入だけでなく、地域の生活様式・気候の特性や、高齢化等の社会構造の変化に応じた転換を検討することが必要。
- このため、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かした**真に豊かな低炭素ライフスタイル (New Low-Carbon Life Style)** を創出することが必要。
- この成果から、新たなライフスタイルを展開する評価尺度を検討し、地域に応じた**真に豊かな生活**に着目した指標(**Non-energy benefits**) の確立を目指す。

### 事業スキーム

委託対象：民間事業者、研究機関等  
実施期間：平成26年度～平成28年度



### 期待される効果

- **生活の質を向上させ、真の豊かさを創出する低炭素ライフスタイル**をデザイン・提案
- 成果は、**低炭素建築物の認定基準の見直し等**に活用させ、制度づくりに貢献

## 事業概要

- **低炭素ライフスタイルの効果実証**  
未来型ライフスタイルを一定期間試行・改善し、生活の豊かさとCO2削減効果を定量的に評価・実証
- **住まい方・自然の力を活用した技術等の評価手法構築**  
快適性、健康性、知的生産性等、環境以外の価値として生活の豊かさの定量的な評価を検証し、新しい暮らし方の評価手法 (NEB指標等) を構築する。

### 例1：自然や地域性を利用したパッシブ手法等による効果

- ・自然換気、自然採光による快適性向上やCO2削減効果
- ・緑化による放射環境の改善と自然共生
- ・CLT (直交集成板) の活用等地域資源の利用
- ・地域特性に応じた空調のチューニング
- ・伝統的町屋における「古人の知恵」の再評価

### 例2：住まい方の工夫等による効果

- ・生活空間のシェアによる生活の豊かさとCO2削減効果
- ・個々のライフスタイルに合わせた設備の運用最適化

### 例3：集合世帯における対策効果

- ・賃貸住宅の環境性能向上・入居者のCO2排出量評価
- ・福祉施設における温暖化対策と生活の質 (健康性) 等の評価



- 我が国が目指すべき社会像 (新・低炭素ライフスタイル) の確立、その進捗を測る指標を制度へ反映
- 家庭・住む人の思いを反映した低炭素ライフスタイルを提案
- 生活の豊さを示す指標の確立により、低炭素ライフスタイルの広がり・ビジネス市場創出

## J-クレジット創出及びカーボン・オフセット推進事業

1, 208百万円 (1, 394百万円)

〔エネルギー対策特別会計 1, 141百万円 (1, 329百万円)〕

一般会計 67百万円 (66百万円)〕

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

### 1. 事業の必要性・概要

- J-クレジット制度は、2013（平成25）年度から環境省・経済産業省・農林水産省の3省合同で開始され、省エネ機器の導入や森林経営等の取組による温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証することで、温暖化対策を促進するだけでなく、中山間地域や中小企業等で排出削減・吸収に取り組む人々に資金を還流させ、地方経済の発展にも資するものである。このため、制度の信頼性向上と普及を図る観点から、クレジット創出事業者支援や対象プロジェクトの種類を拡充を行っていく必要がある。
- カーボン・オフセットは、自身の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量を排出削減や吸収量のクレジットで埋め合わせ（オフセット）をする取組であり、国内の事例が1,229件（平成25年6月現在）と、着実に広がっている。オフセットに用いるクレジットの供給側としてJ-クレジットの創出を進めるとともに、需要側のカーボン・オフセットを更に推進することにより、クレジット市場を一層活性化させ、温暖化対策や地方経済の発展に貢献することができる。
- また、市場メカニズムを活用し、地域ぐるみで温暖化対策に取り組んでいる先進事例が全国各地で生まれている。これらをモデル事業として、全国各地に優れた取組を普及させることで、温暖化対策や地域振興に貢献できる。このため、こうした取組の実施体制の構築や効果検証等を支援する必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

- J-クレジット制度及びカーボン・オフセット制度の実施に係る関連委員会の運営やクレジット創出やカーボン・オフセット認証取得に向けた支援を行い、両制度の円滑な運営を図るとともに両制度のウェブサイト等を通じた適切な情報提供により、制度の周知と信頼性の確保に努める。
- 新たに対象とすべきプロジェクトについて、広く一般よりアイデアを募集し、新たな方法論とすべく、当該プロジェクトの評価を行い、新規プロジェクトの掘り起しを行う。
- カーボン・オフセットや同取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの先進的な事例を全国から募り、優れた取組の認知度を広げるために、各種イベントやウェブサイト等で紹介し、カーボン・オフセット、カーボン・ニュート

ラルの需要を喚起する。

- 市場メカニズムを活用し、個人も含めた中小規模の排出源における削減努力を、地域において集約・促進する取組で、地域活性化を図る。また、モデル事業を通して得られた知見をもとに、他の地域でも取り組めるよう取組手法等を確立する。

### 3. 施策の効果

- J-クレジット創出の取組促進、J-クレジット制度を活用した信頼性の高いカーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの取組を国民・事業者に広く普及させることで、我が国の2013年以降の地球温暖化対策の中期目標の達成に貢献するとともに、国内の中小企業や農林分野を含めた国内投資の促進、雇用促進につなげ、地域活性化にも寄与する。
- 本事業により先行事例への支援を通じて手法が確立し、取組が定着、他地域にも拡大することで、地域振興に寄与しつつ費用効率的な排出削減を進めることができる。

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

自らの排出量に責任を持つ低炭素なライフスタイルの実現に向けて、政府・民間等によるカーボン・オフセットの取組を強化する。また、J-クレジット制度に基づく創出事業を積極的に推進する。

### 事業スキーム

委託対象：民間団体  
委託対象：民間団体

### 事業概要

制度運営、事業支援（公募型）  
行政機関によるオフセット等  
プロジェクト計画書等作成支援

### 期待される効果

政府及び社会全体にオフセットの取組が浸透し、様々なニーズに応じて幅広く削減活動が進むことが期待される。

## J-クレジット制度による幅広い分野の削減・吸収プロジェクトの実施

**【意義】**  
カーボン・オフセット等に用いることができるJ-クレジットの取組促進を通じて国内投資の促進及び地域活性化に寄与

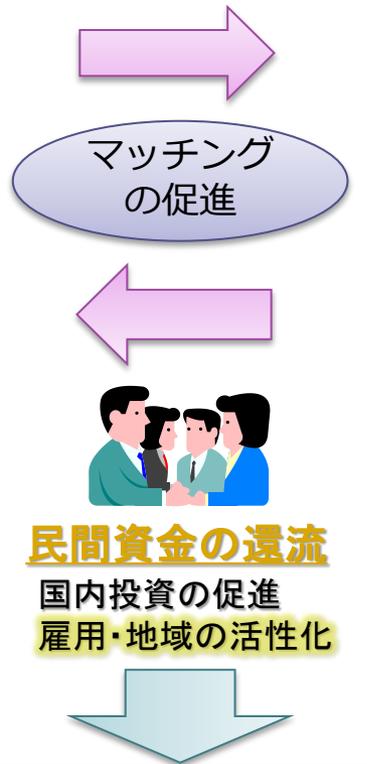
**【課題】**  
クレジット創出に係る負担軽減及びクレジットのCO2削減以外の付加価値の定量化

### 【事業概要】

- ① J-クレジット制度運営事業  
一般会計 34百万円、エネ特会 158百万円
- ② J-クレジット創出支援事業  
一般会計 33百万円、エネ特会 294百万円
- ③ J-クレジット制度運用に係るシステム運用・保守事業  
エネ特会 89百万円



## クレジットの供給 温室効果ガス削減 環境保全複数効果実現



## 官民によるカーボン・オフセットの推進

**【意義】**  
温室効果ガス排出のオフセット（埋め合わせ）を推進することで社会の構成員全体で積極的に温暖化対策に取り組む

**【課題】**  
オフセット認証等取得のためのノウハウや資金の不足及び新たな取組主体の呼び込み

### 【事業概要】

- ①カーボン・オフセット制度の運営及び推進事業  
エネ特会 300百万円
- ②カーボン・オフセット認証取得支援事業  
エネ特会 300百万円



## 低炭素社会の構築に向けた国民運動事業

1, 500百万円（1, 700百万円）

地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室  
総務課研究調査室

### 1. 事業の必要性・概要

今日の人類社会は、エネルギーや資源の大量消費によって経済成長を実現する一方、気候変動への懸念等、地球規模での危機に直面している。そのため、「持続的な経済成長」の中身についての問い直しが見られており、社会のあり方を根本から見直し、低炭素・循環・自然共生を可能にする新たな文明社会を創造することが急務となっている。あるべきライフスタイルデザインを発信・共有し、実践につなげるため、様々な主体と連携をした多様な広報・イベント等により事業者や国民の理解を深め、自主的な行動による低炭素社会の構築に向けた国民運動を盛り上げ、訴えていく必要がある。

また、平成 26 年度には気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 5 次評価報告書の全体が公表される。今後の地球温暖化をめぐる議論において、国際交渉を我が国がリードするためにも、地球温暖化対策に対して積極的な国内世論の形成が必要不可欠であるとともに、2050 年までに 80%の温室効果ガス排出量を削減するという長期的な目標に向け、国民が今までよりもリアリティをもって地球温暖化の影響を感じることができるよう、地球温暖化対策への理解の醸成が必要である。

これらを踏まえ、(1)最新の科学的知見を用いた分析を行い、(2)国民にわかりやすく語りかけるための基盤を整備し、(3)メディア等による情報の伝達に加えて、人と人との対話を通じて直接説得力をもって伝えることが重要である。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### ①低炭素社会づくり推進事業

企業、団体等に対して、具体的な行動の促進、省エネ技術・機器の導入の必要性等を様々なイベントやメディア等を活用しながら伝えていく。

また、地域で取組む先進的な活動を広く全国に紹介するなど、地域やコミュニティ発の動きや流れを促進し、足下からの低炭素社会づくりを支援する。

#### ②CO2 削減アクション推進事業

個人に対する情報の確実な伝達、具体的な行動の促進、他者や地域のつながりの促進、個人で行うことのできる削減対策の提案等をイベント、メディア等を効果的に活用し、あるべき社会像の実現に向けた積極的な世論形成を促進する。

#### ③地球温暖化伝えるプログラム事業

普段から教える機会の多い者（伝道者）を募集し、環境省が用意する国民に対

する理解の醸成のための各種資料を活用しながら、地域セミナー等の国民に身近な場面で温暖化に関する情報を発信し、地球温暖化への理解拡大を図る。また、正確な知見の伝達を一層強化するため、新聞等のメディアを活用する。

#### ④温暖化影響及び国民への情報発信事業

関係省庁と連携しつつ、IPCC 第 5 次評価報告書等の最新の科学的知見に基づき、かつ、日本付近のより詳細な気候変動による影響評価を行うことで、その影響に関する情報をわかりやすい形に加工して説明することを可能にする基盤的情報を整備する。更に、国民に対してより温暖化影響を現実感を持って理解することを促し、普及啓発の効果を飛躍的に向上させる。

### 3. 施策の効果

インターネット、メディア等による情報の伝達や人から人、地域から地域といったつながりにより効率的に浸透、定着させることにより、国民の温暖化問題に関する理解を深め、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革の定着と基盤の構築を図り、民生部門による CO2 排出量を削減する。

# 低炭素社会の構築に向けた国民運動事業

平成26年度予算(案)額  
1,500百万円 (1,700百万円)

## 背景・目的

(1)、(2)

低炭素・循環・環境共生を可能にする新たな文明社会の創造に向け、豊かさ、地域への愛着等を実感できるライフスタイルデザインを、地域や企業等と連携し、国民運動として提示

(3)、(4)

気候変動の影響等について、IPCC第5次評価報告書の科学的知見に基づき、人から人への直接説得力を持った語りかけの機会を設け、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革と基盤の構築を図ることで、特にCO2排出量増加が著しい民生部門の排出量削減を図る。

## 事業スキーム

事業期間：平成25年度～

委託対象：民間企業

## 事業概要

- (1) 低炭素社会づくり推進事業 (776百万円)
- (2) CO2削減アクション推進事業 (225百万円)
- (3) 地球温暖化伝えるプログラム事業 (200百万円)
- (4) 温暖化影響及び国民への情報発信事業 (299百万円)

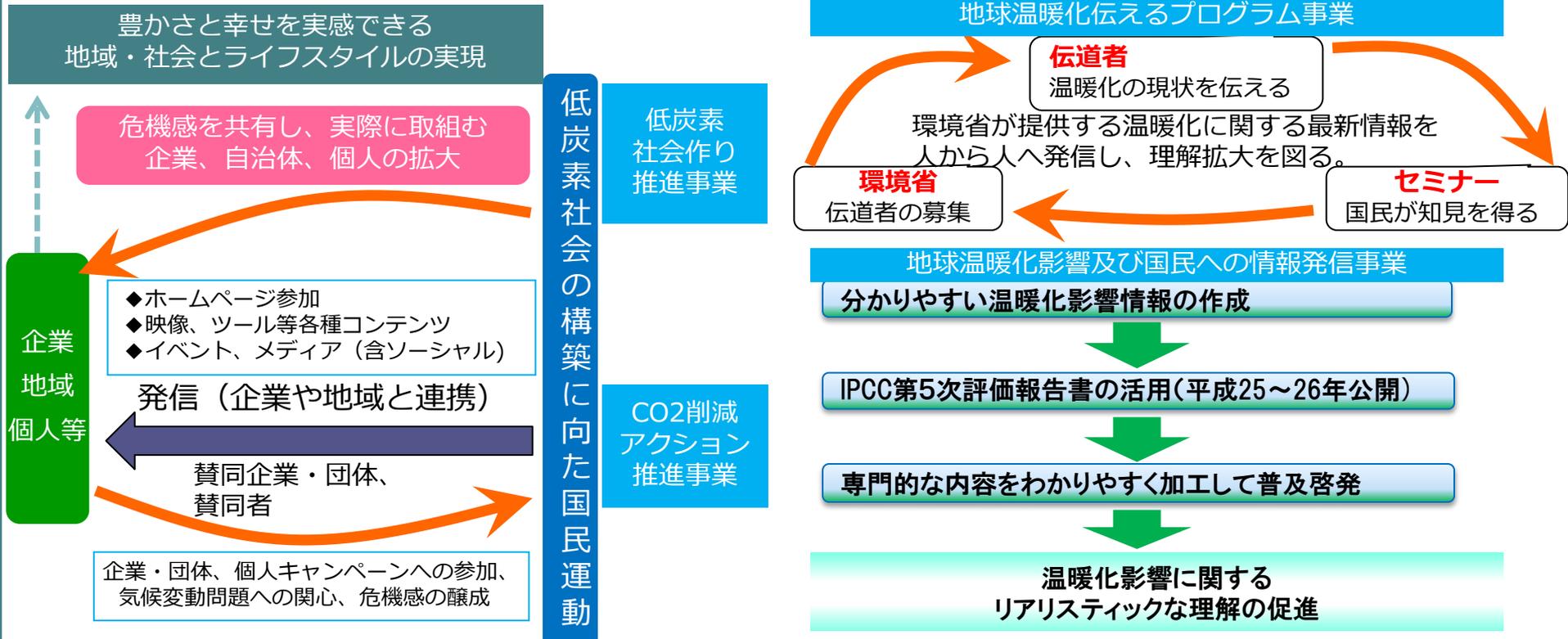
## 期待される効果

(1)、(2)

低炭素の視点からのライフスタイルデザインの実践により、一人ひとりが豊かさ、幸せ、地域への愛着等を実感できる地域・社会を実現

(3)、(4)

低炭素社会づくりを実現する人材育成や取組の実施を通じて活力ある地域づくりに貢献





# 低炭素社会の構築に向けた国民運動事業(参考)

## 低炭素社会作り推進事業

### ①企業向け施策

- ・地球温暖化国民運動HP等で取組の呼び掛け
- ・気候変動の脅威への科学的知見の発信
- ・企業が先進的な取組を行うことへの後押しとなるPR展開(先進的な環境技術取組の紹介等)

「稼働」を「エコ」に、  
**smart move**

**あかり未来計画**

- ・あかり未来計画、スマートムーブ等、キーワードを絞りかつ産業界とも連携した呼びかけの展開

### ②地域向け施策

- ・地域メディアとNPO等の連携支援
- NPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、温暖化防止活動を広く訴求



(福島県にて再生可能エネルギーの体験学習を実施)



(福井県にて廃食油を回収しBDFを生成)

## CO2削減アクション推進事業

### 個人向け施策

- ・気候変動の脅威への科学的知見の発信、危機感の醸成
- ・あるべきライフスタイルデザインの提示(住まい方、買い方、働き方等の具体的な提案)
- ・クールアースデー等

#### ◆クールビズ、クールシェア

- ・冷房時の室温28℃でも快適に過ごせるライフスタイルの提案



#### ◆ウォームビズ、ウォームシェア

- ・暖房時の室温20℃でも快適に過ごせるライフスタイルの提案



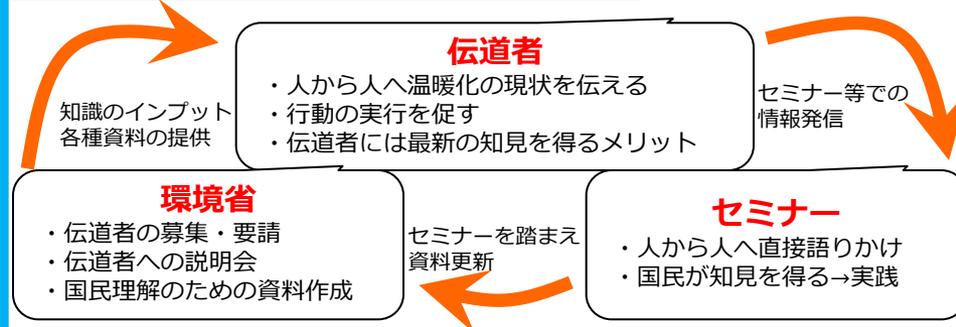
(あったか忍者あった丸)

## 地球温暖化伝えるプログラム事業

伝道者とは・・・普段から多数に接触し教える機会の多い者

※大学教授等教員、企業CSR担当、塾講師、気象予報士等を想定

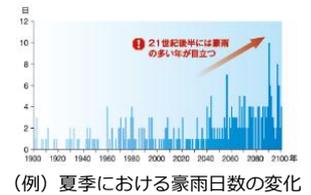
- ・地球温暖化による影響のリアリティを伝えるため、伝道者を募集
- ・IPCCの新たな科学的知見が公表される度に資料を更新し、常に最新の情報を発信
- ・メディアやセミナーなど国民に身近な場面で情報を発信



## 地球温暖化影響及び国民への情報発信事業

### 分かりやすい温暖化影響情報の作成

- ✓ 日本付近にクローズアップした、詳細な温暖化予測を実施
- ✓ 社会・経済・生態系等の様々な分野の温暖化影響を予測



### IPCC第5次評価報告書の活用(平成25~26年公開)

- ✓ 評価報告書の内容をわかりやすく伝達
- ✓ 最新の科学的知見を気候変動影響予測及び対策に導入

### 専門的な内容をわかりやすく加工して普及啓発

- パンフレットの発行
- 国際会議や公開シンポジウム等の開催
- ウェブによる情報発信



## 1. 事業の必要性・概要

2011（平成23）年のCOP17において、全ての国に適用される法的枠組みを2015（平成27）年までに採択し、2020（平成32）年から発効させることが合意された。2014（平成26）年は、2015年合意に向けた交渉テキストの要素の検討が開始され、9月には首脳級の気候サミットが開催されるなど、国際交渉が本格化する年である。我が国としては、主要国の立場や主張の違いを的確に把握・分析し、法的枠組みのあり方や具体的な制度設計について積極的な提案を行うことが重要である。

また、2010（平成22）年のCOP16において採択されたカンクン合意は、我が国が目指す法的枠組みの土台となるものであるため、これに基づき開発途上諸国での排出削減を着実に実施することが重要である。そのために必要な能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）国際交渉戦略検討事業

#### ①将来枠組み検討経費

2015年合意に向けて我が国の交渉スタンスを決定する際の基礎とすべく必要なデータ・文献を収集し、各種の削減オプションにおける世界全体の社会・経済への影響や我が国としてのメリット・デメリット等を比較考量する等、検討を加速する。

#### ②将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査経費

将来枠組みにおける実効性あるMRV（測定・報告・検証）の仕組み等に関して各国・関係機関との意見交換を行いつつ我が国からの提案を発信するためのワークショップを新たに開催する。また、米国、中国、インド等の主要国との間で政策事例や研究成果を共有することにより、我が国の立場や主張への理解を促し、主要国が参加可能な望ましい枠組みのあり方を探る。

### （2）カンクン合意の実施事業

#### ①カンクン合意に基づく途上国支援事業

温室効果ガス削減対策や気候変動への適応策の立案・実施能力向上を目的にアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換等を行う。

#### ②緩和・適応の実施のために必要な国際支援事業

カンクン合意により設立された緩和・適応の実施支援のための国際的な組織等の活動に貢献する。

## 3. 施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減につながる公平かつ実効的な将来枠組みの構築に向けての貢献。

# 将来国際枠組みづくり推進経費

平成26年度予算(案)額  
126百万円(117百万円)

支出予定先  
: 民間団体等

年	国際交渉戦略の検討	カンクン合意の実施
2010 (H22)	<b>COP16 カンクンでの合意</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 排出削減対策の効果の国際的報告・検証制度の構築に合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各途上国が緩和行動を国際的に表明・実施する仕組みに合意(低炭素開発戦略の策定等)</li> <li>▶ 適応対策を推進する「カンクン適応枠組み」を設立</li> </ul>
2011 (H23)	<b>COP17 ダーバンでの合意</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全ての国が参加する枠組みの2015年までの採択、2020年からの発効・実施に合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緩和・MRV(測定・報告・検証)に関するガイドライン策定</li> </ul>
2013 (H25)	<b>COP19 ワルシャワでの合意</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2015年のCOP21に十分先立って自主的に決定する約束草案を提示することを全ての国に招請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 緩和・MRVの作業の詳細を決定</li> <li>▶ 温暖化被害に関するワルシャワ国際メカニズムを設立</li> </ul>
2014 (H26)	<b>国際交渉が本格化</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各削減オプションにおける世界全体への影響や我が国のメリット・デメリットの比較</li> <li>● 将来枠組みにおける実効性あるMRVの仕組み等に関して、我が国からの提案を発信するワークショップ開催</li> <li>● 米国、中国、インド等との対話を通じ、主要国が参加可能な枠組みを検討</li> </ul>	<div style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><b>本事業</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アジア太平洋セミナーを開催し、緩和行動の作成や適応対策等に関連した支援</li> <li>● 後発開発途上国において適応を実行に移すモデル計画を策定するための予備調査</li> <li>● 途上国ニーズに応じた環境技術・制度設計・リスク管理等の適応分野の議論に貢献</li> </ul>

**全ての国が参加する法的枠組みの構築に貢献**

(新) 低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及び  
ボトルネック解消等調査費

450百万円（0百万円）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

### 1. 事業の必要性・概要

我が国は、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050（平成 62）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている（第四次環境基本計画（2012（平成 24）年 4 月 27 日閣議決定））。今後、この長期的な目標の達成を確実なものにするためには、2014（平成 26）年 10 月に公開予定の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書、東日本大震災以降の社会情勢や技術実用化、エネルギー政策の推移、国際交渉での議論の進展状況を踏まえつつ、2015（平成 27）年 12 月の COP21 に採択予定の新たな国際的枠組みの下での中間的な数値目標及びそれを達成するための中長期的対策を検討する必要がある。

中長期的な目標及び対策の検討に当たっては、エネルギー、産業、民生・業務、交通運輸など全分野における技術開発・性能向上の動向を網羅的にチェックし、定量的に排出量を推計していくとともに、技術導入を阻害する要因（ボトルネック）をいつまでにどのように解消していくことができるか、幅広い有識者、実務家や事業者の意見を踏まえながら検討する必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

- 2020（平成 32）年以降の地球温暖化対策についての目標及び対策の検討のための包括的な情報収集・精査を行いつつ、中長期目標達成に向けたボトルネックを洗い出し、詳細かつ具体的な工程を示したロードマップを策定する。
- 再生可能エネルギーの普及可能性の定量的調査及びその実現のための対策・施策の分析を行い、野心的かつ実現可能な普及目標を策定する。
- 土地利用・交通関連の低炭素化施策による日本国全体での温室効果ガス排出量変化を定量的に評価する仕組みを構築する。

### 3. 施策の効果

再生可能エネルギー等分散型エネルギーの戦略的普及や土地利用・運輸部門からの排出量の精緻な定量化により、低炭素社会の創出に向けたボトルネックの解消方法を明らかにし、効率的・効果的な施策をロードマップに盛り込むことができ、これに沿った対策・政策を立案・実施することで、計画的・包括的に温室効果ガスの大幅な排出削減を実現することが可能となる。

## 背景・目的

- 今後の地球温暖化対策の国際的な動向として、2014年10月にIPCCのAR5が公開されるとともに、2015年12月のCOP21において2020年以降の全ての国が参加する国際的枠組みが採択される予定。
- 2050年までに80%の温室効果ガス削減を達成するために、新たな2020年の目標、東日本大震災以降の社会や技術実用化、エネルギー政策の推移、国際交渉での議論の進展状況等を踏まえ、新たな国際的枠組みの下での数値目標と目標達成のための施策の検討が必要。
- エネルギー、産業、民生業務、交通運輸などの全分野で、排出量の定量的な推計を行うとともに、技術導入の阻害要因をいつまでにどのように解消するか検討することが必要。

## 事業スキーム

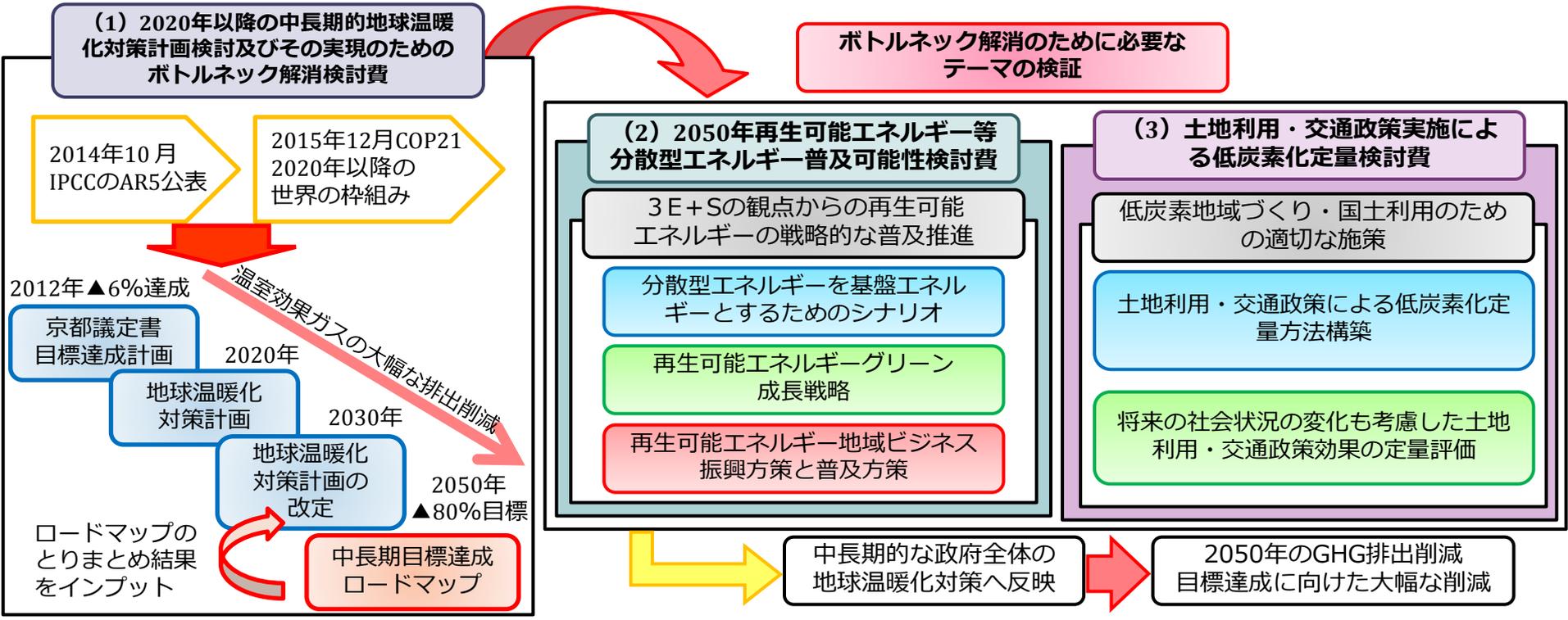
(1) ~ (3) 委託対象：民間団体等 実施期間：平成26年度～平成27年度

## 事業概要

- (1) 2020年以降の中長期的地球温暖化対策計画検討及びその実現のためのボトルネック解消検討費(2.5億円)
- (2) 2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検討費(1.0億円)
- (3) 土地利用・交通政策実施による低炭素化定量検討(1.0億円)

## 期待される効果

- 低炭素社会創出に向けたボトルネックの解消方法を含めた中長期目標達成ロードマップを作成し、それに沿った対策・施策を立案・実施することで計画的・包括的に温室効果ガスの大幅な削減を実現。
- 再生可能エネルギー等を戦略的に普及させる方策を検討し、ロードマップにインプットすることで中長期的な温室効果ガス削減に寄与。
- 土地利用・交通関連政策の排出量変化を定量的に評価する仕組みを構築し、ロードマップにインプットすることで中長期的な温室効果ガス削減に寄与。



## 1. 事業の必要性・概要

京都議定書第二約束期間から、湿地に関する活動による温室効果ガス吸排出量の報告が精緻化される予定である。現在気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の下で湿地ガイドライン等が、2013（平成25）年10月のIPCC総会にて承認された。国際的に吸収源についてもより広範囲にわたって計上、報告する方向性であることを受け、我が国としてもポテンシャルの評価を行う必要がある。

更に、途上国における森林減少・劣化の回避等による排出の削減（REDD+）についても課題を整理し、我が国の方針を検討していく必要がある。2020年以降の、多くの途上国の参加を得た枠組みの構築に当たっては、吸収源の活用が重要な要素となることが予想される。

上記を踏まえ、今後の我が国や世界の地球温暖化対策における吸収源分野の役割について検討する必要がある。

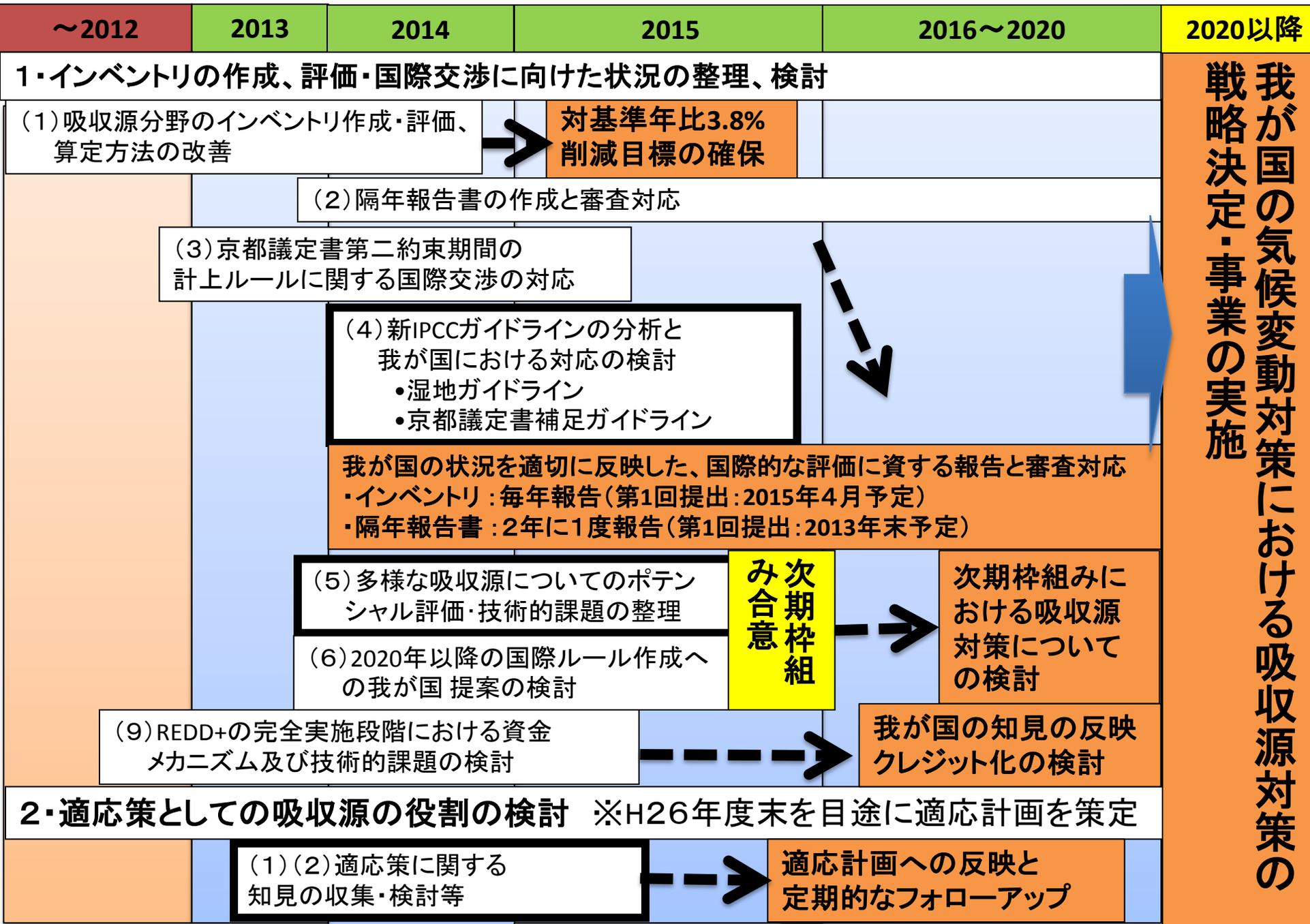
なお、これまで実施していた吸収源分野のインベントリ作成、算定方法の改善・検討や、国際交渉における吸収源分野の整理も引き続き実施していく。

## 2. 事業計画（業務内容）

- ① 吸収源分野の我が国のインベントリの作成・評価、算定方法の検討・改善等
- ② 国際交渉に向けた我が国及び全世界の吸収源分野の状況の整理、検討
- ③ 湿地等、新しい吸収源に関する活動データの収集、ポテンシャルの評価等
- ④ REDD+等についての課題整理とその解決策の検討
- ⑤ 適応策としての吸収源対策の役割の検討

## 3. 施策の効果

京都議定書第一約束期間及び第二約束期間における森林等の吸収源の目標値が適切に報告されるとともに、2020年以降における我が国の地球温暖化対策における吸収源の位置付けについて、国内対策のみならず REDD+活動を含め方向性が整理される。



我が国の気候変動対策における吸収源対策の戦略決定・事業の実施

# 京都議定書第二約束期間ルールにおける吸収源（我が国の場合）

## 京都議定書における吸収源の位置づけ

### 【京都議定書3条3項】(義務)

#### 【新規植林】

過去50年間森林が  
なかった土地に植林

#### 【再植林】

90年以降に森林では  
なかった土地に植林

#### 【森林減少】

森林を他の土地利用に転換

### 【京都議定書3条4項】以下の5項目

我が国が第一約束期間において選択



## 森林経営(義務)

育成林については、森林を適切な状態に保つために、1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)。天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置



## 植生回復(義務)

1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動



## 農地管理(選択制)



## 放牧地管理(選択制)



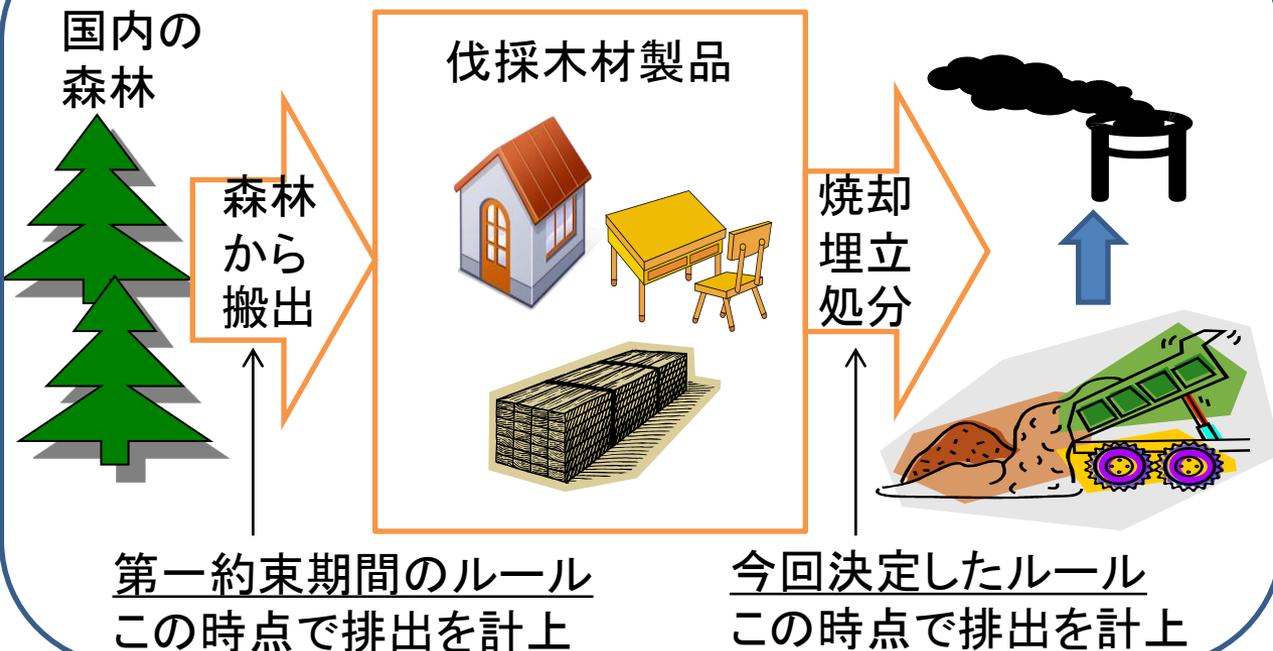
## 湿地の排水と再湛水(選択制)

# 国際交渉(COP)における結果と成果(森林吸収源関係)

一連の合意の中で、概ね我が国の主張が受け入れられる結果  
(我が国の持続可能な森林経営に向けた取組が評価)

- 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の算定は、我が国の持続的な森林経営の努力を踏まえ、実質現行の方式と同じく、対象とする森林が吸収した炭素量をすべてカウントできるルールが特例的に認められた
- 森林吸収量の算入上限値は、各国一律3.5% (1990年比)とされた。
- 伐採された国産の木材中の炭素については、木材製品が廃棄された時点で排出量を計上(下図)  
(HWP : Harvested Wood Products = 伐採木材製品) (→木材利用のインセンティブ)
- 2013年以降の隔年報告書の項目として吸収源が位置づけられた(日本も報告義務)

## 伐採木材製品(HWP)



## その他の議論

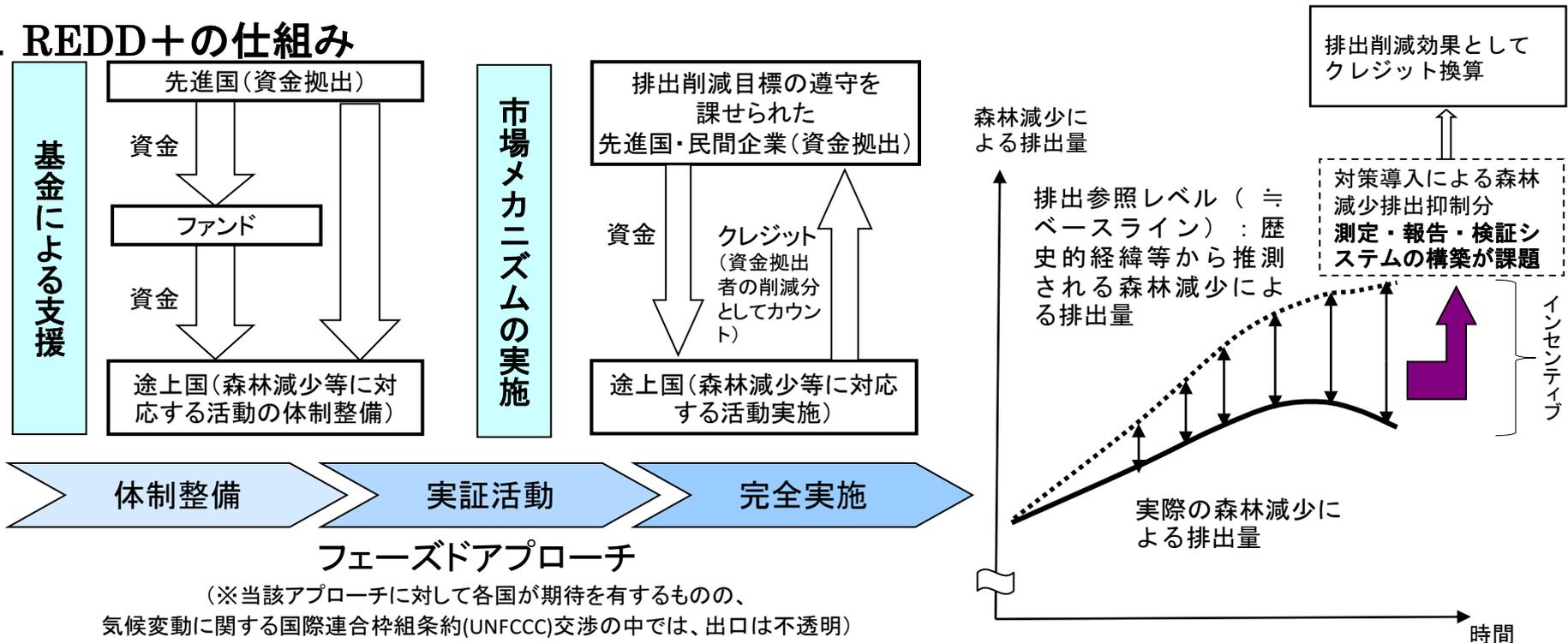
- ・山火事等の大規模災害による排出(自然攪乱)の計上除外
- ・湿地の計上(IPCCが追加的ガイドラインを作成中)
- ・その他

# REDD+の概要

## 1. REDD+とは

- 途上国における森林減少・劣化からの排出抑制（Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries）の略称。森林炭素ストックの維持・保全、持続可能な森林経営も含めた途上国の森林分野の緩和策として、REDD+と称されている。
- 基本的なアイデアは、過去の森林減少の推移を参考に将来の排出参照レベル（≒ベースライン）を設定し、これからの排出削減量に対して資金等のインセンティブを付与するもの。
- インセンティブとして、①基金、②市場メカニズムの利用を検討中。これらを用いて、段階的に体制整備を進め、森林分野の排出削減を継続的に実施できる仕組みの構築を目指す。

## 2. REDD+の仕組み



温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務 369百万円（190百万円）

エネルギー対策特別会計 261百万円（ 0百万円）

一般会計 108百万円（190百万円）

地球環境局総務課低炭素社会推進室

### 1. 事業の必要性・概要

2010（平成22）年12月に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、「2020（平成32）年までの温室効果ガス削減に関するカンクン合意」の施策である「測定、報告、検証（MRV）の強化」の一つとして、国別報告書（NC）及び隔年報告書（BR）の作成と、これら報告書の専門家による技術的な審査及び多国間の国際的な評価を行うこととされた。2014（平成26）年から2015（平成27）年にかけて、2014（平成26）年1月に提出する第6回NC及び第1回BRについて審査等が行われる予定であり、適切な準備・対応を行い、国際的な説明責任を果たす必要がある。

また、2013（平成25）年以降の温室効果ガスインベントリに適用される新ガイドラインでは、対象ガスや排出源の追加、温暖化係数（GWP）の変更など、算定方法の再構築が求められている。我が国としては、新ガイドラインに対応しつつ、正確な温室効果ガスの排出量の把握に努めるとともに、国際的なMRVの強化に対して主導的な対応を行うことで、京都議定書第一約束期間が終了する2013（平成25）年以降も、温室効果ガス排出削減を着実に実施する姿勢を示していく必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

我が国が提出する第6回NC及び第1回BRが、平成26年度より専門家による技術的審査や多国間評価を受けることから、国際的なMRVに対応するための科学的知見等の収集・整理を行うとともに、他国の報告書の内容など多国間評価への対応に必要な情報を整理し、適切な準備・対応を行う。

また、新ガイドラインの内容に適合した我が国の精緻な算定方法を検討・確立するとともに、提出期限である平成27年4月までに、新ガイドラインに対応した温室効果ガスインベントリを作成し、確実に国連へ提出する。

### 3. 施策の効果

新ガイドラインへの移行後も正確な温室効果ガス排出量が算定されるとともに、京都議定書第一約束期間終了後も、我が国における温室効果ガス排出削減を着実に実施する姿勢を、国内外へ示すことができる。

# 温室効果ガス排出・吸収量目録関連業務

平成26年度予算（案）額  
369百万円（190百万円）

一般会計 108百万円  
エネルギー対策特別会計 261百万円

支出予定先：民間団体等

## 気候変動枠組条約・カンクン合意

# 国際的なMRV（測定、報告、検証）の強化

## 隔年報告書

（2年ごと、提出）

- ◆ 緩和行動の成果
- ◆ 温室効果ガス排出量の将来予測
- ◆ 途上国の支援 など

## 国別報告書

（4年ごと、提出）

- ◆ 国家情勢
- ◆ 政策・措置
- ◆ 気候変動の影響
- ◆ 技術開発 など

## 温室効果ガスインベントリ

（毎年、提出）

- ◆ 新ガイドライン **NEW**
- ◆ 対象ガス追加 **NEW**
- ◆ 算定方法の精緻化 など

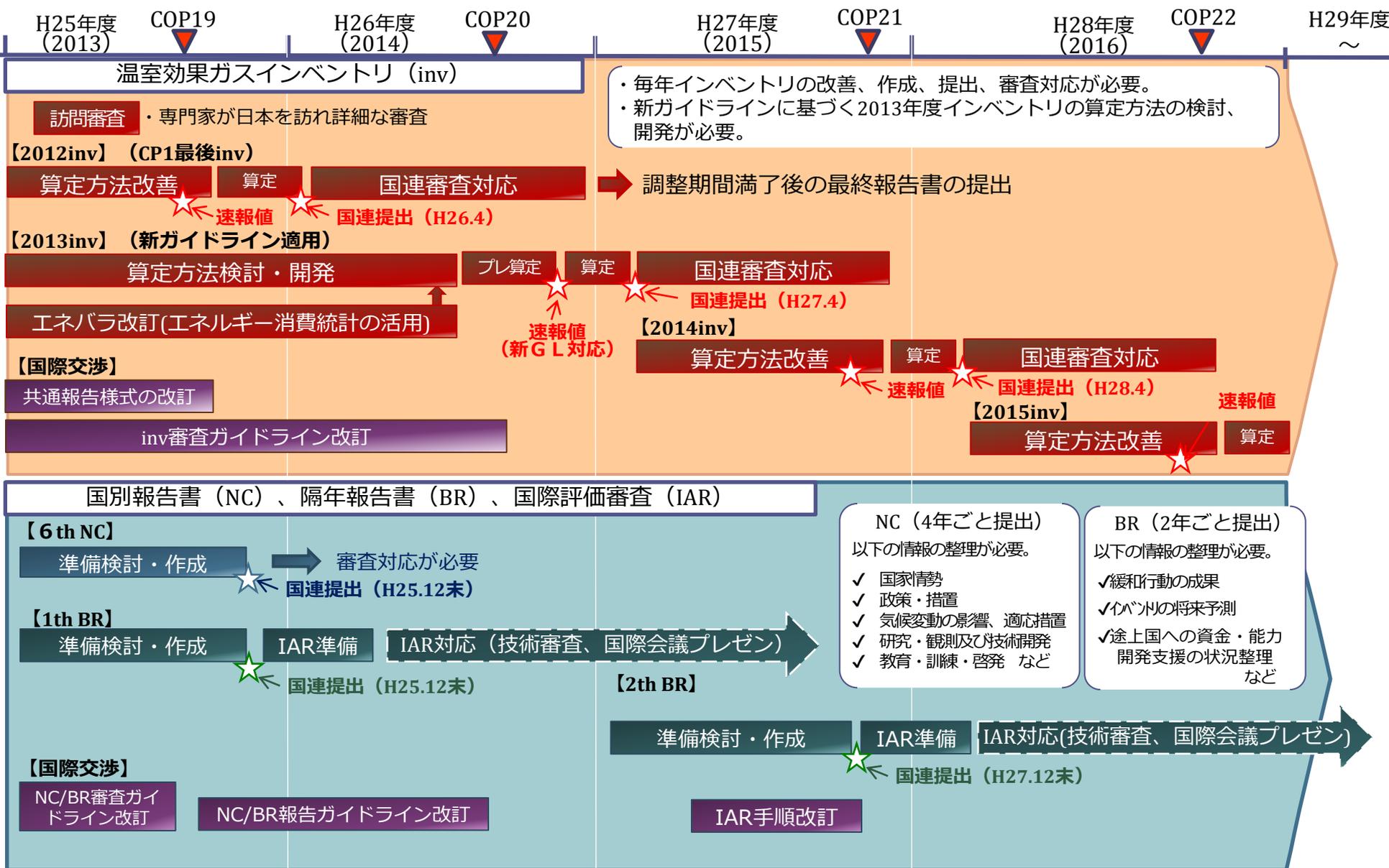
## 確実な国連報告

## 適切な審査の準備、対応

### 【施策の効果】

- 温室効果ガス排出量等の精緻化
- 我が国における温室効果ガスの排出削減への姿勢を国内外へ示す

# 温室効果ガスインベントリ、隔年報告書等に関するスケジュール（H25～H28）



## 1. 事業の必要性・概要

気候変動枠組条約及び京都議定書の締約国として、条約及び議定書上の義務履行に関する国際的な体制・基盤整備の推進のための条約事務局の作業を着実に実施するために資金拠出を行う。2014（平成 26）年度はカンクン合意に基づく国際的な MRV（測定・報告・検証）の実施のための事務局作業の増大に対応するとともに、温室効果ガスの排出・吸収量の報告やその審査体制の構築・拡充、国際排出量取引等のためのデータ管理システムの構築・管理等を実施するための資金拠出を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）カンクン合意等実施のための資金拠出

#### ① MRV、適応等支援のための資金拠出

2010（平成 22）年の COP16 で採択されたカンクン合意に基づき、各国から排出量や緩和行動の取組状況等を記載した報告書が 2014（平成 26）年に提出され、この報告書に関して国際的な MRV を実施するための作業が 2014 年に新たに開始される。カンクン合意に基づく MRV 可能な緩和行動の実施は、すべての国が参加する枠組みの構築を目指す我が国の方針にも合致する重要なものであることから、これらの制度に関する費用について資金を拠出する。

また、適応対策の着実な実施及び適応に関する議論においても我が国のリーダーシップを発揮するため、COP16 で設立が合意された「カンクン適応枠組み」の実施に関する費用についても資金を拠出する。

#### ② 排出・吸収量及び国別報告書審査のための審査員トレーニングプログラムへの資金拠出

気候変動枠組条約及び京都議定書に基づき各国が提出した排出・吸収量インベントリ及び国別報告書を審査する審査員養成のためのトレーニングプログラムに対し資金を拠出する。

### （2）国際データ管理システム構築・運用への資金拠出

各国の割当量の発行・管理や国際排出量取引等に必要な国際データ管理システム（国際取引ログ）の構築と運用に必要な資金を拠出する。

## 3. 施策の効果

気候変動問題に対する国際的な取組の推進に貢献する。

# 気候変動枠組条約・京都議定書拠出金

平成26年度予算(案)額  
171百万円(97百万円)

支出予定先: 気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC)

- ◆ 気候変動枠組条約及び京都議定書の締約国として、国際的な体制・基盤整備の推進に貢献する責務を果たすために資金拠出を行う。

## ✓ カンクン合意等実施の支援

2010年に採択されたカンクン合意の実施を推進。カンクン合意の下で先進国・途上国ともに排出削減に取り組んでいく必要。

- 各国から提出される排出量や取組状況等の報告書に関する国際的なMRV(測定・報告・実証)が2014年から本格的実施
- カンクン適応枠組みの実施
- 各国が提出する排出量や取組状況等の報告書を審査する審査員養成トレーニング
- 世界の温室効果ガス排出削減に係る長期目標のレビューの実施

## ✓ 国際データ管理システム構築・運用支援

- 排出枠データを国際的に管理するシステム(国際取引ログ(ITL))の構築及び運用

気候変動問題に対する国際的な取組の推進

## (新) 気候技術センター・ネットワーク (CTCN) 事業との連携推進

97百万円 (0百万円)

地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室

### 1. 事業の必要性・概要

2010年(平成22)末のCOP16において、気候変動対策技術の開発・移転を促進するために気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の設立が合意され、2012年末のCOP18では、CTCNの要となる気候技術センターのホスト機関として、国連環境計画(UNEP)等13機関からなるコンソーシアムが承認されたところである。今後CTCNが本格的に始動することで途上国のニーズと先進国のもつ環境技術とのマッチングが行われ、気候変動対策技術の移転・普及が進められることとなる。

CTCNには途上国の気候変動対策にかかるニーズ情報が集まってくることから、我が国としてはCTCNを活用して優れた環境技術の活用をインプットすることで、それらの技術をより効率的に海外展開することが可能となる。また、途上国における二国間クレジット制度(JCM)を活用したプロジェクトの形成及び実施、国際機関等の支援による途上国の低炭素開発プロジェクトにおける日本技術の活用機会の拡大等につながることが期待される。

このように、CTCNを支援することにより、途上国における低炭素化の推進や温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、日本が世界に誇る低炭素技術の海外展開を促進することが期待される。

### 2. 事業計画(業務内容)

CTCNの活動を拠出金により支援。

### 3. 施策の効果

CTCNの活動を通じて日本の優れた環境技術の移転・普及を促進し、日本の技術の国際標準化を見据えつつ活用機会の拡大を図る。また、日本国内の関係機関によるネットワーク機関としての参加や、我が国がリードしてきた既存ナレッジプラットフォーム(知見の集積や共有のためのネットワーク)の知見や経験の活用を通じて、日本の存在感を高める。



## 背景・目的

- 2010年末のカンクン合意において、気候変動対策技術の開発・移転を促進するためにCTCNの設立に合意。2012年末のCOP18でUNEP等13機関からなるコンソーシアムがCTCNの要となる気候技術センターのホスト機関として承認された。
- CTCNの活動に日本の優れた環境技術をインプットすることにより、日本の環境技術の国際標準化を見据えつつ活用機会の拡大を図る。

## 事業スキーム

支出予定先：気候技術センター・ネットワーク (CTCN)

## 事業概要

気候変動対策技術の開発・移転を促進するCTCNの活動を拠出金により支援

## 期待される効果

- CTCNの活動を通じて日本の優れた環境技術の移転・普及を促進し、日本の技術の国際スタンダード化の活用機会の拡大を図る。
- 日本国内の関係機関によるネットワーク機関としての参加や、我が国がリードしてきた既存ナレッジプラットフォームの知見や経験の活用を通じて、日本の存在感を高める。

## イメージ



### 我が国の優れた環境技術

- 再生可能エネルギー (発電)
  - ・ バイオガス、地熱、小水力、浮体式洋上風力 (将来的に)
- (燃料)
  - ・ バイオ燃料
- コージェネ、熱利用 (ヒートポンプなど)
- 自立・分散型低炭素エネルギーシステム (再エネを最大限活用)
- 省エネ
  - ・ (BEMS等に加え) 建築物の低炭素化

売り込み

CTCN

CTC ホスト (13機関)

ネットワーク機関

ネットワーク機関の有力候補として推薦

国内関係機関

【CTCNのミッション】

- ◆ 途上国の技術ニーズの特定
- ◆ 技術に係る情報提供・能力強化
- ◆ 既存技術の活用に関する支援
- ◆ 産官学研との協力による環境技術の開発移転の促進

大々的に展開  
日本技術を

アジア太平洋地域

● 二国間クレジット (JCM) プロジェクト形成・実施に寄与

● 国際機関の支援等による各種プロジェクトへの日本技術の活用

アジアから日本技術の国際標準化を目指す

## 1. 事業の必要性・概要

既に避けられない気候変動による影響に短期的に対応し、将来の影響評価を進め、中長期的な気候変動に対する適応策の立案を推進することが我が国及び国際社会における重要な課題となっている。このため、本事業は、関係府省庁と連携した国内における適応施策の実施、気候変動に脆弱なアジア太平洋地域における適応分野における国際協力、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第2作業部会（影響評価・適応）報告書作成支援を通じた温暖化の科学的基盤整備における国際貢献を行うものである。

適応の取組は気候変動枠組条約第16回締約国会議でのカンクン合意により、途上国における気候変動に対する脆弱性の低減及び強靱化の必要性が指摘されて以降、国際的にも重要視されている。なお、我が国は平成26年3月に横浜でIPCC第5次評価報告書の適応に関する作業部会の総会を開催する予定であり、我が国としても国際的な適応の取組を進めることが必要である。

## 2. 事業計画（業務内容）

### (1) 気候変動影響評価・適応推進事業

地球観測連携拠点（温暖化分野）の設置・運営、気候変動影響統計データベースの更新・運用を行う。また、政府全体の総合的・計画的な気候変動への適応に係る取組を取りまとめる「適応計画」の策定（平成27年度夏頃目途）に向けて、気候変動影響の予測・評価の検討等や、専門家会合を開催して適応計画の方向性の検討を行う。

### (2) アジア太平洋地域気候変動影響評価・適応パートナーシップ推進事業

気候変動に脆弱なメガデルタ地域、島嶼地域、山岳地域等を有し、我が国と外交・経済的に密接なアジア太平洋地域の適応実施を支援するため、国連環境計画（UNEP）や関係機関と協調して、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）のハブセンター運営を支援する。具体的には、①知識の管理・活用、②途上国の能力開発の支援、③情報発信、対話の推進、④国際会議の開催を行う。

また、適応に係る我が国の技術情報やノウハウのAPANへの提供、及びインターネット上のデータベースでの域内各国との情報共有を継続する。更に平成

26年度は、従来の技術情報の提供に加えて、途上国での個別技術の技術的・社会的・資金的適用可能性、費用対効果等に係る情報も併せて提供する。

(3) IPCC 報告書作成支援

IPCC 第5次評価報告書（平成26年公表予定）等への我が国の科学的知見の反映を行うべく、我が国から参加する執筆者・研究者の活動を支援する。

3. 施策の効果

- ・ 関係府省庁・機関の連携強化、我が国における国内適応策の促進
- ・ アジア太平洋地域の脆弱な途上国における適応能力の強化
- ・ IPCC 報告書作成への貢献等を通じた気候変動影響評価に関する科学的知見の強化

# 気候変動影響評価・適応推進事業

地球環境局総務課研究調査室

支出予定先:民間団体等

平成26年度予算(案)額 336百万円(346百万円)

1880年～2012年の間に世界の平均地上気温が0.85度上昇。気候システムの温暖化は疑う余地がない。

(IPCC第5次評価報告書)

地球温暖化による影響は、脆弱性の高い途上国のみならず、我が国を含む先進国でも既に顕れつつある

モニタリング、情報収集・分析・評価、適応策の検討・実施

データ収集

影響評価

適応策支援

情報発信

自治体等国内適応策実施主体の支援、普及・啓発

気候変動影響監視評価センター

データ品質の管理・保証  
気候変動影響統計データベースの  
整備（公的統計に関する基本的  
な計画に基づく）

気候変動影響評価及び適応策推進支援

国内における適応策の推進

- ①気候変動及びその影響の予測・評価の検討
- ②適応計画の検討
- ③地域における適応策推進強化

我が国の技術の海外展開等アジア太平洋途上国支援

UNEP適応ネットワーク構築への貢献

アジア太平洋地域ハブセンター支援事業

適応に係るニーズの把握（データ収集、脆弱性評価）、適応事例の整理、及びワーク  
ショップ開催等によるキャパシティビルディング

適応情報のAPANを通じた  
政策決定者への配信

国際会議等を通じた気候変動適応に関する知見の共有

適応技術支援機能の整備

我が国の適応技術を整理し、途上国における利用を促進

我が国の有する科学的知見のIPCC等国际的な科学的基盤への貢献

第5次評価報告書ドラフト分析及び温暖化影響評価・  
適応策の検討

国内検討会開催  
IPCCによる各種報告書のための専門家の派遣等

## （新）気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業

113百万円（0百万円）

地球環境局総務課研究調査室

### 1. 事業の必要性・概要

平成20年のG8首脳会合では、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減するという長期目標が合意された。この達成に向けて我が国は、各国における低炭素社会に向けた包括的なビジョンの確立に向けた検討基盤として低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）を主導し、また、2050年には世界の温室効果ガス排出量の半分を占めると予測されるアジアにおいては低炭素アジア研究ネットワーク（LoCARNet）を通じて活動を行って来た。

他方、最も厳しい緩和努力を行っても今後数十年の気温上昇は避けられないと言われており、適応策と緩和策は互いに補完しあい、気候変動のリスクを大きく低減することが必要とされている。このため、世界における先駆的な取組として緩和・適応統合政策の実行につながる活動を推進する。

カンクン合意により途上国における気候変動に対する脆弱性の低減及び強靱化の必要性が指摘されて以降、適応の取組は国際的にも重要視されている。なお、我が国は平成26年3月に横浜で気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書の適応に関する作業部会の総会を開催する予定であり、我が国としても国際的な適応の取組を進めることが必要である。

### 2. 事業計画（業務内容）

緩和・適応両政策を統合した政策を早急に実施するための基盤づくりを行うため、気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク（CCR-LCSNet）を構築する。従来のLCS-RNetやLoCARNetによる経験を活用し、対象国を拡大し、科学者、政策決定者、政策実施者等が参加するワークショップや能力育成プログラム等を開催し、人材育成を行う。主たる新規活動としては、脆弱性評価・適応ガイドラインの編纂及びモデル地域における共同調査も計画している。

### 3. 施策の効果

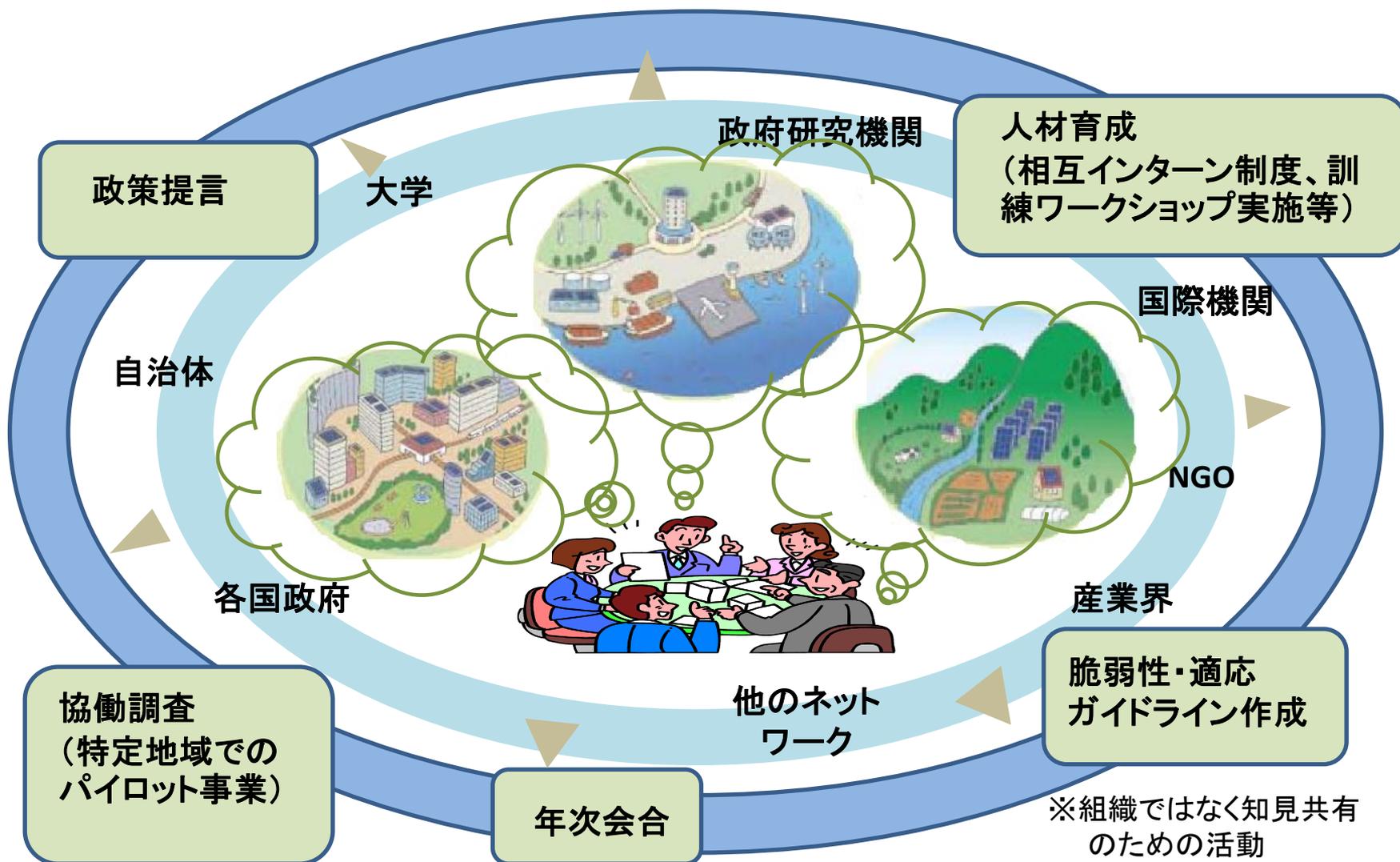
気候変動の国際交渉の遅れ、気候変動の影響が顕在化しつつある状況に対して、我が国のみならずアジア太平洋地域を中心とする国外において、実効性のある気候変動の緩和策の確実な実行及び気候変動の影響に対する適応を全ての施策に主流化し、緩和・適応を統合する政策実施の推進に貢献する。

# 気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業

平成26年度予算(案)額 113百万円(0百万円) 支出予定先:民間団体等

## 途上国の強靱な低炭素発展実施に向けた世界的知見共有ネットワーク※

2020年からの新枠組に向けて、科学的知見の政策実現と実効性ある取組の推進



### 1. 事業の必要性・概要

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）は、日米のイニシアティブに基づき、平成8年に設立された政府間ネットワークで競争的研究資金を提供している。現在22の参加国により活動が行われ、アジア太平洋地域における地球変動研究の各分野で中心的な位置を占めている。我が国は発足以来最大の拠出国として活動を主導している。

アジア・太平洋各国が地球変動に適切に対処できるようになるために、共同研究の推進、科学者・政策担当者等に対する科学的な能力開発の推進、そして政策と科学のリンクの強化を目標とし、気候変動・気候の変化、生態系・生物多様性・土地利用、大気・陸上・海洋の変化、天然資源の利用・持続可能な開発を中心とする地球変動の各分野における活動を実施している。

### 2. 事業計画（業務内容）

平成25年度に特別枠等を開設して活動を重点化した気候変動適応に関する調査・研究・人材育成については、平成26年度も引き続き実施し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）等への貢献を進めて行く計画である。

また新たに、地域における森林等吸収源に係る共同研究、気候変動の緩和と適応を統合的に行う研究、生態系の機能を活用した気候変動適応策策定に資する活動を参加各国の要望も勘案して重点化し、国際科学会議（ICSU）主導のフューチャーアースの世界的な動きも踏まえながら活動を行う。

### 3. 施策の効果

共同研究を通じてアジア太平洋地域の研究者の能力向上に貢献するとともに、政策対話を実施することにより政策立案に貢献する。これにより、我が国は最大の拠出国として途上国支援の自国の政策を実現する場として、アジア太平洋諸国をリードできる。同時に、アジア太平洋地域の研究者と地域に特有の問題に共同で取り組むことで、地域的視点から国際政策立案に貢献する。また、我が国が推し進める他の研究ネットワークとの有機的連携を図ることで、ネットワーキングの知見を共有し効率的な運営ができる。

# 地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

支出予定先: アジア太平洋地球変動研究ネットワーク

平成26年度予算(案)額241百万円(243百万円)

## アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN)はアジア太平洋地域の22ヶ国\*が参加する地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関。

### [位置づけ]

- アジア太平洋地域の地球環境研究支援ネットワークとして1996年に設立。
- 我が国は、米国(米国国立科学財団)とともに、最大の拠出国として、APNを支えている。

### [目的]

- アジア太平洋地域における地球変動に関する国際共同研究の推進
- 地球変動研究に係るデータの標準化、収集、分析、交換
- 開発途上国の科学的能力の向上
- 他地域のネットワークとの協力促進等

### [平成25年度以降の重点化事業]

- 適応に関する共同研究・能力開発研究の特別公募枠の設置及び国際会議開催
- IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)への地域の取組を検討するワークショップの開催 他

### [平成26年度の重点化事業]

- 森林等吸収源・気候変動緩和と適応の統合等の共同研究推進、国際学術会議(ICSU)主導のフューチャーアースの世界的動きを踏まえた活動 他

\* オーストラリア、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、インド、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、大韓民国、ロシア連邦、スリランカ、タイ、アメリカ合衆国、ベトナム

### [成果]

- 国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)で地域研究プログラムとして認知され、科学技術のキャパビル活動として評価。
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)に研究成果が引用されている。
- 生物多様性分野でもUNFCCCへのインプット及びSATOYAMAイニシアティブの推進にも貢献。

■ 公募型共同研究  
(1998～2012年度採択実績)  
累積262案件

■ 能力開発型研究  
(2003～2012年度採択実績)  
累積139案件

(新)世界適応ネットワークアジア太平洋地域事務局拠出金

71百万円 (0百万円)

地球環境局総務課研究調査室

## 1. 事業の必要性・概要

気候変動の影響については最も厳しい緩和努力を行っても今後数十年の気温上昇及び影響の出現は避けられないことから、気候変動への適応は喫緊の課題となっている。2009(平成 21)年には国連環境計画(UNEP)は世界適応ネットワーク(GAN)を提唱し、同年アジア太平洋地域を担うアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)が設立し、特に、2010(平成 22)年のカンクン適応枠組の設立合意以降、APAN は国際的な取組と連動した活動を実施してきた。こうしたアジア太平洋の活動事例が、中南米やアフリカ等の地域ネットワークの設立及び活動の推進力となり、本年 11 月には GAN が正式に始動し、我が国の環境大臣が名誉議長に就任した。

## 2. 事業計画(業務内容)

従来は APAN の事務局機能が整備されていなかったが、設立から 5 年を迎え、活動が本格化してきたことから、UNEP アジア太平洋事務所内に事務局を整備する必要が出てきた。事務局は、アジア太平洋の先進国及び途上国の専門家から成る運営委員会の開催及び関連業務を行う。また、GAN 下の他地域ネットワークとの協力を推進し、APAN の先駆的取組を共有し、GAN として国際場裡でその活動の重要性を周知する。

これらの業務を行う事務局に対し、資金を拠出する。

## 3. 施策の効果

アジア太平洋地域及び世界において、我が国が適応の取組をリードすることによって、国際社会におけるプレゼンスを高める。これにより、我が国の科学的知見・経験・技術等が地域の途上国に共有され、その活動がさらに世界における先駆的前例となる。さらに、我が国は平成 26 年 3 月に横浜で気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 5 次評価報告書の適応に関する作業部会の総会を開催する予定であり、APAN 事務局の機能強化をすることは適応を重視する我が国の姿勢をアピールするためにも時宜を得たものとなる。

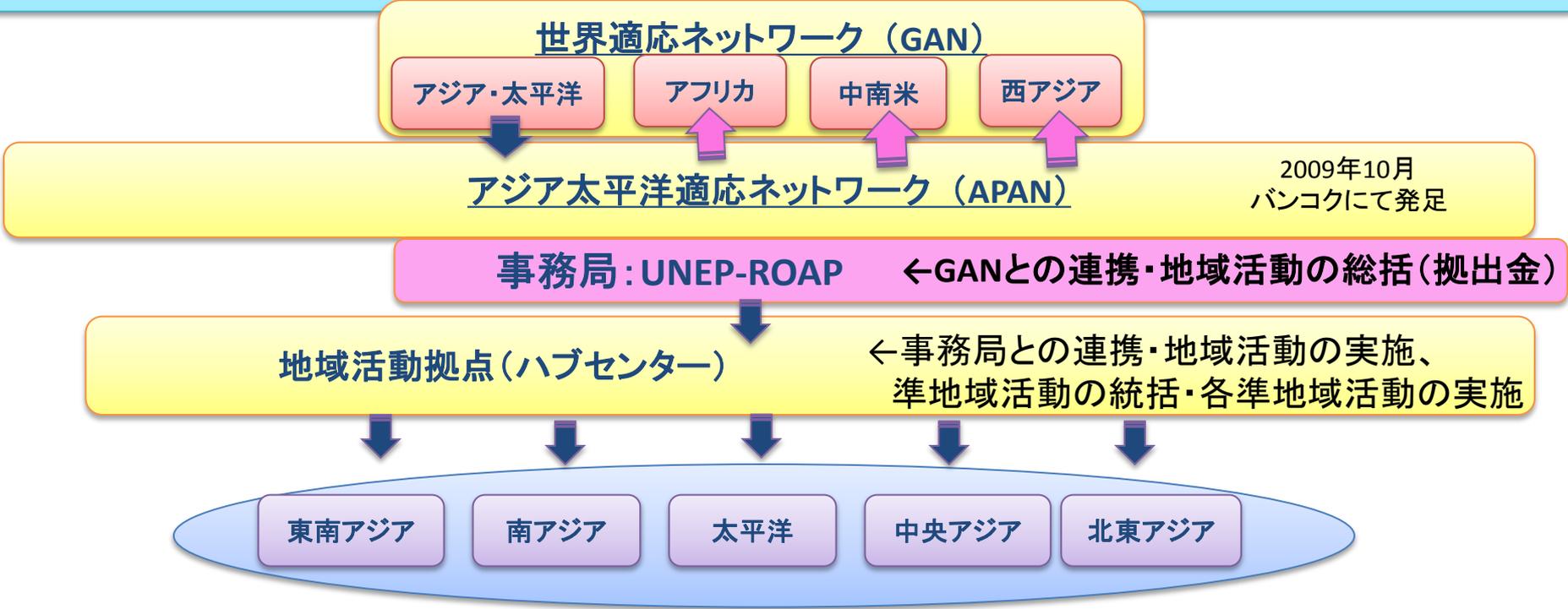
# アジア太平洋適応ネットワーク (APAN)

平成26年度予算(案)額71百万円(0百万円)  
地球環境局総務課研究調査室



- UNEPがCOP15で提唱した世界適応ネットワーク (GAN: Global Adaptation Network) を構成するアジア太平洋適応ネットワーク (APAN: Asia Pacific Adaptation Network)。
- 地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の適応対応の支援。
- 我が国は、アジア開発銀行、スウェーデン等とともにAPANの地域活動を支援してきた。
  1. ウェブ上のデータベース等を用いた知識の共有
  2. 途上国の能力開発の支援
  3. 科学者と政策決定者の対話の推進
- 域内活動が拡充し、他方GANの他地域のネットワークが立ち上がり、これらに知的支援等を行い連携する必要が出てきたため、APAN事務局を正式に整備することが必要となった。平成26年度からは新たに事務局活動のために拠出する。

地球環境局総務課研究調査室



いぶき（GOSAT）観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備

724百万円（1,315百万円）

【25年度補正】800百万円

地球環境局総務課研究調査室

## 1. 事業の必要性・概要

### ○ 事業の概要

温室効果ガス専用の観測衛星として世界唯一の「いぶき」は平成21年の打ち上げ以降、順調に観測を続け、ハード面に問題はないが、設計寿命は5年（平成26年）であり、平成26年1月には設計寿命を迎える。世界をリードする温室効果ガスの多点観測データを提供し、気候変動の科学、地球環境の監視、気候変動関連施策に対し貢献する我が国の国際社会における貢献を継続的に果たすため、平成29年度打ち上げを目標として「いぶき」後継機を開発する。

### ○ 事業の必要性

#### ①気候変動の科学に対する貢献

二酸化炭素及びメタンの大気への排出・蓄積による温暖化等の地球システムへの影響の科学的評価のためには、全球において、森林等の陸面、海面におけるこれら温室効果ガスの吸収・排出の地域的な収支や、温暖化によってその収支がどのように変化するか等の炭素循環の解明が極めて重要である。このためには二酸化炭素及びメタンの全球的・継続的な観測が必要であるが、地上における観測点は世界に約300か所程度に過ぎず、地球上の広大な観測の空白域を埋めるには衛星観測が必須である。このため、「いぶき」及び観測精度と密度を飛躍的に向上した後継機により、継続的・体系的に衛星観測を行う。

#### ②全球的な気候変動政策への貢献

気候変動リスクの一つとして熱帯林や永久凍土等における炭素循環の大規模な変化が懸念され、地球環境の変動の監視による早期検出が極めて重要である。また、2050年の世界温室効果ガス排出量半減の促進の観点から、地域別の二酸化炭素の吸収排出量推定（REDD+（途上国における森林減少・劣化の回避による排出の削減）の効果、主要排出国の削減行動の評価）を精度良く行う必要性が高まっている。このため、「いぶき」及び後継機により、継続的・体系的な観測体制を確立する。

#### ③地球観測における国際責任

全球地球観測システム（GEOSS）や全球気候観測システム（GCOS）を担う「いぶき」による観測連携を後継機によって継続することが宇宙・科学技術先進国の責任である。このため、後継機を開発し、現行の国際協力を継続し、二酸化炭素・メタンの観測衛星OCO-II（2014年打ち上げ予定）を計画している米国等各国

との連携強化を目指す。

#### ④JCM 対象事業の推進

「いぶき」後継機では衛星データ等を利用して二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握し、二国間クレジット制度（JCM）等のマクロな効果を検証し、JCM 対象事業の実施を後押しする。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### （１）「いぶき」後継機の人工衛星バス開発

「いぶき」後継機の人工衛星バスの開発を行う。

#### （２）観測・データ処理過程の統合的高度化

地上観測・データ処理過程の統合的高度化のためにスパコンの導入を行う。また、REDD+の測定・報告・検証（MRV）のためのシステム開発を行う。さらに、補完用の地上観測データの取得と検証体制の強化を行う。

### 3. 施策の効果

- 全球炭素循環の解明による気候変動予測の精緻化、大規模な地球システムの変動の監視及び地域別吸収・排出量推定の精緻化による国際的削減努力のモニタリングに貢献する。
- 米国で計画されている OCO-Ⅱ等の面観測と後継機の点観測の連携、共同検証体制づくりに取り組み、全球地球観測の国際的な体制強化に貢献する。
- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等における JCM 実施の効果検証に資する。
- 二酸化炭素等の排出削減に加え、ブラックカーボン（BC）の都市単位の総合的な測定等を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、途上国を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林の減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に貢献する。

# いぶき（GOSAT）観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備

平成25年度補正予算：800百万円

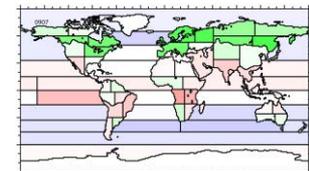
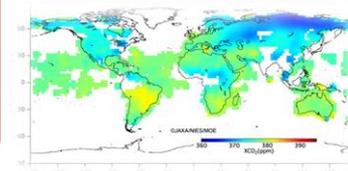
平成26年度予算(案)額：724百万円

## 世界で唯一の温室効果ガス観測技術衛星・いぶきの使命

平成21年に打ち上げられた「いぶき」は、順調に観測を続けており、全球を多点かつ精度良く観測しているが、平成26年1月には設計寿命を迎える。



世界をリードする温室効果ガスの多点観測データを提供することにより、気候変動の科学、地球環境の監視、気候変動関連等施策に対し貢献する我が国の国際社会における貢献を継続的に果たすため、平成29年度打ち上げを目標として平成24年度より「いぶき」後継機の開発に着手。



## 後継機開発・年次計画（予定）

### 期待される効果

- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等におけるJCM実施の効果検証に資する。
- 二酸化炭素等の排出削減に加え、ブラックカーボン（BC）の都市単位の総合的な測定等を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、途上国を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林の減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に貢献する。

年度	H24～H25	H26～H29	H30～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工衛星バスの設計・開発</li> <li>・打ち上げサービスの調達</li> <li>・搭載センサ設計・開発</li> <li>（26年度よりエネルギー対策特別会計で要求）</li> <li>・後継機の運用</li> </ul>		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <span style="font-size: 2em;">▶</span> </div>	<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> <span style="font-size: 2em;">★</span> </div>
		<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">                     H26年度からエネ特で要求                 </div>	
		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     補正予算で一部前倒しで実行！                 </div>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測・データ処理過程の統合的高度化</li> <li>・REDD+のMRVシステムの開発</li> <li>・地上・航空機観測による後継機開発のための検証体制強化</li> <li>・後継機観測データ検証作業</li> </ul>	<div style="background-color: lightblue; width: 100%; height: 15px;"></div>	<div style="background-color: lightblue; width: 100%; height: 15px;"></div>	<div style="background-color: lightblue; width: 100%; height: 15px;"></div>

## 1. 事業の必要性・概要

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量が急増しているため、平成25年通常国会において、フロン類の製造から回収・再生・破壊に至るまでのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うこととして、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、2年以内に施行するとされた。このため、同法の円滑な施行が必要である。併せて、途上国におけるフロン等対策の支援、オゾン層の状況の監視等を引き続き行うことにより、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）脱フロン社会構築推進費

フロン類破壊業者等への立入検査に係る経費のほか、改正法施行に向けて、冷凍空調機器ユーザー等の規制対象者に対する説明会の開催、フロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の構築に向けたシステム開発、地方公共団体向けの行政指導マニュアルの作成及びその研修、その他法施行に係る調査検討を行う。

### （2）途上国におけるフロン等対策支援事業費

アジア等の途上国における冷媒フロン等処理対策の支援及びオゾン層破壊物質転換の支援を行う。

### （3）オゾン層及びフロン類等状況評価検討費

フロン類等の大気中濃度の調査を行うとともに、オゾン層破壊状況等について評価・公表を行う。

### （4）フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討

フロン税等の経済的手法について、様々な課題を総合的に勘案しつつ、具体化に向けた検討を行う。

## 3. 施策の効果

脱フロン社会・低炭素社会の構築を推進することにより、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。

# フロン等対策推進調査費

平成26年度予算(案)額 236百万円(115百万円)  
支出予定先: 民間団体等

## フロン類等対策の流れ

### オゾン層破壊物質

CFC、HCFC  
オゾン層破壊効果 **有り**  
地球温暖化効果 **有り**



### 代替フロン等

HFC  
オゾン層破壊効果 **無し**  
地球温暖化効果 **有り**



### ノンフロン等

炭化水素、アンモニア等  
オゾン層破壊効果 **無し**  
地球温暖化効果 **僅少**



**脱フロン社会・  
低炭素社会の推進**

### モントリオール議定書

オゾン層保護の観点から  
生産規制等

### 京都議定書

地球温暖化防止の観点から  
温室効果ガスとして削減等

## 平成25年6月に改正されたフロン類法の円滑な施行(排出抑制対策の徹底)

- ・フロン類破壊業者等への立入検査
- ・規制対象者に対する説明会の開催などによる法遵守の徹底
- ・フロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の基盤整備
- ・地方公共団体向けの行政指導マニュアルの作成及びその研修 等

### オゾン層保護法に基づく

- ・フロン類等の濃度状況監視調査
- ・オゾン層破壊状況等の評価・公表

- ・フロン類の生産抑制・排出抑制に向けた経済的手法の検討
- ・京都議定書の新規対象物質(NF3)に係る排出抑制対策の検討

### 途上国における

- ・冷媒フロン等処理対策の支援
- ・オゾン層破壊物質転換の支援

ノンフロン製品の普及加速化  
(省エネ型のノンフロン製品について  
エネルギー対策特別会計で措置)

廃棄物処理センター等に対する補助事業(公共)

1,022百万円(994百万円)

【25年度補正】327百万円

廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課  
廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物については、民間による産業廃棄物処理体制を中心として適正な処理を確保することが基本であるが、民間のみでは適正な処理を確保することが困難な場合には、都道府県等の公共関与による施設を整備することが必要である。

また、地域の実情に応じて、ばいじん、燃え殻など特別管理一般廃棄物等についても、市町村のみならず、都道府県等の関与により適正な処理の確保を推進する必要がある。

このため、都道府県・政令市が関与した公共関与の処理主体である廃棄物処理センター等による廃棄物処理施設の整備に対し、国としても財政的な支援を行う。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行う事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/4を補助する。

(2) 廃棄物処理センター等が行う一般廃棄物処理施設の整備事業

(1)の産業廃棄物処理施設と同時に一般廃棄物処理施設の整備を行う事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/3を補助する。

(3) 安全性等確保事業

廃棄物処理センターが整備する一般廃棄物の最終処分場の安全性及び信頼性を確保する事業に対して、事業費の1/2を交付する。

3. 施策の効果

公共関与による廃棄物処理体制が整備されることにより、廃棄物の適正かつ広域的な処理が可能となる。

# 廃棄物処理センター等に対する補助事業

平成26年度予算(案)額 1,022百万円  
(994百万円)  
平成25年度補正予算額 327百万円

## 目的

都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)が関与して産業廃棄物の処理を行うためのモデル的な施設を整備し、処理施設の安全性に十分配慮するなど周辺住民の理解が得やすい産業廃棄物の処理施設を設置するための知見及び円滑な事業経営に必要なノウハウを都道府県等が蓄積することにより、今後の産業廃棄物処理施設の整備を推進しやすい体制を構築する。

## 補助対象施設

- ①焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ②感染性廃棄物の焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ③管理型最終処分場(埋立面積1ha以上) ④化学処理施設 ⑤産廃再生利用総合施設

## 廃棄物処理センターによる施設整備の施設整備国庫補助スキーム

### 総事業費

### 補助対象事業費(A)

### 補助対象外事業

国庫補助  
(A) × 1/4 (都道府県等出資額が上限)

都道府県等の出資又は補助(地方債の適用が可能)

民間からの借り入れ等

総合的な2R戦略の展開（制度化も視野に入れた、総合的な2R戦略策定に向けた調査・検討等）

39百万円（51百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室  
企画課リサイクル推進室

## 1. 事業の必要性・概要

3Rの取組全体については、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）で掲げた我が国の物質フローに関する指標は目標に向けて順調に推移。しかしながら、今後、世界全体で資源制約が強まると予想される中、質の面での取組が不十分なところ。

このため、同基本計画においては、3Rのうちリサイクルに比べて優先度が高い一方、取組の遅れている2R（リデュース、リユース）がより進む経済社会システムの構築を今後の主要課題として位置づけている。

本事業は、上記に鑑み、制度検討を視野に置きつつ、2Rを切り口とする持続可能な新しいビジネスモデルの構築を図るモデル事業を含んだ、2Rについての取組を総合的・戦略的に展開しようとするもの。

## 2. 事業計画（業務内容）

ア 制度化も視野に入れた、総合的な2R戦略策定に向けた調査・検討

<13百万円（15百万円）>

イ 経済・社会に2Rが定着することを目指した、2Rモデル実証事業

<21百万円（30百万円）>

ウ 2Rを中心に3Rの環境負荷削減効果を見える化するツールの充実・普及

<5百万円（6百万円）>

## 3. 施策の効果

リサイクルの制度化が進んでいない製品、業界等に係る2Rの取組の課題及び成功例を調査・検討することで、民間の自主努力では解決しがたい課題が明らかとなり、制度整備につなげることが可能となる。また、成功の要因等を分析・公表することで、先行事例の他への普及が容易となる。

あわせて、現代の消費ニーズに合わせた地域興しや観光の観点を含めた新たな2Rビジネスを実証事業として行うことで、ビジネスとしての2R事業が持続可能な形で定着させることを検討する。

加えて、3Rに資する行動を取ることの環境負荷削減効果（CO<sub>2</sub>の削減効果等）を事業者・消費者が認知し、その事業活動・消費行動が変化することにより、実行レベルで循環型社会と低炭素社会の実現に向けた統合的取組が進展する。

# 総合的な2R戦略の展開(制度化も視野に入れた、総合的な2R戦略策定に向けた調査・検討等)

支出予定先:民間団体等 平成26年度予算(案)額:39百万円(51百万円)

- 課題**
- 3Rの取組全体は、第二次循環基本計画で掲げた目標指標の達成に向け順調に推移中。
  - 他方、取組を個別に検討すると、リサイクルに比べ優先度の高いリデュース、リユースの取組には遅れ。
  - このため、第三次循環基本計画において2Rが進む経済社会システムの構築を主要課題として位置づけ。

**事業目的** ➢上記の課題に鑑み、2Rの取組を広く経済・社会に定着させるため、制度的な検討や2Rを切り口とした新たな持続可能なビジネスモデルとするためのモデル事業を含めた総合的な戦略展開を実施。

## 事業 1

各リサイクル法等の制度化が進んでいない製品、業界等に係る2Rの取組の課題及び成功例を調査・検討。



- 民間の自主努力では解決しがたい制度的課題を明らかにし、将来的な制度整備に道筋。
- また、成功の要因等を分析・公表することで、先行事例の他への普及が容易に。

## 事業 2

自治体や事業者等の関係者が地域内でのリユースを促進するための実証事業や、リユース促進のための調査、普及啓発などを実施。



- 地域の特性を活かしたリユースシステムの効果の検証をする。
- リユース実施による環境負荷の変動等の効果を実証し、他地域への普及を図る。
- 実態調査などを実施することでリユース促進策を明確化。

## 事業 3

3Rに資する行動を取る際の環境負荷削減効果(CO2の削減効果等)を“見える化”するツールを小売事業者等で実施・普及



- 事業3Rに資する行動の環境負荷削減効果を事業者・消費者が認知し、その事業活動・消費行動が変化。
- 実行レベルで循環型社会と低炭素社会の実現に向けた統合的取組が進展。

**ノントレーなら 家族も笑顔。地球も笑顔。**

保存もカンタン、かさばらない。  
ノントレー商品は、お買い物を片も楽ひがラク！家で、そのままストックリユース保存できる！

ゴミを減らして、CO2も減らせる。  
ノントレー商品は、ゴミ削減も、CO2削減もできる！CO2も減って地球にやさしい！

通常冷蔵庫 1.35kg CO2削減/年  
ノントレー冷蔵庫 9kg CO2削減/年

レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

401百万円（453百万円）

【25年度補正】 500百万円

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

## 1. 事業の必要性・概要

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、その多くが廃棄されている状況にある。そこで、使用済小型電子機器等のリサイクルにより、資源確保・廃棄物減量化・有害物質管理を含む、循環型社会形成の推進を目的として、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が平成25年4月に施行された。

本法第4条において、「使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保」を行うことが国の責務とされ、国会審議においても、市町村が主体となった回収体制の構築のため国は必要な支援を行うことの附帯決議がなされている。

また、本法における基本方針（平成25年3月公表）では、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標を、平成27年度までに年間14万トンと定めている。

そこで、使用済小型電子機器等のリサイクルを促進し、上記目標を目指していくため、市町村の参加促進や制度についての情報発信を行うとともに、回収量を拡大させるための検討やリサイクルの効率化に向けた調査・検討を行う。また、使用済小型電子機器等の適切な国際移動を担保するための検討等を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）新制度の円滑な実施と効果の検証のための調査

目標達成に向けては、①市町村の制度参加を促すこと、②市町村の回収に係る諸課題を解決するとともに、市町村の回収品目の拡大や回収方法の効率化など回収量の拡大を図ること、が必要である。そこで、主に人口規模は大きいが、小型家電の回収が進んでいない市町村を対象とし、②の諸課題について解決方法の検討を行う実証事業を実施する。これにより、効果的に全体回収量を増やし、再資源化量の目標を達成させることを目指す。

検討する課題として、複数市町村における共同回収・引渡しの可能性の検討や市町村の回収品目の拡大方策の検討、市町村における効果的な仕分け方法の検討、等を実施する。また、広域エリアにおける静脈物流の効率化等、事業者によるリサイクルの効率化に関する検討を行うとともに、個人情報保

護対策の検討等も行う。

## （２）新制度に係る情報発信及び導入促進事業

国民に対して使用済小型電子機器等のリサイクル制度の意義と仕組みについて情報発信するとともに、多くの市町村・事業者等に参加を呼び掛けることにより、制度の導入を促進する。また、違法な不用品回収が横行し、不適正に使用済小型電子機器等が海外に流出していることに鑑み、不適正なルートに排出しないよう国民に呼びかける。

併せて、国民の使用済小型電子機器等の排出状況や本制度に対する国民の意識、個人情報を含む機器の排出意向等について、調査を通じて実態を把握し、対策を講ずるための資料とする。

## （３）使用済小型電子機器等の適切な国際移動に関する調査

使用済小型電子機器等の排出後の流れを調査・分析し、フロー図を作成することにより、「見える化」を行う。特に、海外流出を定量的に把握する方法が現存しないため、フローの推計を行う。

## 3. 施策の効果

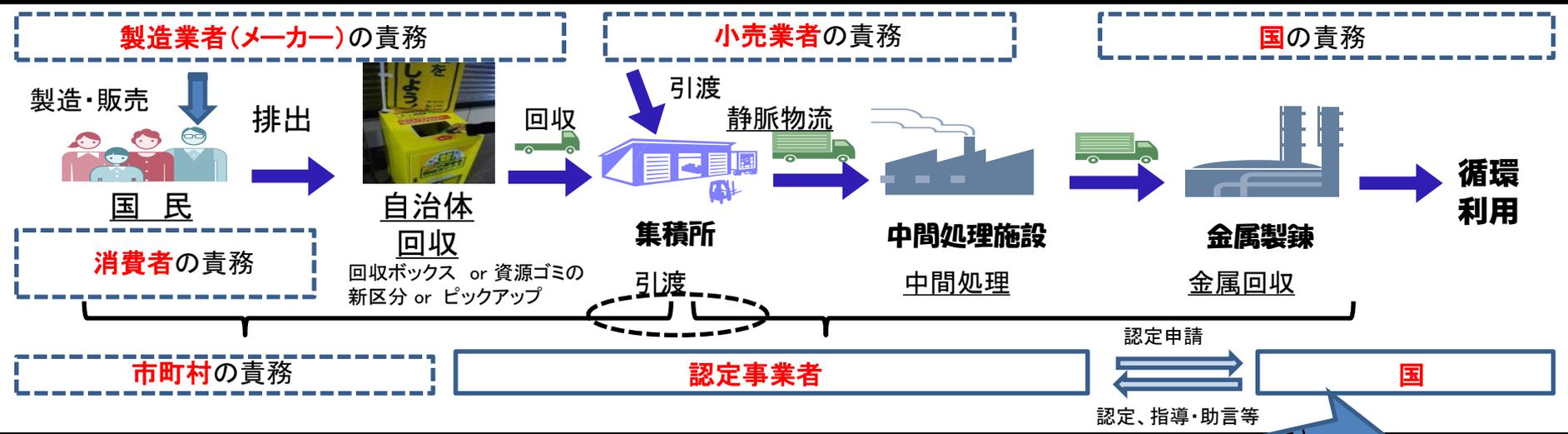
回収量拡大に向けた課題や市町村の回収に係る諸課題について、実証事業を実施することで、各課題解決を図り、またその事例を他の市町村にも提供することができる。また、人口規模が大きいが小型家電の回収が進まない市町村を実証事業の対象にすることで、制度への参加人口も増加させることができる。これらが相まって目標の達成に近づけることができる。

また、関係者によるリサイクルの効率化や国民への普及啓発、不適正ルートへの排出防止の呼びかけを行うことにより、小型家電の再資源化の促進を図り、安定した制度の運用に資する。

# レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

平成26年度予算(案)額401百万円(453百万円)  
平成25年度補正予算額500百万円

多くの市町村と事業者の参加の下で、小型家電リサイクル制度を推進し、廃棄物の減量化・有用金属等の再資源化を行うことで、循環型社会形成の推進と資源の安定供給を確保する。



## 平成25年4月小型家電リサイクル法施行

- ・市町村の参加促進
- ・事業者の実施環境整備
- ・国民への普及啓発

・回収量(回収品目)の拡大等、  
諸課題の検討のための  
回収実証事業実施

各市町村の諸課題検討  
各市町村の回収量拡大  
参加人口の増加

## 平成25年度

- 市町村の回収実証事業の実施
- 離島・過疎地対策
- 個人情報保護対策
- 再資源化状況調査
- 国民・市町村・事業者等への呼びかけ
- 輸出実態の定量的把握 等

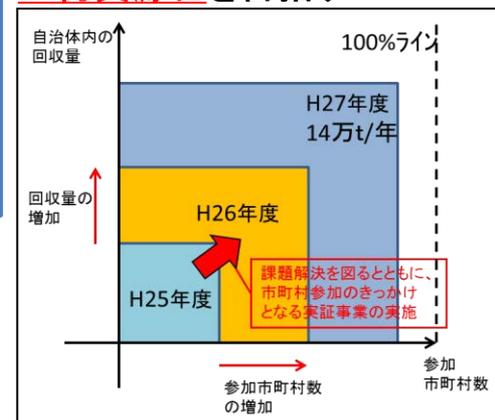
## 平成26年度

- 下記課題検討のための回収実証事業実施
- ・複数市町村の共同回収・引渡しを検討
- ・市町村の回収品目・回収効率の拡大検討
- ・効果的な仕分け方策の検討
- ・市町村の回収コスト削減に関する検討
- ・広域における静脈物流の効率化の検討 等

引き続き実施

## 平成27年度

平成27年度までに年間14万t  
の再資源化を目指す



## 1. 事業の必要性・概要

使用済となった家電・小型家電や自動車等は有害物質を含むために適切にリサイクルされるべき物であるが、その相当量が違法に回収・解体・処理され、場合によっては海外に不法輸出され、現地で不適正に処理されることにより、環境汚染につながっていることが明らかになってきた。

さらに、平成25年4月には小型家電リサイクル法が施行されており、本法も含め各関連法の運用を徹底し、対策を強化することで、使用済となった家電・小型家電、自動車等のリサイクルや越境移動の適正化を図る。

## 2. 事業計画（業務内容）

小型家電リサイクル法施行も踏まえた各種リサイクル法・バーゼル法に基づく立入検査・報告徴収に係る事務や、廃棄物処理法に基づく自治体・警察等と連携した指導・取締りへの対応のため、地方環境事務所における体制を支援・強化する。具体業務は以下のとおりである。

- ① 効果的な体制構築を模索するための、モデル地域における重点的な立入・報告徴収の実施及びその検証
- ② 各事務所の現場対応事例を集約したマニュアルの策定
- ③ 立入検査・報告徴収等の徹底実施及び事務処理の効率化のための人員増強
- ④ 各事務所の現場対応事例の横展開に資する情報共有方策の検討
- ⑤ 事業者向け周知に活用できる広報ツールの制作
- ⑥ 現場対応時の迅速な判断を支援する装備の導入

## 3. 施策の効果

輸出入の適正化を図ることで、今まで不法輸出され海外で不適正処理されていた使用済電子機器等が適正に処理されることとなる。また、不法輸出が無くなることにより、今後は使用済電子機器等が日本国内で適正処理されることになるため、海外における環境汚染を防止できるほか、国内のリサイクル産業の活性化にも寄与する。

## 各種リサイクルの取り巻く状況

支出予定先: 民間団体等

### ◆小型家電リサイクル法の施行(H25. 4)

- ・使用済小型電子機器等のリサイクルを行おうとする者が事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、再資源化を促進する新制度が施行

### ◆各種リサイクル法に係る不適正事例の発生

- ・家電リサイクル法に基づく小売業者から家電メーカーへの引渡し  
が適切に行われているかが疑われる事例が発生
- ・自動車リサイクル法に基づく許可を受けずに自動車の解体が  
行われているケースが横行

### ◆違法な不用品回収業者の増加

- ・「無料回収」と謳い、車や空き地で無許可で使用済家電製品を  
回収する業者が増加
- ・廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解・破壊等が  
行われ、スクラップとして不適正に海外に輸出
- ・ヤードや船上で度々火災を起こすほか、空き地での有害物質の  
流出や輸出先における健康被害発生の恐れ
- ・これらを受け、使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について  
の通知を発出(H24. 3. 19)

### ◆輸出入規制の適正な運用への対応

- ・使用済み電子機器等の海外での不適正処理に関する指摘
- ・輸出先国からの通報によるシップバック案件の増加
- ・バーゼル法運用見直しのための検討会を開催  
(中古品判断基準の検討等)
- ・不法輸出入の疑義案件の現地調査対応の  
マニュアル化に着手



## 現場対応事例の蓄積・共有による 効果的な体制の構築

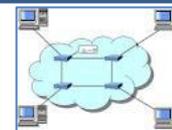


効果的な体制構築を模索するためのモデル事業実施及び検証

各事務所の現場対応事例を集約したマニュアルの策定

立入検査・報告徴収等の徹底実施及びこれに係る事務処理の  
効率化のための人員の増強

## 現場対応時に有効な方法・ ツールの開発



各事務所の現場対応事例横展開に資する情報共有方策の検討  
(例:輸出入管理システムの改良等)

事業者向け周知に活用できる広報ツールの制作

現場対応時の迅速な判断を支援する装備(簡易分析装置等)の  
購入

PCB廃棄物対策推進費補助金

700百万円（1,500百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

### 1. 事業の必要性・概要

国の主導のもと日本環境安全事業株式会社を活用し、全国的なPCB廃棄物の処理体制の整備を図っているが、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額とならざるを得ない。

そのため、処理費用の負担能力の小さい中小事業者が保管するPCB廃棄物の早期かつ円滑な処理を進めるため、PCB廃棄物処理基本計画及び独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、国、都道府県からの補助金による基金を独立行政法人環境再生保全機構に造成してきた。今後も、引き続き、中小事業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行い、PCB廃棄物の早期処理を促進する。

### 2. 事業計画（業務内容）

中小事業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う基金の造成を引き続き進める。

### 3. 施策の効果

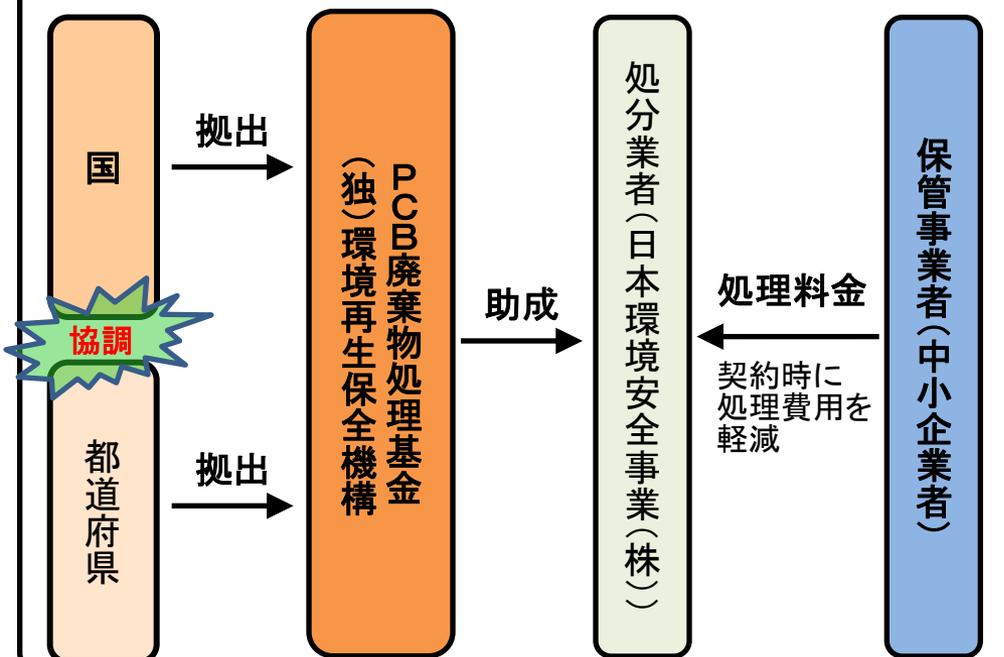
中小事業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行うことで、PCB廃棄物の早期処理の促進が図られる。

# PCB廃棄物対策推進費補助金

平成26年度予算(案)額 700百万円  
(平成25年度予算額1,500百万円)

- ◆ 国及び都道府県の協調補助により、PCB廃棄物処理基金を造成
- ◆ 中小企業者がPCB廃棄物を処分業者(現在は日本環境安全事業株式会社)に処分委託する際にその処理費用を軽減

## 基金による中小企業者助成の流れ(イメージ)



## 助成実績

	助成台数	助成金額(百万円)
H17~ H19	1,984	374
H20	3,994	701
H21	6,317	1,160
H22	7,684	1,464
H23	9,212	1,716
H24	12,528	2,447

→処理の本格化に伴い、助成実績は年々増加

## 1. 事業の必要性・概要

P C B 廃棄物特別措置法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、同法附則第 2 条に基づき施行状況の検討を行うため「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、P C B 廃棄物に関する今後の施策について検討した。平成 24 年 8 月に本検討委員会の報告書「今後の P C B 廃棄物の適正処理推進について」がとりまとめられた。

拠点的広域処理施設については、北海道事業の増設施設の整備が完了したことを踏まえ、今後は従来から取り組んできた小規模な改造を積極的に行うとともに、中規模・大規模な改造については、その効果が十分大きいと考えられる場合に実施すべきであることについて提言され、これを踏まえた改造等の実施を図る必要がある。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）処理促進のための改造

比較的長期間処理にかかる見込みの機器について処理能力を増強するため、比較的早期に処理が終わる見込みのラインを改造する。

### （2）小規模な改造

従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。

### （3）補修又は更新

操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

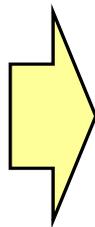
## 3. 施策の効果

P C B 廃棄物の処理の体制を確保するとともに、適正かつ確実な処分の確保を図る。

# PCB処理施設整備事業

平成26年度予算(案)額4,000百万円  
(平成25年度予算額7,025百万円)

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営をJESCOを活用して行うことを明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ(政令で平成28年と規定)

特措法施行から10年が経過

**PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会**  
(PCB特措法附則第2条に基づく検討を実施)

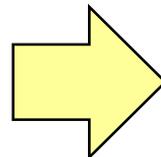
報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」  
(平成24年8月)

- 当初の処理期限までの処理完了は困難
- 新たな処理期限の設定

- 現状の処理ペースのままでは、平成28年までに全体の7~8割程度の処理にとどまる見通し

【報告書抜粋】

国は、拠点的広域処理施設における処理推進のための増設・改造を含め必要な処理体制が確保されるよう取り組む必要。

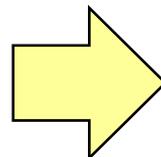


- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る。

- 操業期間の経過に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

【報告書抜粋】

国は、拠点的広域処理施設に関する設備の点検や更新等の取組についての指導を行うとともに、財政支援を行うこと等により安全かつ確実な処理が可能な施設の維持を図ることが必要。



- 処理期間の延長が見込まれるこのタイミングで、設備の安全性の点検や補修又は更新を行う。

## 1. 事業の必要性・概要

P C B 廃棄物特別措置法の施行後 10 年が経過したことを踏まえ、同法附則第 2 条に基づき施行状況の検討を行うため「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、P C B 廃棄物に関する施策について検討した。平成 24 年 8 月に本検討委員会の報告書「今後の P C B 廃棄物の適正処理推進について」がとりまとめられ、早期の P C B 廃棄物の処理完了に向けた施策が提言された。この報告書を踏まえ、それぞれの P C B 廃棄物に関する早期処理完了に向けた施策を推進する必要がある。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）微量 P C B 汚染廃電気機器等について

微量 P C B 汚染廃電気機器等について、洗浄方法等の処理技術の評価を実施し、その結果等を踏まえ、周辺環境等に影響のない安全かつ効率的な処理方策について検討する。また、850℃の条件での処理や移動式の処理方式についての検討等を行い、その結果を踏まえた無害化処理認定制度の着実な運用を図る。

### （2）安定器等・汚染物について

安定器等 P C B 汚染物の処理体制が確保されていない地域の処理体制を確保するため、関係機関との協議や、協議に必要となる P C B 処理に関する調査、データ整理等を行う。

### （3）適正な保管等

保管場所での漏えい等が発生していることを踏まえ、保管場所での機器の腐食対策や災害対策等を検討し、関係機関に周知する。

## 3. 施策の効果

P C B 廃棄物の処理の体制を確保するとともに、適正な保管、安全かつ効率的な処分を推進する。

# PCB廃棄物適正処理対策推進事業

平成26年度予算(案)額133百万円  
(平成25年度予算額146百万円)

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。

- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画でJESCO活用を明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ

## 特措法施行から10年が経過

- 高圧トランス・コンデンサ等については、現在の処理ペースを続けた場合最大平成49年まで処理に時間がかかってしまう。
- 安定器については、北九州と北海道以外の地域では処理体制の見込みが立っていない。
- 法の施行後に判明した微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進が急務

## PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 (PCB特措法附則第2条に基づく検討を実施)

「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」  
(平成24年8月)

	現状・課題	今後の対策
①高圧トランス・コンデンサ等	一部に処理が困難なものや、長時間要するものがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の改造や、5事業所の得意能力の有効活用。</li> </ul>
②安定器等・汚染物	東京、豊田、大阪エリアの処理の見込みが立っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京・豊田・大阪地域の処理体制を確保するため、環境省と自治体の協議を続ける。</li> </ul>
③微量PCB汚染廃電気機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理に最も時間を要する。</li> <li>抜本的な処理能力の増強が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗浄方法等の処理方式の検討。</li> <li>電気機器等の油の入替え等の技術の検討。</li> <li>移動式の処理について無害化処理認定制度による認定を推進。</li> </ul>
④無害化処理認定施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年に処理が始まったばかり。</li> <li>処理に最も時間を要する。</li> <li>抜本的な処理能力の増強が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB汚染物に関する850℃での実証試験を行い、許可要件について検討。</li> </ul>
⑤適正な保管等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度の調査において、年間30～40件の漏えい事案、30～50件程度の紛失事案が生じていることが判明。</li> <li>未届出・未登録の者があり、掘り起こしが必要。</li> <li>機器を解体するケースがあるが、漏えいが懸念。</li> <li>東日本大震災では200台程度のトランス・コンデンサが流失。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えい防止策について技術的な助言方策の検討。</li> <li>漏えい場所の室内空気の汚染状況の知見の充実化。</li> <li>各種の事業者団体と連携し、PCB廃棄物を保有している者の届出促進。</li> <li>東日本大震災におけるPCB保管場所での状況を踏まえ、保管方法の改善策のとりまとめ。</li> </ul>

水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

50百万円（5百万円）

廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課  
適正処理・不法投棄対策推進室

### 1. 事業の必要性・概要

金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、本年10月の外交会議にて水銀に関する水俣条約が採択されたことから、今後水銀の使用用途が制限されることにより、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。条約の早期批准のため、これらの水銀廃棄物の処理方策について検討を行い、条約発効後の国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

- ・水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固形化技術の調査研究や処分場における環境影響調査等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分の基準の方向性について検討を行う。
- ・水銀処理技術については、我が国がリードする予定のバーゼル条約水銀廃棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。

### 3. 施策の効果

- ・水銀条約発効に伴い使用制限等により廃棄物となる水銀について、環境上適正な処理を確保する。
- ・水銀廃棄物の処理に係る知見を国際的に提供し、我が国の処理技術の国際的な展開を図るとともに、地球規模での環境負荷低減に資する。

# 水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

平成26年度予算(案)額50百万円(平成25年度予算額5百万円)  
支出予定先(民間調査会社等)

		H25	H26	H27	H28	H29～
水俣条約		条約採択(10月熊本・水俣)		条約批准見込み	条約発効見込み	COPにて、閾値の決定、環境上適正な管理に関する附属書(第11条3項)の採択
		<p>バーゼル条約技術ガイドラインの更新</p> <p>水銀廃棄物閾値の議論</p>				
国内法措置 (廃棄物処理法)		<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀廃棄物の定義の検討</li> <li>処理基準の検討</li> <li>水銀安定化施設の技術基準の検討 等</li> </ul>		関係法令の改正予定	関係法令の施行予定	
本事業	水銀回収スキームの検討		水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの検討 等		水銀回収の普及	
	処理技術の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属水銀の安定化・固形化技術の調査検討</li> <li>水銀処理過程における環境影響調査</li> <li>最終処分場における水銀処理物の長期挙動の調査研究</li> <li>水銀含有廃製品の溶出試験、回収・処分方法の検討 等</li> </ul>				
	国際的な展開		バーゼル技術ガイドライン更新の検討 等		世界的な水銀廃棄物の適正管理の推進	

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

206百万円（200百万円）

【25年度補正】3,055百万円

廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課  
適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物の不法投棄等については、依然として、毎年新たな事案が判明しており、平成23年度末時点で約2千万トンの事案が残存している。そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合などは、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助する。

2. 事業計画（業務内容）

廃棄物処理法及び産廃特措法に基づき、産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等が行う支障除去等事業に対する財政支援を実施する。

3. 施策の効果

不法投棄等事案による生活環境保全上の支障等を除去する。

【参考】

25年度当初予算額	24年度からの繰越額	25年度執行予定額
200百万円	+ 3,608百万円	= 3,808百万円

# 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

平成26年度予算（案）額：206百万円  
平成25年度補正予算額：3,055百万円

## ●既に発生した不法投棄・不適正処理への対策

- 不法投棄等は行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去等事業を実施。



都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

## 産廃特措法に基づく支援

(平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象)

- 産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。
- 産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援

補助対象：都道府県、政令市  
補助率：有害廃棄物1/2、その他1/3

## 廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援

(平成10年6月17日以降の不法投棄等事案が対象)

- 国・都道府県等・産業界が支障除去等事業の事業費を負担(3:3:4)。
- 各都道府県等は、国・産業界が出えんする基金からの支援を受けて支障除去等事業を実施。

補助対象：産業廃棄物適正処理推進センター  
補助率：定額

産業廃棄物適正処理推進費

29百万円（34百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課  
適正処理・不法投棄対策室

### 1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物の不法投棄等については、依然として、毎年新たな事案が判明しており、平成23年度末時点で約2千万トンの事案が残存している。したがって、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

・不法投棄等の拡大を防止するため、関係法令等の専門家からなる支援チームを都道府県等へ派遣し、不法投棄等の関与者等の究明や責任追及方法、支障除去等の手法の検討や必要な調査の助言等を行うことにより、都道府県等の取り組みを支援。

・国、都道府県等、市民等が連携して、各地域における監視活動や啓発活動を実施。

・都道府県等の不法投棄等の実態を調査して、残存事案等の支障の状況等を把握するとともに、不法投棄・不適正処理対策の今後の在り方に関する検討を行う。

以上により、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止・拡大防止を図る。

### 3. 施策の効果

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止・拡大防止。

# 産業廃棄物適正処理推進費

平成26年度予算（案）額：29百万円  
平成25年度予算額：34百万円

## ●不法投棄・不適正処理の未然防止策・拡大防止策

- 近年、不法投棄等の発生件数・量は減少しているが、撲滅には至っていない。
- 引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っている必要がある。
- また、これまでの不法投棄・不適正処理のあり方全般について総合的な対策を検討する必要性がある。

### ○不法投棄事案等対応支援事業

・不法投棄等の拡大を防止するため、関係法令等の専門家からなる支援チームを都道府県等へ派遣し、不法投棄等の関与者等の究明や責任追及方法、支障除去等の手法の検討や必要な調査の助言等を行うことにより、都道府県等の取組みを支援。

### ○不法投棄等の未然防止等対策

・地方環境事務所を中心に、国・都道府県等・市民等が連携して、各地における監視活動や啓発活動を実施。

### ○不法投棄等の残存事案等対策

・25年度における都道府県等の不法投棄等の実態を調査して、残存事案等の支障の状況等を把握するとともに、不法投棄・不適正処理対策の今後の在り方に関する検討を行う。

## 有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

29百万円（22百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

### 1. 事業の必要性・概要

国際的な化学物質等に係る規制（ストックホルム条約等）の新たな対象となる化学物質を含め、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の適正処理について、的確な対応が求められている。

このため、国際的な動向も踏まえつつ、廃棄物処理法に基づき、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とする取組を検討する。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### （1）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

平成25年4月に開催されたストックホルム条約第6回締約国会議において附属書A（廃絶）に追加されることが決定された、ヘキサブromシクロデカン（臭素系難燃剤）について、使用・処理実態の詳細を把握した上で、当該物質を含有する廃棄物の適正処理を徹底するための方策を検討する。

#### （2）POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン対応

バーゼル条約の下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する情報を適切にインプットし、ガイドラインの内容を踏まえた適正処理方策を検討する。

#### （3）感染性廃棄物の処理マニュアル等に基づく取組実態のフォローアップ

感染性廃棄物等に関する取組実態のフォローアップを行い、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。特に、在宅医療廃棄物について、自治体における適正処理を徹底するため、手引きについて必要な見直しを行う。

### 3. 施策の効果

環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、生活環境保全上の支障の未然防止を図ることで、安全・安心な社会を構築する。

# 有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

平成26年度予算（案）額29百万円（平成25年度予算額22百万円）

**目的** 国際的な動向も踏まえつつ、廃棄物処理法に基づき、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とする取組を検討する。

## 事業内容

### ○ 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

平成25年4月のストックホルム条約締約国会議において、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)がストックホルム条約の附属書A(廃絶)へ追加されることが決定。このため、HBCD含有廃棄物に関する使用・処理実態を把握した上で、適正処理を徹底するための方策を検討。

物質名	主な用途
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	難燃剤(建材用断熱材、土木資材、カーシート、カーテンなど)

### ○ POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインへの対応

バーゼル条約の下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する情報を適切にインプットし、ガイドラインの内容を踏まえた適正処理方策を検討。

### ○ 感染性廃棄物の処理マニュアル等に基づく取組実態フォローアップ

在宅医療の促進により、今後、排出量の増加が見込まれる在宅医療廃棄物について、回収時の事故発生防止を含めた適正処理の徹底のため、自治体の取組実態を把握し、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(平成20年3月)の見直しを必要に応じて実施。



環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減  
生活環境保全上の支障の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築

## 1. 事業の必要性・概要

放射性物質汚染対処特措法が制定され、放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、放射性物質汚染対処特措法施行規則で具体的な処理基準を定めているところである。この処理基準は、より円滑な処理と、国民の安全・安心を確保する観点から、最新の知見をもとに改正していく必要がある。

さらに、放射性物質により汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場については、半減期等を考慮した長期的な管理が必要であり、廃止に至るまでの間の適切な管理手法と、廃止のための具体的な基準の設定が求められている。

## 2. 事業計画（業務内容）

- (1) 焼却施設及び最終処分場における廃棄物中の放射性物質の挙動調査及び放射性物質の簡易測定方法等の調査・検討
- (2) 放射性物質による汚染廃棄物に係る処理基準等の検討費
  - ① 放射性物質汚染対処特措法で規定される処理基準等の見直しに向けての技術的検討調査
  - ② 放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場の長期的管理を踏まえた廃止基準等の検討調査

## 3. 施策の効果

- (1) 焼却施設及び最終処分場における廃棄物中の放射性物質の挙動調査

放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立てに伴う放射性物質の挙動に関する知見を蓄積し、現場のニーズに即した放射性物質の簡易測定方法等の確立を図ることで、放射性物質に汚染された廃棄物の円滑な処理の実施に資するとともに、処理基準等の検討の基礎とする。
- (2) 放射性物質による汚染廃棄物に係る処理基準等の検討費
  - ① 放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する処理基準等を見直し、円滑な処理と、国民の安全・安心を確保する。
  - ② 放射性物質によって汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場について、廃止基準等を設定し、長期的な管理体制を確立する。

# 放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討業務

平成26年度予算(案)額57百万円(平成25年度予算額55百万円)

## 目的

- (1) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立に伴う放射性物質の挙動に関する知見を集積することにより、現場のニーズに即した放射性物質の簡易測定方法等の確立を図ることで、放射性物質に汚染された廃棄物の円滑な処理の実施に資するとともに、処理基準等の検討の基礎とする。
- (2) ① 最新の知見に基づき処理基準を見直し、円滑な処理と、国民の安全・安心を確保する。  
② 放射性物質によって汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場について、廃止基準等を設定し、長期的な管理体制を確立する。

## 検討の流れ

24、25年度



26年度



27年度

焼却施設や最終処分場における挙動調査や汚染廃棄物の処理等に関する実態調査(処理業者へのヒアリング等)を実施し、知見を集積し、課題を抽出

挙動調査等により抽出した課題について、課題解決のための継続調査及び技術的な観点からの有識者による検討を実施

調査・検討結果を基に、処理基準等の見直し、処分場の廃止基準等の設定等を実施

鳥獣保護管理強化総合対策事業費  
(希少鳥獣(ゼニガタアザラシ)による農林水産業等への被害対策事業を含む)  
709百万円(516百万円)

自然環境局国立公園課、野生生物課鳥獣保護業務室

## 1. 事業の概要

近年、我が国において、鳥インフルエンザ等の感染症が野鳥で発生し、また、生息地を拡大した鳥獣による生態系被害や農林水産業被害、更には人身被害が大量に発生しており、深刻な問題となっている。

鳥インフルエンザ等の感染症については、ひとたび家畜等への感染が起これば地域の社会・経済に著しい支障を来すのみならず、希少種の絶滅など我が国の生物多様性保全上大きな影響を及ぼすおそれがある。

一方、シカ、イノシシ等の鳥獣が急激に生息数を増やし、生息地を拡大している。その食害による希少植物の減少や森林の劣化などの生態系被害の拡大や農林水産業の被害額の増加に加え、最近では住宅地や観光地への出没による人身被害や電車や車との衝突など生活環境の被害も増加しており、各地で深刻な問題となっている。

生物多様性保全上重要な地域である国立公園等でもシカによる生態系影響は深刻であり、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

このため、鳥インフルエンザ等の感染症発生時に迅速かつ適切な危機管理対応を行うとともに、シカやイノシシ等の鳥獣被害対策として、鳥獣保護管理の新たな担い手の確保、地域ぐるみでの捕獲、新たな捕獲手法や体制の整備などの科学的知見に基づく総合的かつ順応的な取組を強化する。

また、近年、希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しており、このため、ゼニガタアザラシの絶滅を回避しつつ、地域社会と共存するための漁業被害対策事業を実施する。

## 2. 事業計画

### (1) 鳥獣感染症発生時対策事業

#### ① 発生時における死亡鳥獣等のウイルス保有状況検査

全国的な野生鳥獣の感染状況を把握するため、発生時における急激な検体増加に着実に対応して渡り鳥等の鳥獣から採取した検体の分析等を実施する。

#### ② 発生地周辺調査

発生地周辺において野生鳥獣の生息状況調査や糞便調査等のウイルス保有状況調査等を迅速かつ緊急的に行う。

#### ③ 発生地周辺への渡り鳥の飛来経路調査

発生地周辺に飛来する渡り鳥の飛来経路を衛星追跡により解明する。

#### ④ 対策強化に向けた情報収集・分析・検討

専門家ヒアリングや検討会の開催等を実施し、危機管理対応に反映する。



## (2) 鳥獣保護管理強化事業費

### ①鳥獣保護管理に係る人材育成

新たな担い手確保のための狩猟免許取得に向けたセミナーや、地域ぐるみでの捕獲数を増やすノウハウの講習会、狩猟者の捕獲技術を向上させる研修会等を全国で開催。また、捕獲の専門家や動物の生態の有識者によるサポート体制の整備を図る。

### ②地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域づくり

全国12地域のモデル地域における地域ぐるみでの捕獲を推進する先進地づくり、捕獲推進に伴って発生する錯誤捕獲対策、シカ等を大量に捕獲できる高度な射撃技術等の開発・実証を行う。

### ③鳥獣保護管理実態調査・検討

深刻な被害が生じているシカ、イノシシ、サル、カワウ等の鳥獣について、最新の知見等を収集・整理し効果的な手法の周知や研修会の開催により都道府県の対策を強化するとともに、必要な実態調査等を行う。また、広域に生息する鳥獣への対策を講じるための体制づくりを推進する。

また、ゼニガタアザラシについては、環境省ゼニガタアザラシ保護管理計画に基づいて、地域の関係者や専門家と連携しつつ、漁業被害軽減のための被害防除手法の開発・実証、個体数調査や生態調査の実施、調査結果に基づく個体群動態予測等を実施する。

## (3) 国立公園等シカ管理対策事業費

### ①シカ管理計画策定事業

国立公園等において、シカの本格的な駆除に向けた調査、体制構築、生態系維持回復事業計画等のシカ管理計画の策定、試験的なシカの駆除等を行うことで効率的なシカ対策を講じるための基盤構築を図る。

### ②先進的なシカ管理対策モデル事業

①により基盤構築がなされた国立公園等において、大型仕切り柵を併用した巻狩りや自動落下式ゲートを備えた囲いワナによる捕獲など先進的な捕獲手法を駆使した本格的なシカの駆除を行い、生態系被害の軽減を図る。

## 3. 施策の効果

鳥インフルエンザ等の感染症に係る危機管理対応の飛躍的な充実が図られるとともに、シカやイノシシ等の保護管理に係る担い手の確保や先進地づくりや国立公園等におけるシカ捕獲の実施等総合的な対策を講じることで、生態系被害や農業被害を抑える。

また、希少鳥獣であるゼニガタアザラシの保全をしながら、生息地周辺における漁業被害の軽減が図られる。

# 鳥獣保護管理強化総合対策事業費

平成26年度予算(案)額  
709百万円 (516百万円)  
支出先: 民間団体等

## 背景

増えすぎたシカ等による生態系や  
農林水産業の被害の深刻化

希少鳥獣(ゼニガタアザラシ)の集中に  
よる漁業被害の深刻化

国立公園等の生物多様性保全上重要な  
地域における生態系影響が深刻化

クマの市街地への出没やイノシシと車の  
衝突など生活環境被害の増加

人の生活圏や農地等における  
取組との連携不足

鳥インフルエンザ等の感染症の発生時の  
対応強化

狩猟者の減少や担い手の不足

模範となる事例や技術の不足

## 鳥獣保護管理強化事業費

### 人材育成

- ・狩猟免許の取得に向けたセミナーを全国で開催し、新たな担い手の確保を強力に推進
- ・地域ぐるみで捕獲数を増やすノウハウの講習会を全国で開催し、集落単位の自衛力を強化
- ・捕獲の専門家や動物の生態の有識者等によるサポート体制の整備等

### モデル事業

- ・地域ぐるみで捕獲を推進するため、全国12地域に設定したモデル地域において、先進地づくりを強力に推進
- ・地域ぐるみで捕獲を推進することに伴って発生する錯誤捕獲への対策として、クマの安全な放獣技術の開発やマニュアルの作成
- ・シカ等を大量に捕獲できる高度な射撃技術の開発・実証

### 実態調査・検討

- ・深刻な被害が生じている特定鳥獣(シカ、イノシシ、サル、カワウ等)について、最新の知見等を収集・整理し、効果的な対策手法の周知や研修会の開催等により、都道府県の対策を強化
- ・広域に活動する鳥獣への対策を講じるための体制づくり
- ・シカ、イノシシ等について、全国における個体数及び変動状況の把握・推計等
- ・希少鳥獣(ゼニガタアザラシ)による漁業被害軽減のための被害防除手法の開発・実証、個体群動態予測等

## 鳥獣感染症発生時対策事業

野生鳥獣に感染症が発生した際の対策を適切に実施

- ・死亡鳥獣のウイルス保有状況検査
- ・発生地周辺の感染状況等調査
- ・感染経路解明のための調査
- ・発生時の緊急的な対策検討等

## 国立公園等シカ管理対策事業費

- ・国立公園等において、シカの本格的な駆除に向けた調査、体制構築、管理計画の策定等による効率的なシカ対策を講じるための基盤構築
- ・効率的なシカ対策を講じるための基盤構築が行われた地域において先進的な捕獲手法を駆使した本格的なシカ駆除の実施

科学的知見に基づく総合的かつ順応的な取組の抜本的強化

## 1. 事業の概要

シカ、イノシシ等については、個体数の増加に加えて、本来生息していなかった地域へ生息域を拡大させており、食害による希少昆虫の絶滅や高山植物の減少、森林の消失などの生態系被害の発生や農業被害が深刻化している。また、最近では住宅地や観光地への出没による人身被害や電車や車との衝突など、生活環境の被害も増加している。近年、被害対策の進展により、ニホンジカやイノシシ等の捕獲数は増加傾向であるものの、依然として被害の状況は改善されないことから、さらなる抜本的な対策が必要である。そのためには、全国のみならず県ごとの個体数を把握した上で、必要な対策を計画的に実施することが重要である。

本事業では、特に対策実施の緊急性が高いニホンジカ及びイノシシについて、分布域、個体数及びそれらの変動状況の把握・推計等により、国が全国的な視点から都道府県別の捕獲目標を設定するなど、科学的な根拠をもって強力に指導力を発揮するための情報を整備する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）ニホンジカ調査

都道府県毎に生息密度に関する現地調査及び生息状況等に関連するデータの収集を行うとともに、統計手法により都道府県別の個体数推定及び将来シミュレーションの試行を行い、捕獲目標数を試算する。

### （2）イノシシ調査

全国の生息域を5ブロック程度に分けて、捕獲数等の情報をもとに各ブロックの個体数推定及び分布域推定を行う。

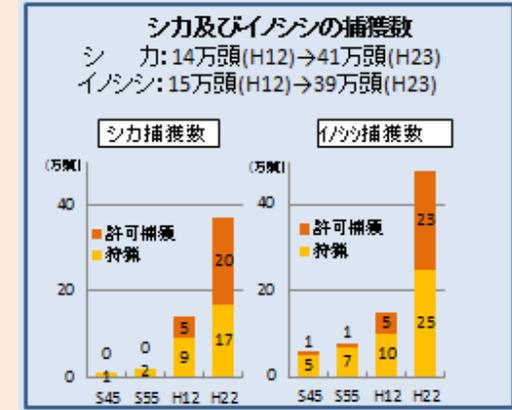
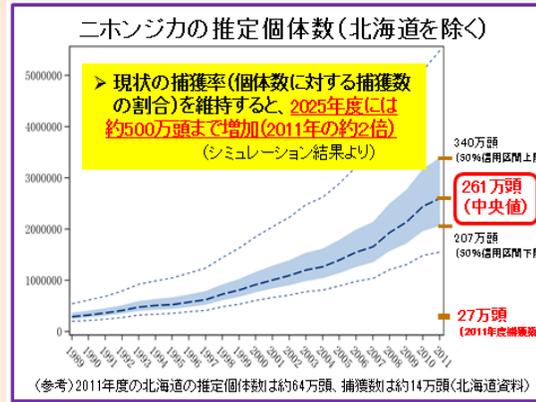
## 3. 施策の効果

得られた成果を踏まえ、国が科学的根拠をもって強力に指導力を発揮することにより、各都道府県における捕獲が促進される。

このことをもって、「生物多様性の維持・回復」、「国土の保全」、「農山村の振興」等を推進し、国民の健全な社会経済活動の維持・向上を図る。

## 現状と課題

- ニホンジカ、イノシシ等野生鳥獣の生息域の拡大・個体数の増加により、**自然環境への影響**や農林水産業被害が深刻化。
- 鳥獣捕獲の主たる担い手である**狩猟者の減少・高齢化**により**捕獲従事者が不足**しており、鳥獣保護管理に携わる**人材の育成**及び**捕獲体制の強化**等が急務。
- 平成25年9月、環境省において、統計手法を利用して**シカ及びイノシシの全国における個体数を推定し公表**。全国的な観点で対策を強化するためには、都道府県別の個体数推定値を算出し、それぞれの捕獲目標を設定することが必要。



限りあるマンパワーと予算を効率的かつ効果的に活用することが重要であり、戦略的な事業実施が不可欠

## 甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等調査事業

### ■ 対象種・・・ニホンジカ、イノシシ

- (ニホンジカ) ・農作物被害に加え生態系への影響が甚大。かつ、広域に移動。  
・増加率が高いため、総個体数を減らすことが重要

都道府県毎に個体数の把握と、捕獲目標の設定が急務。

- (イノシシ) ・農作物被害が主であり、加害個体の捕獲が重要  
・個体数の多い地域、分布拡大域の先端での捕獲が重要

地域別個体数や分布状況の把握が急務。

### ■ 事業内容

- ・全国的な生息状況・生息密度等の調査
- ・統計手法を用いた個体数推定及び将来予測

＜ニホンジカ: 都道府県別＞

＜イノシシ: 広域ブロック別＞

国が都道府県別の捕獲目標を設定するなど、科学的根拠をもって強力に指導力を発揮。  
都道府県が作成する特定鳥獣保護管理計画に反映し、対策を抜本的に強化(H26以降)

### 1. 事業の必要性・概要

平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、生物多様性条約の愛知目標を受け、絶滅のおそれのある種の保全を国の重要な施策と位置づけている。さらに、平成25年の第183回国会では、種の保存法の改正がなされたところであるが、その際、衆参両議院の附帯決議において、2020年までに新たに300種の国内希少野生動植物種の指定を目指すことが求められたところである。

このため、絶滅危惧種を評価するレッドリストの作成及び定期的な改定を推進するとともに、指定の緊急性が高い絶滅危惧種に関する生息・生育状況や流通状況等の調査を行い、年間あたり50種程度の種指定を目指す。

また、指定の緊急性は高くないものの生息環境の劣化によって個体数を多く減らしているなど、社会的に問題となっている種に対応するための影響要因等の情報や効果的な保全手法、既指定種の保全手法を開発し、保全に関わる関係者や開発事業者との共有を図ることにより、保全を推進する。

### 2. 事業計画（業務内容）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
既存レッドリストの見直し・海洋生物レッドリストの作成					
国内希少野生動植物種指定調査					
希少種保護方策検討調査					

### 3. 施策の効果

定期的にレッドリストを改訂し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の現状について情報収集・整理し、広く知らしめるとともに、法的規制をかけるべき種を絞込むための基礎資料とする。

国内希少野生動植物種については、2020年までに新たに300種を追加指定することを目指し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。

また、ガイドライン等を作成することにより、絶滅危惧種の保全手法等の蓄積及び普及を図る。

# 希少野生動植物種保存推進費

平成26年度予算(案)額:262百万円(37百万円) 支出先:民間企業等

平成22年10月

## 生物多様性条約の愛知目標

平成24年9月閣議決定

### 「生物多様性国家戦略2012-2020」

絶滅のおそれのある種の保全を  
国の重要な施策と位置づけ。

平成25年の第183回国会

## 種の保存法の改正法が可決

衆参両議院の附帯決議で  
当面2020年までに  
「300種指定」を求められた

■環境省レッドリストの絶滅危惧種3,597種に対し、  
種の保存法に基づく国内希少野生動植物種が90種  
に止まるのは極めて不十分であるとの指摘

### ■事業内容:

①日本の野生生物の現状を把握するための重要な基礎資料を  
着実に蓄積・更新する。

※海洋生物についても新たに評価の必要

■レッドリストの定期的な改訂

■海洋生物のレッドリスト

2016年度を目途に作成

海洋基本法に基づく海洋基本計画でも記載

②法的に保護を担保する  
国内希少野生動植物種の  
指定の大幅な拡大を図る

2020年までに新たに300種  
の指定を目指す

(レッドリストのランクが高いもの  
を中心に検討)

③科学的知見による保全状  
況の把握や、効果的な保全  
対策技術の検討の促進

個別の対策が必要な種につ  
いて、保全対策の技術検討・  
普及を実施

例:猛禽類、里地小動物など

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全の一層の推進

## 1. 事業の必要性・概要

国際取引により影響を受ける絶滅危惧種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」によって、輸出入の規制等が行われている。また、そのうち、最も絶滅のおそれ大きい附属書Ⅰ掲載種については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく「国際希少野生動植物種」として、国内の流通（譲渡し等）も規制されている。

種の保存法は平成25年6月に改正され、条約上、附属書Ⅰ掲載種であっても商業目的の取引が可能となる個体等の登録制度において、新たに住所変更等の届出が義務づけられる等の規制の強化がなされた。このため、法改正及び規制対象種の国民に対する十分な周知を行うとともに、同法が適切に守られるためにも、登録機関において運用される届出システムの構築等の体制整備が不可欠である。

さらに、同改正法では、施行後3年を目途に登録制度の在り方をはじめ、新法の規定について検討を行うこととされており、当該検討に関しては、多くの附帯決議も付されているところである。多岐にわたる課題の対応に向けて、平成26年度より必要な調査及び検討を開始する必要がある。

## 2. 事業計画（業務内容）

	H26	H27	H28	H29	H30
1. ワシントン条約関連業務					
2. 国際希少野生動植物種違法流通対策					
3. 登録制度執行管理					
（うち届出電子システム構築）					
4. 希少野生動植物種の保存制度等の在り方検討					

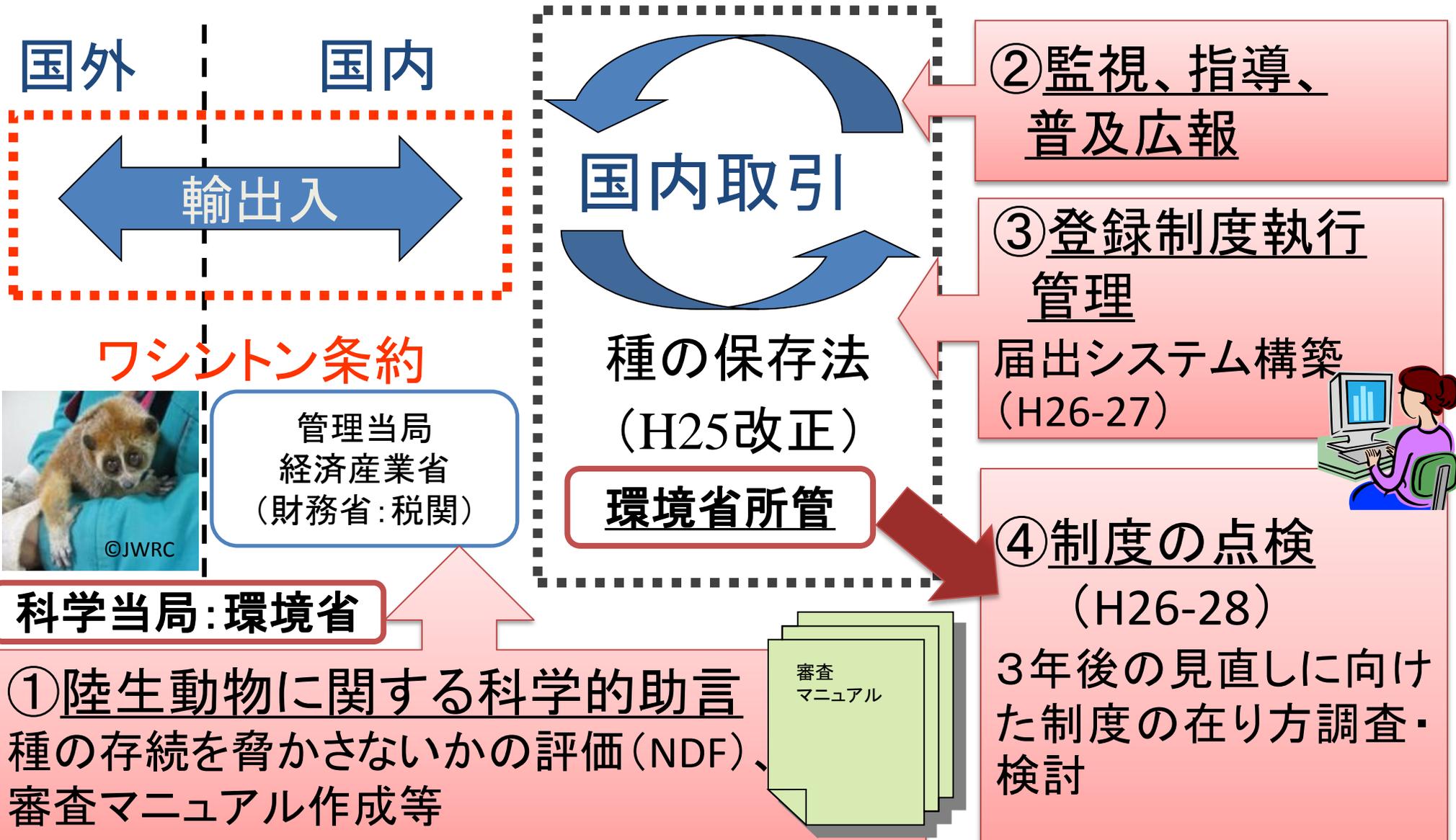
## 3. 施策の効果

ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、種の保存法に基づき国際希少野生動植物種の国内での流通を適切に管理することにより、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。

種の保存法改正法施行後3年の制度検討に向けて、必要な調査及び検討を実施する。

# 国際希少野生動植物種流通管理対策費

平成26年度予算(案)額:89百万円(7百万円) 支出先:民間企業等



## 自然環境局野生生物課外来生物対策室

## 1. 事業の概要・必要性

平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議では、2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定すること等を掲げた愛知目標が採択された。さらに平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標を達成するための主要行動目標として対策の強化による侵略的外来種の根絶等が掲げられた。

一方、平成25年6月に改正された外来生物法において、交雑種が特定外来生物の指定対象として新たに位置づけられ、また、改正法案の国会審議において交雑種を含む特定外来生物の積極的防除を政府に求める付帯決議が衆参両院でなされた。

これらの動向を踏まえて、優先度の高い侵略的外来種の防除を効果的・効率的に推進する。

## 2. 事業計画

## (1) 特定外来生物防除直轄事業

生物多様性の保全上重要な地域において防除事業を実施する。

- ① 世界自然遺産の候補地である奄美大島及び沖縄島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置、低生息密度下でのより効率的な防除手法の導入等を行い、効果的な防除を実施する。
- ② ラムサール条約湿地などの重要湿地において、オオクチバス等の防除を実施する。

## (2) 侵入初期外来生物緊急防除事業

スパルティナ・アルテルニフロラやアカゲザルとニホンザルの交雑種等、侵入初期の外来生物について、分布を拡大する前に緊急的に防除を行い、根絶や封じ込めを行う。

## (3) 広域分布外来生物対策強化促進事業

広域に定着し分布を急速に拡大しているアライグマ、ヌートリア等について、最新の分布情報等を収集するとともに地方公共団体との間で共有を図り、各地方公共団体における迅速かつ効果的、効率的な防除を促進する。

## 3. 施策の効果

外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止・低減し、我が国の生物多様性の保全を図る。特にマングースの防除を重点的に実施しているやんばる地域・奄美大島は世界自然遺産の候補地となっており、防除を強力に進める必要がある。

対策が遅れると外来生物の増加により被害が拡大し、対策に係る経費が増大するため、早期に防除を行う必要がある。

## わが国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物の防除を効果的に推進

### 1. 特定外来生物防除直轄事業



世界自然遺産候補地等、わが国の生物多様性保全上重要な地域における防除

- ・マングース防除(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- ・オオクチバス防除(ラムサール条約湿地)



マングース



オオクチバス

### 2. 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業



最も費用対効果の高い侵入初期における緊急防除

- ・スパルティナ・アルテルニフロラ、タイワンスジオ
- ・アカゲザルとニホンザルの交雑種 等



スパルティナ・アルテルニフロラ



アカゲザルとニホンザルの交雑種  
(白鳥大祐氏撮影)

### 3. 広域分布外生物対策強化促進事業



広域に分布拡大しつつある外来生物に対する情報収集・共有など、地方公共団体との連携強化

- ・アライグマ、ヌートリア防除



アライグマ



ヌートリア

自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要

平成25年6月に外来生物法が改正され、新たに、交雑種の規制、学術研究の目的で行う特定外来生物の放出等の許可、輸入品等の検査・消毒命令が行えることとなった。改正外来生物法の適正な執行の確保とともに生物多様性条約第10回締約国会議で決議された愛知目標(※)の達成に向け、以下の事業を実施する。

(※) 愛知目標 個別目標9：2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

(1) 特定外来生物等の選定及び調査

①作成を進めている外来種被害防止行動計画(仮称)及び侵略的外来種リスト(仮称)の成果も踏まえ、交雑種も含め、対策の優先度の高い外来生物を特定外来生物に追加指定するため、情報収集を行うとともに、専門家会合等を開催。

②特に警戒すべき特定外来生物の分布状況についてモニタリング調査を実施。

(2) 愛知目標達成のための外来種対策強化に係る調査・検討

改正外来生物法に基づく輸入品等の検査・消毒命令の効果的な実施に向け、輸入品等に付着して非意図的に導入される外来種について、非意図的導入のおそれが高い貨物の品目、それらの輸入経路や輸出国における管理状況等の把握を行う。収集した知見をもとに、より効果的な検査の体制や方法の検討、改正外来生物法に基づき定められた消毒基準についての検証を行う。

2. 事業計画

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特定外来生物等の選定及び調査費					リスト等を踏まえた追加指定				
愛知目標達成のための調査検討費	侵略的外来種リスト及び行動計画に係る検討								
	非意図的導入対策に係る調査・検討			経路等現状把握	体制の検討・試行 消毒基準等の検証			適宜見直し(目標達成状況のフォロー)	

3. 施策の効果

改正外来生物法による新たな制度を効果的に運用し、特定外来生物の適切な飼養等の規制や防除の推進に資するとともに、特定外来生物等の非意図的な国内への導入の効果的・効率的な防止に資する。さらに、これらの取組が強化されることで、愛知目標が掲げる外来種対策に係る目標の達成に資する。

# 外来生物対策管理事業費

平成26年度予算(案)額 30百万円(31百万円)  
支出先: 民間団体等

## 外来生物対策をめぐる動向

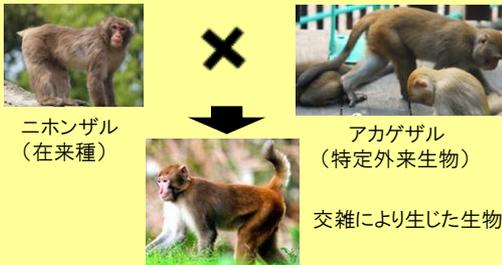
- 外来種被害防止行動計画(H25年度中に策定)
  - ・国、地方自治体など各主体の役割
  - ・対策の優先度の考え方 等
- 侵略的外来種リスト(H25年度中に策定)
  - ・侵略的外来種の特定

- 外来生物法の改正  
(H25.6公布、H26.6施行予定)
  - ・交雑種の規制
  - ・輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等

優先度を踏まえた  
特定外来生物の指定と  
計画的な対策の実施

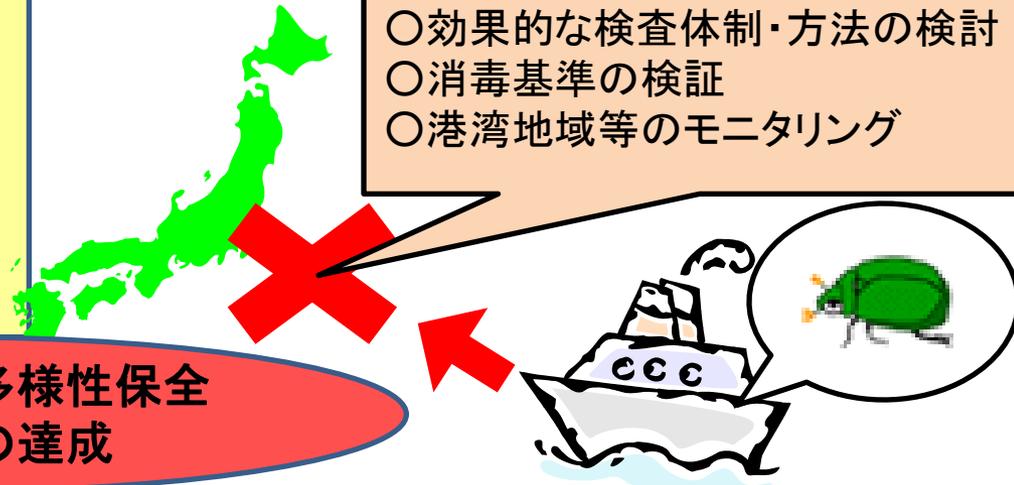
水際対策の強化などによる  
改正外来生物法の効果的な運用

- 対策の優先度の高い外来生物の追加指定
- 法改正に伴う交雑種の指定



- 非意図的に導入される特定外来生物の導入経路の特定・管理の強化
- 効果的な検査体制・方法の検討
- 消毒基準の検証
- 港湾地域等のモニタリング

我が国の生物多様性保全  
愛知目標の達成



## 小笠原国立公園兄島におけるグリーンアノール対策費

【25年度補正】102百万円

自然環境局国立公園課

### 1. 事業の概要

小笠原諸島世界自然遺産の核心地域の一つであり、貴重な生態系が維持されている兄島において、平成25年3月、初めて外来生物グリーンアノールの侵入が確認され、希少昆虫や花粉媒介昆虫の捕食、それに伴う植物の衰退など、世界自然遺産としての資質が失われかねないことから、世界自然遺産からの登録取消も危惧される深刻な事態となっている。

このため、小笠原諸島の世界自然遺産としての顕著で普遍的な価値の重要な構成要素である兄島本来の自然生態系を維持保全するために、兄島におけるグリーンアノールの緊急防除（捕獲）を行う。

### 2. 事業計画（業務内容）

- 兄島における生息実態・分布実態の把握
- 粘着トラップの設置によるグリーンアノールの捕獲
- 個体群の拡散防止
- 再侵入の防止

### 3. 施策の効果

グリーンアノールによる被害を最小限に抑えるためには、早期に対策を講じることが不可欠であり、それにより、小笠原諸島兄島の重要な生態系が保全される。また、世界遺産登録は観光入込数の増加による経済的な効果も期待される施策である。そのため、小笠原諸島の世界遺産登録が取り消されることは、地域経済の急速な落ち込みに繋がることが想定され、それを防ぐことによる経済的効果は大きい。

# 小笠原国立公園兄島におけるグリーンアノール対策費

平成25年度補正予算額102百万円

## 小笠原諸島

- 昭和47年に国立公園に指定
- 平成23年に、固有種が多い独自の生態系、生物の進化を示す典型的な見本であることが評価され、世界自然遺産に登録



小笠原諸島父島(二見港)



小笠原諸島

## グリーンアノールの侵入と生じている問題



グリーンアノール  
(オガサワラゼミを捕食中)



捕食



左:オガサワラアオイトンボ(父島で絶滅)  
右:オガサワランジミ(父、兄、弟、姉島で絶滅)

## グリーンアノールとは？

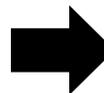
- 1960年代に父島に貨物に紛れ侵入
- 1980年代には、母島に分布を拡大
- 現在、**数百万匹以上に増加**
- 固有種であるオガサワラアオイトンボやオガサワランジミなどの昆虫類を捕食し、**地域絶滅等の甚大な被害をもたらしている**

平成25年3月に  
兄島で初めて確認

## 世界遺産としての兄島の価値

- ◆ 兄島は、小笠原諸島固有の乾性低木林の生態系が健全に残存する世界自然遺産の核心となる地域の一つ。
- ◆ グリーンアノールが兄島にて分布を拡大し、定着することは、世界自然遺産としての顕著で普遍的な価値を著しく損なうこととなるおそれ。

緊急  
対策



## 具体的な対策

- ◆ 生息実態・分布実態の把握
- ◆ 粘着トラップによる数の低減
- ◆ 個体群の拡散防止
- ◆ 再侵入の防止



捕獲トラップの設置

## 1. 事業の必要性・概要

動物愛護管理法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及啓発、動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討、必要な施策の実施等を行うものである。

特に、平成24年度に改正された動物愛護管理法（以下「改正法」という。）の附則において、必要な措置を講じることとされている検討事項について、必要な調査及び検討を行う。

また、改正法の趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く国民への理解、普及に取り組んでいく。

## 2. 事業計画（業務内容）

- （1）改正法の附則に基づき、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等を行う。
- （2）改正法や、基本指針、各種基準を踏まえ、それらが適正に運用されるとともに、その施策が推進されるよう、自治体職員や動物愛護推進員等を対象とした研修会や講習会等を開催する。
- （3）各種基準の見直しを踏まえたガイドラインの作成、基本指針のフォローアップ等調査、動物の適正飼養や殺処分削減等を推進するためのシンポジウム等の開催やパンフレットの作成・配布等の総合的な普及啓発等を行う。

## 3. 施策の効果

- （1）動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討を行い、必要な施策の実施等を行うことにより、動物の適正な飼養管理がより一層推進される。
- （2）改正法や基本指針等の適正な運用、その施策の推進のための人材育成、普及啓発等により、飼い主による終生飼養等の推進、動物取扱業の適正化、自治体における犬猫の引取り数及び殺処分率の減少等に寄与する。

なお、基本指針では、平成35年度までに以下の目標と、取り組むべき具体的施策が定められており、その達成に寄与する。

- ・自治体における犬猫の引取り数をH16比75%減の概ね10万頭とする
- ・殺処分率の更なる減少
- ・犬猫に関する所有明示の実施率の倍増 等

# 動物適正飼養推進・基盤強化事業

平成26年度予算(案)額  
87(75)百万円

支出先:民間事業者等

## 背景

### ◆改正動物愛護管理法の施行

- ・同法政省令の改正
- ・基本指針の見直し
- ・各種基準の改正



## 事業計画

### 改正動物愛護管理法に基づく施策の推進



- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査
- 人材育成
- 適正譲渡講習会等の開催
- 各種ガイドラインの作成
- 基本指針のフォローアップ調査
- 動物の適正飼養や殺処分削減等を推進するためのシンポジウム等の開催、パンフレットの作成・配布等による総合的な普及啓発

### 1. 事業の必要性・概要

里地里山は、燃料や食料等を採取するために古くから人が関わり形作られてきた自然環境であり、特有の生物の生息・生育環境として、また、国土の保全、良好な景観の維持、文化の伝承等の観点からも重要な地域である。しかしながら、エネルギー改革や農業構造の変化、過疎化・高齢化の進展などにより、自然環境への人為の働きかけが減少した結果、里地里山の生物多様性は質・量の両面からの劣化が進行するとともに、野生鳥獣との軋轢の増大、景観・国土保全機能の低下などが生じており、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月閣議決定）ではこのような状況を我が国の生物多様性に関する第 2 の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）と位置づけている。

このような中、同戦略では、予測される各地域の将来の人口減少や活動体制の弱体化等を踏まえると、全ての里地里山をこれまでどおり維持管理することは現実的ではなく、重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなど、国土の将来あるべき姿を描く必要があるとしている。

このため、人口等の社会的条件等も踏まえ生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）を選定し、生態系ネットワークを考慮した保全・管理・再生を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

我が国の二次的自然環境での生物多様性保全を促進するため、生物多様性保全上の重要性及び保全活用の継続性の観点から「重要里地里山」を選定する。【H26】

### 3. 施策の効果

生物多様性保全に関する全国的な観点から重要な里地里山を選定することにより、二次的自然環境に関する国土全体の生態系ネットワークとしての核となる地域が明らかとなり、農林水産省との連携や地方自治体など多様な主体の参画による地域の自然環境や社会状況を踏まえた里地里山の保全活用がより効率的に推進できる。

# 里地里山保全活用行動推進事業

平成26年度予算(案)額  
10百万円(22百万円)

・生物多様性の第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)は、国土の4割を占める里地里山の危機であり、中山間地域の人口減少などの社会的条件が急変する中、地域の生物多様性を支える人の働きかけの減少に対し、的確な対応が必要。

・人口の減少と高齢化が進む中でその全ての里地里山を人手をかけてかつてのように維持管理していくことは現実的でなく、今後の自然的・社会的条件に応じて、管理を積極的に推進する場合と自然の遷移を基本に森林への移行を促進させる場合等、総合的な判断も必要。

生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月閣議決定)

## 課題



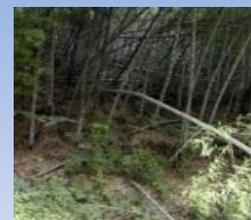
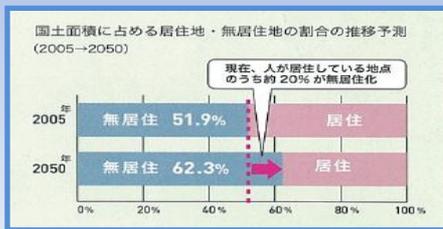
サクラソウ  
(準絶滅危惧)



シルビアシジミ  
(絶滅危惧IB類)

人と自然の関わりの中で形作られた里地里山では、その環境に適応した固有の生物種の生息環境として重要

人口減少や過疎化の進展により、里地里山への人の関与が減少。  
(無居住地の進展特に中山間地域や奥山周辺では3~5割が無居住化との予測)



放置された竹林



耕作放棄地

人との関与が失われた里地里山では、生物多様性が減少。生物多様性の第2の危機。

## 事業概要

### 生物多様性保全上重要な里地里山の選定

○生物多様性等里地里山備え持つ資質、保全活用の持続性、国土配置等考慮し、国土レベルでの重要地域を選定

○我が国の二次的自然環境での生物多様性保全を促進

### 事業スキーム

- ・支出先: 民間団体
- ・補助率: 定額

### ★評価の観点

#### 備え持つ資質

- ・生物多様性
- ・生態系サービス

#### 国土配置

- ・生態系ネットワーク

#### 保全活用の持続性

- ・居住者の存在
- ・農林業の持続性等



希少種等生物多様性の観点



保全活用の持続性

生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山)の選定

保全すべき里地里山の概念の明確化

生態系ネットワークを考慮した重点地域における保全・管理・再生の効率的な実施

農林水産省との連携

アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業

34百万円（20百万円）

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の必要性・概要

サンゴ礁生態系は、生物多様性の宝庫であると同時に、天然の漁礁や防波堤として食料供給や防災の観点からも重要である。生物多様性条約の愛知目標においても、サンゴ礁の健全性と機能の維持や、海域・沿岸域の保護区の設定等による保全が盛り込まれ、我が国の生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月）においても、国際的なサンゴ礁生態系保全の推進に貢献することとしている。

我が国は、サンゴ礁を持つ数少ない先進国の一つとして、サンゴ礁保全の国際協力の枠組である「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」に設立当初から積極的に参加している。平成 26-27 年度は ICRI 事務局を務めることにより、国際的なサンゴ礁保全を主導する。また、平成 22 年度に日本が中心となって策定した「ICRI 東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略 2010」

（地域戦略）の実施及びフォローアップを通じて、東アジア地域におけるサンゴ礁保全の重点的な推進を図る。

2. 事業計画（業務内容）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
(1) ICRI 共同事務局							ICRI 共同事務局	
(2) 地域戦略の実施及びフォローアップ	データベースのバージョンアップ		初期的ギャップ分析	関連生態系情報や越境保護区、取組事例等情報整備		管理効果評価と保護区等に関する能力開発ワークショップ		データベース
	サンゴ礁分布図の作成と公開						地域戦略の実施点検	
		地域戦略の策定		地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークの活動推進				

3. 施策の効果

ワークショップの開催等を通じてアジア・オセアニア地域をはじめとしたサンゴ礁管理者の能力の向上を図ること、またサンゴ礁の世界的なモニタリングを推進することにより、国際的なサンゴ礁保全を推進し、愛知目標の達成に資する。

# アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業

平成26年度予算(案)額 34百万円(20百万円)

## 背景

- サンゴ礁は様々な価値を有する生態系であるが、世界的に劣化
  - 生物多様性保全上の価値、防波堤の役割(防災機能)、地域経済上の価値(漁業資源、観光資源)
  - 高水温による白化、オニヒトデの大発生等、水質悪化により世界的に劣化
- サンゴ礁保全分野での日本の貢献は国際的に高く評価
  - 日本はサンゴ礁を有する数少ない先進国の一つであり、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の発足当時(平成6年)から積極的に推進。2009年のICRI総会では、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)の地域ごとの体制強化が求められた。
  - ICRIの中での役割分担として、アジア・太平洋については日本が中心的に牽引(欧州がアフリカ・インド洋、米国がカリブ海地域)
- 海洋保護区ネットワークに関する国際的目標
  - 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(2002年)において「代表的海洋保護区ネットワークを2012年までに構築すること」が実施計画として採択。生物多様性条約COP10(2010年)においても海域の10%の保護が愛知目標に盛り込まれた。
  - 平成19年11月第3回東アジア首脳会議において、福田総理が各国と協力して「重要サンゴ礁ネットワーク戦略」を策定することを表明。平成22年、わが国の主導により、「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略」を策定。
  - 平成25年6月の「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」(沖縄県)において、島しょ国の閣僚を含む参加者の共通認識として、生物多様性保全、食料供給、防災等の観点から、サンゴ礁生態系の保全の今日的な重要性が確認された。

## 事業内容

### (1) ICRI共同事務局 (H26~27)

先進国メンバーで持ち回り。前回はH17~19に担当。

- ICRI総会の開催
- ICRIウェブサイト管理
- ICRIメンバーとの連絡
- 国際会議に出席しICRIを代表

### (2) 地域戦略の実施及びフォローアップ (H23~27)

- 「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略」(地域戦略)の推進のため、
  - サンゴ礁保護区データベースの充実
  - サンゴ礁分布図作成と公開
  - 地域戦略の実施点検
  - GCRMNの活動推進

(新) 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 (一部公共)  
1, 588百万円 (0百万円)

自然環境局総務課自然ふれあい推進室、自然環境計画課、  
国立公園課、自然環境整備担当参事官室

## 1. 事業の必要性・概要

日本には、亜熱帯から亜寒帯、原生的な自然から里地里山や里海まで、多種多様な自然環境が存在する。その優れた自然の風景や生物多様性、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しており、国内はもとより訪日外国人の関心も高い。

こうした自然環境のうち特に重要な地域は、国内では国立公園や世界遺産として保全管理されているが、こうした地域についても観光資源としてのポテンシャルを、更に引き出し、これを地域づくりに活用できる余地が大きいと考えられる。

そのため、日本の自然の魅力を質の高い保護管理によって維持しこれを効果的に国内外に向けて発信するとともに、より深く自然を体験するために必要なプログラムや施設の整備等を実施することにより、多くの利用者を誘致し、地域の活性化を図るものである。

## 2. 事業計画 (業務内容)

- (1) 戦略的な情報発信推進事業
- (2) 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業
- (3) 国立公園等地域活性化促進連携事業
- (4) 地域自然資源活用重点整備運営事業 (国立公園バリューアップ事業)  
(公共)

	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
全事業	←				→

## 3. 施策の効果

国立公園、世界遺産の自然資源を保全し、これを活かした地域づくりに寄与し、地方経済の活性化や地方の雇用機会を創出。

多言語化を含む戦略的な情報発信により、国立公園や世界遺産のブランドを活かした国内外の観光客の増加。

# 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

平成26年度予算(案)額 1,588(0)百万円

## 日本には世界の人々を魅了する豊かな自然が多数存在

国立公園等の**自然**や**自然に根ざした地域の文化**は、観光資源として極めて高い価値を有し、訪日外国人の関心も高い。



ポテンシャルの高い日本の自然を活かし、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化。

目標

日本の自然の魅力の効果的な発信やより深く自然を体験するため必要なプログラムや施設の整備等を実施



我が国は、ポテンシャルの高い豊かなすばらしい自然を多数有する



魅力をさらに引き出す“四本の柱”

### ① 戦略的な情報発信

利用者ニーズに応えた情報をインターネット等を活用し、国内外に戦略的に発信。



### ② 質の高い保護管理

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



### ③ 地域との連携とプログラムの強化

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



### ④ 国立公園のバリューアップ(公共)

重点的な施設の整備と運営管理の充実を図り、自然資源を生かした観光の促進と地域の活性化を推進する。



利用者増↓地域の活性化！！

# 地域自然資源活用重点整備運営事業(国立公園バリューアップ事業)

○訪日外国人旅行者 H25上半期23%増

次回実施したい活動 自然・景勝地観光36.6%  
四季の体感33.9%  
自然体験ツアー・農漁村体験21.3%

○国内旅行者も増加傾向



これら旅行者のため、我が国を代表する景勝地である国立公園における施設の整備と既設の施設を含めた施設の活用が重要

## 事業の概要

国立公園の保護及び利用上重要な一定のまとまりある地域を対象に、重点的な施設の整備と運営管理の抜本的な向上を図り、自然資源を活かした観光の促進と地域の活性化に資する。

### 重点的な施設の整備

- ◆地域特性や利用者ニーズに合った利用者のための施設の整備
- ◆自然資源を維持するための生態系再生・維持・回復施設の整備

### 運営管理の充実

- 施設を安全・適切に利用するための点検・修繕等の着実な実施
- 施設における自然体験活動の充実等の施設の十分な活用

地域の自然資源や施設の潜在的な価値、機能を最大限に活用

地方における観光の促進と地域の活性化に寄与

事業実施イメージ:

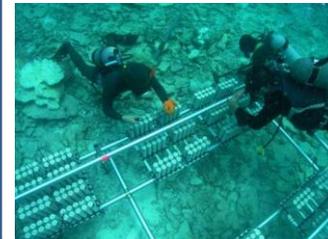
慶良間諸島(H25年度国立公園指定予定)



利用施設(遊歩道)の整備



多言語対応の情報提供施設の整備



自然資源(サンゴ)の再生・維持



活動施設の活用

自然環境局総務課ふれあい推進室、自然環境計画課  
国立公園課、自然環境整備担当参事官室

## 1. 事業の概要

日本には、亜熱帯から亜寒帯、原生的な自然から里地里山や里海まで、多種多様な自然環境が存在する。その優れた自然の風景や生物多様性、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しており、国内はもとより訪日外国人の関心も高い。そのため、国立公園等における訪日外国人への対応を強化し旅行客の増加を図るとともに、自然資源を活かした観光の促進と地域の活性化に寄与する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）国立公園の地域自然資源活用重点整備運営事業

平成25年度上半期において、訪日外国人旅行客は前年比23%増と大幅に増加している上、これらの訪日外国人旅行客は日本の自然や景勝地に大きな関心を有している。こうした大きな変化に対応するため、多くの訪日外国人が来訪する我が国を代表する景勝地である国立公園において、外国語併記の標識の改善、ビジターセンターでの外国語による窓口対応やパネル等展示施設の整備等、訪日外国人への対応を抜本的に強化するとともに、対象となる優れた自然資源を維持するための施設の整備を実施する。

### （2）国定公園等の自然環境整備交付金事業

訪日外国人が来訪する国定公園等において、地方公共団体が実施する訪日外国人対応のための多言語標識の整備等訪日外国人の利用に資する整備に対して総事業費の45%を自然環境整備交付金により支援。

### （3）日本の自然の魅力を活かした訪日外国人旅行者の利用促進事業

外国人向け自然の魅力を体感するツアーを実施し検証するとともに自然の魅力をふんだんに含めた外国人目線でのWeb発信を強化。

## 3. 施策の効果

公園等施設の安全性、機能の維持・改善、情報の発信を図ることにより、年間約6億人に及ぶ国立・国定公園の利用環境が一層充実し、訪日外国人の増加をはじめ、地域の観光振興・活性化等への効果が見込まれる。

また、企業等への請負工事・業務発注により、事業実施期間中に延べ約1.3万人日の直接的な雇用創出及び資材調達等に伴う間接的な経済効果が見込まれる。

# 外国人観光客向けプロモーションと国立公園等国際化整備

平成25年度  
補正予算額  
1,200百万円

## 日本には外国人旅行者を惹きつける豊かな自然が多数存在

政府は、観光立国実現に向けたアクション・プログラムを定め（H25.6.11観光立国推進閣僚会議）、**訪日外国人旅行者**を現行の1,000万人から**2,000万人へさらなる上積みを目指し**ている。

訪日外国人旅行者が平成25年度上半期において、前年比23%増と大幅増加している上、これらの旅行者は日本の自然や景勝地に大きな関心を有している。

2020年の**東京オリンピック開催が決定**し、日本の注目度が高まっている状況の中で受入れ環境の整備を積極的に実施する**好機**である。

訪日外国人旅行者に対して日本の自然の魅力に触れてもらうため、施設の整備やソフトメニューを強化

### 地域自然資源活用重点整備運営事業（公共） （国立公園等バリューアップ事業）

国立公園等において、外国語併記の標識の改善、ビジターセンターでの外国語による窓口対応やパネル等展示施設の整備等、**訪日外国人への対応を抜本的に強化**



情報発信による  
付加価値UP



有効な整備地  
の選択



情報発信による  
付加価値UP

自然の魅力満載外国人向けプログラム開発  
国立公園を世界に発信するWebの強化

外国人向けモニターツアーの実施・検証  
外国人目線でのWeb発信を強化



(H25当初予算事業)

訪日外国人旅行者の動向調査

訪日外国人旅行者のニーズを把握するため、国内での国立公園等の利用動向を調査



Webによる情報発信戦略の策定

外国人旅行者のニーズに応えた情報をWebを活用し、国内外への情報発信戦略を策定



国立公園等における外国人旅行者のニーズを考慮し重点的に整備していくことにより、さらなる外国人旅行者への訪問者数の増大が可能

# 地域自然資源活用重点整備運営事業 (国立公園等バリューアップ事業)

## 国立公園の地域自然資源活用重点整備運営事業

多くの訪日外国人が来訪する我が国を代表する景勝地である国立公園において、外国語併記の標識の改善やビジターセンターでの外国語による窓口対応やパネル等展示施設の整備等、訪日外国人への対応を抜本的に強化するとともに、対象となる優れた自然資源を維持するための施設の整備を実施する。



(案内標識の多言語表記)



(小笠原・グリーンアノール対策)



(公共施設の多言語表記) (情報提供施設での窓口対応強化)



## 国定公園等の自然環境整備交付金事業

国定公園等において、地方公共団体が実施する訪日外国人対応のための多言語標識の整備等訪日外国人の利用に資する整備に対して、総事業費の45%を自然環境整備交付金により支援する。



国立・国定公園の利用環境が一層充実し、訪日外国人の増加をはじめ、  
地域の観光振興・活性化に寄与

## 自然公園等事業費（公共）

7, 531百万円（8, 195百万円）

自然環境局 自然環境整備担当参事官室

### 1. 事業の必要性・概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国立公園等の整備を支援する。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### （1）国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

##### ①自然再生事業

湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）を推進。

##### ②集団施設地区等景観再生事業

国立公園の集団施設地区を中心とする地域において、景観の再生を図り、当該地域の活性化に資するため、老朽化施設の再整備や国有地内の廃墟の撤去をはじめとして、観光客が集まる地域にふさわしい施設とするための整備を実施。

##### ③人と自然が共生する国立公園重点整備事業

観光道路やロープウェイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺フィールドを対象に、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設の整備を実施。

##### ④生態系維持回復事業

シカの食害や外来種による駆逐等によって生態系への深刻な影響が生じるおそれのある国立公園において、生態系維持回復事業制度を活用し、損なわれつつある生態系の維持・回復のための整備を実施。

#### （2）国民公園等の直轄整備

皇居外苑、北の丸公園、新宿御苑、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設の整備を実施。

#### （3）国立公園等の交付金事業（交付率：45%、交付先：都道府県）

地方公共団体が行う国立公園等における事業について支援を実施。

### 3. 施策の効果

国立・国立公園等における自然環境の保全・再生及び国民の安全・安心な自然とのふれあいの場の整備を推進。

# 自然公園等事業費

平成26年度予算(案)額 7,531百万円(8,195百万円)

## 自然再生事業

(国指定鳥獣保護区保全事業含む)



自然生態系が消失、変容した箇所の自然環境の再生、修復を実施。

## 集団施設地区等景観再生事業



老朽化施設の再整備



修景のための整備

## 人と自然が共生する国立公園重点整備事業



山岳地等における生態系保全のための施設整備  
(環境配慮型トイレ、植生復元施設等)



安全・快適かつ適正な利用を促進するための施設整備  
(歩道、標識等)

## 生態系維持回復事業



生態系維持回復のための施設整備  
(防鹿柵等)

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進  
598百万円（240百万円）

水・大気環境局大気環境課

総務課環境管理技術室

1. 事業の必要性・概要

PM2.5及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が非常に低く、越境大気汚染の影響も懸念されており、国民の関心も高い。しかしながら、いずれも発生源が多種多様で生成機構も複雑なため、現象の解明が十分ではない。

そのため、モニタリングの充実、発生源・生成機構の把握などを行うとともに、シミュレーションモデルの高度化を図り、越境大気汚染の寄与解明や効果的な対策の検討に繋げていく。

また、都道府県等が実施しているPM2.5の注意喚起について、本年2月に専門委員会が取りまとめた暫定指針の妥当性を評価するとともに、必要に応じて指針値や運用方法の見直し等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

調 査 項 目	H26	H27	H28
(1)モニタリングの充実			→
(2)発生源の把握・生成機構の解明			
・排出インベントリ及び発生源プロフィールの作成（自動車由来の発生源については（5）に記載）			→
・二次生成粒子の挙動解明			→
・発生源寄与割合の把握			→
(3)シミュレーションモデルの高度化			→
(4)効果的な対策の検討・実施			
・PM2.5注意喚起指針の運用改善			→
・PM2.5対策の検討			
・光化学オキシダント対策の検討			→
(5)自動車に起因するPM2.5等の排出量調査			
・ガソリン車の排出原単位の設定	→		
・ディーゼル車のハイエミッタ係数設定		→	
・ディーゼル車のハイエミッタ出現率設定	→		
・エバポレーション量の推計			→
・自動車使用実態調査			→

### 3. 施策の効果

PM2.5 対策及び光化学オキシダント対策の実施により環境中の濃度を低減させることにより、環境基準達成率が向上するとともに、光化学オキシダント注意報の発令日数も減少し、国民の健康の保護と生活環境の保全に資する。

# 微小粒子状物質 (PM2.5) 及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進

平成26年度予算(案)額 598百万円(240百万円)

## モニタリングの充実

- 自治体による常時監視実施
- 国設局でのモニタリング実施
- PM2.5自動測定機の重点的整備 <民間>
- 目標未達の自治体へ早急な常時監視体制整備を要請

- 光化学オキシダントの精度管理体制の構築・運用管理 <民間>
- PM2.5の前駆物質である揮発性有機化合物(VOC)モニタリング調査 <民間>

<> は支出予定先を表す

光化学オキシダント対策の調査・検討 <民間>

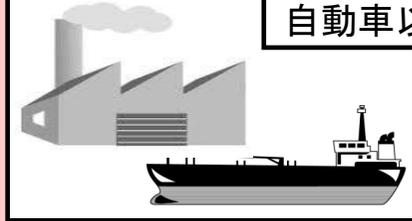
PM2.5注意喚起の暫定指針の運用状況調査 <民間>

評価、運用の改善

## 国内の発生源情報の把握

国内排出インベントリ等の整備

自動車以外



<民間>

自動車



<民間>

発生源寄与の把握 <民間>

生成機構の解明

二次生成粒子の挙動解明 <民間>

シミュレーションモデルの高度化

国内発生源・越境寄与の解明及び国内対策検討のためのモデル高度化 <民間>

総合的対策の推進

環境基準達成に向けた対策検討

国民への情報提供

1. 事業の必要性・概要

我が国における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント等の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策については、工場・事業場に設置された固定発生源、自動車等からの排出削減対策を積極的に講じてきているものの、これら対策による効果が得られず、依然として深刻な状況が続いている。

今後、大気汚染の状況を踏まえ、有効な大気汚染の原因物質の排出抑制対策を講じていくためには、対策の検討のために必要な基本情報となる固定発生源から排出される大気汚染物質の排出量を的確に把握していく必要がある。

また、平成 25 年度に改正された大気汚染防止法（以下、改正大防法）に基づく、建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策について、その実効性を確実なものにするため、施行の状況を調査及び検討するとともに、改正大防法を広く国民、事業者にも周知する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

	H24	H25	H26	H27	H28
大気汚染防止法施行状況調査					→
建築物の解体等における石綿の飛散防止対策検討調査			→		→
非常用発電施設稼働時の大気環境への影響調査			→		
大気汚染物質排出量総合調査	調査	集計		調査	集計

3. 施策の効果

大気汚染物質の排出量等を的確に把握することで、適切な大気汚染防止施策を実施できるようになり、良好な大気環境の維持が図られる。

また、事業者等における建築物等の解体等作業の適正実施の意識が向上し、建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止が一層図られる。

# 大気汚染防止規制等対策推進費

平成26年度予算(案)額 18百万円(7百万円)

## 大気汚染防止法施行状況調査

地方自治体(158)(H25.4.1現在)  
【対象施設】ばい煙発生施設、  
揮発性有機化合物排出施設、  
一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、  
特定粉じん排出作業

ばい煙発生施設等の届出状況

規制事務の実施状況

## 大気汚染物質排出量総合調査

【調査対象施設】(H25.4.1現在)  
ばい煙発生施設(約22万)  
(工場・事業者 約9万)

大気汚染物質の排出量調査

SOx

NOx

ばいじん

毎年

平成27年度実施  
平成28年度集計

3年毎

環境省

良好な大気  
環境の維持

大気環境行政推進のための基礎情報

NO<sub>2</sub>、SPM、  
光化学オキシ  
ダント等対策

大気汚染物質の排出量等を的確に把握

大気汚染防止施策の実施

## 石綿の飛散防止対策の更なる強化

目的: 建築物等の解体等作業時の石綿の飛散事例が散見されることや、地方公共団体からの現行制度の更なる強化の要望を踏まえ、現行制度の見直しを行い、石綿の飛散防止対策を更に推進する。

### 事業内容

#### ○ 改正大防法の施行状況に関する調査・検討

平成25年度に改正された大気汚染防止法(以下、改正法)に基づく建築物等の石綿の事前調査、石綿除去作業中の大気濃度調査、石綿除去作業完了後の検査等について、モデル事業として1地方公共団体における実態調査を行い、調査結果を検討会において検証・評価を行う。

#### ○ 改正法の国民、事業者等への周知

改正法を周知するための資料作成及び技術講習会の開催等を行う。

### 効果・目標

≫ 改正制度の運用状況を把握し、制度上の課題についての検証に資する。

≫ 改正法を広く周知することによって、効果的・効率的な制度運用を図る。



これらにより、改正制度における課題及びその対策が明確化されるとともに、事業者等における建築物等の解体等作業の適正実施の意識が向上し、建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止が一層図られる。

## 非常用発電施設稼働時の大気環境への影響調査

### 事業内容

下記措置の評価・検討の資料とするため、非常用発電施設稼働時における大気環境への影響を調査



### 規制改革実施計画

平成25年6月14日閣議決定

#### ○エネルギー環境分野

##### ・エネルギー供給・流通構造のレジリエンス

常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和

常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。

実施時期：平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置

## 1. 事業の必要性・概要

我が国の大気汚染の状況については、自動車排出ガス規制の強化等、種々の大気汚染防止対策が講じられ、改善傾向にあるものの、大都市市域の一部等においては、環境基準が達成されていない測定局がある。一方、公定サイクルを外れた走行条件や実使用条件において排出ガスが増大する事例も報告されており、今後も引き続き排出ガス規制の強化を検討する必要がある。また、微小粒子状物質（PM2.5）よりも粒子径の小さいナノ粒子や未規制物質についても、排出実態を把握し、必要に応じ対策を検討する必要がある。

自動車交通騒音についても、環境基準の達成状況は概ね横ばいの傾向であり、苦情も後を絶たない状況であるため、自動車単体への騒音規制の強化を検討する必要がある。

本事業では、以下のとおり自動車排出ガス低減対策及び騒音対策に係る実態調査を実施し、今後の規制の強化等について、その効果の評価等を踏まえ、検討を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ①自動車次期排出ガス規制策定費

- ・ 最新規制適合車の排出ガス量原単位及び実使用環境下での排出ガス量について調査するとともに、各車種の寄与度、対策を実施した場合の効果等を算定し、各車種の排出ガス規制強化について検討を行う。
- ・ また、エンジンの電子制御化により、実走行を含む公定試験モード外の走行において燃費を改善する反面、排出ガスを増大させる車両が出現する可能性もあるため、実使用環境下での排出ガス量の実態調査を強化する。

### ②交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査費

- ・ 平成22年より開始されたマフラー性能等確認制度について、使用実態により近い試験条件で評価することを目的とした新車の騒音試験法見直しに併せ、マフラー性能等確認試験として行う加速走行騒音試験法の見直しや、更なる騒音対策強化のために、交換用マフラーの実態把握及び交換前車両の騒音値との相対値による規制を含む規制値の検討を行う。
- ・ また、見直された二輪車の新車の騒音試験法については、試験条件とは異なるエンジン回転数で不適当に騒音レベルを増大させる制御を排除する追加騒音規定(ASEP)が定められており、現在、検討中の四輪車の新車騒音試験法においてもASEPが導入される見込みとなっている。四輪車のASEPは、二輪車のASEPと比較して工数が多くかかる規定であり、また測定結果の評価方法が複数あることから、新たな試験法の妥当性やこれによる影響等の実態把握を行う必要がある。

③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定

- ・ 自動車排出ガスのうち、PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づき、自動車からの未規制化学物質排出量の実態調査を行う。
- ・ また、粒子の重量ベースによる規制は技術的課題があるため、今後欧州においても導入している粒子数に着目した規制手法を検討する。
- ・ さらに、高度な排出ガス低減技術が導入された最新規制適合のディーゼル車にバイオ燃料を使用すると、排出ガス低減性能に影響を及ぼす可能性があり、その影響を把握し、バイオディーゼルに係る排出ガス許容限度及び燃料性状許容限度を検討する。

④NOx 後処理装置の使用過程での性能確保対策策定

- ・ 使用過程の尿素 SCR システム搭載新長期規制適合車において、システムの性能劣化により、排出ガス量が大幅に増加することが確認されたため、使用過程における尿素 SCR システムの劣化メカニズムを解明する調査を実施し、その結果を踏まえて使用過程での耐久性・信頼性確保のための措置を検討する。

	25 年度	26 年度	27 年度
自動車次期排出ガス規制策定費			
・ 原単位調査	→		
・ 実使用環境下における排出ガス実態調査	→		
交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査費			
・ 交換用マフラー騒音性能等調査（二輪）		→	
・ 交換用マフラー騒音性能等調査（四輪）		→	
自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定			
・ 自動車からの未規制物質対策関係	→		
・ 自動車からのナノ粒子対策関係	→		
・ バイオ燃料使用時未規制物質対策関係	→		
NOx 後処理装置の使用過程での性能確保対策策定			
・ 劣化メカニズムの解明	→		
・ 後処理装置の性能確保対策の検討		→	

3. 施策の効果

- ・ 実使用環境を考慮した自動車排出ガス・騒音対策等、現行自動車排出ガス・騒音規制強化
- ・ 尿素 SCR 搭載新長期規制適合車への対策や交換用マフラー対策等、使用過程における自動車排出ガス・騒音の低減
- ・ 大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討

# 自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費 (自動車に起因するPM2.5等の排出量調査を除く)

平成26年度予算(案)額 80百万円(79百万円)

## 現状・課題

- 自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況  
NOx(自排局):99%、騒音(幹線道路):86.8%(H23年度)
- 排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入により排出ガスの性状が変化し、未規制物質が増加する懸念

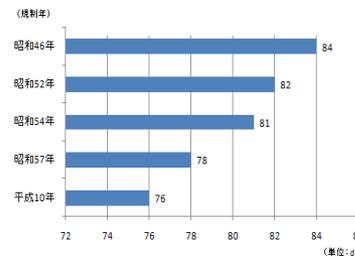
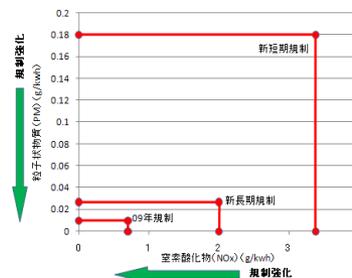


図:ディーゼル重量車規制の推移

図:乗用車の加速騒音規制の推移

## 事業の概要

### ①自動車次期排出ガス規制策定

- 実使用環境下における排出ガス原単位、大気汚染寄与度・規制による低減効果の調査、次期排出ガス規制の検討

### ②交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査

- 新たな加速走行騒音試験法による交換用マフラーの実態調査及び試験法の見直しの検討
- 交換前車両の騒音値との相対値による規制を含む規制値の検討

### ③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析

- PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質調査、排出ガス後処理装置導入に伴うN2O等調査
- PM个数・成分等調査、粒子数による測定方法の検証
- バイオディーゼル使用時排出ガス調査

### ④NOx後処理装置の使用過程での性能確保対策策定

- 尿素SCR搭載新長期適合車の後処理装置の検証、劣化原因の究明
- 性能確保対策の検討

## 効果

- 実使用環境を考慮した自動車排出ガス・騒音対策等、現行自動車排出ガス・騒音規制強化
- 尿素SCR搭載新長期規制適合車への対策や交換用マフラー対策等、使用過程における自動車排出ガス・騒音の低減
- 大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討

更なる排出ガス・騒音の低減・環境基準の達成

## 1. 事業の必要性・概要

自動車等の移動発生源について、現行制度の下での排出ガス対策を着実に推進するとともに、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車 NOx・PM 法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことにより、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効率的な削減を図る。

自動車については、平成 23 年 3 月に自動車 NOx・PM 法の基本方針の変更に伴い設定された新たな目標「平成 32 年度までに対策地域における環境基準の確保」の達成に向けて、自動車大気環境汚染対策を引き続き推進していく。

オフロード車については、規制効果の検証のフォローアップや、地域主権大綱に基づく立入検査体制の見直しを踏まえた検討を実施する。また、平成 23 年の PM 規制強化に続く同 26 年の NOx 規制強化に適正に対応するため、技術課題の検討や、情報管理システムの保守を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指す。

船舶・航空機については、我が国における船舶・航空機からの NOx、SOx、PM 等排出ガスの影響を実測データから推計し、現在及び将来の規制による効果の検証及び環境影響の調査・検討を行う。

## 2. 事業計画（業務内容）

項 目	H25	H26	H27
① 自動車大気汚染対策等推進事業			
ア 自動車大気汚染対策等推進費			→
イ 局地汚染対策推進費			→
② オフロード特殊自動車排出ガス対策推進事業			
ア 効果検証/法令改正フォローアップ			→
イ 規制強化に係る技術課題等対応検討（含広報）			→
ウ 立入検査等権限付与準備			→
エ 情報管理システム及びサーバの保守			→
③ 船舶・航空機排出ガス対策検討調査			
ア 欧米の研究及び国際動向調査			→
イ 実測調査及び排出インベントリ作成			→
ウ シミュレーション手法の確立			→

### 3. 施策の効果

二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準の達成、併せて関連する対策の推進により、移動発生源からの温室効果ガス削減を図る。

# 自動車NOx・PM法にかかる大気汚染対策

## 自動車NOx・PM法（平成13年制定 平成19年改正）

- ・国が総量削減基本方針を策定（目標：「平成22年度までに環境基準のおおむね達成」）
- ・都府県が総量削減計画を策定
- ・平成19年改正法附則第2条「目標の達成状況に応じ、法の規定に検討を加え、必要な措置を講ずる」

平成26年度予算(案)額：162百万円(163百万円)  
支出先：地方公共団体、民間団体等

基本方針・計画の目標年次であり見直しが必要

平成22年7月  
中央環境審議会に諮問

自動車排出ガス総合対策  
小委員会の設置

自動車大気環境汚染対策の次期枠組みについて検討（法・基本方針の見直し）

平成23年3月 総量削減基本方針の変更

＜新目標＞「平成27年度までにすべての常時測定局において環境基準を達成」  
「平成32年度までに対策地域において環境基準を確保」

中央環境審議会答申

ア. 自動車大気汚染対策等推進

総合対策の推進

- ・削減計画の進行管理（地方委託）
- ・簡易測定の実施
- ・自動車走行実態調査
- ・環境対応車等の普及促進

イ. 局地汚染対策推進

局地対策の推進

- ・汚染原因の解明、効果的な対策の検討
- ・パートナーシップを活かした取組の推進

データ、  
情報を活用

- ・平成32年度に向けて、現存の測定局以外における評価手法の検討が必要
- ・PM2.5やOxを含め、測定評価手法について総合的に検討

データ、  
情報を活用

平成27年度 測定局における環境基準達成の確認

対策地域全域での評価、分析 ⇒ 取組推進

平成32年度 対策地域において環境基準を確保

～H22  
年度

～H24  
年度

H25  
年度～

H28  
年度～

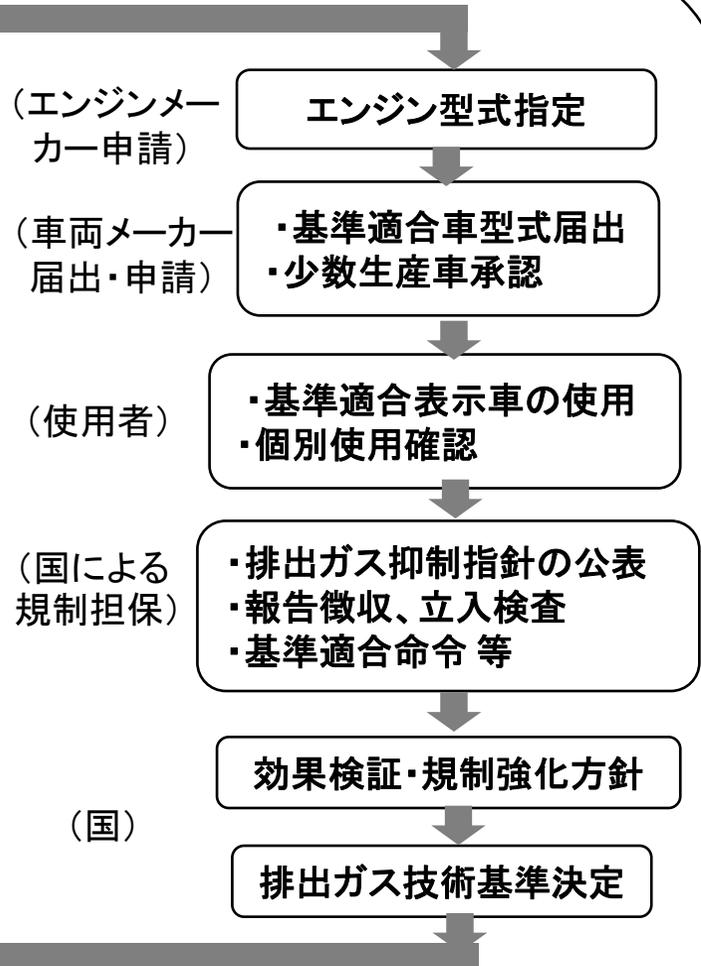
# 自動車等大気環境総合対策費 オフロード特殊自動車排出ガス対策推進事業

平成26年度予算(案)額：36百万円（41百万円）

支出先：民間団体等

## 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」 (オフロード法) H18.4～

### 【規制の枠組み】



### 【課題】

(中環審第9次・第11次答申)対応

→排出ガス規制2段階強化

OH23～H25

・PM約9割削減

OH26～H28

・NOx約9割削減

・オパシメータ基準値導入

・ブローバイ・ガス還元装置義務づけ 等

オパシメータとは・・・

従来の黒煙汚染度の測定では、ろ紙を用いて測定していたが、オパシメータでは排気ガスの光の透過度を計測。従来は測定が困難な可溶有機成分(SOF)も含めた評価が可能に。

(例)



### 【課題】

(地域主権大綱アクション・プラン)対応

→地方公共団体への立入検査権等付与

### 【課題】

・規制強化に伴う申請増

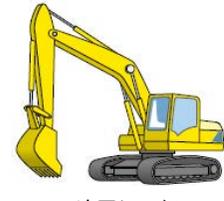
・審査内容の複雑化

→事務処理効率化が必要

(オフロード車の例)



フォークリフト



油圧ショベル



普通型コンバイン

## ○規制強化への対応

【対応】『規制強化に係る技術課題検討』

- ・PM・NOx等規制強化に関する技術課題対応検討
- ・オパシメータ導入対応検討  
(立入検査技術の習得等)

【対応】『監視体制強化に必要な事項整備』

- ・地方公共団体への権限付与への対応

## ○届出・審査業務の効率化

【対応】『情報管理システム改修』  
システム+サーバー保守

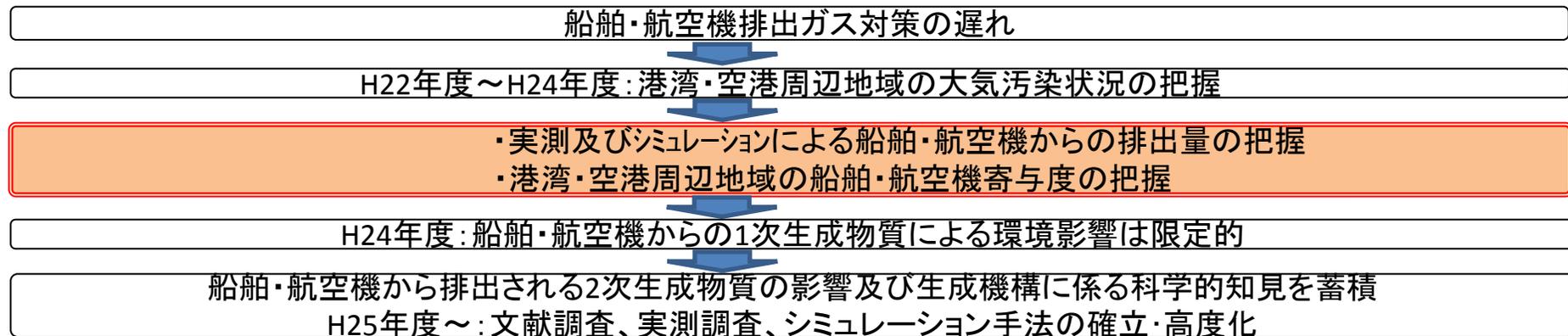
## 船舶・航空機排出ガス対策検討調査

平成26年度予算(案)額:9百万円(8百万円)  
支出先:民間団体等

- 船舶・航空機の排出ガス対策
- ① 国際的な枠組みの中で議論
  - ② 今後も規制強化、規制対象拡大の見込み

		 船舶	 航空機
国際機関		IMO(国際海事機関)	ICAO(国際民間航空機関)
排出ガス 規制	国際条約	MARPOL条約附属書VI	国際民間航空条約附属書16
	国内法	海防法	航空法
最近の 規制動向		NO <sub>x</sub> ・SO <sub>x</sub> 等の排出基準強化(H20 IMO採択、段階的に発効) ・H23.1 NO <sub>x</sub> 2次規制(一般海域) ・H24.1 SO <sub>x</sub> 規制強化(一般海域) ・H24.1 PM等規制検討(北極圏) ・H27末 NO <sub>x</sub> 3次規制(指定海域)	NO <sub>x</sub> の排出基準強化(H21 ICAO採択、H25末発効) PMの排出基準を検討中 ・H22 不揮発性PM基準の導入を合意 ・H25予定 認証要件の合意 ・H26予定 PM排出基準の合意

## ○経緯



## ○スケジュール

	船舶	航空機
H24	港湾周辺での実測調査	空港周辺でのシミュレーション
H25	欧米の研究及びIMO動向調査	空港周辺での実測調査
H26	実測調査、排出インベントリ作成	欧米の研究及びICAO動向調査
H27	シミュレーション手法の確立・高度化	実測調査、排出インベントリ作成
H28		シミュレーション手法の確立・高度化

## 1. 事業の必要性・概要

騒音振動悪臭の改善に向け、騒音規制法・振動規制法の見直し、低周波音対策や鉄道騒音対策を推進するとともに、その効果の把握・実効性を担保するため環境基準や悪臭対策専門家の養成等の検討にも着手する。また、暑熱環境の悪化に伴う熱中症患者の増加に対応するため、暑さ指数（WBGT）の予測精度向上等の機能強化を図る。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ①騒音規制法、振動規制法及び環境基準の見直し

現行規制では、建設現場での作業ごとの規制となっているが、トラックの荷下ろし音等の未規制の作業を含めた建設作業場単位での規制に見直す。併せて鉄道騒音対策のため環境基準の見直しを検討する。

### ②臭気判定士制度等を含めた、悪臭防止法の抜本的な見直し

悪臭対策には公害防止管理者に類する制度がない等のため、臭気判定士制度の活用の可能性を含めた悪臭対策専門家養成の検討を行う。また、同じ気体について異なる測定手法を用いているため、手法統一化の検討を今年度から行っており、引き続き比較実験・実証実験等を行う。併せて、悪臭防止法の規制方式について、都市・生活型の悪臭対策に有効な臭気指数規制を原則とすべく、法改正を視野に入れた地方公共団体での現状把握調査を行う。

### ③熱中症情報（暑さ指数）の提供

これまで観測機器が設置されていなかった札幌・仙台・鹿児島に新たに観測機器を設置し、当該地方周辺の暑さ指数の予測精度向上を図る。

## 3. 施策の効果

### ①建設作業の騒音振動苦情を減らす。

（参考：23年度建設作業苦情件数 騒音 5,206件、全苦情件数の32.7%  
振動 2,046件、全苦情件数の63.5%）

### ②悪臭対策専門家の養成検討などを行うことにより、悪臭苦情をまずは過去最も少ない9,972件（平成5年）を下回る件数まで減少させることを目指す。

（参考：23年度苦情件数 14,569）

### ③「ヒートアイランド対策大綱」に基づき、都市部の街区レベルでの暑熱環境を緩和し、熱中症等の人への健康影響の低減を目指す。

# 騒音等の生活環境の改善に向けた取組の推進事業

## 事業の必要性・概要

平成26年度予算(案)額 96百万円(104百万円)

- ・騒音規制法・振動規制法の見直し、低周波音対策や鉄道騒音対策を推進するとともに、その効果の把握・実効性を担保するため環境基準や臭気指数の測定手法統一等の検討に着手。
- ・暑熱環境の悪化に伴う熱中症患者の増加に対応するため、暑さ指数(WBGT)の予測精度向上等の機能強化。(政府において、7月を「熱中症予防強化月間」と定めた。)

## 事業計画(業務内容)

支出先: 民間事業者等

### (現場作業場への規制への移行)

建設作業ごと個別に規制から作業場全体での規制



現行法規制

改正イメージ

### (暑さ指数の予測精度の向上)

札幌・仙台・鹿児島に新たに観測機器を設置



WBGT観測機器

## 施策の効果

- ①建設作業の騒音振動の苦情を減らす。
- ②都市・生活型の悪臭対策に有効な臭気指数規制の導入を促進し、悪臭苦情をまずは平成5年を下回る件数まで減少させることを目指す。
- ③「ヒートアイランド対策大綱」に基づき、都市部の街区レベルでの暑熱環境を緩和し、熱中症等の人への健康影響の低減を目指す。

## 1. 事業の必要性・概要

国民の関心の高い環境と健康影響に関する情報のうち、きめ細かな提供が必要な以下の項目について、情報収集及び提供体制の充実を図る。

- (1) 熱中症による夏期の救急搬送者数は、平成22年度に急増して以降、平成23年度以降も4万人前後で推移していたが、平成25年度は約5万9千人となった。このため、より一層の対策の充実を図ることが必要であることから、自治体や施設等の担当者への講習会を開催し、熱中症の予防対処法を普及啓発する。また、引き続き、パンフレットやリーフレット等を印刷し熱中症予防・対処法の周知を実施するとともに、熱中症予防強化月間における官民連携した普及啓発活動を強化する。
- (2) 花粉症については、患者数が年々増加傾向にあることから、花粉症の発症・増悪の予防に資するため、花粉の飛散状況について国民に対して、地域に応じた正確な情報を提供する。併せて、大陸からの大気汚染物質が花粉症に与える影響についても実態を把握する調査を行う。
- (3) 黄砂による健康影響については、健康影響を示唆する報告もあるが、これまでのところ、明確な結論を導くことは困難であることから、健康影響の有無を確認するために調査を行うとともに、併せて、大陸からの大気汚染物質が黄砂による健康影響に与える影響について、実態を把握する調査を行い、これらの結果を広く国民に公表する。

## 2. 事業計画（業務内容）

- (1) 熱中症対策緊急推進事業 45百万円（37百万円）

平成24年度から、熱中症対策に係る自治体等担当者向け講習会を開催し、自治体等担当者や施設等の現場の担当者に対して、熱中症の予防対処法について普及啓発してきた。また、平成25年度からは7月を「熱中症予防強化月間」と定め、熱中症の予防対処法について国民一人一人に対してより一層の周知の徹底を図ったところである。

平成26年度は、熱中症対策に係る自治体等担当者向け講習会を継続して開催するとともに、一部の会場では、関係省庁による合同の講習会を実施することとする。また、引き続き、平成25年度に改訂するマニュアルやリーフレット等を印刷し、熱中症予防・対処法の周知を実施するとともに、熱中症予防強化月間において、官民連携した普及啓発活動を強

化し、熱中症の予防対処法についてさらなる周知を図ることとする。

(2) 花粉に関する影響評価事業 17百万円(17百万円)

花粉の飛散については、平成16年度から、予測を実施しているが、平成24年度から、飛散直前の最新の予測を利用できるよう公表を3回に増やしたところである。また、花粉症保健指導マニュアルを作成し、花粉症についての普及啓発を実施してきたが、平成25年度には最新の知見を反映させ、マニュアルを更新する。

平成26年度も引き続き、花粉の飛散予測を実施するとともに、保健指導マニュアルを配布し、普及啓発を実施していく。

また、平成16年度に環境省環境保健部で実施した調査では、大気汚染物質が花粉症に与える影響については、動物実験では花粉症を悪化させるというデータを得られたが、疫学研究では明確な結論は得られなかった。しかし、近年、PM2.5が花粉症を悪化させるという報告もあるなど、当時とは大気の状態や得られている知見も異なることから、PM2.5等の大気汚染物質が花粉症に与える影響について、情報を収集する。

(3) 黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する基礎調査

5百万円(6百万円)

平成25年度から、黄砂による小児の呼吸器疾患に対する影響についての疫学研究を試験的に実施しているが、平成26年度以降は、この疫学研究の対象者の規模を拡大させることとする。また、循環器疾患を対象とした調査研究、黄砂の成分による健康影響の違いに関する調査研究、地域住民のレセプトデータを用いた黄砂による健康影響に関する調査研究について検討を実施する。

3. 施策の効果

- (1) 熱中症の予防対処法について、国民への普及啓発を強化することにより、熱中症による被害を減少させることに資する。
- (2) 花粉症に関する正確な情報を提供することにより、花粉症の発症や症状の増悪を予防することに資する。
- (3) 黄砂による健康影響についての情報を収集することで、黄砂の健康影響に関する正確な情報を提供することに資する。

# 熱中症対策緊急推進事業

平成26年度予算(案)額 45百万円(37百万円)

支出予定先 民間団体等

## (熱中症予防強化月間)

国民一人一人に対して熱中症についての正しい知識を周知することが必要であり、より一層の周知の効果을上げる一つの方法として、特に、熱中症の発生が急増する7月に着目し、平成25年度から同月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民の関心を得やすい形で、多くの関係者が集中的に周知等を行っていくこととした。

→来年度も熱中症予防強化月間において、集中的な熱中症予防のための声かけを実施する必要がある。

## (熱中症にかかる指導者養成事業)

- 各自治体が熱中症対策を進める際、指導者として中心に対応できる者を養成
- 最新の知見、データ等を情報共有し、各地域における対策に活用
- 発生状況に応じた対策、予防策についての情報提供



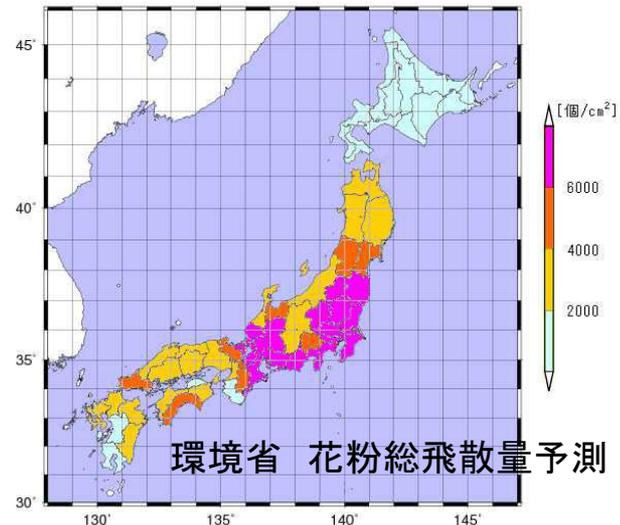
国民一人一人の熱中予防についての意識の向上とともに、地域の特性や状況に応じた対策を推進することにより、熱中症による被害者を減少させる。

# 大気汚染物質等健康影響評価事業

## 花粉に関する影響評価事業

平成26年度予算(案)額 17百万円 (17百万円)  
支出予定先 民間団体等

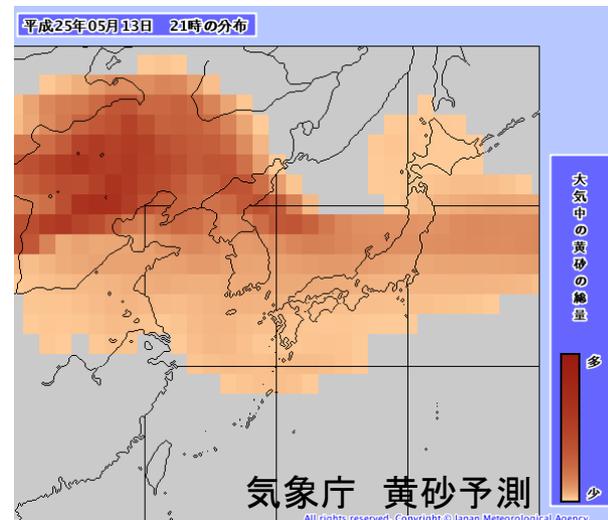
- スギ・ヒノキ科花粉飛散の長期予測の実施  
花粉総飛散量、花粉飛散開始時期、花粉飛散終息時期等の花粉飛散に関する予測を実施する。
- 花粉症及び花粉動態等に係る実態等調査  
花粉症と大気汚染物質等の環境要因の関係について情報を収集する。
- 花粉症に関する情報提供  
花粉症環境保健マニュアルを用いて、情報提供を行う。



## 黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する基礎調査

平成26年度予算(案)額 5百万円(6百万円)  
支出予定先 民間団体等

- 黄砂による健康影響に関する調査研究
  - ・黄砂による小児の呼吸器疾患に対する影響についての疫学研究を規模を拡大して実施する。
  - ・黄砂による循環器疾患への影響に関する疫学研究について検討する。
  - ・黄砂の成分による健康影響の違いに関する調査研究について検討する。
  - ・地域住民のレセプトデータを用いた、黄砂による健康影響に関する調査研究について検討する。



(新) 海底下CCS審査のための海洋環境把握等調査事業

230百万円(0百万円)

水・大気環境局水環境課海洋環境室

1. 事業の必要性・概要

経済産業省が実施する苫小牧沖の海底下への二酸化炭素回収・貯留(CCS)実証試験が平成28年度より予定されている。この実証試験に対し、環境省が海洋汚染防止法に基づいた適切な許可承認等を行うために、審査当局として判断に必要な苫小牧沖の海水の化学的性状や生態系の把握を行う。また、海底から二酸化炭素が漏出した際に迅速に漏出を検知するため、漏出を検知する技術の開発及び地中での二酸化炭素の挙動の把握を行う。

2. 事業計画(業務内容)

平成26年度から平成27年度かけ、以下を実施する。

- ① 実証実験が行われる苫小牧沖において、海水の炭素系項目の化学的性状調査と生態系把握調査を四季を通じて実施し、これらの項目の季節変動及び年変動を把握する。
- ② トレーサ等の二酸化炭素漏出検知技術の検討を行うために二酸化炭素の地中での挙動に関する知見の収集を行い、適切なトレーサ物質の選定のための検討を行う。同時に二酸化炭素の地中の挙動を把握するための物理探査技術(主に電磁波探査や音響探査など)の検討を行い、二酸化炭素が海底で自然湧出している海域で現地調査を実施する。

3. 施策の効果

当該事業により、海底下CCS事業において、二酸化炭素の漏出を確実に検知し、海洋環境に影響を与える可能性を小さくする。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 東日本大震災以降、石炭、石油火力発電の増加に伴い、CO2排出量が増加している。このような状況の下、CO2排出量を低減するひとつの方法として、二酸化炭素海底下貯留(海底下CCS)が着目されている。
- 経済産業省は、平成28年度より北海道苫小牧沖において、実証実験としてCO2の貯留を予定。
- 海底下CCSは貯留されたCO2が漏出した場合に、海洋環境に影響を与えるため、それを確実に検知することが重要。
- 現行制度では、海底下CCS事業者は貯留された二酸化炭素をモニタリングすることとされており、漏出の恐れがあると判断される場合には、事業者により詳細な監視(懸念時監視)が義務づけられている。
- しかし、懸念時監視に移行する基準は、事業者による1年間の海洋環境調査結果に基づき、事業者によって決められるため、海水や生態系の状態の年変動が考慮されない基準とされることが懸念される。
- そのため、本事業においては、海底下CCSの実証実験が予定される海域において、海水の化学的性状及び生態系把握調査を、CO2の貯留開始前に経年で実施することにより、適切な懸念時監視に移行する基準の設定方法について整理する。
- 加えて、海底下CCS事業において、トレーサー等によるCO2漏出を検知するための技術の検討を行う。

### 事業概要

#### (1) 海底下CCSに係る適切な懸念時監視の基準設定のための海洋環境把握

(平成26年度 175百万円)

苫小牧沖において、海水の化学的性状及び生態系把握調査を2年間実施

#### (2) 海底下CCSに係るCO2漏出検知技術の検討

(平成26年度 55百万円)

トレーサー(※)等の漏出検知技術の検討を実施  
(※)二酸化炭素の流れを把握するための微量の添加物

### 事業スキーム

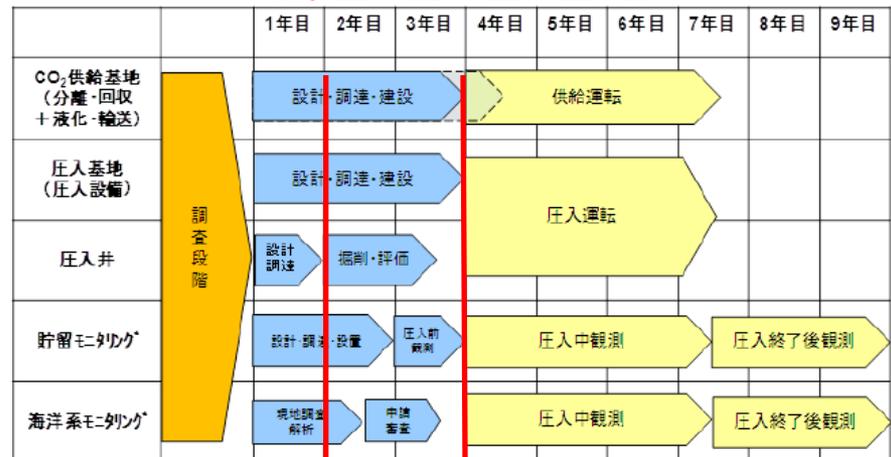
委託対象：民間団体、  
実施期間：2年間(26年度～27年度)

### 期待される効果

当該事業により、海底下CCS事業において、CO2漏出を確実に検知し、海洋環境に影響を与える可能性を小さくする。

### イメージ

経済産業省 苫小牧実証実験スケジュール  
H25 H26 H27 H28 H29 H30



環境省  
事業期間  
(2年間)



## （新）沿岸域環境改善技術評価事業

13百万円（0百万円）

水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

### 1. 事業の必要性・概要

海洋環境、特に閉鎖性海域における沿岸域の環境改善には、底質環境の改善など、海域の直接浄化が必要である。海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）には、流入負荷の削減による海域環境改善の継続に加え、海域の直接浄化も必要である旨が記載されている。

海域の直接浄化等には多大なエネルギーとコストが必要となるが、近年、民間事業者や研究機関等により効率的な環境改善技術や排水処理技術の研究開発が進んでおり、すでに実績を有するものも含め非常に多くの技術等が提案されている。

このため、既に実用化されている沿岸域環境改善技術等について調査し環境改善効果だけでなく、エネルギー面も含めた総合的な環境評価指標により評価することで、効果的・効率的な沿岸域の環境改善を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

- （1）民間事業者が持つ環境改善技術等に関する情報を収集するとともに、環境改善効果やエネルギー消費効率等の総合的観点から評価指標を策定し、その指標により環境改善技術等の評価を行う。
- （2）高い評価が得られた環境改善技術について、実際のフィールドにおける実現可能性を調査するため、小規模な実証試験を実施するとともに類似事業の実施状況等を把握し、エネルギー使用量削減効果やコスト削減効果等を試算する。

### 3. 施策の効果

海域の環境改善技術を総合的な環境評価指標で評価することで、効率的な技術選定の推進や環境改善活動の促進が期待できる。

また、技術開発を行う民間事業者等においては、地域や行政のニーズが把握できるとともに企業間競争が刺激されることで、さらなる技術開発の推進が期待できる。

## 背景・目的

- 沿岸域、特に閉鎖性海域の環境改善には、底質環境の改善や陸域からの汚濁負荷の低減が必要。海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定)に、流入負荷の削減の継続に加え、海域の直接浄化も必要である旨が記載。

「工場等事業場排水、畜産排水等の点源負荷対策に加え、…海域のヘドロ除去及び覆砂を実施」「汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進」

- 地域特性を活かしつつ、民間事業者等が持つ沿岸域環境改善技術を発掘し、評価を行う。

## 事業イメージ

- 海域の再生のためには貧酸素水塊への対策を含む直接的な改善が不可欠

技術のスクリーニング		評価指標			
		DO改善効果	使用エネルギー量	コスト	...
DO直接改善	エアレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤〇〇技術</li> <li>➤××技術</li> </ul>			
	鉛直混合				
底質改善	浚渫				
	耕耘				
	覆砂				
流れの創出	流況改善				
生物的改善	藻場造成				
	干潟造成				
	ベントス生息基盤造成				
	礫間接触構造の造成				

環境改善技術等に関する情報の収集・整理

総合的な環境評価指標による技術評価

高い評価が得られた技術について  
実証試験を実施

- 環境改善効果
- エネルギー使用量削減効果
- コスト削減効果等  
等を試算

H27以降

モデル事業の実施

- 技術の普及
  - (公共)事業実施省庁へ提供し、効率的な技術選定を推進
  - NPOや漁業団体等による里海づくり活動の促進
  - ニーズ把握、企業間競争刺激による技術開発の促進

## 放射性物質による水質汚濁状況の常時監視

(新) 公共用水域における放射性物質の常時監視経費

(新) 放射性物質による地下水の水質汚濁状況の常時監視に係る経費

公共用水域：74百万円（0百万円）

地下水：44百万円（0百万円）

水・大気環境局水環境課

水・大気環境局土壌環境課

地下水・地盤環境室

### 1. 事業の必要性・概要

従来、環境基本法では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置について、原子力基本法等の法律に対応を委ねていた。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質による環境汚染が生じたことを契機に、昨年環境基本法が改正され、放射性物質による環境汚染を防止するための措置も環境基本法の対象とされたところ。

これを踏まえ、水質汚濁防止法についても、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が放射性物質による公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視することとされた。

### 2. 事業計画（業務内容）

水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施する。

また、得られた結果について、専門家による評価を受ける。

### 3. 施策の効果

全国の水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を把握することにより、今後、原子力事故等が発生した際に、放射性物質による影響を確認するための判断基準となるバックグラウンドデータを得る。

# 放射性物質による水質汚濁状況の常時監視

- ・公共用水域における放射性物質の常時監視経費
- ・放射性物質による地下水の水質汚濁状況の常時監視に係る経費

平成26年度予算(案)額 公共用水域: 74百万円(0百万円)  
地下水: 44百万円(0百万円)

## 背景

- 東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質による環境汚染が生じたことを契機に、昨年環境基本法が改正され、放射性物質による環境汚染を防止するための措置も環境基本法の対象とされたところ。
- これを踏まえ、水質汚濁防止法についても、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、改正水質汚濁防止法に基づき、環境大臣が放射性物質による公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視することとされた。

## 具体的内容

・水環境中の放射性物質による汚染状況を常時監視するため、国は、公共用水域及び地下水における水質等の放射性物質の測定を実施。

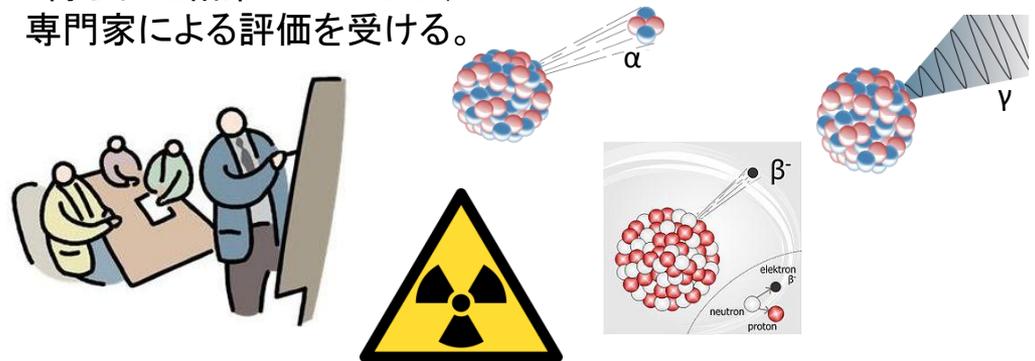


▲河川(水質)



▲地下水

・得られた結果については、専門家による評価を受ける。



◇請負事業(請負先:民間事業者)

水俣病総合対策関係経費等	14,874百万円(14,232百万円)
【25年度補正】	534百万円

環境保健部企画課特殊疾病対策室

水俣病発生地域環境福祉推進室

## 1. 事業の必要性・概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### (1) 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- ① 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ② 水俣病被害者等手当支給等事業
- ③ 健康管理事業

### (2) 医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- ④ 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- ⑤ 環境と経済が一体となった新しい地域づくりを推進する事業等

### (3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・公害医療研究事業
- ・水俣病検診機器整備事業
- ・水俣病国際貢献推進事業
- ・チッソ(株)に対する支援措置

## 3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

# 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する 特別措置法に基づく取り組みについて

## 特別措置法の概要

### 1. 救済及び解決の原則

- ①認定患者に対する確実な補償
- ②救済を受けるべき人々のあとう限りの救済
- ③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

### 2. 救済措置の方針

- 政府は、救済措置の方針を策定・公表〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕
- 政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める〔療養費(国・県負担)〕

### 3. 解決に向けた取組

- ①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、
- ③紛争の解決、④新規認定等の終了

⇒ **救済を受けるべき方々を  
あとう限りすべて救済**

### 4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

### 5. その他の取組

- 地域振興 ●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等 ●調査研究

## 取り組みの概要

平成26年度予算(案)額:14,874百万円(14,232百万円)

平成25年度補正予算額:534百万円

支出予定先:地方公共団体

(補助率 8/10・1/2)

### 1. 水俣病被害者の救済のための措置

- ①医療事業対象者に対して医療費等を支給
- ②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
- ③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施 など

### 2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

(補助率 8/10)

- ①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
- ②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
- ③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承 など

### 3. その他

- ①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施 (補助率 1/2)
- ②チッソ(株)に対する支援 など (補助率 4/5)

**水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。**

「環境首都水俣」創造事業（水俣病総合対策関係経費等の一部）

253百万円（268百万円）

【25年度補正】

220百万円

環境保健部企画課

## 1. 事業の必要性・概要

水俣・芦北地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたこと等を教訓に、ごみの高度分別やリサイクルの取組など「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることにより市民の生活を豊かにしていこうと実践してきた。しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用の確保に関する取組の加速化が不可欠である。

また、平成25年10月に熊本・水俣で開催された水銀に関する水俣条約外交会議を契機に、「公害の被害からの環境再生」のシンボルとして知れ渡った水俣の魅力を一層高めることが求められる。

そのため、環境首都水俣アピール推進事業（平成25年度補正）と併せて、当該地域において、水俣病関連施設、環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然など地域の有形無形の環境資源を発展的に活用した「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」平成22年4月閣議決定）を目指し、関係地方公共団体が実施する以下の事業について支援する。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）ゼロカーボン産業団地創出等事業

市民協働の再生可能エネルギー事業を実施すること、環境産業を中心として地域企業の連携を進め地域企業の競争力の強化に結びつけること（経済界のもやい直し）など、水俣病発生地域において、地域の有形無形の環境資源を活用し、環境価値の向上等による地域経済・産業基盤の強化に資する事業について補助を行う。

### （2）地域の有形無形の環境資源を活用したエコツーリズムの振興

地域環境資源を活用した観光商品開発、地域の公共交通機関の利用者（水俣病被害者を含む。）の利便の向上（良好な利用環境の創出を含む。）その他の地域環境資源を活用した又は温室効果ガスの排出抑制等環境負荷の低減を講じつつ水俣病発生地域の観光の推進を図る事業に対して補助を行う。

### (3) 地域社会の絆の修復に資する「心豊かな公共空間」の実現

温室効果ガスの排出抑制等に資する集約型の都市構造の実現（それに伴う中心市街地活性化を含む。）を図るため、中心市街地等における水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点（一定の範囲の空間を含む。）を環境負荷の低減を講じつつ整備する事業に対して補助を行う。

### 3. 施策の効果

水俣・芦北地域は、地域に生じた軋轢等により、加速する人口減少・高齢化、厳しい経済環境にさらされている。詳細な分析（例：環境省が支援して作成した「水俣市平成 23 年度環境まちづくり推進事業概要報告書」）に基づいた本事業の実施を通じ、地域社会の絆の修復、地域の振興・雇用の確保等に一定の貢献をする。

また、水銀に関する水俣条約の採択と相まって、本事業の実施を通じて水俣の経験と再生を世界に対して効果的に発信する。

# 「環境首都水俣」創造事業

平成26年度予算(案)額 253百万円 (268百万円)

※平成25年度補正予算 (環境首都水俣アピール推進事業) のうち 220百万円

水俣病発生地域では、1956年の水俣病公式確認以来半世紀以上にわたり、地域社会にもたらされた不幸な亀裂等により疲弊し、経済情勢も悪化した。水俣病問題の解決のためには、地域社会地域の再生・融和、振興・雇用確保に関する取組の加速化が不可欠。

ごみの高度分別など長年の環境と「もやい直し」(絆の修復)の取組の蓄積を生かし、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」(水俣病特措法救済措置の方針:平成22年4月閣議決定)を実施し、「環境・生命文明社会」の創造に向けた先行事例を目指す。

## 環境価値の向上による経済基盤の強化

地域の環境資源を活用し、環境価値を向上させることによる振興策

- 市民協働の再エネ事業、環境ブランドの向上、環境大学院構想 など



## 心豊かな公共空間の構築

低炭素型都市構造に資する、水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点・空間を環境負荷の低減しつつ整備

- 駅、中心市街地、温泉街 など



環境を軸に地域の経済循環の改善を目指す

## 低炭素型観光の推進

不知火海沿岸の水俣病発生地域を縦断する鉄道の利便性向上、沿線の観光施設整備等によって、交流人口の増加を図る。

- 観光列車の導入、低炭素観光商品の開発等



水銀に関する水俣条約の採択も踏まえ、世界と直接つながり、世界の再生・復興モデルとして発信

環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）

175百万円（156百万円）

環境保健部企画課保健業務室

### 1. 事業の必要性・概要

環境保健サーベイランス調査は、過去の公害経験を踏まえ、昭和63年に公健法の第一種地域指定を解除した際の国会付帯決議に基づき、調査手法に関する検討を経て、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的、継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的として、平成8年度から毎年継続して調査を行っているものである。

過去の大気汚染が工場等の固定発生源の寄与が大きかったのに対し、近年は自動車等の移動発生源の寄与が大きくなっていることが指摘されている。

平成23年5月には、主要幹線道路等の局地的大気汚染の健康影響を調査した、そらプロジェクトの結果が公表され、そらプロジェクトで得られた知見を環境保健サーベイランスに最大限に活用することが課題とされた。また、平成21年9月に環境基準が告示されたPM2.5について、常時監視測定局の整備が進みつつあり、環境保健サーベイランス調査に取り入れることが課題となっている。

このような状況を踏まえ、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

平成26年度からは、環境保健サーベイランス調査において、局地的大気汚染を考慮するための技術的課題を検討するため、そらプロジェクトと重複していない地域の大気汚染濃度推計モデルを構築するとともに、現在観察している大気汚染物質にPM2.5を追加し解析・評価することの可能性を検討するため、PM2.5常時監視測定データを用いて背景濃度を推計する。

### 3. 施策の効果

環境保健サーベイランス調査において、局地的大気汚染を考慮した方法及びPM2.5を追加した方法に関する検討が加えられることにより、より精緻な観察が可能となる。

# 環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)

平成26年度予算(案)額 175百万円(156百万円)

## ○事業の概要

環境保健サーベイランス調査は、昭和63年の公害健康被害補償法改正(第一種地域指定解除)に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施しているが、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。

<現 行>

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)の結果公表

<平成26年度から追加>

環境保健サーベイランス調査(3歳児、6歳児)

〔 支出予定先  
約40自治体、  
民間企業 〕

○調査方法の充実と改善  
・局地汚染を考慮した濃度推計モデルの検討  
・PM2.5の評価も追加するため背景濃度算出の検討

〔 支出予定先  
民間企業 〕

PM2.5の環境基準設定、越境汚染による健康影響の懸念

### 1. 事業の必要性・概要

石綿救済制度における肺がんの医学的判定においては、肺内の石綿繊維の本数が判定基準の一つとなっているが、計測可能な施設・専門家が少ないことや、検体の計測に手間がかかることから計測待ちの件数が増加しており、計測に要する期間が1～2年と長期化している。石綿救済制度の理念である被害者の「迅速な救済」のため、精度管理等の実施により、石綿繊維を迅速かつ正確に計測するための体制整備を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

平成25年度より、肺内の石綿繊維を計測するために必要な機材（透過型電子顕微鏡等）を整備し、計測機関や計測者による結果のばらつきを一定範囲に抑えるための精度管理事業に着手。

平成26年度からは、精度管理事業を本格的に実施することとし、繊維計測の対象数を増やし、精度管理で得られた知見等をマニュアル等にまとめるとともに、関係者への周知を図る。

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
必要な機材の確保					
精度管理					→

### 3. 施策の効果

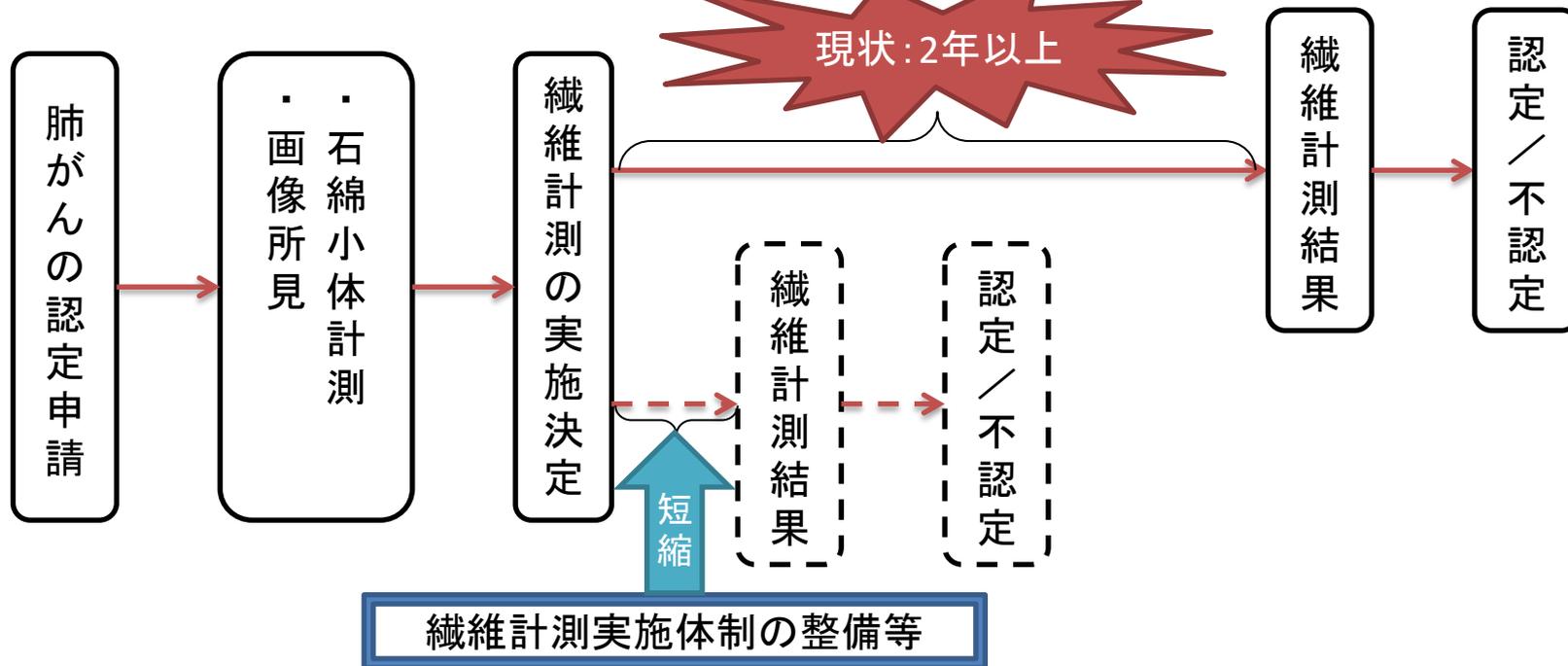
石綿による肺がんの医学的判定に必要な石綿繊維計測の体制が整備されることにより、石綿健康被害者の迅速な救済が図られる。

# 石綿繊維計測体制整備事業

平成26年度予算(案)額:9百万円(138百万円) 支出予定先:民間団体

環境大臣の医学的判定

現状:2年以上



<実施スケジュール(案)>

H26.4月

H26.10月

H27.03月

## 繊維計測の実施

### 検討会の開催

(肺組織を用いて、肺内石綿繊維数を測定し、その結果を複数の関係者で比較・検討する。)

### テキスト作成

(試料作成、及び肺内石綿繊維の本数測定に係る手順等を文書化する。)

一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

172百万円（168百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

石綿取扱い施設周辺などで一般環境経路による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域の住民を対象として、調査対象者を5年間追跡する調査を実施し、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集する。

2. 事業計画（業務内容）

調査対象地域※において、問診、胸部エックス線検査、胸部CT検査等の検査を5年間継続し、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行う。その際、中央環境審議会の答申を踏まえ、過去に調査対象地域に住んでいた者をなるべく多く調査を行い、より効果的・効率的な健康管理の在り方を検討・実施する。

なお、平成26年度は第2期調査の最終年度であることから、これまでに収集された知見を分析・総括するとともに、平成27年度以降の方針について検討を行う。

※大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県、北九州市門司区

区分	22	23	24	25	26
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 (第2期石綿の健康リスク調査)					→
第2期調査の総括及び平成27年度以降の方針検討					→

3. 施策の効果

一般環境経路による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見が収集される。

また、第2期調査（～平成26年度）により得られた知見を分析・総括することにより、平成27年度以降の方針についての検討に資する。

# 一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

平成26年度予算(案)額 172百万円(168百万円)  
支出予定先 地方公共団体、民間団体等

## 石綿健康被害救済法附帯決議(平成18年3月)

「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図ること。」

### 対象者

(1) 石綿取扱い施設周辺などで一般環境経路により石綿にばく露した可能性のある地域※の周辺住民

※大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県、北九州市門司区(7地域、平成25年度)

(参考)平成24年度の対象者数:約4,000名

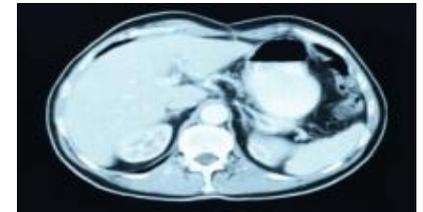
(2) 過去に調査対象地域に居住していた者(転居者)

○中央環境審議会答申(平成23年6月)

「過去に調査対象地域に住んでいた者をなるべく多く含めた形で調査を行い、どのような症状、所見、石綿ばく露のある者が健康管理の対象となるべきか等、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施すること。」

### 複数年の継続的な検査等

問診、胸部X線、胸部CT等の検査を実施



石綿ばく露の状況、石綿関連所見※、石綿関連疾患の発生状況等を比較

※胸膜プラーク、胸水貯留等の8つの所見

効率的・効果的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

106百万円（102百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

### 1. 事業の必要性・概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、今なお科学的知見が十分でない状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付や健康管理調査、小児期にばく露され精神遅滞がみられた者に対する精神発達調査等を実施するとともに、臨床医学等の専門家からなる検討会を運営する。また、本事業等を遂行するために必要な人員体制の維持を図る。

なお、本事業については、平成26年度に見直しを行うこととされているが、ジフェニルアルシン酸の健康影響や治療法が解明されない間は、閣議了解に基づき、緊急措置事業を継続することが必要となる。

### 2. 事業計画（業務内容）

事業内容	15～23年度	24年度	25年度	26年度
医療費等の給付	■	■	■	■
健康管理調査	■	■	■	■
精神発達調査		■	■	■
小児支援体制整備事業	■	■	■	■
検討会の運営	■	■	■	■

事業見直し

### 3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに医療費等を支給することによって治療を促し、また、著しいばく露を受けたと認められる者等に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

# 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

平成26年度予算(案)額:106万円(102万円)

支出予定先:茨城県

## <趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

## <対象者>

- ①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
- ②毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会  
(環境省)の審査を経て  
確認

## <実施状況>

◇申請受付開始日  
平成15年6月30日

◇対象者数等  
(平成25年11月30日現在)  
医療手帳対象者 150名  
(累計 157名)  
うち健康管理調査対象者 29名

申請者数 565名  
申請棄却者 408名  
分析調査中等 0名

## ◇事業見直し等

・平成18年6月7日  
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

・平成20年5月22日  
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を継続することを決定

・平成23年6月23日  
平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に対し、精神発達調査を実施することを決定

・平成26年  
事業見直し予定

## <給付内容>

### 医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、  
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸  
水の飲用者

なし 入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

あり 入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

小児期にばく露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者

※平成23年度～  
→精神発達調査の実施(精神発達等に係る報告票の提出等による調査を実施)

- ・精神発達調査費用(月50,000円)

## <その他>

小児支援体制整備事業の実施

※平成20年度～  
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

## 1. 事業の必要性・概要

「2020年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」との国際目標(WSSD2020年目標)を達成するため、平成21年に、段階的なリスク評価を行う仕組みの構築など、化学物質審査規制法の改正が行われた。

その後、EU等における化学物質管理の強化、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)等の国際的な枠組みにおける取組等の国際的な化学物質管理強化が進んでいる。一方、我が国事業者からは、諸外国の制度との整合性の観点からの規制合理化の要望なされている。

こうした状況を踏まえ、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保のため、化学物質審査規制法の前回改正法の施行から5年後の見直しに向けた検討を進める。

## 2. 事業計画(業務内容)

### (1) 新規化学物質審査制度(少量新規、不純物の扱い)の見直し検討

少量新規化学物質確認制度について、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みを検討する。また、化学物質に含まれる不純物について、環境汚染の防止と、新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図ることが可能な審査規制制度上の取扱いを検討する。

### (2) 化学物質のリスク管理措置(用途規制等)に係る調査検討

環境への放出量が多い特定の用途について環境リスク評価上の寄与の調査を進め、効率的かつ効果的に環境放出を抑制する用途規制の手法を検討する。

## 3. 施策の効果

本事業の成果を踏まえて、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保のための化学物質審査規制制度の改革を図る。

## 化学物質審査規制法(平成21年改正)

- ・WSSD2020年目標の達成に向けて、全ての工業用化学物質について段階的なリスク評価を行う仕組みを構築
- ・ハザード評価からリスク評価へと評価の体系を転換

国際的な化学物質  
管理強化への対応

- ✓ EU等における化学物質管理の強化
- ✓ SAICM等の国際的な枠組みにおける取組の進展

国際整合性の観点からの  
規制改革

- ✓ 諸外国の制度との整合性の観点からの規制合理化の要望

## 国際的な化学物質管理強化の潮流に応じた化学物質審査規制制度への改革

- ・化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最小化
- ・我が国事業者の競争力向上のための制度改革
- ・国民の暮らしの安全・安心の基盤となる化学物質対策の充実・強化



○新規化学物質審査制度(少量新規、不純物の扱い)の見直し検討

○化学物質のリスク管理措置(用途規制等)の検討

国際発信等を通じて地球規模での環境・生命文明社会の実現に貢献

## 1. 事業の必要性・概要

2013年10月9日から11日に、熊本市及び水俣市で「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催され、60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域の政府関係者が参加した。外交会議では、水銀に関する水俣条約（水俣条約）が全会一致で採択されるとともに、我が国を含む92か国・地域が条約への署名を行った。

水俣条約は、水銀の供給・使用から排出・廃棄に至るすべてのライフサイクルにわたって国際的に規制を進めようとするものである。日本は、水俣病を経験した国として積極的に条約交渉に参加してきたところ、引き続き同条約の早期発効による国際的な水銀対策の推進に大きな役割を果たすことが重要である。

## 2. 事業計画（業務内容）

### ○ （新）我が国水銀対策手法の国際展開 103百万円（0百万円）

水銀使用量の多い途上国を中心とする国際的な水銀対策の推進に貢献するため、我が国の水銀管理技術・手法の国際展開を図る。

具体的には、

- ① 我が国の水銀管理技術の海外での実施に関する実現可能性調査（F/S調査）をモデル事業として実施、
- ② 国連環境計画（UNEP）、国内及び途上国から専門家や政策担当者を集めたモデルケースとしてのワークショップを開催し、我が国の持つ水銀対策に関する知見を広く共有する。

### ○ 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討 51百万円（52百万円）

水銀に関する水俣条約の採択後も、①数年後の条約発効までの暫定措置や、②条約発効後に開催される第1回締約国会議で採択予定の「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行」（BAT/BEPP）等に関する各種ガイドライン、ガイダンスの具体的な内容、③その他条約の具体的な運用のためのルール作りについて国際交渉が継続する見込みである。

これらの議論に際して我が国から国際ルール等に関する提案を行うべく、所要の調査・検討を行う。また、併せて我が国の水俣条約締結に向けて、国内担保措置の準備を着実に進める。

○ アジアにおける水銀測定・濃度予測の推進 23百万円（23百万円）  
経済成長が著しいアジア太平洋地域からの水銀の大気への排出は、世界の約5割を占め、我が国への影響も懸念される。このため、

① 国境を越えて我が国に流入する水銀等の状況を把握するため高精度のバックグラウンド濃度常時監視の継続、

② 長距離拡散・移動・蓄積モデルを用いたアジア太平洋地域での水銀の排出量及び環境中濃度の推計及び排出削減対策の効果の予測、

を実施する。

さらに、2014年より開始されることが決定された水銀の共同モニタリングの国際的プロジェクトへ参加し、我が国の持つモニタリング技術の国際展開に向け戦略的なモニタリング体制の検討・情報発信等を実施する。

### 3. 施策の効果

本施策により、国際的には、①アジアをはじめとする途上国の水俣条約の締結の促進と、②詳細な国際ルール作り等国際的な水銀対策の推進を図るとともに、国内においては、③条約制定から数年後に予想される条約発効に向けて、国内担保措置の準備を着実に進める。

# 水俣条約早期発効に向けた対応

平成26年度予算(案)額 176百万円 (75百万円)  
支出予定先 民間団体等

## ○ 2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。

- 60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
- 水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。外交会議期間中に我が国を含む92か国・地域が条約に署名。



## ○ 外交会議において、国連環境計画(UNEP)事務局長が「2～3年以内の条約の発効」への期待を表明。

## 水俣条約早期発効に向けた対応

### 引き続き、水俣条約の早期発効による国際的な水銀対策の推進に貢献

#### 1. 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討

条約の具体的な運用のためのルール作りへの参画や、国内対策のための調査・検討

#### 2. アジアにおける水銀測定・濃度予測の推進

高精度のバックグラウンド濃度常時監視、長距離拡散・移動・蓄積モデルを用いた濃度予測

#### 3. 我が国水銀対策手法の国際展開

水銀管理技術の海外展開に関する実現可能性調査、水銀対策の知見の共有

(新) 水銀調査研究拠点における分析技術の高度・効率化

15百万円(0百万円)

国立水俣病総合研究センター

## 1. 事業の必要性・概要

国立水俣病総合研究センターにおいては、水俣病救済特別措置法や水銀に関する水俣条約(水俣条約)における要請に対応するため、従来用いられてきた水銀分析法に加え、世界最新の分析技術を導入し、他の分析項目に関する測定技術等についても組織や分野を横断しつつ包括的で専門的な研究を行う「水銀分析技術研究室」を平成25年度に新設した。

このため、本施策では化学形態別の水銀分析に用いられてきた従来法とは異なり、分離能力と検出感度が格段に改良された超高速液体クロマトグラフィー(UHPLC)※1と誘導結合プラズマ分析計(ICP-MS)※2に対応した溶解・濃縮・分離法を開発し、従来法との相互比較によって分析精度管理を行うとともに、分析の効率化・自動化を図る。

## 2. 事業計画(業務内容)

### ①超高速液体クロマトグラフィーに適合した溶解法の確立

超高速液体クロマトグラフィー(UHPLC)による水銀化合物分離と、その前段階の濃縮過程に適合した溶解法を新たに確立する。固体試料中の水銀化合物を存在化学形態のまま完全溶解できるように、マイクロ波試料処理装置の利用によって、分解液量と分解時間の縮小を図り、廃液量と時間コストを削減する。

### ②夾雑物除去と水銀濃縮の1ステップ化

「夾雑物除去過程」と「濃縮過程」を組み合わせることで、試料の容器間の移し替えに伴って生じる汚染を防止する。そのため、試料溶解液中の水銀化合物に対する吸着剤と溶離液の組み合わせを選択し、高い水銀回収率を達成する。

### ③形態別水銀化合物の高速分離

高圧送流可能な超高速液体クロマトグラフィー(UHPLC)を用いて、化学形態ごとの水銀分離を短時間に達成する。そのため、近年になり利用できるようになった微小粒子サイズの充填剤の選択と、移動相の混合比と流量の条件設定を行う。

### ④夾雑物除去・濃縮過程—超高速液体クロマトグラフィー(UHPLC)—誘導結合プラズマ分析計(ICP-MS)のオンライン化

夾雑物除去・濃縮過程—超高速液体クロマトグラフィー(UHPLC)—誘導結合プラズマ分析計(ICP-MS)を接続することで、溶解液注入後はICP-MSまで自動化し、様々な試料に対する分析精度の検証及び従来法との比較試験を実施し、分析法の調整を行う。

### 3. 施策の効果

本法は従来法とは異なる分析原理に基づくため、開発・導入できれば2種類の分析法によって分析精度の相互比較が可能となる。また、分析の効率化・自動化により、専門家以外による水銀分析を可能とするとともに、水銀分析の低コスト化を達成することで、水銀研究の生産性の向上が可能になる。これらにより、水銀調査研究拠点として信頼性の高い分析データの維持管理が達成できるとともに、国内外の他機関に対しても技術移転による分析技術の向上を図ることができ、将来的には、国立水俣病総合研究センターが水銀分析における国内外のレファレンス・ラボラトリー（基準測定施設）として標準物質※3 作成等の役割を担うことを目標とする。

※1. HPLC は充填剤を詰めたカラムに溶解液を加圧送流し、カラム内に留まる時間（保持時間）が化学形態によって異なることを利用して、溶解液の成分を分離する装置。HPLC に比べて微小なサイズの充填剤を用いて溶解試料を高圧送流するUHPLCは、水銀化学形態の分離性能の向上と分離時間の短縮が期待できる。

※2. ICP-MS は、高温の誘導結合プラズマ（ICP）中に溶解試料を噴霧し、質量分析計（MS）でイオン化した原子を定量するための装置。ICP-MS への溶解試料の直接導入では総水銀が定量されるだけであるため、形態別分析にはUHPLCを通して化学形態を分離した試料を用いる。

※3. 標準物質は正確に値付けされた均質で安定な物質であり、分析精度管理（分析機器の校正、機関技能の確認、分析方法の評価など）に利用される。夾雑物の多い試料では、溶解、夾雑物除去、濃縮等の前処理が難しいため、分析試料と化学組成がよく似た標準物質を用いることにより、分析値の正確さを証明することになる。メチル水銀の値付けのされた標準物質は、現状では毛髪、血液、魚肉、貝肉のみであるため、臓器や環境試料等の標準物質も分析精度管理に求められている。

# 水銀調査研究拠点における分析技術の高度・効率化

平成26年度予算(案)額 15百万円(0百万円)  
支出先: 民間団体等

## 施策概要

化学形態別水銀分析自動化のための研究基盤の確立

2000年以降、格段に進化した超高速液体クロマトグラフィーの分離機器とICP-MS等の高感度検出機器に対応した試料前処理法(溶解, 夾雑物除去, 濃縮)を開発することで、検出機器導入までの操作を合理化し、高感度分析の自動化を図る。

## 社会的要請と対応

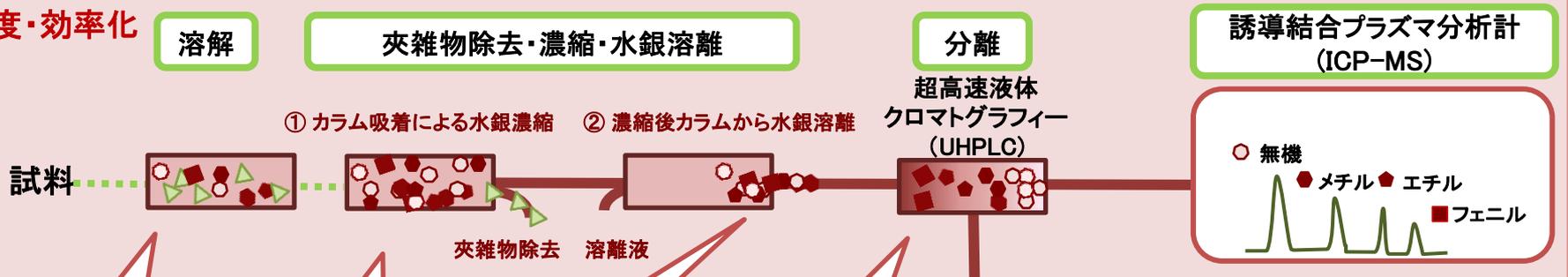
水俣病救済特別措置法と水銀に関する水俣条約に対して本施策によって水銀分析技術研究室が果たす5つの責務

- 1) 高度化: 専門家以外の利用を促進するため分析の自動化を図り、汚染監視を強化する。
- 2) 効率化: 分析効率化(4形態同時定量)によって、水銀リスク評価研究を促進する。
- 3) 所内の分析精度管理: 従来とは異なる原理に基づいた分析法を導入し、比較管理する。
- 4) 国内外の分析精度管理: レファレンス・ラボラトリーとして標準物質作成等の役割を担う。
- 5) 技術移転: 分析の自動化・効率化により、国内外への技術移転を強化する。

## 従来法



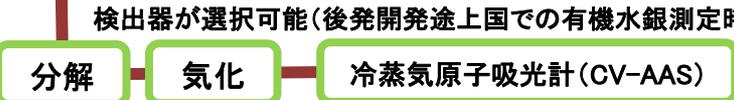
## 高度・効率化



## 実施内容

- 濃縮・分離に適した溶解法の確立**  
存在化学形態のまま水銀を溶解
- 1ステップ化**  
濃縮と同時に夾雑物除去  
試料移し替えによる汚染をなくす
- 吸着剤と溶離液の選択**  
濃縮・溶離後の高い水銀回収率を達成する
- UHPLC条件設定**  
微小粒径の充填剤によって、フェニル水銀まで短時間で検出する

..... 移し替え(手作業)      ———— オンライン(自動)



年次計画	
26年度	超高速液体クロマトグラフィーに適した溶解法の確立
27年度	夾雑物除去と水銀濃縮の1ステップ化
28年度	形態別水銀化合物の高速分離
29年度	夾雑物除去・濃縮-UHPLC-ICP-MSシステムのオンライン化

## （新）水俣病情報センター国際発信機能強化事業

12百万円（0百万円）

国立水俣病総合研究センター

### 1. 事業の必要性・概要

水俣病情報センターは、国立水俣病総合研究センターの附属施設として平成13年に設置され、隣接する熊本県環境センター、水俣市水俣病資料館と連携し①水俣病に関する資料及び情報の収集、保管、整理②展示や情報ネットワークを通じて研究者や市民に情報提供③水俣病に関する学術交流等の場の提供等を通じて、水俣病についての理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究に資することを目的としている。

本年10月に熊本市、水俣市において開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が締結され、今後、条約の早期発効に向けて我が国がホスト国として関係各国を牽引していく中で、水俣病情報センターは水銀に特化した発信施設として国際的な認知度、注目度が高くなるとともに、水銀条約会議にて石原環境大臣が表明した「MOYAIイニシアチブ」で謳われている「水俣発の発信・交流」における中核施設として機能することが求められている。

このため、今後増加が見込まれる関係各国との共同研究や技術支援における国際的な情報発信施設として利用するとともに、最新の知見・技術を共有するための国際的なシンポジウム等の各種イベントの実施会場として水俣病情報センターを活用していくためには、現状対応の遅れている展示物の増強及び館内表示等の多言語化を図り、国際的な発信力を強化することが必要である。

### 2. 事業計画（業務内容）

隣接する熊本県環境センター、水俣市水俣病資料館との連携を強化し、それぞれの施設の特性に応じた展示、情報発信を行う。水俣病情報センターでは、世界の中での水銀中毒の現状、メチル水銀・無機水銀・金属水銀の化学形態ごとの水銀の特性や人体への影響、水銀の低濃度ばく露影響等について、理解し易い展示を多言語（5カ国語）で表示し、とりわけ国外からの来訪者に対する情報発信を強化する。

### 3. 施策の効果

水俣病情報センターの展示物の増強及び館内表示等の多言語化を図ることで、水銀条約会議で締結された水銀の大気・水・土壌への放出への対策、水銀を含む製品の制限、水銀の適正な管理、水銀に関する情報交換・研究成果の普及等について国際的な理解度を高めることができるとともに、条約締結国の責務の達成及び条約の早期発効に貢献する。

# 水俣病情報センター国際発信機能強化事業

平成26年度予算（案）額：12百万円（0百万円）

支出先：民間団体等

## 情報センターの役割

水俣病・水銀研究に関する

- ①資料, 情報収集
- ②展示, 情報ネットワーク・交流事業を通じた情報発信
- ③理解促進・教訓伝達
- ④研究成果の発信

水銀に関する水俣条約  
MOYAIイニシアチブ

- ・国際的な認知度, 注目度UP
- ・海外からの来館者の増加

展示の増強・多言語表示  
(英・中・ハンブル・スペイン・ポルトガル)

- 水銀条約の早期発効に貢献
- 途上国への水銀事業に関する技術の発信

### 1. 事業の必要性・概要

有害性の高い化学物質の環境汚染状況の把握等を的確かつ円滑に行うことにより、環境リスク評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止に資する。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### 化学物質環境実態調査

調査対象物質について妥当な分析法開発を行い、調査対象物質の特性に応じた媒体（水質・底質・大気・生物）について、全国規模での調査を実施し、一般環境中における化学物質の残留状況を把握及び環境リスクの評価管理に資するデータを収得する。特に、本調査の根幹である分析法開発に注力し、滞貨（分析法開発及び調査未着手物質）を解消し、本調査の一層の加速化を目指す。

### 3. 施策の効果

化学物質の環境リスク評価上の要望に対して、より多くのばく露情報を速やかに提供することにより、化審法の規制対象物質の追加、化管法の指定化学物質の指定の検討、さらには、化審法に基づく少量新規化学物質確認制度の見直しの検討など、新規・拡充事業に係る要望も含めて、化学物質対策関連施策の円滑な推進に寄与する。

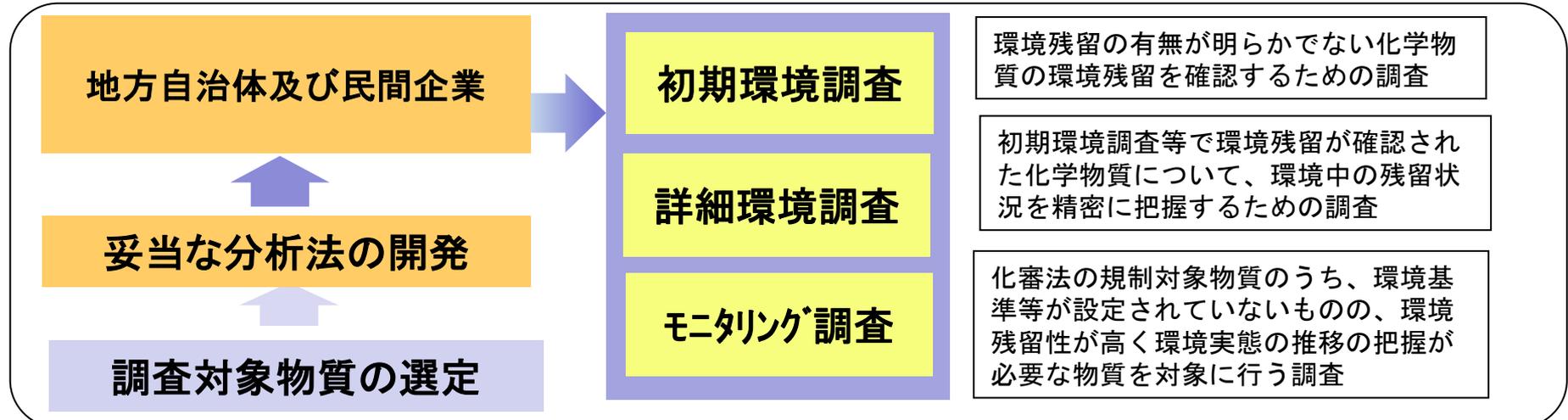
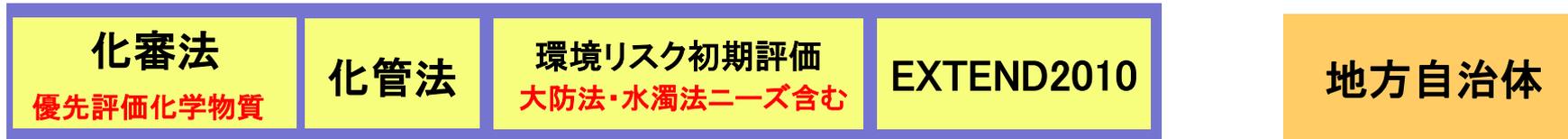
# 化学物質環境実態調査費

平成26年度予算(案)額 321百万円(312百万円)  
支出予定先 地方公共団体・民間団体等

- 目的：化学物質対策を効果的かつ円滑に推進するための前提となるデータ整備の根幹を担う、**一般環境中の化学物質残留状況を把握**
- 対象：**多媒体（水質、底質、生物、大気等の一般環境）**
- 調査開始時期：化審法成立を契機として、昭和49年度から継続して調査実施

化審法の規制対象物質、化管法の届出対象物質の選定や環境リスク評価等の検討にあたっての暴露評価資料として活用

地方における環境施策実施のための基礎資料として活用



## 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

190百万円（199百万円）

環境保健部環境安全課

### 1. 事業の必要性・概要

化学物質の内分泌かく乱作用については、5年間で100物質程度を目途として検討対象の選定を行うという「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2010-」の枠組みに基づき、これまで、85物質を信頼性評価の対象として選定し、71物質について信頼性評価、29物質について試験管内試験、6物質について生物試験を実施してきた。また、3つの作用についての試験法を確立した。平成26年度は、EXTEND2010の目標達成に向け、試験管内試験や生物試験の対象となった物質について評価作業を進めるとともに、未確立の試験法についての検討を加速させることとする。

また、化学物質の内分泌かく乱作用については、近年、EUで再定義について検討されたり、世界保健機関（WHO）と国連環境計画（UNEP）から平成25年3月にレポートが出されるなど、海外において再注目を浴びている。

EXTEND2010におけるこれまでの取組の検証や海外の動向を踏まえ、今後の新しい評価の枠組みについて検討する。

### 2. 事業計画（業務内容）

平成26年度は、EXTEND2010の目標達成に向け、試験管内試験や生物試験の対象と判断された物質について評価作業を進めるとともに、未確立の試験法についての検討を加速させる。

EXTEND2010におけるこれまでの取組の検証や海外の動向を踏まえ、今後の新しい評価の枠組みについて検討する。

### 3. 施策の効果

EXTEND2010に基づく取組を実施することで、化学物質の内分泌かく乱作用についての評価を進めることに資する。

# 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

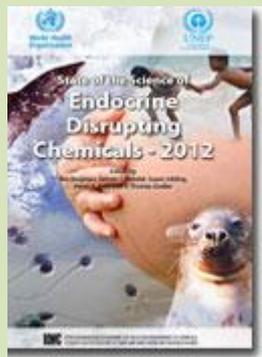
## これまでの取組

平成26年度予算(案)額 190百万円 (199百万円)  
支出予定先 民間団体等

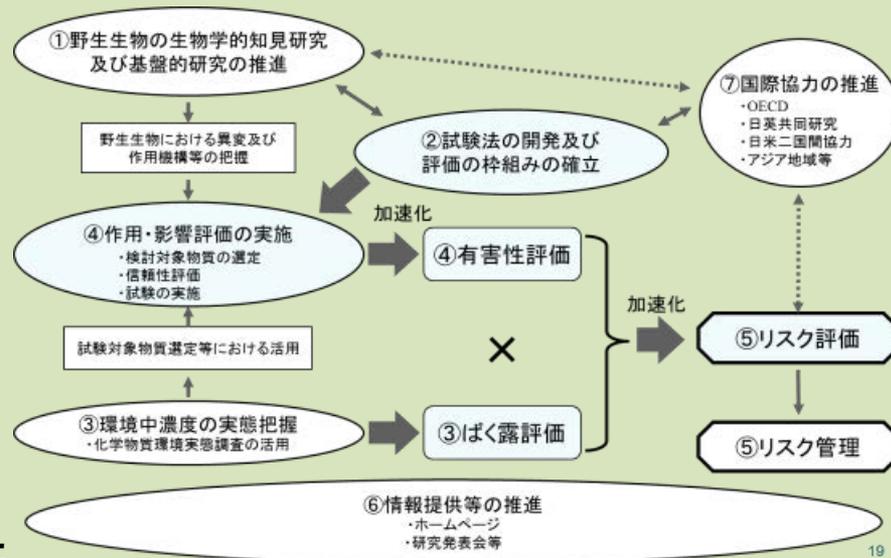
- 平成8年に海外の著書「奪われし未来」をきっかけに、化学物質が内分泌系をかく乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響に社会的関心が高まった。
- しかし、未解明な点が多かったため、平成10年に「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」、平成17年にEXTEND2005を策定し、各種の取組を実施。
- これらの取組の結果、ノニルフェノール等の4物質の内分泌かく乱作用がメダカで推察されるとともに、開発したメダカ、ミジンコ等の試験法がOECDで国際標準法として採択される等の成果を上げている。
- 平成22年から、EXTEND2010に基づき、取組を推進し、5年間で100物質程度を目途として検討対象物資の選定を行い、作用・影響評価等を加速化している。

## 新しい課題

- 近年、WHO/UNEPやEUで、化学物質の内分泌かく乱作用について再注目されている。
- EXTEND2010に基づいて評価してきた作用以外の内分泌系への影響も示唆されている。



- **EXTEND2010の目標達成に向け、評価対象となった化学物質の評価、未開発の試験法の開発を加速化する。**
- **これまでの化学物質の評価や試験法開発の進捗状況、海外の動向等を踏まえ、新しい評価の枠組みについて検討する。**



# 全国 P O P s （残留性有機汚染物質）残留状況の監視事業

1 3 4 百万円（1 0 3 百万円）

環境保健部環境安全課

## 1. 事業の必要性・概要

POPs 条約の締約国としての義務を履行するため、条約対象物質の国内における環境汚染実態の長期継続的な監視と解析・評価等を行う必要がある。

また、東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄県）で高頻度の監視を行い、POPs 条約の有効性評価に役立てる。

さらに、今般中国における深刻な大気汚染問題に関連して、PM2.5 などの越境汚染による健康への影響が強く懸念されている中、有害性、難分解性、高蓄積性、そして長距離移動性を特性とする POPs についても大陸からの影響が懸念される。

大陸からの POPs 流入状況の的確な把握や PM2.5 との関連性の情報は、国民の健康に関する安全の確保にあたって、我が国における越境汚染対策を検討する上で重要な基礎資料として役立つものとなることから、特に暖房で石炭などの化石燃料の使用が増加、併せて偏西風の南下により中国からの影響を強く受ける寒冷期において高頻度の監視を実施する必要がある。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）POPs 条約に基づく国内 POPs 残留状況の監視

①POPs21 物質について、最新の汚染実態を把握するため、国内の大気、水質、底質、生物（魚類、鳥類等）及びヒト生体等のモニタリング調査を実施する。

②東アジア地域のバックグラウンドと位置づけられている辺戸岬（沖縄県）において高頻度（調査頻度：3 日間（連続）/月×12 ヶ月）の監視を行う。

### （2）POPs の越境汚染に係る高頻度監視

国内の人間活動の影響が少なく、かつ日本に対して大陸の影響を確認することに適した場所として、SPM や PM2.5 の測定情報が得られる一般環境大気測定局がある五島（長崎県）において、大陸からの POPs 流入状況を的確に把握するために、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度の POPs 残留状況の監視を実施する。

➤調査地点：五島（長崎県）

➤調査頻度：7 日間（連続）/月×6 ヶ月

### 3. 施策の効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとした POPs 条約第 11 条に係る義務を適切に履行することによって、得られた情報を POPs 条約第 16 条の条約の有効性評価に役立てるなど、国際的貢献にも寄与する。

また、POPs の越境汚染に係る高頻度モニタリングの実施によって得た情報は、国内における越境汚染対策に活用されるだけでなく、同様に深刻な大気汚染問題を抱える国の周辺国で越境汚染対策を考える上でも貴重な情報となるものであり、国際的貢献にも大きく寄与する。

# POPs条約総合推進費 全国POPs(残留性有機汚染物質)残留状況の監視事業

平成26年度予算(案)額 134百万(103百万)、支出予定先 民間団体等

POPs (Persistent Organic Pollutants : 残留性有機汚染物質)

- ①毒性があり ②難分解 ③高蓄積性 ④長距離移動性

## 調査概要

(1) POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視

全国規模でのPOPsモニタリング調査

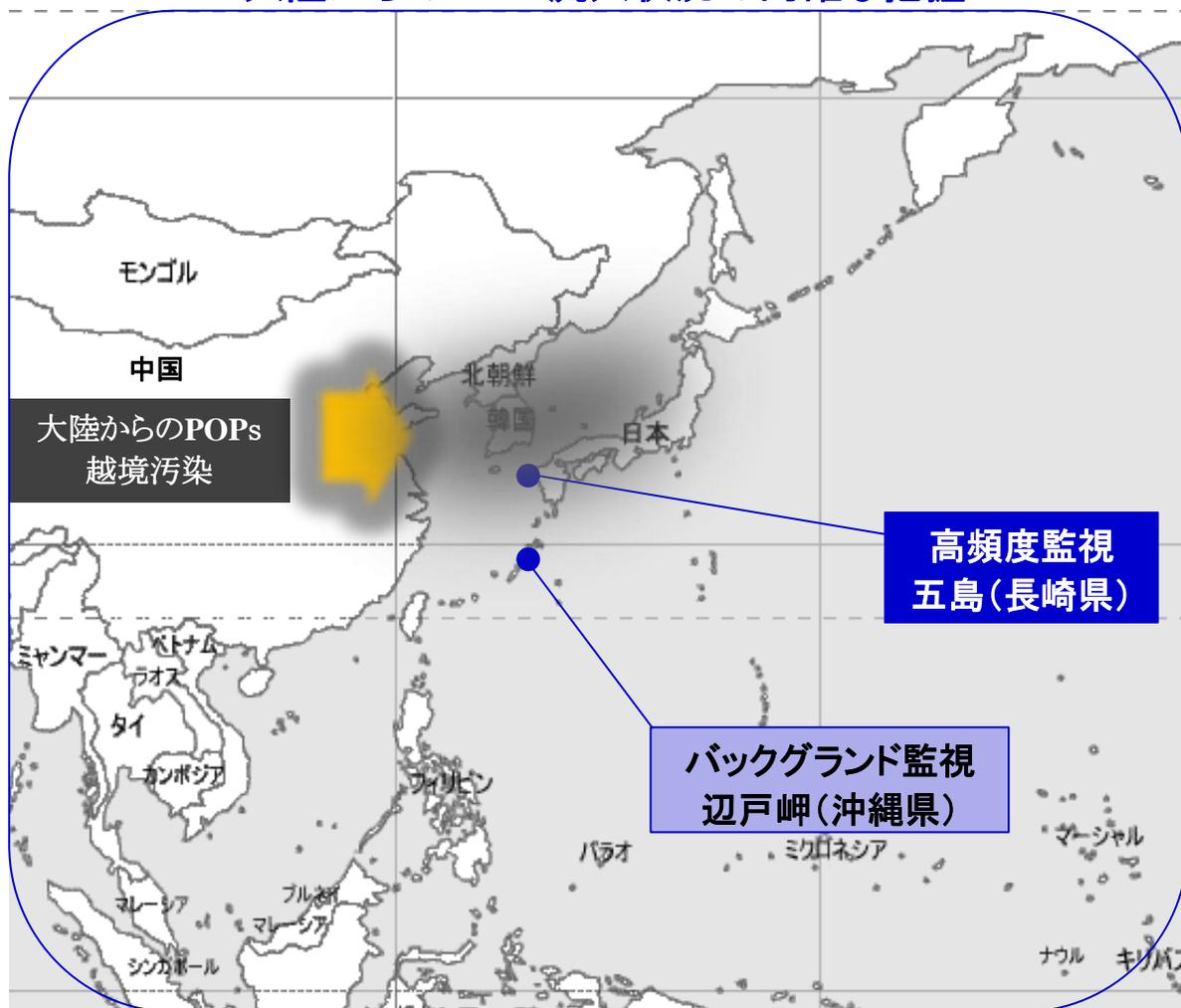
東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬(沖縄)での調査

(2) POPsの越境汚染に係る高頻度監視【新規】

調査地点：五島(長崎県) ← 国内における人間活動の影響が少なく、大陸の影響を確認することに適しており、SPM・PM2.5を24時間常時監視している一般環境大気測定局

調査頻度：7日間(連続)/月×6ヶ月 ← 越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度調査を実施

POPs条約締約国としての義務を適切に履行  
大陸からのPOPs流入状況の的確な把握



### 1. 事業の必要性・概要

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度において、対象業種の一定規模の事業者から届出される情報以外の化学物質の排出量（届出外排出量）は国が推計することとされている。現在の推計では対象となっていない施設からの排出量推計方法を確立するほか、既に対象となっている移動排出源についても最新の統計資料や排出量の実測データ等を踏まえて推計方法や排出係数等の検討を行い、データの信頼性をより高める必要がある。

また、中央環境審議会及び産業構造審議会が設置した化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ（平成20年8月）にも述べられているとおり、届出外排出量推計はリスク評価を実施する上で重要であり、その観点からも推計方法の改善を一層加速する必要がある。

### 2. 事業計画（業務内容）

届出外排出量の推計に関して、廃棄物処理施設など未だ推計できていない排出源についての検討を行う。また、移動排出源については、環境配慮型車両（ハイブリッド車、CNG車等）の導入を考慮した排出量推計の見直しを進める。以上によりばく露情報の整理によるリスク評価の取組を加速させる。

区分	26年度	27年度	28年度
(1) 推計できていない排出源の推計方法の確立			
(2) 移動排出源の排出量推計の見直し			

### 3. 施策の効果

ばく露情報の整理により、PRTRデータの一層の精緻化及びリスク評価の精度向上が図られる。

# PRTRデータの推計精度向上事業

平成26年度予算(案)額 24百万円(22百万円) 支出予定先 民間団体等

## PRTR制度

・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)

・内容: 以下の区分で化学物質の排出・移動に関する情報を国が毎年集計・公表

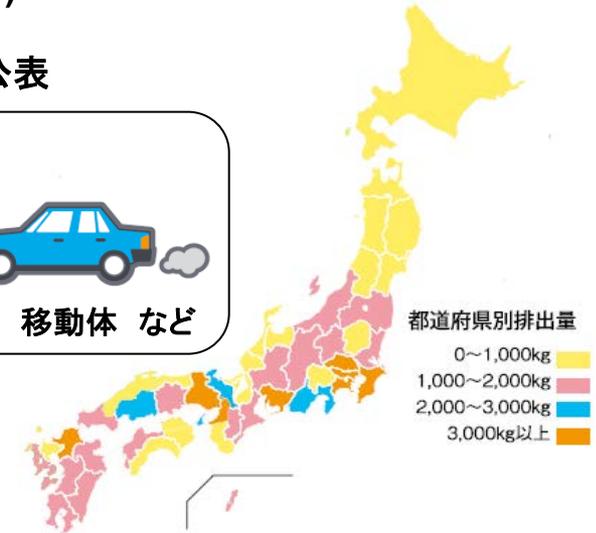
1. 対象事業者 → 事業者が届出
2. 対象事業者以外

## 届出外排出量推計

- ・全国・都道府県別の排出量の推計を国が実施
- ・既存資料・モニタリング結果などを基に 排出源に応じた推計方法を用いる

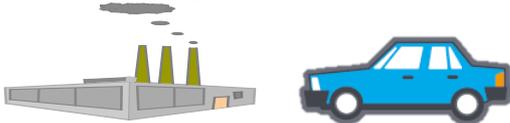
### 【対象】

届出の対象とならない事業者や自動車などの移動体、家庭など



## 課題

- ・現在推計の対象となっていない施設への対応
- ・移動体の推計への最新の動向の反映



## 事業内容

1. 推計できていない排出源の推計方法の確立  
廃棄物処理施設などについて検討
2. 移動排出源の排出量推計の見直し  
環境配慮型車両(ハイブリッド車、CNG車等)の導入を考慮

PRTRデータの一層の精緻化、リスク評価の精度向上

## 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

4, 684百万円（3, 984百万円）

【25年度補正】 1, 000百万円

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

### 1. 事業の必要性・概要

近年、環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。このため、大規模かつ長期のコホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」（エコチル調査）を実施し、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

### 2. 事業計画（業務内容）

本調査は、環境省の企画立案の下に、国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとしての医学的支援を行いつつ、全国15地域のユニットセンター（大学医学部等）と協力して実施している。

本調査では、平成23年1月から平成25年度までの約3年間で10万組の親子の参加登録を行い、母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票や健康診査等による追跡調査を行うこととしている。また、平成26年度から本格開始の予定であった生体試料中の化学物質分析は、調査の加速化を図り、平成25年度から行う。

平成26年度は、生まれてきた子どもに対する追跡調査の本格化、一部の対象者に対しての詳細調査を開始する。

調査の実施にあたっては、諸外国の先行調査やWHO等の国際機関、米国環境保護庁やドイツ環境省とも連携・協力をすることにより得られた知見を、本調査に還元する。

#### （スケジュール）

平成22年度	研究計画書の策定、地域での体制づくり、調査実施者の研修等（平成23年1月から参加者募集開始）
平成23年度	参加者募集・登録、追跡調査 データシステムの整備
平成24年度	福島県において調査地域を全県に拡大 参加者募集・登録、追跡調査
平成25年度	参加者募集・登録、追跡調査、試料の分析
平成26年度～	追跡調査、詳細調査、データ・試料の分析
平成39年度	追跡調査終了（最後の参加者が13歳に到達した時点）

### 3. 施策の効果

本調査の実施により、化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を解明することができ、子どもの健康を守るためのリスク管理体制構築を通じて、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。また、本調査は環境要因に限らず幅広い視点からの子どもの健康研究の共通基盤を提供するものである。

# 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)

平成26年度予算(案)額:4,684百万円(3,984百万円)  
支出予定先:国立環境研究所・全国15地域の大学等



エコチル調査とは…胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期・大規模な追跡調査

## 【1. 背景】

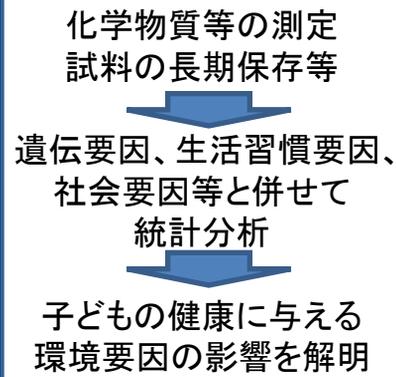
子どもの健康に環境化学物質が与える影響が解明されておらず、子育てへの不安が広がっている

その解明のため、大規模な疫学調査の実施が必要

## 【2. 調査内容】

平成22年度 全国・地域における体制整備、研究計画書の策定等  
平成23年1月より3年間で調査対象者(10万組の親子)の登録

3年間 募集	妊娠中	質問票調査 母親の血液・尿・毛髪、父親の血液採取
13年間 追跡	出産時	出生児の健康状態の確認 臍帯血の採取
	1ヶ月後	健診、質問票調査 母乳、子どもの毛髪採取
	13歳の誕生日まで	健診、質問票調査 子どもの尿の採取



平成39年 追跡終了 / 平成44年 調査終了



## 【3. 実施体制】

環境省 企画立案、各省との連携、国際連携

コアセンター(国立環境研究所)

調査の実施機関  
データ管理、試料の保存分析等

メディカルサポートセンター  
(国立成育医療研究センター)

ユニットセンター  
(全国15地域の大学等)

参加者募集と追跡調査  
(地域の医療機関の協力)

H22年4月、環境大臣より認定書授与  
①北海道 ②宮城 ③福島 ④千葉 ⑤神奈川  
⑥甲信 ⑦富山 ⑧愛知 ⑨京都 ⑩大阪  
⑪兵庫 ⑫鳥取 ⑬高知 ⑭福岡 ⑮南九州・沖縄

## 【4. 予算】

平成22年度	31億円	⇒ 調査の立ち上げ
平成23年度	46億円	⇒ 参加者募集本格化
平成23年度4次補正	16億円	⇒ 参加者募集の加速化、放射線に関するシステム開発
平成24年度	45億円	⇒ 福島県内の調査地域を全県に拡大
平成24年度予備費	21億円	⇒ 参加者募集のさらなる加速化
平成25年度	40億円	⇒ 参加者募集の仕上げ、追跡調査の本格化への対応
平成25年度補正(案)	10億円	⇒ 生体試料中の化学物質分析の加速化

## 【5. 期待される成果】

- ・子どもの脆弱性に配慮した化学物質のリスク評価・管理に活用
- ・安全・安心な子育て環境の実現
- ・我が国最大規模の生体試料バンクはライフサイエンス分野の研究開発に貢献

中堅・中小企業による環境経営の普及促進及びグリーン経済における情報開示基盤の整備事業

56百万円（59百万円）

総合環境政策局環境経済課

## 1. 事業の必要性・概要

グリーン経済の実現のためには、中小企業を含む幅広い企業において環境経営が実施されることが重要である。とりわけ近年では、調達先における環境問題が企業に損失を与えるなど、バリューチェーンを通じた環境リスクが顕在化しつつあり、バリューチェーンの一端を担う中堅・中小企業における環境経営の重要性はますます高まっている。

また、企業活動のグリーン化を進めるためには、環境情報の開示と有効利用によって、企業の環境経営が適正に評価されることが重要であるが、近年、例えば、リオ+20における「自然資本宣言」の採択や経済・環境・社会の「統合報告」の取組に見られるように、環境情報開示の新たな動きが世界的に高まりつつある。このような世界の動きを踏まえつつ、環境情報の開示と活用の一層の拡大と高度化を進めることが必要となっている。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業

#### ①中堅・中小企業におけるバリューチェーン環境経営実証

CO2削減に焦点をあてた中小企業向け環境経営システムである「チャレンジ・エコアクション21の手引き」等により、サプライヤーである中堅・中小企業に対して環境経営の普及を進め、環境負荷低減を促進する。

#### ②中小企業向け環境経営システムの国際展開調査

東南アジア諸国において、環境課題解決のため中小企業向けの環境経営システムの導入に向けたニーズや課題等の調査を行い、導入支援の方策を検討する。

### （2）グリーン経済における情報開示基盤の整備事業

#### ①環境報告の高度化・利用促進

環境報告ガイドライン（2012年版）に基づき、主要な業種別KPI（主要業績評価指標）の算定方法等に関する検討を進めるとともに、統合報告等に関する国際的な検討の動向を踏まえつつ、財務報告と環境報告の連携された開示形式等について検討を行う。さらに、地域金融機関等における企業環境情報の利用を促進する。

## ②環境負荷・保全効果の評価手法の調査・開発

環境負荷情報と財務会計情報とを関連付けて管理・開示する環境会計について、自然資本への影響の評価・管理の手法に重点を置きつつ、一層の充実に向け検討を進める。

## 3. 施策の効果

環境経営の促進と環境報告の有効利用が行われ、環境ビジネスや環境配慮型の企業活動が積極的に評価されることによりグリーン経済が実現される。

# 中堅・中小企業による環境経営の普及促進及び グリーン経済における情報開示基盤の整備事業

平成26年度予算(案)額  
56百万円(59百万円)  
支出予定先: 民間団体等

## 【課題】

1) バリューチェーンの環境リスク管理の視点を含め、中堅・中小企業による環境経営の一層の普及を図ることが必要。

2) 自然資本宣言、統合報告等の国際的な新たな流れを踏まえつつ、我が国の環境情報の開示の一層の拡大・高度化が必要。

### 環境経営の普及推進

- 中堅・中小企業におけるバリューチェーン環境経営の実証
- 中小企業向け環境経営システムの国際展開調査

### 環境情報開示基盤の整備

- 環境報告の高度化・利用促進
- 環境負荷・保全効果の評価手法の調査・開発

#### 環境経営の 実践

バリューチェーンを視野に中堅・中小を含む企業が環境経営を実践

#### 環境情報の開示

環境経営を行っている事業者を適正に評価できる情報基盤を整備

#### 環境経営の 適正な評価・環境金融

環境経営に優れた企業に資金流入と便益がもたらされ、好循環の輪を拡大



## 1. 事業の必要性・概要

低炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があるとあり、税制はその有効な政策ツールである。

第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）においては、「税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する」とされており、持続可能な社会の実現にむけ税制面の一層の検討が求められている。

このため、本事業は、持続可能な社会の構築を推進する観点から、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制を中心に、広くそれらと与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行うことにより、環境面からの我が国の税制のあるべき姿及びその推進方策について、総合的かつ体系的な検討を行うものである。

## 2. 事業計画（業務内容）

平成25年度に実施している「税制全体のグリーン化推進検討会」の結果も踏まえ、今後の税制全体のグリーン化の方向性やその推進方策の総合的・体系的検討（学識経験者による検討）、税制全体のグリーン化による環境効果・経済影響分析（シミュレーション分析）等を実施する。

## 3. 施策の効果

持続可能な社会の構築に向け、低炭素化の促進のみならず、循環型社会、自然共生社会の構築など、幅広い視点に立った税制全体のグリーン化の検討を行うとともに、環境関連税制等による環境効果等を調査・分析し、環境負荷や税負担の観点から公平で、負担を最小化しつつ最大限の環境効果を得られる効率的な税制に向けた検討を行うことにより、更なる税制全体のグリーン化を推進する。

# 税制全体のグリーン化推進検討経費

平成26年度予算(案)額:27百万円(29百万円) 支出予定先:民間団体等

## 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

- 税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する。

### 【今後の税制全体のグリーン化の方向性】

- 持続可能な社会の構築に向け、低炭素化の促進のみならず、循環型社会、自然共生社会の構築など、幅広い視点に立った税制全体のグリーン化の検討
- 環境効果等の適切な把握により、国民負担や経済影響を最小化しつつ、環境負荷削減効果の最大化が図られる効率的な税体系の検討
- 諸外国における環境税制改革の進展状況とその環境面からの評価を踏まえたグリーン化措置の検討

## 更なる税制全体のグリーン化に向けた総合的・体系的な調査・分析

### 事業内容

- 今後の税制全体のグリーン化の方向性やその推進方策の総合的・体系的検討（有識者検討会・ヒアリング等）
- 環境関連税制等による環境効果等の分析（シミュレーション分析等）
- 諸外国における新たな制度の導入事例や環境効果の調査等（文献調査、現地政府機関へのヒアリング等）

### 期待される効果

- 持続可能な社会の構築に向け、低炭素化社会、循環型社会、自然共生社会など幅広い環境分野において税制グリーン化の検討を行うとともに、環境関連税制等による環境効果等を調査・分析し、公平で効率的な税制に向けた検討を行うことにより、更なる税制全体のグリーン化を推進する。

(新) 持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議

107百万円 (0百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

## 1. 事業の必要性・概要

2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルクサミット）において、我が国の小泉首相（当時）から国連「持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」について提案し、同年の第57回国連総会において、2005年から始まる10年を、国連DESDとすることが決議された。

これを受け、国連DESDの最終年である2014年に、日本政府とユネスコの共催で愛知県名古屋市及び岡山県岡山市において、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が開催される予定となっている。

## 2. 事業計画（業務内容）

2014年11月に開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」において、名古屋市で開催される閣僚級会合では、テーマ別分科会として、環境教育関連公式行事を開催するとともに、岡山市では、国連大学と連携して開催する「RCE（Regional Centers of Expertise on ESD）グローバル会議」を開催し、環境教育分野を中心としたESDの更なる普及促進を図る。

## 3. 施策の効果

2014年11月に愛知県名古屋市及び岡山県岡山市において、日本政府とユネスコの共催で開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」におけるテーマ別分科会やRCEグローバル会議の充実と確実な実施が図られる。

# 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議

平成26年度予算（案）額 107百万円（0百万円）

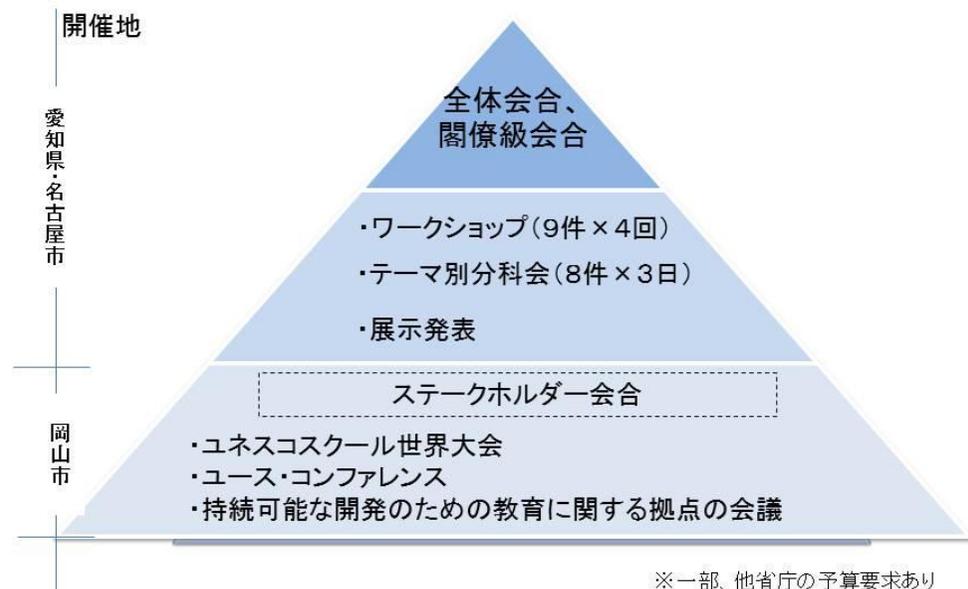
## 事業概要・目的

「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」開催経費。「国連ESDの10年（2005（平成17）年から2014（平成26）年）」の活動を総括し、2014年以降も国内外においてESDを更に推進することを目的とする。

## 期待される効果

- 「国連ESDの10年」の提案国として本会議を開催することで、国外におけるESDの推進と、日本のユネスコ加盟国に対するプレゼンスの向上が期待される。
- ESDは、教育振興基本計画等にも盛り込まれている重要な概念であり、本会議の開催を通じて国内でのESDの推進が期待される。

## 会議構成



## 会議日程等

区分	場所	日時	説明
閣僚級会合及び全体のとりまとめ会合等	愛知県 名古屋市	2014(平成26)年 11月10～13日	1,000名の参加者を伴う日本政府及びユネスコ主催の世界会議
ステークホルダーの主たる会合	岡山県 岡山市	2014(平成26)年 11月4～8日	閣僚級会合及び全体のとりまとめ会合等に意見を反映させる3つの会議 ①ユネスコスクール世界大会（11月6～8日） ②ユース・コンファレンス（11月7日） ③持続可能な開発のための教育に関する拠点の会議（11月4～7日）

## 1. 事業の必要性・概要

平成 23 年 6 月に議員立法により「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、平成 24 年 4 月に閣議決定された「第四次環境基本計画」、同 6 月に閣議決定された「第二次環境教育等基本方針」、同 6 月に開催された「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。

また、平成 14 年に我が国提案の「国連持続可能な開発のための教育（以下、ESD）の 10 年」が国連で決議され、平成 17～26 年の 10 年間に世界各国で集中的に ESD の取組を推進していくこととされている。最終年となる平成 26 年には、我が国において「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が開催され、これまでの検証と今後の対策を検討することとなり、国際的なイニシアティブをとってきた我が国が、環境教育について国内外に対して範を示していく必要がある。

※「持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）」とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに自ら参画するための教育のことを指す。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）子ども環境教育強化事業 26 百万円（25 百万円）

教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境教育・環境学習データベース」を運用する。

また、環境教育等促進法により新たに盛り込まれた事項に対応するコンテンツの更新や追加を行う。

### （2）家庭環境教育強化事業 5 百万円（5 百万円）

町内会や自治会等を中心に地方公共団体、学校、NPO 等と協力し、家庭における環境教育のあり方を議論し、実践まで誘導する事業を全国 5 カ所で先導的に実施する。

- (3) 地域環境教育強化事業 15 百万円 ( 15 百万円)
- ア. 地域における ESD の取組強化推進事業 12 百万円 ( 12 百万円)
- ESD 活動の共有やネットワークづくりを目的とした「ESD 学びあいフォーラム」の開催等「+ESD プロジェクト」の運用を通して、環境分野における ESD の取組の促進を図るとともに、ESD に関する他分野の活動の活発化を図ることで持続可能な社会づくりを推進する。
- イ. 「体験の機会の場」認定促進事業 3 百万円 ( 3 百万円)
- 環境教育等促進法にもとづく「体験の機会の場」の優良な認定事例を全国 5 カ所選定するとともに、看板、ステッカーの作成、インターネット及びパンフレット等を通じて広く紹介することで、認定制度の周知を図る。
- (4) 環境教育人材確保・育成事業 41 百万円 ( 45 百万円)
- ア. 教職員・環境活動リーダー養成研修事業 6 百万円 ( 6 百万円)
- 文部科学省と連携し、優良事例や環境教育のノウハウ等に関する実践的かつ効果的な研修を行う。
- イ. 環境人材育成コンソーシアム活動支援事業 22 百万円 ( 27 百万円)
- 企業、NPO、研究機関等による「環境人材育成コンソーシアム」と連携して企業向け環境教育ガイドライン作成・実証、セミナーや研修会の開催等を実施し、環境人材の育成と社会での活用を促進する。
- また、企業が行う社員向け環境教育の研修内容の審査、認定、表彰等を検討して実施し、各企業における環境教育の活発化及び充実を図る。
- ウ. 環境カウンセラー事業 9 百万円 ( 8 百万円)
- 環境カウンセラー登録申請者の募集・選考を行うとともに、環境カウンセラーの活動の支援や活動報告等のとりまとめ等を行う。
- エ. 人材認定等事業の登録等に係る業務 4 百万円 ( 4 百万円)
- 環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の審査、登録を実施する。
- (5) 環境教育施策の定着・調査・検討事業 12 百万円 ( 12 百万円)
- 環境教育等に関する有識者を委員とする環境教育等推進専門家会議や関係省との連絡調整を行う環境教育等推進会議等を開催する。
- また、環境教育等促進法の施行に係る調査、検討等を行う。

### 3. 施策の効果

環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。また、ESD に従った環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。更に、平成 26 年に日本で開催される「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議」における我が国のリーダーシップが図られる。

# 環境教育強化総合対策事業

平成26年度予算（案）額 99百万円（102百万円）

## 国際社会の動向

### リオ+20 成果文書

○ESDの目的に従い、特に非公式な教育に対するプログラムを推進

### リオ+20 日本政府「緑の未来」イニシアティブ

○2014年、「ESDに関するユネスコ世界会議」を日本で開催し、引き続きESDの推進に貢献

○2014年以降もESDを促進

### リオ+20 環境省イニシアティブ

○ESDに関する世界の地域拠点のネットワーク化等により、国際協力を推進

○2014年の「ESDに関するユネスコ世界会議」において、我が国が模範的な取組を提示し、リーダーシップを発揮できるよう、国内における環境教育の取組を強化

## 諸外国の動向

### 米国

○エンパイアステートビルのエコ改修、白熱電球の販売停止等

### EU

○モーダルシフトの拡大、エコラベル付き製品の販売増、「欧州環境首都」の選定・表彰等

### その他

○韓国では、低炭素グリーン成長戦略を打ち出すなど環境意識の高まり

○途上国では、持続可能性に配慮された一次産品生産の取組が進展

## 国内の動向

### 第4次環境基本計画

○環境教育・環境学習等の推進

### 環境教育等促進法の本格施行

○H24.10月より同法の本格施行となり、法改正を踏まえた各種取組が本格化

### 基本方針及び行動計画

○H24.6月に基本方針を閣議決定。

これを受けて年度内に都道府県、市町村による行動計画の作成や態勢の整備が図られ平成25年度より本格的に実施

### 2014年のESDに関するユネスコ世界会議

○愛知県名古屋市及び岡山県岡山市では、開催を盛り上げるため、産学官民による支援実行委員会を設立

我が国でも、これらの動向に対応して国民や社会の意識変革や具体的な行動を加速化することが急務

## 環境教育の強化を総合的に実施

- 未来の日本を背負う子ども対策の強化
- 家庭、地域、職場といったあらゆる場での環境教育の強化
- 「+ESDプロジェクト」や環境カウンセラー支援等の着実な推進 等

## 持続可能な地域づくりを担う人材育成事業

183百万円（183百万円）

総合環境政策局 環境教育推進室

### 1. 事業の必要性・概要

環境と経済と社会が統合的に向上する持続可能な地域づくりには、優良な環境教育プログラムを通じた人材育成が必要不可欠である。

持続可能な開発のための教育（以下、ESD）の取組については、平成14年のヨハネスブルグサミットで我が国が世界に呼びかけたことが契機となって、国連総会でも決議された。

また、平成24年6月に開催された「リオ+20」において、ESDの更なる促進について合意されるとともに、我が国が表明した「緑の未来」イニシアティブにおいて、平成26年に我が国で開催予定の「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」に向けて、持続可能な社会を担う人材づくりや環境教育プログラムの作成等の一層の推進をうたっている。

このため、全国において、①ESDに従った小中学生向け環境教育プログラムの作成、②教職員、NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じた環境教育プログラムの検証や理解の深化、③出前授業等を活用した教育現場等での実証を実施し、持続可能な社会を担う人材づくりの先進地域を速やかに形成する。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### （1）ESDに従った小中学生向け環境教育プログラム作成事業

43百万円（42百万円）

平成26年度の「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」に向けて、ESD活動の促進を図るため、国内20カ所において、各地域個別の課題や自然、歴史、文化等に応じたESDに従った標準的な環境教育プログラムを作成する。

#### （2）ワークショップ事業及び教育現場等における実証事業

140百万円（141百万円）

全国47カ所において、学校教職員、NPO、事業者、行政等が集うワークショップを開催し、上記（1）で作成した環境教育プログラムの検証を行うとともに、関係者のESDに対する理解の深化やネットワーク構築等を促し、郷土色豊かな環境教育プログラムを各地で共有する。更に、NPO等による出前授業などにより実証を行い、必要な改善を行って環境教育プログラムの熟度や効果を高めるとともに、全国各地でのESDに従った環境教育の

取組を促進する。

### 3. 施策の効果

国内 20 カ所において、各地域の特徴を活かした環境教育プログラムを作成し、さらに教職員、NPO、事業者等が集うワークショップの開催を通じて、環境教育プログラムの共有や関係者のネットワークの構築等を図り、学校、NPO等の連携を強化して、ESDに関する人材育成の促進を図る。

また、全国各地でESDに従った環境教育が活発になり、平成 26 年の「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」において、我が国がリーダーシップを発揮する下地づくりを図る。

# 持続可能な地域づくりを担う人材育成事業

平成26年度予算（案）額 183百万円（183百万円）

## 背景

- 平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されたことを受け、学校、地域等における環境教育の充実が必要とされている。
- リオ+20の成果文書において、「持続可能な開発のための教育（ESD）を促進する」ことが明記され、日本政府「緑の未来」イニシアティブにおいても、「持続可能な社会を担う人材づくりや環境教育プログラムの作成等を一層推進する」とされている。
- 「国連ESDの10年」の最終年である平成26年に、ユネスコとの共催により「ESDに関するユネスコ世界会議」が日本で開催予定であり、主催国としてリーダーシップを発揮できることが必要となっている。

平成26年に向けて、持続可能な地域づくりを担う人材を育成するESDに従った環境教育を充実することが必要不可欠

## 事業の概要

- ①ESDに従った小中学生向け環境教育プログラムの作成
- ②教職員、NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じたプログラムの検証や理解の深化
- ③出前授業等を活用した教育現場等での実証を実施

## 期待される成果

- ・持続可能な人材づくりの先進地域の形成
- ・先進地域から周辺地域への波及・広域化
- ・ESDの実績拡大による、主催国としての態勢の充実

## 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

82百万円（100百万円）

総合環境政策局民間活動支援室

### 1. 事業の必要性・概要

平成23年6月に議員立法により成立した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）において、持続可能な社会の構築のため、多様な主体が適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して環境保全活動等を行う協働取組の重要性が明記されている。

特に環境課題の解決と地域活性化を推進するためにも、協働取組が有効である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、特色を活かした地域づくりのために、地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進することが明記されており、これら協力・連携体制の整備等には協働取組の促進も含まれるものである。そのため、全国的な取組や地域毎の取組等、様々な主体間による協働取組を促進することで、NPO等の活動支援を行い、地域における課題解決や地域活性化等、地域力の強化に結びつける。

### 2. 事業計画（業務内容）

低炭素・循環型・自然共生各分野での課題解決や地域活性化に向けた様々な主体による協働取組について、全国的な取組や地域ごとの取組をモデル事業として全国で展開することで、事業の実施主体となる多様な主体間の人材、資金、信頼性の向上を図り、かつ中間支援組織の体制強化、地域ごとの多様な主体の協力・連携体制の整備を促し、協働取組の加速化を図る。

### 3. 施策の効果

地域に潜在する様々な課題を、地域の中間支援組織を中核として、地方公共団体、企業、NPO等の民間団体等、多様な主体による協働取組のモデル事業を通じて、各主体の人材や信頼性等の向上と協働取組の理解と取組の加速化を図ることで、地域ごとの課題解決力を養い、地域活性化の礎を築く。

# 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

平成26年度予算(案)額 82百万円 (100百万円)

## 背景

・地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。(「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日))

地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開。



## 効果

地域の多様な主体による協働取組を通じて、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化が図られ、地域による課題解決能力等の地域力向上に結びつき、地域活性化が図られる。

地方環境パートナーシップ推進事業

151百万円（148百万円）

総合環境政策局民間活動支援室

## 1. 事業の必要性・概要

環境省では、平成23年6月に議員立法により成立した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）第19条第1項に基づき、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の取組を効果的に推進するための拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」（以下、地方EPO）を整備し、企業やNPO等の民間団体等に対して、環境保全活動や環境教育、協働取組等に関する情報提供や助言、交流の機会の提供等を実施しているところ。

また、環境教育等促進法では協働取組の重要性が一貫して盛り込まれており、地方EPOが果たす役割もより重要なものとなっている。

## 2. 事業計画（業務内容）

環境教育等促進法第19条第1項に基づき、行政、企業、NPO等あらゆる主体に対して、環境保全活動や環境教育、協働取組等に関する情報収集、情報発信、相談や助言、交流の機会の提供を行うとともに、環境教育等促進法第21条の4等による協働取組の円滑な実施を図るための措置として、協働取組に関する相談対応やコーディネートを行うプロセスマネージャーの配置等を実施し、地方EPOの機能の強化・充実を図るもの。

## 3. 施策の効果

地方EPOの機能の強化・充実を図ることで、全国各地において、行政、企業、NPO等の民間団体等による環境保全活動や環境教育等に関する協働取組を促進することができる。また、情報収集、情報発信、相談や助言、交流の機会の提供等、環境教育等促進法の拠点機能の役割を全うすることで、地域における環境保全活動や環境教育の促進に寄与し、地域のパートナーシップ形成や協働取組の促進を図る重要な拠点機能としての役割を果たすことができ、地域における持続可能な社会の構築を促進することができる。

# 地方環境パートナーシップ推進事業

平成26年度予算(案)額151百万円(148百万円)

## 背景・課題

・「環境教育等による環境保全活動の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)第19条に基づく、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の取組を効果的に推進するための拠点として、平成16年度より全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスを整備・運営。

## 施策

- ・北海道地方環境パートナーシップオフィス
- ・東北地方環境パートナーシップオフィス
- ・関東地方環境パートナーシップオフィス
- ・中部地方環境パートナーシップオフィス
- ・近畿地方環境パートナーシップオフィス
- ・中国地方環境パートナーシップオフィス
- ・四国地方環境パートナーシップオフィス
- ・九州地方環境パートナーシップオフィス

拠点機能の充実・強化により

- ・行政、企業、NPO等などの民間団体等とのネットワークによる情報収集や情報発信
- ・交流の機会の提供・活用によるネットワークの深化や拡大
- ・プロセスマネージャーの配置による協働取組に関する相談対応やコーディネート等の支援等 を実施

## 効果

- ・環境教育等促進法第19条第1項第1号から4号に明記された拠点が果たす機能の着実な実施が図られるほか、同第21条の4に基づく協働取組に係る手続の円滑な実施が図られる。
- ・地域における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の効果的な推進が全国的に図られる。